

平成15年12月11日
総務省

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案等に関する情報通信審議会への諮問及び意見募集

総務省は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に向けて、関係省令案等を作成し、情報通信審議会に諮問するとともに、意見募集を行い、その結果を踏まえて省令等を策定することとしました。

つきましては、これらの案に対する意見を別紙(PDF)の要領で募集することとします。

1 概要

総務省は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)第2条の規定(以下「改正法」という。)の施行に向けて、電気通信事業法施行規則等の関係省令及び告示等の改正案等を作成し、必要な事項について情報通信審議会(会長:秋山 喜久 関西電力株式会社代表取締役会長)に本日諮問しました。また、当該改正案等について、意見募集を行うこととします。

なお、改正案等の概要については【別添1】(PDF)及び【別添2】(PDF)をご参照下さい。

2 意見募集の対象

意見募集の対象は【別添3】のとおりです。なお、当該省令案等については、総務省ウェブサイト(<http://www.soumu.go.jp/>)に掲載するほか、総合通信基盤局事業政策課(総務省10階)にて配布いたします。

3 意見の提出要領

別紙(PDF)のとおり。

4 今後のスケジュール

今後、意見募集結果を踏まえて省令等を策定し、改正法の施行の日から施行する予定です。

なお、今回の意見募集に係る事項のうち、情報通信審議会に諮問された事項に係る意見募集の結果については、同審議会に報告し、答申に向けた審議の参考としていただく予定です。

< 関係資料 >

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)

http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/new_hourei.html

連絡先：総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課
(担当：川野課長補佐、吉田官)
電話：(代表) 03-5253-5111 (内線)5947
(直通) 03-5253-5947
FAX：03-5253-5848
E-MAIL：telecom-syourei@ml.soumu.go.jp

【別添3】

意見募集の対象となる改正案等に関する省令等の一覧(PDF)

(省令)

- ・ 有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(1, 2)
- ・ 電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)(1, 2)
- ・ 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)(1, 2)
- ・ 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)
- ・ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)(1, 2)
- ・ 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)(1, 2, 3, 4)

(告示)

- ・ 情報通信ネットワークの安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)
- ・ 情報通信ネットワークの安全・信頼性基準対策実施登録規定(昭和62年郵政省告示第72号)
- ・ 事業用電気通信設備規則の細目(昭和60年郵政省告示第228号)
- ・ 電気通信番号規則の細目(平成9年郵政省告示第574号)
- ・ 電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると総務大臣が認めるときに適用する基準(案)

(ガイドライン)

- ・ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(案)
-

意見募集要領

1 意見募集対象

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行に関する省令案等について

2 資料入手方法

総務省ホームページでの閲覧に供するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

3 意見提出方法

氏名、所属団体名又は会社名、住所及び連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を明記の上、以下のいずれかの方法により、日本語でご提出下さい。また、意見の対象となる省令等の名称、条番号及び項番号等（例：電気通信事業法施行規則（案）第2条第2項）を必ずご記入下さい。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：telecom-syourei@ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

(2) FAXの場合¹

FAX番号：03 - 5253 - 5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

(3) 郵送の場合²

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 中央合同庁舎2号館

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 あて

1 意見をFAXで提出する場合、以下の²に準じて別途意見の内容を記録した磁気ディスクの提出をお願いすることがあります。

2 意見を郵便で提出する場合は、以下により、その内容を保存した磁気ディスクを添えて提出するようにお願いいたします。

なお、送付いただいた磁気ディスクについてはご返却できませんのでご了承ください。

- 磁気ディスク：3.5インチ、2HD
- フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット
- 磁気ディスクには、意見提出者の氏名等、提出日及びファイル名を記載したラベルを添付してください。
- ファイル形式：Microsoft Word形式又はテキストファイル

4 意見提出期限

平成16年1月15日（木）17時必着

5 意見提出上の注意

いただいた意見については、お名前、ご所属等を含めて公表することがあります（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 125 号）第 2 条の規定（一種・二種の事業区分の廃止関係）の施行に関する省令案等の概要

1 背景

昨年 8 月の情報通信審議会最終答申、本年 3 月末の規制改革推進 3 か年計画（再改定）等を踏まえ、電気通信事業者の多様な事業展開を促す等の観点から、一種・二種の事業区分の廃止、参入許可制の廃止（登録・届出制への移行）、料金・契約約款規制の原則廃止、利用者保護ルールの整備等を内容とする「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 156 回通常国会に提出し、可決成立の後、本年 7 月 24 日に公布されたところである。

本件は、本法律の施行に伴い必要となる省令・告示・ガイドラインの改正等を行うものである。

2 概要（省令の改正）

(1) 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正

電気通信事業の参入、変更及び退出の手續の整備

参入について登録を要しない電気通信事業の基準として、その設置する電気通信回線設備について端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村の区域を超えないこと及び中継系伝送路設備の設置の区域が一の都道府県の区域を超えないことを規定。

この他、電気通信事業の参入、変更及び廃止の手續を規定するとともに、電気通信事業者が事業を休廃止する際に利用者に周知させる方法、利用者に周知させることを要しない事業の休廃止等について規定。

基礎的電気通信役務の範囲等

現行の基礎的電気通信役務の範囲の明確化を図るとともに、その契約約款の届出手続等を規定。

指定電気通信役務の範囲等

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が保障契約約款を定めなければならない電気通信役務として、当該設備を用いて提供する音声伝送役

務、専用役務及び光回線又はI S D N回線を用いた定額制のインターネットアクセスサービス（プッシュ回線以外の付加機能等を除く。）を規定するとともに、保障契約約款の届出の手續等を規定。

提供条件の説明の対象となる電気通信役務及び説明方法等

電気通信事業者及び契約代理店が契約締結時に提供条件の概要を説明しなければならない電気通信役務として、電話、携帯電話、PHS、インターネット接続サービス、DSL、無線LAN、IP電話等を規定。

説明方法として書面の交付のほか、電子メール、オンライン・サインアップによる方法等を、説明事項として事業者の名称、苦情・問い合わせの対応体制、サービス内容及び料金等を規定。

第一種指定電気通信設備の指定の基準等

第一種指定電気通信設備の指定に係る伝送路設備の電気通信回線数の割合の計算方法を、役務区分に関係なく、1回線を1と計算することを規定。

第一種指定電気通信設備の接続約款の認可の基準

第一種指定電気通信設備に係る接続約款の認可基準として、新たに利用者料金を設定する電気通信事業者の別が該当することを規定。

外国政府等との協定等

外国政府等との電気通信役務に関する協定等のうち、認可を要する重要事項について明確化を図るとともに、国際精算料金が減少する場合には認可を要しないことを規定。

事業用電気通信設備の自己確認に関する手續

事業用電気通信設備が技術基準に適合していることを事業者が自ら確認する方法及びその結果の届出の手續等について規定。

技術基準適合維持義務の適用除外となる設備

技術基準適合維持義務が適用されない電気通信設備として、自ら設置する伝送路設備に直接接続されない設備（アナログ電話用設備等を除く。）等を規定。

端末設備等の接続義務の適用除外となる設備

端末設備及び自営電気通信設備についての接続義務が適用されない電気通信回線設備として、特定の1の利用者への役務提供のみを目的とするなどその使用が限定的な設備を規定。

端末設備等の技術的条件を定めることができる電気通信事業者の範囲

電気通信回線設備に接続する端末設備及び自営電気通信設備の技術的条件を定めることができる電気通信事業者として、当該電気通信回線設備を設置する電気通信事業者と電気通信設備を接続しており、技術的条件を定めることに

ついて合意している電気通信事業者を規定。

土地の使用等に関する事業認定制度の整備

電気通信事業者が土地の使用等に係る規定の適用を受けるための認定の申請手続、変更認定及び承継等の手続を規定。

重要通信の確保のために事業者が講ずべき措置の内容

電気通信事業者が電気通信設備を相互に接続する場合に、重要通信を確保するための他の通信の制限・停止、識別信号が付された重要通信の優先的取扱いの方法等について取り決めるべき旨を規定。

報告を要する重大な事故の基準

電気通信事業法の一・二種の事業区分の廃止等に伴い、報告を要する重大な事故の基準について規定。

地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業を行う際の手続等

地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業について、届出を要する電気通信役務の内容及び届出の手続きについて規定。

(2) 有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)の一部改正

電気通信事業法上の一・二種の事業区分の廃止等に伴い、有線電気通信設備の設置届出の範囲等を変更。

(3) 電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)の一部改正

電気通信事業法上の会計整理義務の対象事業者が、第一種電気通信事業者から基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者及び電気通信事業法第30条の規定が適用される事業者に変更されることに伴い、必要な規定の整備等を行うとともに、これらの事業者が作成すべき附属明細書の様式等について会計基準の改正等も踏まえて必要な見直しを実施。

(4) 電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)の一部改正

電気通信主任技術者の選任を要しない要件として、事業用電気通信設備の設置の区域が一の市町村の区域を超えないこと、同区域における利用者の数が3万件未満であること、一定の能力を有する技術者を配置すること等を規定。

その他、従来の「第一種伝送交換技術者」及び「第二種伝送交換技術者」の種類を廃止し、「伝送交換技術者」に整理。

(5) 事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の一部改正

事業用電気通信設備の技術基準について、アナログ電話相当のIP電話等電気通信役務の種類に応じた技術基準、情報セキュリティ関係の技術基準等を規定。

(6) 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の一部改正

電気通信事業法上の一種・二種の事業区分の廃止等に伴い、必要な規定の整備等を行うとともに、近年のインターネットの急速な発展等を踏まえ、報告事項・報告対象事業者等について必要な見直しを実施。

(7) 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)の一部改正

電気通信事業法上の一種・二種の事業区分の廃止等に伴い、電気通信番号の指定対象となる事業者の範囲の拡大、電気通信番号の指定要件、電気通信番号の指定に係る手続等を規定。

3 概要(告示等の改正等)

その他、改正法の施行に伴い必要となる以下の告示等についての改正・制定を行う。

- (1) 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)の改正
- (2) 「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程」(昭和62年郵政省告示第74号)の改正
- (3) 「事業用電気通信設備規則の細目」(昭和60年郵政省告示第228号)の改正
- (4) 「電気通信番号規則の細目」(平成9年郵政省告示574号)の改正
- (5) 「電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると総務大臣が認めるときに適用する基準」(案)の制定
- (6) 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(案)の制定

4 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律第2条の規定の施行の日(同法の公布の日(平成15年7月24日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行する。

省令案の概要に関する参考資料

(情報通信審議会への諮問に係るもの)

1 登録を要しない電気通信事業の基準

(電気通信事業の登録)

第9条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備(中略)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。

電気通信回線設備を設置する事業(現在の一種事業)のうち、

以下の2つの要件を満たす事業を営む者については、事業開始・変更手続を「届出」とする。

末端系伝送路設備が一の市町村()の区域に留まること

(:特別区・政令指定都市にあっては、「区」とする。)

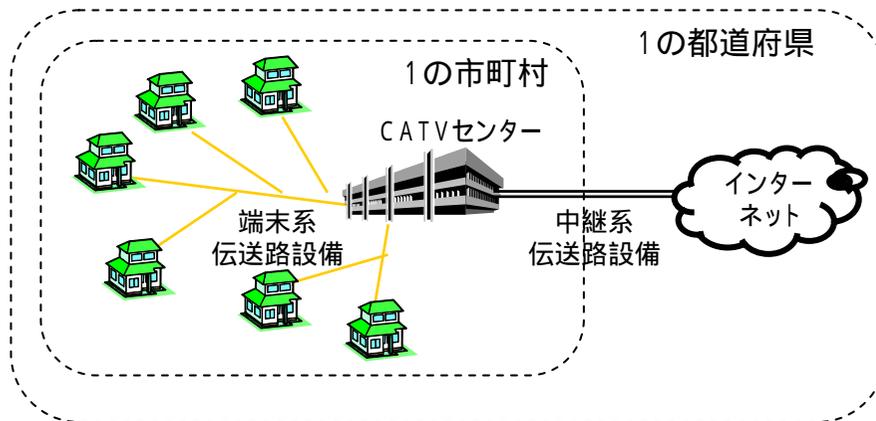
中継系伝送路設備が一の都道府県内の区域に留まること

上記の要件を超える回線設備を設置して事業を営む者については、事業開始・変更手続を「登録」とする。

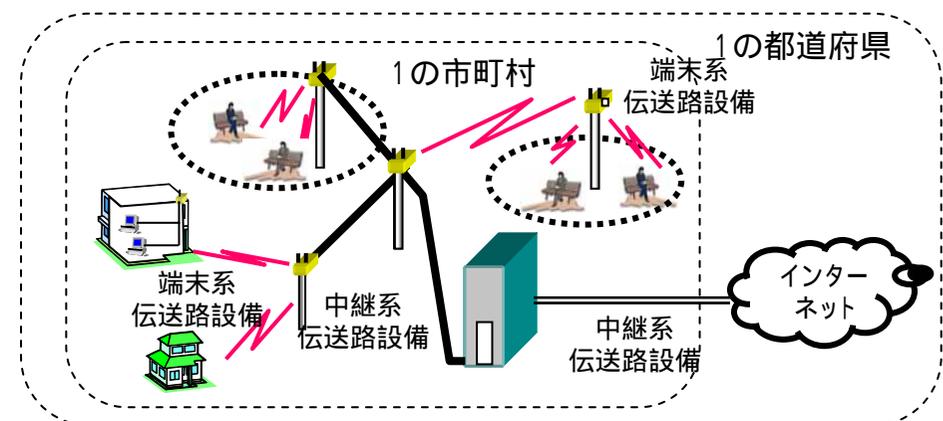
(注1)登録についても、欠格事由の該当性、電気通信の健全な発展の観点からの適切性(公正競争等)を審査するだけであり、申請書記載事項・添付書類は、ほぼ届出事業者と同じであり、実質的な負担の差は小さい。

(注2)電気通信回線設備を設置しない事業(現在の二種事業)については、現行どおり、事業開始・変更手続は「届出」とする。

【現在の一種事業者のうち、届出となる事業の例(現行約400社のうち、約130社(1/3程度))】



CATVインターネット事業



無線LAN事業

2 指定電気通信役務（NTT東西が保障約款を作成するサービス）の範囲

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第20条 指定電気通信役務（一種指定設備を設置する電気通信事業者が当該一種指定設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して（中略）適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。）を提供する電気通信事業者は、（中略）契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。（以下略）

指定電気通信役務の範囲の決定

以下の手順に則り、指定電気通信役務（以下「指定役務」）の範囲を決定することとした（次頁参照）。

（1）NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務（以下「代替役務」）が他の事業者によって十分に提供されているか分析。

個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲（分析単位）を決定
分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定
分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

（2）当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、当該役務の利用者の範囲等その他の事情を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断。

なお、指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

- （ア）付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。）
- （イ）特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- （ウ）新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務
- （エ）端末設備の提供に係る電気通信役務
- （オ）利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- （カ）当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

指定電気通信役務の対象サービス（案）

指定電気通信役務	指定電気通信役務以外
<p>特定電気通信役務</p> <p>【音声伝送役務】</p> <p>加入電話・I S D N</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線 ・市内通信 ・県内市外通信 ・プッシュ回線 <p>公衆電話</p> <p>【専用役務】</p> <p>一般専用サービス</p> <p>高速デジタル伝送サービス</p> <p>A T M専用サービス</p> <p>I Pルーティング網接続専用サービス</p> <p>D S L等接続専用サービス</p>	<p>【音声伝送役務】</p> <p>加入電話・I S D N</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加機能（転送機能、着信課金機能等） ・支店代行電話 ・内部通話用電話 ・有線放送電話接続電話 ・共同電話 <p>法人向けI P電話サービス</p> <p>【専用役務】</p> <p>無線専用サービス</p> <p>映像伝送サービス</p> <p>【データ伝送役務】</p> <p>I P通信網サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッツA D S L ・Bフレッツ（F W A） ・フレッツオンデマンド ・フレッツオフィス ・Mフレッツ ・フレッツコネクト ・フレッツグループアクセス <p>Lモード</p> <p>L A N型通信網サービス</p> <p>データ伝送サービス（メガデータネッツ）</p> <p>映像データ通信サービス</p> <p>信号監視通信サービス</p>
<p>特定電気通信役務以外</p> <p>【音声伝送役務】</p> <p>オフトーク通信</p> <p>【データ伝送役務】</p> <p>I P通信網サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレッツI S D N ・Bフレッツ（光ファイバ） 	

(参考) 指定電気通信役務の範囲の決定方法

1 改正電気通信事業法の規定

改正電気通信事業法第20条第1項において、指定電気通信役務（以下「指定役務」という。）は、第一種指定電気通信設備（以下「指定設備」という。）を設置する電気通信事業者が当該指定設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務（以下「代替役務」という。）が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるとされている。

2 代替役務の十分な提供その他の事情

(1) 代替役務

代替役務が他事業者によって十分提供されているかどうかの分析は、原則として、以下の手順を踏むこととする。

手順1 個別の分析の対象となる役務の範囲(分析単位)を決定

NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲（分析単位）を決定する。

同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を（NTT東西毎に）まとめて分析単位とする。

- ・ 同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき行う。
- ・ 具体的には、役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
- ・ NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

手順2 分析単位毎に、それと代替的な他の事業者の役務の範囲を決定

分析単位となっているNTT東西の役務に代わるべき他の事業者の役務の範囲を決定する。

手順3 分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断

NTT東西の市場シェアが50%を超える場合

反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。

NTT東西の市場シェアが10%以下の場合

反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。

NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合

市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。

インターネット上で同等の役務が提供されている場合

同等の効用を有する電気通信役務がインターネット上のアプリケーションにより広く提供されていることが明らかな場合は、NTT東西の市場シェアを測定することは困難であるが、反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。

新しい分野で提供が開始されて間もない(3年以内)場合

仮にNTT東西の市場シェアが高くても、いわゆる「揺籃期」にある市場においては、新規加入数の推移、参入障壁の有無等補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に分析を行う。

(2) その他の事情

利用者の利益を保護するために特に必要があるかどうか判断するに当たっては、当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、当該役務の利用者の範囲等を勘案すべき。

以上の観点から、以下の(ア)～(カ)の電気通信役務は指定役務としない。

(ア) 付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務を除く。)

(イ) 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務

(ウ) 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

(エ) 端末設備の提供に係る電気通信役務

(オ) 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務

(カ) 当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

3 まとめ

以上をまとめると、指定役務は、以下のとおり定めることとなる。

NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、代替役務が十分提供されているかを、2(1)の手順に従って分析する。

の分析結果及び分析対象となる役務の特徴に応じたその他の事情を勘案して、指定役務として定める必要性があるか判断する。(2(2)(ア)～(カ)に該当する役務については、指定役務としない。)

なお、電気通信市場は、新サービスが次々開発される等、極めて変化が速い。したがって、指定役務の範囲は、必要に応じて柔軟に見直していくことが求められる。

3 提供条件の説明の対象となる電気通信役務及び説明方法等

(提供条件の説明)

第26条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者(中略)と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

対象サービス(一般消費者向けサービス)

電話サービス(アナログ電話)及びISDN
携帯電話・PHSサービス
ダイヤルアップ・インターネット接続サービス
DSLサービス、FTTHサービス、CATVインターネット接続サービス
無線アクセス・インターネット接続サービス
無線LANインターネット接続サービス
IP電話サービス

説明の方法

店舗、街頭等での書面の交付
インターネット上のオンライン・サインアップ
電子メールの送付
CD-ROMその他の記録媒体の交付
パンフレット・カタログ・DM等の交付
電話による説明(説明後、書面を送付することが必要)

説明すべき事項

電気通信事業者(及び代理店)の名称
電気通信事業者の問い合わせ連絡先(電話窓口の場合は受付時間も含む。)
電気通信サービスの名称及びその種別
その利用者に適用される料金
契約の変更・解除に関する定めがある場合には、その旨及び内容
サービスの品質、提供地域、緊急通報等についての制限事項がある場合は、その旨

(交付する書面のイメージ)

「DSLプランA」の提供条件について

1 料金

初期工事費: 円
月定額: 3,000円
モデムレンタル料: 800円

2 サービス内容

・「DSLプランA」は、いわゆるADSLサービスです。
・本サービスは、最大 Mbpsの回線速度となっておりますが、お客様のご自宅からNTT局舎までの距離等により回線速度が異なることがあります。

3 解約時の条件について

・契約からヶ月以内に本サービスを解約される場合は、解約金 万円が必要となります。

【お問い合わせ先】
テレコム(株)
03 - ×××× -
(受付時間: 平日9時~21時)

4 一種指定設備の指定の基準等、接続約款の認可の基準

(第一種指定電気通信設備との接続)

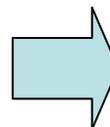
第33条 総務大臣は、(中略)伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの(中略)を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、(中略)取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。(以下略)

第一種指定電気通信設備の指定の基準

【従来】

電話・ISDN、専用線・・・伝送速度を勘案(1回線につき最大24)
データ伝送サービス(ADSL、FTTH等)・・・1回線につき1



【改正後】

全ての伝送路を1回線につき1

(背景)

専用線からデータ系サービスへの移行による不整合の増大
卸によるダークファイバの提供に伴う役務把握の困難性

第一種指定電気通信設備の接続約款の認可の基準

料金設定事業者については、従来届出事項としてきたが、今般の事業法改正において、「電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別(いわゆる料金設定事業者)」が接続の条件に含まれる事項として明記され、第一種指定電気通信設備との接続に関して料金設定事業者について接続約款に定め、総務大臣の認可が必要とされた。

このため、第一種指定電気通信設備との接続における料金設定事業者について、認可事項とする旨の規定の整備を行うものである。

改正前の加入者回線数に占めるNTT東西のシェア

都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア		都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア	
	メタル+光ファイバ	(参考)光ファイバ		メタル+光ファイバ	(参考)光ファイバ
北海道	97.3%	62.7%	滋賀県	98.5%	78.6%
青森県	98.5%	67.9%	京都府	96.0%	76.5%
岩手県	98.7%	77.8%	大阪府	91.8%	72.3%
宮城県	97.6%	68.0%	兵庫県	96.5%	73.2%
秋田県	98.7%	73.8%	奈良県	98.9%	76.4%
山形県	97.7%	78.0%	和歌山県	94.7%	75.3%
福島県	99.1%	80.2%	鳥取県	97.6%	66.1%
茨城県	97.8%	65.6%	島根県	98.1%	77.4%
栃木県	99.0%	83.0%	岡山県	97.3%	65.7%
群馬県	98.1%	79.0%	広島県	94.0%	52.3%
埼玉県	97.3%	85.7%	山口県	97.0%	73.8%
千葉県	96.5%	83.1%	徳島県	98.5%	67.2%
東京都	91.0%	72.1%	香川県	97.6%	66.8%
神奈川県	92.5%	79.0%	愛媛県	98.7%	72.1%
新潟県	98.7%	76.9%	高知県	98.7%	69.5%
富山県	96.1%	65.8%	福岡県	96.2%	78.6%
石川県	95.9%	78.6%	佐賀県	99.1%	80.4%
福井県	97.3%	79.8%	長崎県	99.4%	85.9%
山梨県	98.8%	79.4%	熊本県	99.4%	87.1%
長野県	81.2%	70.4%	大分県	99.3%	83.7%
岐阜県	99.3%	84.8%	宮崎県	99.4%	84.3%
静岡県	97.4%	82.0%	鹿児島県	99.4%	87.1%
愛知県	97.2%	76.3%	沖縄県	95.9%	80.5%
三重県	92.0%	84.2%	全国	95.2%	74.0%

改正後の加入者回線数に占めるNTT東西のシェア

都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア		都道府県名	加入者回線数に占める NTT 東西のシェア	
	メタル+光ファイバ	(参考)光ファイバ		メタル+光ファイバ	(参考)光ファイバ
北海道	99.0%	73.1%	滋賀県	99.5%	64.1%
青森県	99.8%	74.3%	京都府	98.8%	61.7%
岩手県	99.7%	81.3%	大阪府	96.1%	62.5%
宮城県	99.5%	72.9%	兵庫県	97.6%	59.2%
秋田県	99.8%	79.1%	奈良県	99.5%	48.2%
山形県	98.4%	84.3%	和歌山県	95.3%	46.6%
福島県	99.9%	88.0%	鳥取県	99.6%	77.1%
茨城県	99.7%	73.5%	島根県	99.8%	84.7%
栃木県	99.7%	81.6%	岡山県	99.7%	73.9%
群馬県	98.9%	83.5%	広島県	99.0%	54.1%
埼玉県	97.5%	93.6%	山口県	98.8%	74.9%
千葉県	96.8%	92.6%	徳島県	99.8%	71.6%
東京都	95.7%	75.2%	香川県	99.5%	67.2%
神奈川県	95.3%	84.1%	愛媛県	99.8%	75.2%
新潟県	99.5%	85.8%	高知県	99.7%	69.1%
富山県	98.8%	85.7%	福岡県	97.2%	77.3%
石川県	98.5%	91.1%	佐賀県	99.9%	89.4%
福井県	99.1%	91.3%	長崎県	99.9%	92.8%
山梨県	99.8%	85.1%	熊本県	99.9%	94.7%
長野県	98.4%	79.0%	大分県	99.9%	92.7%
岐阜県	99.9%	91.3%	宮崎県	100.0%	93.1%
静岡県	98.2%	90.8%	鹿児島県	99.9%	92.7%
愛知県	98.5%	77.2%	沖縄県	97.0%	78.5%
三重県	92.7%	88.8%	全国	97.7%	75.5%

5 技術基準適合維持義務の適用除外となる設備

(電気通信設備の維持)

第41条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 (略)

3 (略)

以下の事業用電気通信設備については、技術基準適合維持義務の適用除外とする。

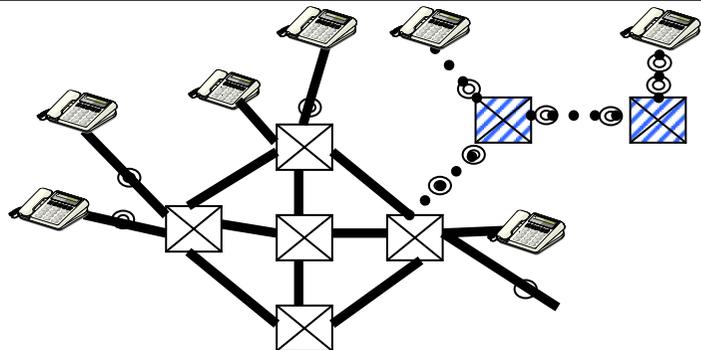
自ら設置する伝送路設備に直接接続されていない設備(アナログ電話用設備、携帯電話用設備等の主要な音声伝送用設備を除く)

(旧2種事業者が設置している電気通信設備と同じ種類の電気通信設備)

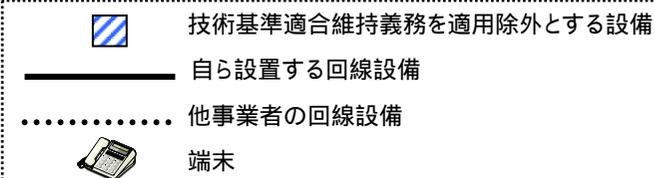
特定の1利用者への役務提供のみを目的とするなど限定的な使用に係る伝送路設備のみを伝送路設備として設置する事業者の設備

(旧2種事業者が限定的に設置可能な伝送路設備等)

自ら設置する伝送路設備に直接接続されていない設備
(アナログ電話用設備、携帯電話用設備等の主要な音声伝送用設備を除く。)



例: 旧2種事業者の設置する交換機、イーサネット用ソフトスイッチ、光回線の終端装置など



特定の1の利用者への役務提供のみを目的とするなど限定的な使用に係る伝送路設備のみを伝送路設備として設置する事業者の設備

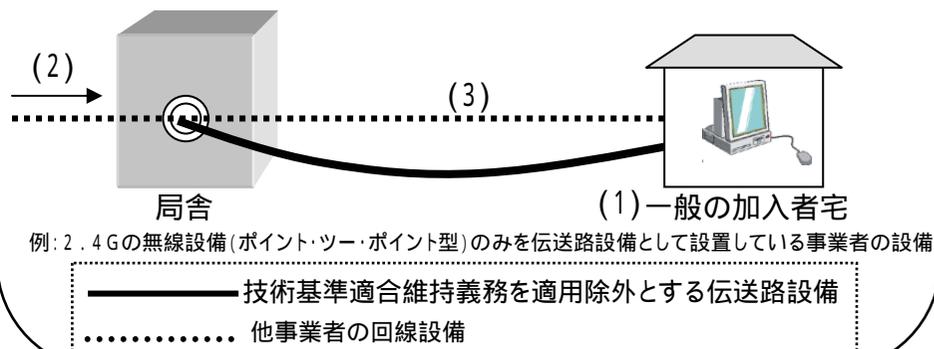
【適用除外の対象となる要件】

(1)~(3)を全て満たす端末系伝送路設備のみを伝送路設備として設置する事業者の設備

(1) 特定の1の利用者への役務提供のみを目的として設置するもの

(2) 他の事業者の回線に接続され役務を提供するものであり、当該端末系伝送路設備のみで、役務提供が完結するものではないこと。

(3) 既に、他の事業者が端末系伝送路設備を設置しており、利用者がその利用に代えて選択したもの



6 端末設備等の技術的条件を定めることができる電気通信事業者の範囲

(端末設備の接続の技術基準)

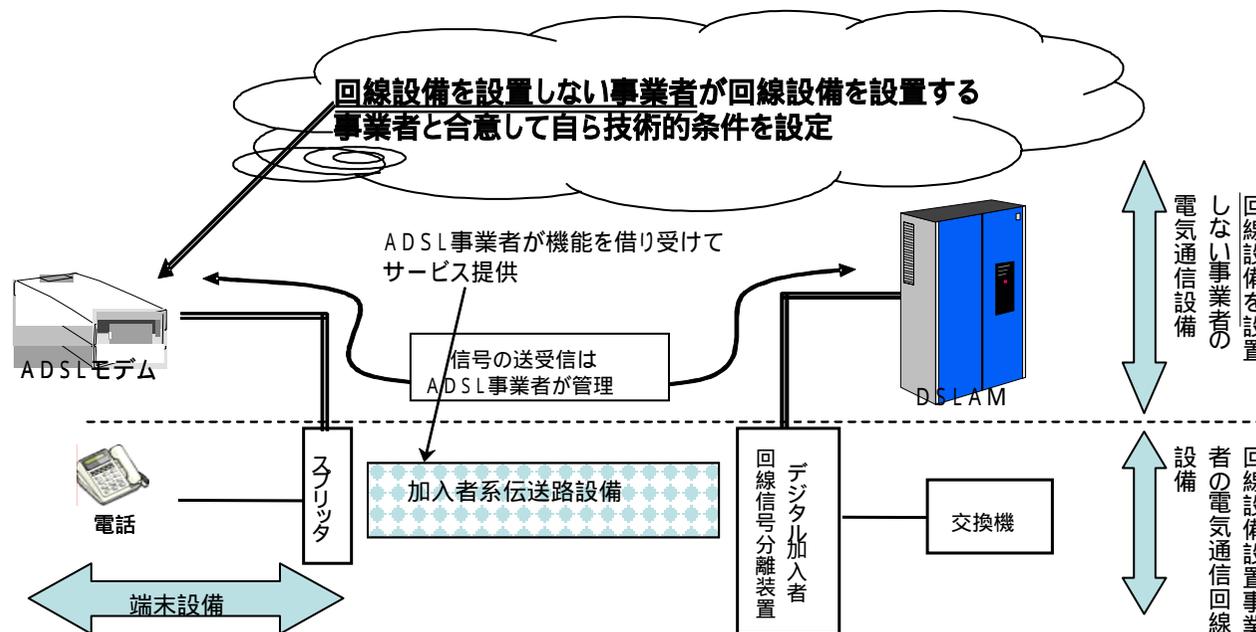
第52条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（中略）をその電気通信回線設備（中略）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。（中略））に適合しない場合（中略）を除き、その請求を拒むことができない。

2 (略)

3 (略)

電気通信回線設備に接続する端末設備等の技術的条件を定めることができる電気通信事業者(当該電気通信回線設備を設置する者を除く)の範囲は次のとおりとする。

当該電気通信回線設備を設置する電気通信事業者と電気通信設備を接続しており、技術的条件を定めることについて合意している電気通信事業者



7 端末設備等の接続義務の適用除外となる設備

(端末設備の接続の技術基準)

第52条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（中略）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第69条及び第70条において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（中略）に適合しない場合（中略）を除き、その請求を拒むことができない。

2 (略)

3 (略)

以下の設備については、端末設備等の接続義務の適用除外とする。

特定の1の利用者への役務提供のみを目的とするなど限定的な使用に係る伝送路設備のみを伝送路設備として設置する事業者の設備

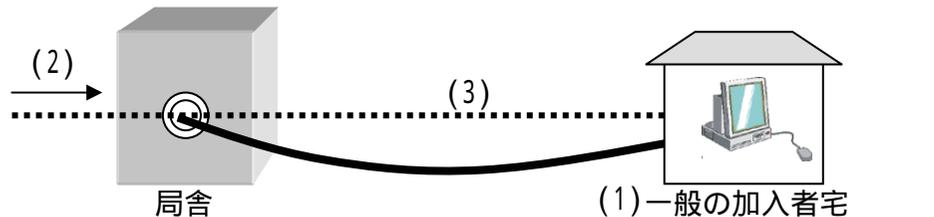
(旧2種事業者が限定的に設置可能であった伝送路設備等。義務の対象となる設備の範囲について現状と実質的な変更はない。)

特定の1の利用者への役務提供のみを目的とするなど限定的な使用に係る伝送路設備のみを伝送路設備として設置する事業者の設備

【適用除外の対象となる要件】

(1)～(3)を全て満たす端末系伝送路設備のみを伝送路設備として設置する事業者の設備

- (1) 特定の1の利用者への役務提供のみを目的として設置するもの
- (2) 他の事業者の回線に接続され役務を提供するものであり、当該端末系伝送路設備のみで、役務提供が完結するものではないこと。
- (3) 既に、他の事業者が端末系伝送路設備を設置しており、利用者がその利用に代えて選択したもの



例: 2.4Gの無線設備(ポイント・ツー・ポイント型)のみを伝送路設備として設置している事業者の設備

————— 技術基準適合維持義務を適用除外とする伝送路設備

..... 他事業者の回線設備

8 重要通信の確保のために事業者が講ずべき措置の内容

(重要通信の確保)

第8条 (略)

2 (略)

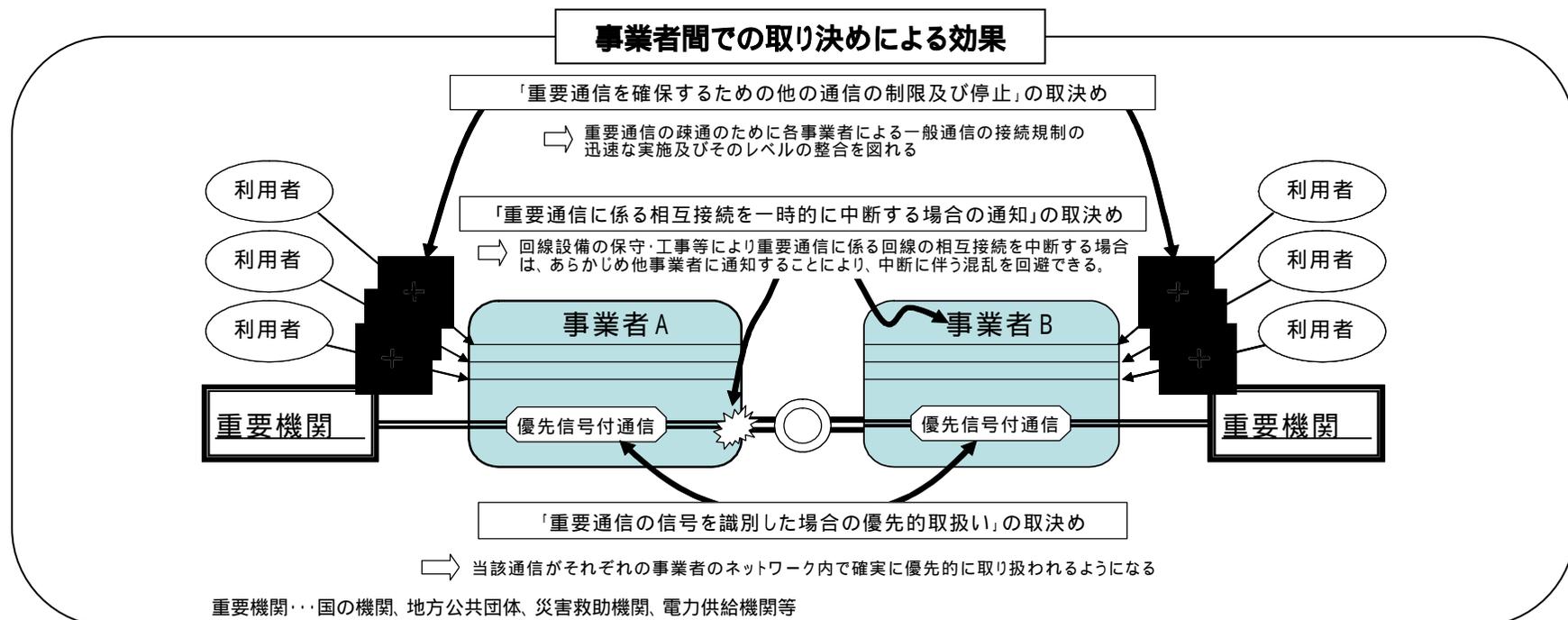
3 電気通信事業者は、第一項に規定する通信(以下「重要通信」という。)の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

取決めを義務付けるべき事項

重要通信を確保するため、他の通信を制限又は停止すること

重要通信の取扱いを工事等により一時的に中断する場合は、その旨を相互に接続する事業者に通知すること

重要通信を識別することができるよう重要通信に付される信号を識別した場合は、当該重要通信を優先的に取り扱うこと



9 電気通信主任技術者規則の一部改正

(電気通信主任技術者)

第45条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、(中略)電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者のうち、

以下の3つの要件を満たす電気通信事業者については、仮に設備の損壊等が生じた場合であっても社会的影響が限定的なものとなると考えられるため、電気通信主任技術者の選任を要しないこととする。

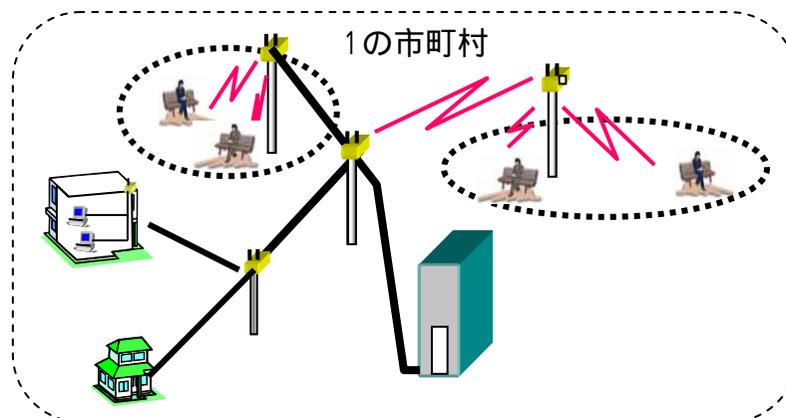
事業用電気通信設備の設置の範囲が専ら一の市町村の区域にあること

(特別区・政令指定都市にあっては、「区」とする。)

当該区域における利用者の数が三万未満であること

一定の業務経験又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者が配置されていること

【現在の一種事業者のうち、選任が不要となる事業者(現行約400社のうち、約110社(1/4程度))】



10 事業用電気通信設備規則の一部改正

(電気通信設備の維持)

第41条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2・3 (略)

現行の技術基準の内容

第一種・特二種事業者の設備に適用

設備の損壊・故障の対策(原則1)
(予備機器、停電対策、耐震対策、故障検出、異常ふくそう対策、誘導対策等)

通信の秘密の確保(原則3)
(漏話対策、蓄積情報保護)

他の網、端末への損傷防止(原則4)
(損傷防止、機能障害の防止等)

他の電気通信設備との責任の分界(原則5)
(分界点、機能確認)

適正な品質の確保(原則2)

アナログ電話用設備に対する規定
* 信号極性、信号送出条件、通話品質 等

その他の音声伝送用設備に対する規定
* 基本機能、通話品質、接続品質

専用設備に対する規定
* 伝送品質

直営の端末設備に対する規定
* 端末設備等規則を準用

共通に適用される基準

サービス毎に適用される基準

改正後の技術基準の内容

電気通信回線設備を設置する事業者の設備・ユニバーサルサービスの設備に適用

設備の損壊・故障の対策(原則1)
(電気通信役務の提供に著しい支障が生じない措置、故障検出、異常ふくそう対策、誘導対策等)

通信の秘密の確保(原則3)
(漏話対策、蓄積情報保護)

他の網、端末への損傷防止(原則4)
(損傷防止、機能障害の防止等)

他の電気通信設備との責任の分界(原則5)
(分界点、機能確認)

情報セキュリティ対策

通信内容の漏えい対策

適正な品質の確保(原則2)

アナログ電話用設備に対する規定
* 信号極性、信号送出条件、通話品質 等

アナログ電話相当の設備に対する規定
* 通話品質、接続品質、安定品質、総合品質
(ISDN、IP技術を用いた固定電話(0AB~J番号))

携帯電話の設備に対する規定
* 基本機能、通話品質、接続品質 等

その他の音声伝送用設備に対する規定
* 基本機能、通話品質、接続品質
(PHS、IP電話(050番号))

直営の端末設備に対する規定
* 端末設備等規則を準用

予備機器、停電対策、耐震対策等

予備機器、停電対策、耐震対策等

予備機器、停電対策、耐震対策等

特別第二種電気通信事業者については規定なし

専用設備に対する品質規定は廃止

11 電気通信番号規則の一部改正

(電気通信番号の基準)

第50条 電気通信事業者は、電気通信番号(略)を用いて電気通信役務を提供する場合には、その電気通信番号が総務省令で定める基準に適合するようしなければならない。

2 (略)

電気通信番号の指定対象となる事業者の範囲の拡大、電気通信番号の指定要件の明確化(概要図参照)

電気通信番号の指定に係る手続きの明確化(電気通信番号の指定時の申請内容に変更が生じた場合の届出等)

【改正前】

< 一種・二種 / サービスに着目して指定 >

事業者の「設備」を識別する番号

固定電話用番号 (地理識別番号)

0AB ~ J番号 例)03 - 5253 - 5111 (一種事業者に指定)

移動電話用番号 (地理的識別性なし)

090・080番号 (携帯電話)

070番号 (PHS) (一種事業者に指定)

事業者を識別する番号

00XY番号 例)0077 (KDDI)、0088 (JT) (一種事業者に指定)

0091N₁N₂番号 (二種事業者に指定)

「サービス」を識別する番号

IP電話の番号

050番号 (全事業者に指定)

付加機能識別番号

0AB0番号 例)着信課金サービス0120 (一種事業者に指定)

UPTサービス(追いかけて電話サービス)の番号

060番号 (一種事業者に指定)

【改正後】

< 指定要件を明確化 >

端末系伝送路を直接収容・識別する交換機の設置
技術基準適合維持義務(音声品質・安定品質等)
地理的識別地域で利用されるための技術的措置
相当程度の需要
緊急通報が原則として利用可能であること等
(注) アナログ電話、ISDN、アナログ電話相当のIP電話等に指定

端末系伝送路設備の設置

中継ルーティングのための設備の設置
第一種指定電気通信設備との網間信号接続
00XY番号: 回線設備設置事業者(技術基準適合維持義務あり)に指定
0091N₁N₂番号: 回線設備を設置しない事業者に指定

第一種指定電気通信設備との網間信号接続
品質基準(音声品質)
呼制御機能を有する機器の設置

第一種指定電気通信設備との網間信号接続
サービス制御機能を有する機器の設置

第一種指定電気通信設備との網間信号接続
サービス制御機能を有する機器の設置

改正案	現行
<p>（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備（以下「共同設置の設備」という。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）が設置するもの（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二 他人（電気通信事業者を除く。）の設置した電気通信設備と相互に接続される有線電気通信設備（以下「相互接続の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電気通信事業者の設置する有線電気通信設備（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除</p>	<p>（共同設置の設備等に係る届出を要しない設備）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備（以下「共同設置の設備」という。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 一般第二種電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十二条第二項に規定する一般第二種電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設置するもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二 他人（第一種電気通信事業者（電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続される有線電気通信設備（以下「相互接続の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 一般第二種電気通信事業者の設置する有線電気通信設備で</p>

く。)であるとき。

二・ホ (略)

三 (略)

イ 前号イ、ロ又はハに掲げる場合

ロ 前号ニに掲げる場合であつて、接続した者が相互に使用する
るとき。

ハ その設備が電気通信事業法第七十条第一項の規定により電
気通信事業者の設置する電気通信回線設備に接続したものであ
るとき。

二・ワ (略)

(設置の届出を要しない設備)

第六条 (略)

あるとき。

二 一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者
(電気通信事業法第二十七条第一項に規定する特別第二種電
気通信事業者をいう。以下同じ。)の設置した有線電気通信
設備を接続するとき。

ホ・ヘ (略)

三 (略)

イ 前号イ、ロ、ハ又はニに掲げる場合

ロ 前号ホに掲げる場合であつて、接続した者が相互に使用す
るとき。

ハ 電気通信事業法第十五条第一項の規定により第一種電気通
信事業者から電気通信業務の取扱いを委託されたとき。

二 その設備が電気通信事業法第五十二条第一項の規定により
第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備に接続した
ものであるとき。

ホ・カ (略)

(設置の届出を要しない設備)

第六条 (略)

<p>一 電気通信事業法第五十二条第一項の規定により接続する端末設備</p> <p>二 六 (略)</p>	<p>一 特別第二種電気通信事業者が設置するもの</p> <p>二 電気通信事業法第四十九条第一項の規定により接続する端末設備</p> <p>三 七 (略)</p>
---	--

○事業用電気通信設備規則の細目を定める件（昭和六十年郵政省告示第二百二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

現行

（総合品質）

第四条 規則第三十五条の六の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107勧告における総合音声伝送品質の値を八〇を超える値とし、G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を「五〇」ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

2 規則第三十六条の五第一項の規定による総合品質の基準は、

ITU-T G.107勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

（総合品質）

第四条 規則第三十五条の六第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。

（専用設備の伝送品質）

第五条 規則第三十六条の規定により第一種電気通信事業者があらかじめ定める専用設備の伝送品質の基準は、次の各号により定め

るもの（新たな利用者に対し提供が行われない品目のための専用設備に係るものを除く。）とする。

一 音声帯域を使用して帯域伝送を行う専用設備の伝送損失及び減衰歪

二 二千四百ビット毎秒から六メガビット毎秒の伝送速度による符号伝送を行う専用設備（電気通信回線設備と端末設備等との接続の点におけるインタフェースが国際基準に準拠しないものを除く。）の符号誤り特性

（特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）

第六条 規則第四十八条第二項の規定により規則第三十八条、第四十三条第二項、第四十四条及び第四十七条の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外）

第五条 規則第四十八条第二項の規定により規則第三十八条及び第四十三条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

電気通信番号規則の細目を定める件（平成九年郵政省告示第五百七十四号）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 規則第九条第一号の規定により市町村等の区域を勘案して総務大臣が定める電気通信番号は、九けた又は八けたの十進数字とし、末尾四けたを除く数字は別表第一号に定めるものとする。ただし、同表中市内局番の欄の数字は、総務大臣の指定により電気通信事業者（規則第五条第一項に規定する電気通信事業者をいう。別表第一号において同じ。）<u>により</u>に定めるものとする。</p> <p>第五条 規則の別表第二の十三に規定する総務大臣が別に告示する電気通信番号は、一については第三条第一号に規定する電気通信番号とし、二については第三条第二号に規定する電気通信番号とする。</p>	<p>第二条 規則第九条第一号の規定により市町村等の区域を勘案して総務大臣が定める電気通信番号は、九けた又は八けたの十進数字とし、末尾四けたを除く数字は別表第一号に定めるものとする。ただし、同表中市内局番の欄の数字は、総務大臣の指定により<u>第一種</u>電気通信事業者<u>ごと</u>に定めるものとする。</p>

別表第一号(第二条関係)

(表 省略)

注 1 番号区画は、次の地点が含まれるものとする。

ア 固定端末系伝送路設備と端末設備等の責任の分界点、電気通信事業用の端末設備の設置場所、端末設備等の設置場所又は端末系交換設備と伝送路設備（専用設備に限る。）の接続の分界点

イ 無線呼出し役務又は第二条に規定する役務における接続の分界点、当該役務を提供する電気通信事業者の交換設備の設置場所又は当該設備と接続している電気通信事業者の交換設備の設置場所

別表第二号(第三条第一号関係)

付加的な機能	電気通信番号
着信課金機能（契約者の番号への呼に係る料金が当該契約	120D E F G H J 又は800D E F G H J K

別表第一号(第二条関係)

(表 省略)

注 1 番号区画は、次の地点が含まれるものとする。

ア 固定端末系伝送路設備と端末設備等の責任の分界点、電気通信事業用の端末設備の設置場所、端末設備等の設置場所又は端末系交換設備と伝送路設備（専用設備に限る。）の接続の分界点

イ 無線呼出し役務又は第二条に規定する役務における接続の分界点、当該役務を提供する第一種電気通信事業者の交換設備の設置場所又は当該設備と接続している第一種電気通信事業者の交換設備の設置場所

別表第二号(第三条第一号関係)

付加的な機能	電気通信番号
着信課金機能（契約者の番号への呼に係る料金が当該契約	120D E F G H J 又は800D E F G H J K

<p>者に課される機能をいう。)</p>	<p>ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>電気通信事業者</u>ごとに定められる数字とする。</p>	<p>者に課される機能をいう。)</p>	<p>ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>第一種電気通信事業者</u>ごとに定められる数字とする。</p>
<p>情報料代理徴収機能（契約者の番号への呼に対して有料の情報を提供する場合であつて、その料金がサービスの契約者が契約する<u>電気通信事業者</u>により徴収される機能をいう。）</p>	<p>990DEFGHJ ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>電気通信事業者</u>ごとに定められる数字とする。</p>	<p>情報料代理徴収機能（契約者の番号への呼に対して有料の情報を提供する場合であつて、その料金がサービスの契約者が契約する<u>第一種電気通信事業者</u>により徴収される機能をいう。）</p>	<p>990DEFGHJ ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>第一種電気通信事業者</u>ごとに定められる数字とする。</p>
<p>大量呼受付機能（契約者の番号への二以上の呼に対して同時に同一の情報を提供する機能又は当該サービスの契約者の番号への呼の数を集計する機能をいう。）</p>	<p>180DEFGHJ ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>電気通信事業者</u>ごとに定められる数字とする。</p>	<p>大量呼受付機能（契約者の番号への二以上の呼に対して同時に同一の情報を提供する機能又は当該サービスの契約者の番号への呼の数を集計する機能をいう。）</p>	<p>180DEFGHJ ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>第一種電気通信事業者</u>ごとに定められる数字とする。</p>
<p>統一番号機能（契約者の番号への呼を当該契約者からの請求によりあらかじめ指定され</p>	<p>570DEFGHJ ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>電気通信事</u></p>	<p>統一番号機能（契約者の番号への呼を当該契約者からの請求によりあらかじめ指定され</p>	<p>570DEFGHJ ただし、DEFは、総務大臣の指定により<u>第一種電気</u></p>

<p>る端末系伝送路設備を介して電気通信役務を提供する機能をいう。)</p>	<p>業者ごとに定められる数字とする。</p>	<p>る端末系伝送路設備を介して電気通信役務を提供する機能をいう。)</p>	<p>通信事業者ごとに定められる数字とする。</p>
<p>特定者向けメッセージ蓄積・再生機能（特定者に向けたメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。）</p>	<p>170D E F G H J ただし、D E F は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p>	<p>特定者向けメッセージ蓄積・再生機能（特定者に向けたメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。）</p>	<p>170D E F G H J ただし、D E F は、総務大臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p>
<p>注 英字は、十進数字とする。</p>		<p>注 英字は、十進数字とする。</p>	

電気通信事業法施行規則第五十八条に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準等を定める件（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十八条第一号イの規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を次のように定め、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>一 電気通信役務の提供の停止に係る電気通信設備の伝送速度の総和が二百万キロビット毎秒を超えるもの</p> <p>二 携帯電話の役務、PHSの役務又は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務の提供の停止にあつては、次に該当するもの</p> <p>イ 当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局について、その停止時間帯に当該基地局の役務提供区域に存した利用者の数（その把握が困難な場合は、原則として当該電気通信役務提供の停止の一週間前までのいずれかの日の同時</p>	

帯に当該区域に存した利用者の数)が三万以上のもの

ロ イによることが困難と認められる場合は、当該電気通信
役務の提供の停止に係る基地局の数を当該電気通信役務の
提供に用いられるすべての基地局の数で除し、当該電気通
信役務の提供を受けるすべての利用者の数を乗じた数が三
万以上のもの

電気通信事業法の消費者保護ルール に関するガイドライン(案)

- ・ 法第 18 条第 3 項 (事業の休廃止に係る周知関係)
 - ・ 法第 26 条 (提供条件の説明関係)
 - ・ 法第 27 条 (苦情等の処理関係)
- 及び関係省令等について

総務省総合通信基盤局

平成 15 年 12 月

序章 はじめに

1 本ガイドラインの目的

第156回国会において、電気通信事業者の多様な事業展開を促す等の観点から、制度全体についての見直しを図るため、電気通信事業法の一部を改正する法律が成立し（平成15年7月17日）、公布された（同24日）。

同法においては、消費者保護ルールとして、新たに第18条として事業の休廃止に係る周知、第26条として提供条件の説明、また第27条として苦情等の処理の規定が設けられることとなった。

本ガイドラインは、これらの規定の趣旨や内容をわかりやすく示すこと等により、消費者の保護の充実が図られ、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることを目的とするものである。

2 関係法令

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条 （略）

2 （略）

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

（提供条件の説明）

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。) からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

電気通信事業法施行規則 (昭和 6 0 年郵政省令第 2 5 号)

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して確実に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の交付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止

二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの

三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(提供条件の説明)

第二十二條の二の二 法第二十六條の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの(付加的な機能の提供に係る役務(一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。))主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。)とする。

- 一 電話(アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。)及び総合デジタル通信サービスの役務
- 二 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。))及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)の役務
- 三 PHS及びPHS端末からのインターネット接続サービス(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。))及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)の役務
- 四 インターネットへの接続を可能とする役務(前二号に掲げるものを除く。)
- 五 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務
- 六 そのすべての区間(共同住宅等の区間を除く。)に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務
- 七 有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路と同一の線路を使用する電気通信設備(そのすべての区間(共同住宅等の区間を除く。)に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるものを除く。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務
- 八 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備(携帯電話端末及びPHS端末を除く。))と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務
- 九 その全部又は一部が無線設備(固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。)により構成される端末系伝送路設備(その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線であるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介

する役務

十 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

2 法第二十六条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項(以下この項において「説明事項」という。)をわかりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。)を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、電気通信役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 電気通信役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル(以下この号において「申込者ファイル」という。)に記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法(説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。)

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称(電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務の提供に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者

に委託することとしている場合を除く。第三号において同じ。)

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「代理等」という。)を業として行う者(以下「契約代理業者」という。)が当該電気通信役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯(電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。)

五 提供される電気通信役務の内容(名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報その他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その旨を含む。)

六 その者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金(ただし、電気通信事業者が通話料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと又は対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、すべての通話料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な通話料金区分の説明によることができる。)

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九 次に掲げる事項その他の電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を電気通信役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

4 第一項から前項までの規定は、他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約を締結したときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結される当該契約及び公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる

電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその代理等には適用しない。

- 5 法第二十六条の規定は、電気通信役務の提供に関する契約の締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当該各号に定める事項に関して行うものとする。
- 一 電気通信役務の提供を受ける者からの申出により第一項各号に規定する電気通信役務に関する提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、変更後の契約が変更前の契約と同じ号に規定する電気通信役務の提供に関するもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの
 - 二 電気通信役務の提供を受ける者からの申出による提供条件の変更のうち、新たに第一項各号に規定する電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるもの 第三項各号に掲げる事項
 - 三 電気通信事業者からの申出により第一項各号に規定する電気通信役務に関する提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、電気通信役務の提供に関する料金の値上げその他当該電気通信役務の提供を受ける者にとって提供条件が不利となるもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの
- 6 法第二十六条に規定する説明は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。以下この項において単に「提供条件」という。）を当該他の電気通信事業者が電気通信役務の提供を受けようとする者に説明することとしているときは、当該他の電気通信事業者が当該提供条件を説明すれば足りる。

第1章 事業の休廃止に係る周知（法第18条第3項）関係

1 本規定を設けることとした趣旨

電気通信サービスは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なサービスであり、特に近年、インターネットや携帯電話など多様な電気通信サービスが国民一般に広く普及するとともに、企業活動のIT化も急速に進展する中で、電気通信サービスが国民生活や社会経済活動に占める比重はとみに高まってきている。

こうした中で、電気通信事業の休止又は廃止によって、電気通信サービスの提供が何の前触れもなく突然打ち切られた場合には、当該電気通信サービスの利用者が不測の不利益を被ることとなるおそれがある。

このため、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合には、原則として、利用者にその旨を周知させなければならないこととしたものである。

ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないため、事業の休廃止について利用者に周知させる必要性が相対的に低いと認められる電気通信事業については、この限りではないこととしたものである。

2 法第18条の3の規定の概要及び説明

(1) 「電気通信事業の一部」の休止又は廃止

「電気通信事業の一部」とは、電気通信事業の部分（全部にまで達しない範囲）であって社会経済的に1つの単位となり得るものをいい、利用者から見て独立した電気通信サービスと認知されると考えられるものを提供する事業の部分がこれに該当する。

何が「電気通信事業の一部」に該当するかについては個別具体的なケースごとに判断する必要があるが、例えば、（別紙）の各項目に掲げるサービスを提供しなくなることとなる場合には、少なくとも「電気通信事業の一部」を休廃止するものとして、利用者に対して周知させることが必要である。また、サービス自体は継続する場合であっても、一部の地域でサービスの提供をやめる場合であっても提供区域（都道府県単位で記載）の減少を伴う場合には、電気通信事業の一部を休廃止するものとして、利用者に周知させることが必要となる。

他方、（別紙）の各項目に掲げるサービスに付随して提供される付加機能サービスや一部の速度別メニューの休廃止については、これらサービスやメニューが一般的には「電気通信事業の一部」に該当するとは言えないため、法第18条第3項に

基づき利用者に周知させる義務の対象にはならない()。また、提供区域の減少を伴わず、同一の都道府県内において、市町村単位でサービスエリアを縮小する場合も、同様である。

しかしながら、こうした場合であっても、例えば、利用者に対して事前に周知させることなく、ある日突然、付加機能サービス等の提供が受けられなくなり、結果として利用者の利益を阻害しているときは、法第 29 条第 1 項第 9 号に基づき、業務改善命令が発せられることとなる。

したがって、これら「電気通信事業の一部の休廃止」には該当しないような付加機能サービス等の廃止やサービスエリアの縮小等を行う場合についても、その旨を周知させないことにより利用者の利益を阻害すると考えられるような場合には、法第 18 条第 3 項の場合に準じて、利用者に周知させるための措置をとることが求められる。

料金プラン・割引メニュー等をやめるケースは、当該プラン・メニュー等が適用されていたサービスが引き続き新たな契約条件により利用者に提供されていれば、「休廃止」には該当しないが、契約条件の変更(新たな契約の締結)に該当するので、別途、第 26 条(提供条件の説明)の規定に基づく対応が必要となり得る。

(2) 周知させる事項

事業を休廃止する場合、「その旨」を利用者に周知させなければならない(法第 18 条第 3 項)。「その旨」として、少なくとも、事業の休廃止によって提供されなくなるサービスの内容、当該サービスの提供が受けられなくなる期日について説明する必要がある。

2 施行規則第 13 条の規定の概要及び説明

(1) 周知させる時期

事業の休廃止については、「あらかじめ相当な期間を置いて」(施行規則第 13 条第 1 項)利用者に周知させなければならない。ここで「相当な期間」とは、利用者が当該休廃止によって提供されなくなるサービスの代替的なサービスを選択し、移行するために必要な期間を確保できるような時間的余裕をもって行わなければならないことを意味している。

すなわち、利用者が

- ア 事業者からの連絡等を受けて事業が休廃止されることを認知し、
- イ 代替サービスの選択肢の存在を認識し、
- ウ これらの提供条件等を理解し、十分に比較・検討し、
- エ どのサービスに移行するか等を決定する

ために必要な期間を確保することが必要となるものである。

具体的な時期については、休廃止される事業やそのサービスの内容にもよるが、事業を休廃止する日の少なくとも1月前までを目途として周知させることが必要と考えられる。ただし、1月以下の期間で周知させた場合であっても、これによって利用者の利益を阻害していなければ、問題ないケースもあると考えられる。

また、上記ア～エに加え、利用者が代替サービスに移行するために必要な手続等を勘案して、必要に応じて、より早く周知させることが必要である。例えば、FTTHサービスやDSLサービス等、代替的なサービスに移行する際に、移行先の事業者側で工事等の対応が必要となるサービスについては、これら工事等のため通常必要となる期間を考慮した上で十分な期間前に周知させることが必要となる。

(2) 周知させる利用者の範囲

事業を休廃止する場合、「知れたる利用者」に周知させなければならない（施行規則第13条第1項）。「知れたる利用者」とは、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者）のうち、当該電気通信事業者が、サービス提供に関する契約を締結しているものとして氏名等を認識しているものをいう。

電気通信事業の場合、電気通信事業者同士が電気通信設備を接続してサービスを提供するのが一般的となっており、電気通信事業者は、接続相手となる電気通信事業者の利用者と、自らのネットワーク部分に係るサービスの提供に関する契約を締結することとなる。ここで、当該電気通信事業者が当該利用者から料金徴収等を行わず、当該接続相手となる電気通信事業者から接続料を取得する場合には、当該電気通信事業者にとっては、一般的には当該利用者が「知れたる」利用者には当たらないと考えられるため、周知させる必要はない。

また、いわゆる「みなし契約」（他事業者と契約を締結した利用者が自動的に自らと契約を締結したこととなる形態による契約）による利用者についても、一般的には当該利用者が「知れたる」利用者には当たらないと考えられるため、周知させる必要はない。

ただし、当該電気通信事業者が、当該利用者を自らのサービスの提供を受ける利用者として認識していると認められる場合には、「知れたる」利用者として、周知させることが必要となる。

（例えば、NTT東日本の契約約款に基づき同社と加入電話契約を締結した利用者は、原則としてNTT東日本と接続して長距離・国際電話サービスを提供する事業者とも契約を締結したこととされているが、これらの利用者については、長距離・国際電話サービスを提供する事業者にとっては、この時点では「知れたる利用者」には当たらない。ただし、

当該利用者がある長距離・国際電話事業者のサービスを利用し、当該事業者が当該利用者を自らのサービスの利用者として認識するに至ったと認められる場合には、「知れたる利用者」に該当することとなる。）

(3) 周知させるための方法等

利用者に周知させるときは、次のいずれかの方法を用いることにより、「確実に」周知させなければならない（施行規則第13条第1項）。これは、単に以下のいずれかの方法を用いればよいということではなく、これらの方法を用いる中で、利用者が事業の休廃止について確実に認識するようにすることが必要であるという意味である。

訪問（施行規則第13条第1項第1号）

電気通信事業者の営業担当者などが個別に利用者を訪問し、事業の休廃止について説明する方法。確実に周知させるため、休廃止に係るサービスの内容、当該サービスの提供が受けられなくなる期日について、必要に応じて書面などを用いることにより、分かりやすく説明することが必要である。

電話（同項第2号）

利用者に対して電話をかけ、事業の休廃止について説明する方法。確実に周知させるため、分かりやすく説明することが必要である。

郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付（同項第3号）

利用者に対して、事業の休廃止について説明した書面を送付する方法。郵便又は信書便を用いたダイレクト・メールの送付、電報による送付のほか、FAXにより当該書面を送付する方法、毎月送付する料金請求書上に事業の休廃止について説明を記載する方法、当該料金請求書の封筒に、事業の休廃止について説明した書面を同封する方法等が考えられる。

確実に周知させるため、当該書面には、当該書面を受領した利用者が事業の休廃止について容易に認識できるよう、事業の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが必要となる。

なお、事業の休廃止について説明した書面を直接手交することは、本号でいう「書面の送付」には該当しないが、第一号の「訪問」に該当することとなる。

電子メールの送信（同項第4号）

利用者の電子メールアドレスを把握している場合において、事業の休廃止について説明した電子メールを送信する方法。

確実に周知させるため、基本的には、事業の休廃止に関する情報だけを記載したメールを送信することが必要と考えられ、これと関係のない新サービスに係る情報等と併せて記載することは好ましくない。また、電子メールの題名を「重要

なお知らせ」「サービスの廃止に関するお知らせ」等とするなどの工夫をすることも必要となる。

利用者がサービスの提供を受ける際に表示されるポータルサイト等の画面上での表示（同項第5号）

利用者が当該サービスの提供を受ける際に、必ず表示されるポータルサイト等の画面がある場合において、当該画面において事業の休廃止についての説明を表示する方法。利用者が当該サービスの提供を受ける際に、必ずその画面を見ることが必要であり、必ずしも利用者が見ることとならないホームページの画面等で掲載することは、本号による方法には当たらない。

また、利用者が必ず見ることとなる画面上であっても、確実に周知させるため、当該画面を見た利用者が事業の休廃止について容易に認識できるよう、事業の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが必要となる。

(4) 休廃止について利用者に周知させる必要のない電気通信事業

以下の事業の休廃止については、その事業の休廃止により利用者に及ぼす影響が比較的少ないと考えられることから、法第18条第3項ただし書に基づき利用者に周知させる必要はないこととされている。

利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止（施行規則第13条第2項第1号）

利用者との間で継続的な契約を締結せず、利用者がサービスの提供を受けようとする都度、契約を締結することとなるサービスを提供する電気通信事業については、

ア 実態として周知させない場合に利用者が大きな不利益を被ることは想定し難く、

イ 利用者が他の代替的なサービスに移行するための時間的余裕を確保する必要もないと考えられ、また、

ウ 電気通信事業者にとっても、周知させるべき対象となる利用者の特定が困難である

こと等から、利用者に周知させることは必要ないこととしている。これに該当するサービスとしては、カード会社の発行するクレジットカード番号とその暗証番号を入力することにより利用できる国際電話サービスなどが考えられる。

電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続による電気通信事業の廃止であって、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むことと

なるもの（同項第2号）

電気通信事業の譲渡等があり、譲受人等がサービスを継続する場合には、利用者は引き続き電気通信サービスの提供を受けられることとなるため、利用者に周知させることは必要ないこととしている。ただし、この場合であっても、利用者における混乱等を防止する観点から、サービス提供事業者が変更する旨等を周知させることは必要と考えられる。

その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休廃止（同項第3号）

これは、通信をする目的が限定的であれば該当するというのではなく、通信をする目的が限定であり、一般的な利用形態から見たその目的に照らし、当該事業の休廃止について利用者保護を図る必要性までは認められないと考えられるものに限られる。これに該当するサービスとしては、ツーショットダイヤル、出会い系サイト、出会い系チャット、出会い系サイト用のホスティングサービスなどが考えられる。

3 事業の休廃止の望ましい在り方について

法第18条第3項及び施行規則第13条に基づく義務の範囲は、上記に述べたとおりであるが、利用者の利益を保護する観点から、電気通信事業者は自主的に以下の対応を取ることが望ましい。

ア 上記2(3)のいずれかの方法により知れたる利用者に対して直接周知させるほか、報道発表、ホームページへの掲載、日刊紙への掲載などにより、事業の休廃止について広く周知させるための措置を取ること。

また、施行規則第13条第2項に掲げる法第18条第3項の周知させる義務の対象外となる事業の休廃止についても、潜在的な利用者にできる限り周知させる観点から、同様の措置を取ること。

イ 周知させるための連絡手段については、利用者に対して周知徹底が図られるよう、必要に応じて複数の連絡手段を用いること。

ウ 事業の休廃止に係る連絡をしたにもかかわらず、十分に周知させられていないと認められる利用者がある場合には、重ねて連絡を行い、又は当初の連絡手段とは別の連絡手段を用いること等により、周知徹底を図ること。

エ 事業の休廃止について周知させる際、併せて利用者からの問い合わせ窓口の連絡

先を知らせるとともに、自ら又は他の電気通信事業者が提供する代替的なサービスの紹介・説明を行うこと。

オ サービス停止までの利用条件、代替的なサービスの内容や移行手続等に関する利用者の問い合わせに対して、誠実に対処すること。

4 具体的な事業者の対応の例示

ここでは、過去、電気通信事業者がその利用者に周知させるために取った具体的な措置のうち、事業の休廃止について周知させるための方法の参考となると考えられる事例を例示する。

電話事業者が固定電話の付加機能サービスを廃止する際、当該付加機能サービスの利用者に対して6ヶ月前からダイレクト・メールを送付し、その後廃止までの間に、電話又は訪問により代替サービスへの移行承諾等の確認を行った。また、確認が取れなかった利用者には、配達記録郵便で書面を送付した。

携帯電話事業者がアナログ方式の携帯電話サービスを廃止する際、9ヶ月前からダイレクト・メールを送付し、その後廃止までの間に、自宅・携帯電話への電話又は訪問により移行勧奨を行った。また、ホームページにお知らせを掲載したほか、報道発表を行った。

インターネット接続サービス提供事業者がアクセスポイントを廃止する際、6ヶ月前に全会員に対して電子メールを送信した。また、3ヶ月前に再度電子メールを送信するとともに、その後当該アクセスポイントにアクセスしている利用者に対しては、個別に電話、FAX、郵送等を併用して連絡した。

インターネット接続サービスの提供事業者が変更する際、変更の3ヶ月前から毎月利用者に電子メールを送信、ダイレクト・メールを送付するとともに、ホームページ上でもお知らせを掲載した。

(固定電話系サービス)

- ・加入電話サービス
- ・ ISDN サービス
- ・市内電話サービス
- ・県内市外電話サービス
- ・県間電話サービス
- ・対地別の国際電話サービス
- ・対地別の国際 ISDN サービス
- ・050 番号を用いた IP 電話サービス
- ・0AB～J 番号を用いた IP 電話サービス
- ・インターネット電話サービス 等

(移動系サービス)

- ・PDC (800MHz、1.5GHz) 方式携帯電話サービス
- ・cdmaOne 方式携帯電話サービス
- ・W-CDMA 方式携帯電話サービス
- ・CDMA2000 (1x、1x EV-DO) 方式携帯電話サービス
- ・携帯電話端末によるインターネット接続サービス
- ・携帯電話パケット通信アクセスサービス
- ・PHS サービス
- ・PHS 端末によるインターネット接続サービス
- ・PHS パケット通信アクセスサービス
- ・公衆無線 LAN サービス
- ・衛星携帯電話サービス
- ・無線呼出しサービス 等

(データ・専用サービス)

- ・一般専用サービス
- ・高速デジタル専用サービス
- ・ATM 専用サービス
- ・テレックスサービス
- ・X.25 のパケット交換サービス
- ・フレームリレーサービス
- ・ATM 交換サービス
- ・IP-VPN サービス
- ・広域イーサネットサービス 等

(インターネット接続サービス)

- ・ダイヤルアップに対応したインターネット接続サービス
- ・DSL アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス
- ・FTTH アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス
- ・CATV 用の設備を用いたインターネット接続サービス 等

(固定系インターネットアクセス回線サービス)

- ・DSL アクセスサービス
- ・FTTH アクセスサービス
- ・FWA アクセスサービス 等

(その他)

- ・電子メールサービス
- ・ホスティングサービス
- ・IX サービス 等

注 上記は、「電気通信事業の一部」に該当するものの目安として記載しているものであり、上記に例示したサービス以外のサービスについても、これらと同様に社会的経済的に1つの単位と概念し得るものを提供する事業を休廃止しようとするときは、利用者に周知させることが必要となる。

第2章 提供条件の説明（法第26条）関係

1 本規定を設けることとした趣旨

近年の情報通信技術の進展による電気通信サービスの高度化・サービス内容や料金メニューの多様化は、消費者の選択の幅を大きくし、消費者の利便性の向上につながるものである。しかしながら一方で、サービス内容、料金体系、契約条件が複雑化することによって、消費者がこれらを理解することが困難になるとともに、電気通信事業者と消費者との間の情報格差（情報の非対称性）も拡大している。

このような状況の中で、消費者が電気通信サービスの内容を十分理解できないまま契約を締結してしまい、後で提供条件をめぐって電気通信事業者との間でトラブルになるといった事態が生じており、今後ますますこうしたトラブルが増加することが懸念される。

したがって、電気通信事業法の目的である電気通信事業者間の競争の促進による便益を消費者が最大限享受できるようにするためには、消費者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結できるようにすることにより、電気通信事業者との間でトラブルが生じないようにする必要がある。

消費者がサービス内容を十分に理解した上で契約を締結できるようにするためには、より多くの専門的技術的な知識が必要とされるが、消費者自身がそのような知識を広く身につけることは容易ではない。そこで、情報の非対称性を解消して、電気通信事業者と消費者との間で適正に契約が締結されるよう、電気通信サービスに関する情報を十分に有している電気通信事業者に対して、消費者が最低限理解すべき提供条件について、契約締結時に当該消費者に説明しなければならない旨の義務を課すこととするものである。

また、今日では、電気通信サービスに関する営業活動について、電気通信事業者が自ら行うのみならず、契約代理業者が行うことも多くなっているが、契約代理業者を通じた電気通信サービスの契約締結の際の当該契約代理業者による説明が不適切、不十分などが原因となって生じるトラブルも増加している。そこで、契約代理業者に対しても、電気通信事業者と同様、消費者が最低限理解すべき提供条件について、契約の締結の媒介等をする際に、当該消費者に説明しなければならない旨の義務を課すこととするものである。

すなわち、電気通信事業者及び契約代理業者（以下「電気通信事業者等」という。）が電気通信サービスの内容を説明しなければならない旨の規定を設けることによって、電気通信事業者と消費者との間のトラブルの未然防止を図り、消費者が安心して電気通信サービスの提供を受けられるようにすることが、本規定を設けることとした趣旨である。

2 法第26条の規定の概要及び用語の説明

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務 の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)は、電気通信役務の提供を受けようとする者(電気通信事業者である者を除く。)と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(1) 規定の概要

本条は、消費者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結することを可能とすることによって、契約締結に係る電気通信事業者等と消費者との間のトラブルを防止し、消費者の利益の保護が図られるよう、電気通信事業者等が、契約の締結等に当たり、消費者が最低限理解すべき提供条件を説明しなければならないこととするものである。

(2) 用語の説明

電気通信事業者の電気通信役務

電気通信事業者以外の者が提供する電気通信サービスは、国民生活との密着性やサービスの重要性が相対的に低いことから説明義務の対象とはしないこととしており、当該契約の締結を媒介、取次ぎ又は代理する者(契約代理業者)の説明義務の対象からも除外しているものである。

媒介

他人(電気通信事業者及び電気通信サービスの提供を受けようとする者)の間に立って、他人を当事者とする法律行為(電気通信サービスの提供に関する契約)の成立に尽力する事実行為。

取次ぎ

自己の名をもって、他人(電気通信事業者)の計算において、法律行為(電気通信サービスの提供に関する契約)を引き受ける行為。

代理

本人（電気通信事業者）のためにすることを示してする意思表示（電気通信サービスの提供に関する契約の申込又は承諾）。代理権の範囲内で直接本人に法律効果を生ずる。

業として

反復継続して行うこと。

私的な媒介行為等や一回限りの媒介行為等についてまで、説明義務を課す必要はないので、説明義務の対象を業として媒介行為等を行う者に限定しているものである。

電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）

電気通信サービスの提供に関する契約について、電気通信事業者等から契約の申込の誘因を受けている者、電気通信サービスの提供に関する契約を申し込もうとする者又は電気通信事業者等からの契約の申込に対し承諾しようとする者を指す。

ただし、電気通信事業者は、電気通信サービスについて専門的技術的な知識を有しているものであるので、電気通信事業者が他の電気通信事業者との間で電気通信サービスの提供に関する契約を締結する場合は、消費者のような情報の非対称性はないと考えられることから、当該他の電気通信事業者には説明義務を課さないこととしている。なお、除外されるのは電気通信事業者である者のみであり、電気通信役務の提供を受けようとする者としては、一般消費者（個人）のみならず、法人その他の団体も含まれる。

国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務

説明義務を定める趣旨は、消費者が安心して継続的に電気通信サービスを利用することを可能とすることにより、日常生活に支障が生じないようにすることである。したがって、説明義務の対象となる電気通信サービスは、消費者が一般的に日常生活の中で用いるものであり、具体的には総務省令で定めることとしている。

総務省令で定めるところにより

電気通信事業者等が行うべき説明の方法及び説明すべき事項について総務省令で定めることとしている。

なお、同条は契約の締結方法を定めるものではないことから、総務省令において規定するのは、あくまでも説明の方法であり、契約の締結方法については、いかなる制約を課すものでもない。

当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要

電気通信事業者等が説明すべき事項は、消費者が自分に必要かつ適切なサービスを選択し、安心して利用することができるようにするための情報であり、具体的には、料金その他の提供条件がこれに該当する。

同条では「提供条件の概要」と規定しているが、その趣旨は次のとおりである。すなわち、契約締結の際に、料金その他の提供条件の全てを消費者に対して説明することを義務づけることは、電気通信事業者等にとって負担となるのみならず、全ての消費者にとってそのような説明が必要であるとはいえず、あまりに細かい提供条件まで含めて説明することはかえって無用の混乱を生じさせるおそれもある。したがって、一般消費者が提供を受けようとする電気通信サービスの内容のうち、十分に理解しないことによって後で電気通信事業者等との間でトラブルが生じやすい重要事項について、これを十分に理解した上で契約を締結することができるようにしてトラブルを未然に防止する観点から、これらの重要事項に限って、説明事項として総務省令で定めることとするものである。

説明

電気通信サービスの提供に関する料金その他の提供条件の説明義務を課す目的は、消費者が料金、サービス内容等の契約条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単に情報を伝達するだけではなく、消費者がその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、本条の趣旨である。

したがって、「説明」とは、単に電気通信事業者等が説明すべき事項に関する情報を、何らかの手段で消費者が入手できる状態とする、あるいは何らかの手段で伝達するだけでは不十分であり、消費者が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該消費者の理解が形成されたという状態におくことをいう。

ただし、個々の消費者の理解力等は千差万別であるので、全ての消費者が実際に十分な理解が形成されていることを確認することまでを求めることは電気通信事業者等の負担の観点等から適当ではない。電気通信サービスの種類に応じて、平均的な消費者が理解することができる程度に理解しやすい内容及び方法で情報が伝達されていれば、電気通信事業者等がその個別の消費者がそ

れを理解していないということを認識しているのにも関わらずその状態を解消しようとしなかったという事情がない限り、説明義務は果たされたと考えるのが適当である。

なお、「説明」の方法については、対面による説明のみならず、平均的な消費者が理解することができるかと推定できるような理解しやすい方法で情報が伝達されていれば、電話を通じて行う方法、インターネットのホームページを通じて行う方法なども可能であると考えられる（ただし、消費者の了解が必要。）。具体的には、総務省令で規定することとしている。

また、電気通信事業者等が説明をしようとしても、消費者が説明を受けることを拒んだり、説明は不要である旨の意思を表示する場合などが考えられる。こうした場合にまで電気通信事業者等が説明しなければならないとすることは、かえって消費者が望まないことを強いることとなることから、説明が行われなくとも問題ないと考えられる。

3 施行規則第22条の2の2第1項の規定の概要及び用語の説明

（提供条件の説明）

第二十二條の二の二 法第二十六條の總務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。））主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。

< 規定の概要 >

電気通信事業法施行規則第22条の2の2第1項は、法第26条の「国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務」を規定するものである。説明義務は、電気通信事業者等と消費者との間のトラブルの防止を目的とするものであることから、その対象となる電気通信サービスとしては、主に消費者を対象としたものであり、かつ、日常生活で多用されるものという2つの観点で規定している。

具体的には、一般的に以下のように呼ばれているサービスを各号で規定している。

- (1) 電話及びISDNサービス
- (2) 携帯電話及び携帯インターネット接続のサービス
- (3) PHS及びPHSインターネット接続のサービス
- (4) インターネット接続サービス
- (5) DSLサービス

- (6) F T T H サービス
- (7) C A T V インターネットサービス
- (8) 公衆無線 L A N アクセスサービス
- (9) F W A サービス
- (1 0) I P 電話サービス

付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。）主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務

法第 2 6 条の対象となる電気通信サービスは、主に消費者を対象としたものであり、かつ、日常生活で多用されるものである。すなわち、基本的な電気通信サービスが対象となる。したがって、各号で規定するもののうち、いわゆる付加サービスや法人向けサービス等は対象から除外する。ただし、付加サービスのうちでも「一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいもの」、具体的には加入電話のプッシュ回線については対象となる。

一方、除外される役務としては、具体的には、電話サービス等における転送サービス、発信電話番号通知サービス、迷惑電話防止サービス、キャッチホンサービス、三者間電話サービス、ダイヤルイン、着信課金電話サービス、テレメタリング、緊急通報契約、グループ内通話サービス、クレジットカード通話等、法人向け D S L サービスや F T T H サービス等がこれに該当する。

(1) 第 1 号

— 電話（アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

< 規定の概要 >

いわゆる電話及び I S D N サービスを規定したもの。地域、長距離、国際のいずれも含むものである。なお、一般消費者向けサービスが対象となるものであり、専用線サービスは対象から除外する。また、公衆電話など利用する都度、契約を締結することとなるサービスは対象から除外している（後述）。

アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る

携帯電話、P H S、I P 電話を除外する趣旨である。これらについては、それぞれ第 2 号、第 3 号、第 1 0 号で規定している。

(2) 第 2 号

二 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。)及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)の役務

< 規定の概要 >

携帯電話及び携帯電話端末によるインターネット接続サービスを規定したものの。いわゆるプリペイド式携帯電話も含むものであり、電気通信事業者等は、プリペイド式携帯電話端末やプリペイドカードを購入しようとする者に対して、法令に従い説明を行う必要がある。(なお、最初の購入者からプリペイド式携帯電話の譲渡を受けた者などが電気通信サービスの契約当事者になるケースが考えられるが、この場合に説明を行うことは困難であることから説明は不要と考えられる。)

(3) 第 3 号

三 PHS及びPHS端末からのインターネット接続サービス(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。)及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)の役務

< 規定の概要 >

PHS及びPHS端末によるインターネット接続サービスを規定したものの。

(4) 第 4 号

四 インターネットへの接続を可能とする役務 (前二号に掲げるものを除く。)

< 規定の概要 >

いわゆるインターネット接続サービスを規定したものの。

インターネットへの接続を可能とする役務

いわゆるインターネット接続サービスである。本サービスを提供する電気通信事業者の設置する電気通信設備（アクセス・サーバやルータなど）までのアクセスは、いわゆるダイヤルアップ（従量制プラン、定額制プランを問わない。）DSL（デジタル加入者回線）、FTTH、CATVインターネット、公衆無線LAN、FWA等があるが、アクセス回線の別を問わず、インターネット接続サービスについては説明義務の対象となる。

なお、大企業向けの専用回線を介したインターネット接続は本号の対象から除外されるほか、ウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。

（５）第５号

五 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

< 規定の概要 >

いわゆるDSLサービス（足回り回線部分）を規定したもの。

（６）第６号

六 そのすべての区間（共同住宅等の区間を除く。）に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

< 規定の概要 >

いわゆるFTTHサービス（足回り回線部分）を規定したもの。

（７）第７号

七 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備（そのすべての区間（共同住宅等の区間を除く。）に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるものを除く。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

< 規定の概要 >

いわゆるCATVインターネットサービス(足回り回線部分)を規定したもの。

(8) 第8号

八 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備(携帯電話端末及びPHS端末を除く。))と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

< 規定の概要 >

いわゆる公衆無線LANアクセスサービス(足回り回線部分)を規定したもの。

(9) 第9号

九 その全部又は一部が無線設備(固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。)により構成される端末系伝送路設備(その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線であるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

< 規定の概要 >

いわゆるFWAサービス(足回り回線部分)を規定したもの。

(10) 第10号

十 端末系伝送路設備において インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

< 規定の概要 >

いわゆるIP電話サービスを規定したもの。

端末系伝送路設備において

中継系伝送路設備において、インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務を除外する趣旨である。

インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の

役務

電話音声信号をIP（インターネットプロトコル）パケットに変換して中継交換することによりサービスを提供すること、すなわち、IP電話サービスを規定するものである。

4 施行規則第22条の2の2第2項の規定の概要及び用語の説明

電気通信事業法施行規則第22条の2の2第2項は、法第26条に規定する説明の方法を規定するものである。説明方法を規定するに際しては、トラブルの防止及び消費者の利便の確保を図るため、わかりやすい説明を受けられること、かつ、できるだけ多くの方法により説明を受けることが可能となること、という2つの観点で規定している。

2 法第二十六条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

< 規定の概要 >

説明方法としては、消費者が分かりやすい説明を確実に受け、提供条件を十分に理解することにより、電気通信事業者等と消費者との間のトラブルを防止するという観点から、書面を交付し、これに基づき口頭で説明することを原則とする。ただし、その一方で、説明方法を書面の交付による口頭説明のみに限定してしまうとすれば、かえって、消費者にとって非常に煩わしい契約手続をとることを強いることにもなりかねない。したがって、消費者の利便の確保の観点、また、電気通信事業者等による自由な活動を制約しすぎないという観点からも、できるだけ多くの説明方法を可能とすることが適当であることから、消費者が了解したときは、書面交付による口頭説明以外の方法として、電子メールの送付、インターネットのウェブサイトの閲覧（いわゆるオンライン・サインアップ契約の際の説明方法）、電話による説明等も可能とするものである。

なお、本項の規定は、説明方法を定めるものにすぎず、契約の締結方法を規定するものではない。また、法第26条は行政的規律であることから、同項の説明方法によらずに説明を行って契約が成立した場合や説明事項を説明せずに契約が成立した場合についても、契約そのものは有効に成立することとなるものであ

る。

わかりやすく記載

前述のとおり、法第26条の規定により説明義務を定めた趣旨は、消費者が事前に内容を十分に理解した上で契約を締結することができるようにすることによりトラブルを未然に防止することである。したがって、「わかりやすく記載」とは、電気通信事業者等による説明が、消費者ができるだけ容易に内容を理解できるようなものとなるようにするために規定されたものである。

具体的にいかなる記載方法が「わかりやす(い)記載」であるかは個別具体的に判断されるものであるが、細かい契約事項がすべて記載された契約約款の単なる写しなどはわかりやすい記載とはならない。また、例えばページ数が相当多いようなカタログにおいては、説明事項が同カタログ中に点在することとなってはならず、できるだけ一連のページ(例えば、郵送用申込書面が添付されている場合は、その近く。)に説明事項がまとめられている必要がある。

書面(カタログ、パンフレット等を含む。(中略))を交付して行わなければならない

電気通信サービスは目に見えないものという特徴があり、サービスの仕組みや料金体系なども複雑であることから、消費者が締結しようとする電気通信サービスの提供に関する契約の内容を十分に理解できるようにするため、口頭のみならず、原則として、説明事項を記載した書面を交付して、説明しなければならない旨を定めたものである。

ここで、「書面」としては、説明事項がわかりやすく記載されている文書であればその形態は問われず、説明事項のみ記載した専用の用紙のほか、例えば、店頭で陳列するカタログやパンフレットなども該当する(ただし、わかりやすく記載されていることは必要。(上記 参照))。

また「交付」とは、書面が消費者の手に渡ることであるから、対面で直接手渡す場合のほか、郵送等の手段により行うことも可能である。ただし、契約締結(消費者からの申込みに対する承諾)の前に書面を交付する必要があることから、郵送は消費者からの承諾の前に行う必要がある。

なお、対面による説明の場合には、原則として、書面の交付のみではなく口頭による説明も併せて行うことが必要である。ただし、例えば、

- ア 平均的な消費者が内容を読めば直ちに、きわめて容易かつ確実に理解できるような方法で説明事項のみを記載した書面を準備し、
- イ 消費者に対して、次の事項を口頭で伝え、

- ・ 当該書面に説明事項が記載されていることから書面中に記載された個々の説明事項を読んで提供条件の概要を理解していただきたい旨
- ・ 書面を読んで不明な点がある場合には、質問をしていただければ口頭による説明を行う旨

ウ アの書面を当該消費者の面前に示す形で交付する

というような方法をとることにより、消費者が十分に理解できる場合には、必ずしも口頭による説明が必要とならない場合もあると考えられる。一方で、このような方法を、上記アのような書面を準備することなく、説明事項以外にも多くの事項が記載された書面やカタログ類等のみを用いて行うのでは不十分であり、その場合には口頭による説明を行うことが必要である。また、上記アのような書面を交付する場合であっても、これを消費者の面前に示すことなく、例えば、モデルム等が入っている包装紙や紙袋に同封したままで交付する場合には、説明義務を果たしたことになる。さらに、例えば割引キャンペーンを一定期間一部の料金のみ適用し、解約条件を付し、かつ、料金以外にも消費者が通常負担すべき経費がある場合など説明事項が多い場合にも、口頭による説明を行うことが必要である。

ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる

前述のとおり、電気通信事業者等と消費者との間のトラブルの防止が図られ、また、わかりやすい説明が確実に受けられるという観点から、書面を交付して説明を行うことが原則であるが、その一方で、説明方法を書面交付による説明のみに限定してしまうとすれば、かえって、消費者にとって非常に煩わしい契約手続をとることを強いることにもなりかねない。したがって、消費者の利便の確保の観点、また、電気通信事業者等による自由な活動を制約しすぎないという観点からも、できるだけ多くの説明方法を可能とすることが適当であることから、書面交付による説明以外の方法を可能とする旨を定めるものである。

ただし、この例外的な説明方法は、電気通信事業者等が任意に行えることとすれば、消費者が十分に内容を理解できないおそれがあることから、消費者の意思が確認できたときに限り認められるものとする。なお、「説明することに了解したとき」としては、消費者から書面交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を自ら積極的に請求する場合のほか、電気通信事業者等が書面の交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を行うことについて当該消費者の了解の意思表示が明示された場合及び明示がなくとも了解の意思表示があるもの

と推測される場合が、これに該当する。したがって、例えば消費者側が自らオンライン・サインアップで契約を締結しようとする場合やダイレクトメール等を見て申込書面を郵送してくる場合には、当該ウェブページやダイレクトメール等に説明事項を表示する方法により説明する旨を電気通信事業者等がわかりやすく表示してあれば、通常消費者の了解の意思表示があるものと推測される。しかしながら、電気通信事業者等から消費者に電話勧誘を行う場合には、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされる必要があると考えられる。

(1) 第 1 号

一 電子メールを送信する方法 であつて、電気通信役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

< 規定の概要 >

書面の交付に代えて、電子メールに説明事項を記載して、これを消費者に送付することにより説明する方法を規定したもの。

電子メールを送信する方法

電子メールの本文に説明事項を記載し、又は電子メールに添付するファイルに説明事項を記載して、これを消費者に送信すること。

当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

電子メールを受信した消費者において、説明事項を記載したものをプリントアウトすることができるようにされていること。

(2) 第 2 号

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法 であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

< 規定の概要 >

書面の交付に代えて、インターネットのウェブページに説明事項を表示して、

これを消費者の閲覧に供することにより説明する方法を規定したもの。

電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を（中略）閲覧に供する方法

インターネットのいわゆるウェブページを利用して、ウェブページ上に説明事項を表示して、これをインターネットを介してアクセスしてきた消費者の閲覧に供すること。いわゆるオンライン・サインアップによる契約締結の際には、これにより説明を行うことができるものである。

なお、ウェブページ上に説明事項を表示する場合には、消費者が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに飛んでしまうことのないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに飛ぶこととなるよう、リンク先表示のための文字列を当該ウェブページの一番最後に表示するなどの工夫を行う必要があると考えられる。

ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

消費者が、ウェブページ上に表示された説明事項をプリントアウトすることができるようにされていること。

(3) 第3号

三 電気通信役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込者ファイル」という。）に記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

< 規定の概要 >

携帯インターネット接続及びPHSインターネット接続などの場合において、ウェブページに説明事項を表示して、これを消費者の閲覧に供することにより説明する方法を規定したもの。

ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合

ウェブページ上に表示された説明事項をプリントアウトすることができない携帯インターネット接続及びPHSインターネット接続などの場合のこと。

説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

ウェブページ上に表示された説明事項をプリントアウトすることができない場合には、説明をした後、遅滞なく書面を交付（送付等）するか、又は、説明事項が申込者ファイルに記録された日、すなわち契約締結日から3ヶ月間、電気通信事業者等が設置するウェブサーバ等に保存しておくことを規定したものである。プリントアウトできない場合であっても、消費者が後で説明事項を確認できるようにしておくことが必要であるためである。なお、「遅滞なく」の意味については、本項第6号の解説を参照。

(4) 第4号

四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

< 規定の概要 >

書面の交付に代えて、フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付することにより説明する方法を規定したもの。

(5) 第5号

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告 に説明事項を表示する方法

< 規定の概要 >

カタログ、パンフレット、ダイレクトメールなどの広告媒体に、説明事項を記載することにより説明する方法を規定したもの。

広告

広告とは、消費者を誘引するため、電気通信サービスの内容について電気通信事業者等が宣伝を行うことである。本号は、広告のうち、ダイレクトメールその他これらに類似する物による広告を規定したものである。

本号により、電気通信事業者等が消費者宛てにダイレクトメールを郵送し、あるいは、電気通信事業者等が家電量販店等に置いたカタログを消費者が入手し、消費者はそこに記載してある説明事項を読んだ上で、それに添付されている郵送用申込書に必要事項を記載した上で電気通信サービスの申し込みを行うことが可能となる。ただし、電気通信事業者等は、本号の方法により説明を行う場合には、特にわかりやすい記載に留意する必要がある。すなわち、ダイレクトメール等には、多種類の電気通信サービスが紹介され、また付加サービス等も含めて多くの情報が掲載されるものであることから、消費者が説明事項を読んだ上で申込みを行うことができるよう、例えば、郵送用申込書面上や申込書のすぐ近くに説明事項を整然と記載するなどの配慮が必要である。

(6) 第 6 号

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

< 規定の概要 >

電話により説明する方法を規定したものであるが、電話による場合には口頭のみでの説明となることから、トラブル防止の観点から、消費者が説明を受けた内容を確認できるようにするため、遅滞なく、書面を交付（送付等）しなければならないこととするものである。

説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る

本号は、消費者の利便の確保の観点から、消費者が在宅で電話により説明を受けた上で電気通信サービスの提供に関する契約の締結をすることを可能とするという、書面交付による説明の原則に対する例外を規定するものである。書面交付を原則とした趣旨は、前述のとおり、電気通信サービスは目に見えないものという特徴があり、サービスの仕組みや料金体系なども複雑であることから、消費者が締結しようとする電気通信サービスの提供に関する契約の内容を十分に理解できるようにするためである。電話による説明は口頭のみによることとなり、場合によっては、消費者が内容を十分に理解していない可能性もあることから、電話による説明の後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付しなければならないこととするものである。なお、電話による説明は、料金プランの変更などの比較的容易な内容の場合であれば、自動音声によることも可能である。

なお、当該書面の交付は「説明をした後、遅滞なく」行うことが必要であるが、契約締結の前までに行うことまでの必要はない。したがって、電話による説明の後、その電話により契約の締結を行うことが可能となり、その後に書面を交付(送付等)することができる。また、消費者が料金プランの変更を電話により行った場合など、内容が比較的平易な契約変更を消費者側から行った場合には、翌月の料金支払い請求書に説明事項を記載するか、又はこれに説明書面を同封して郵送することも可能である。

また、消費者の意思が確認できた場合には、書面の交付に代えて、電子メールの送信やウェブページへの説明事項の表示によることも可能である。

5 施行規則第22条の2の2第3項の規定の概要及び用語の説明

電気通信事業法施行規則第22条の2の2第3項は、法第26条の規定による具体的な説明事項を規定するものである。具体的な説明事項を規定するに際しては、契約の締結等の前に適切に説明をしないことによって、後にトラブルになりやすい事項、かつ、説明事項が多すぎて、かえって理解しづらくなることのないよう重要な事項に絞ること、という2つの観点で規定している。

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

<規定の概要>

法第26条の規定による具体的な説明事項は、後でトラブルが生じないようにするために必要な重要事項という観点で、各号に規定している。

具体的には、

- (1) 電気通信事業者の名称等
- (2) 契約代理業者の場合は、契約代理業者である旨及び名称等
- (3) 電気通信事業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
- (4) 契約代理業者の場合は、契約代理業者の問合せ連絡先及び電話窓口の受付時間帯
- (5) 電気通信サービスの内容(名称、種類及び利用に係る制限がある場合には、その旨を含む。)
- (6) 電気通信サービスの料金

- (7) 上記(6)の料金以外に消費者が負担すべき経費があるときは、その内容
- (8) 上記(6)及び(7)の料金等の無料又は割引キャンペーンの適用があるときは、その期間その他の条件
- (9) 消費者からの申出による契約の変更又は解除に関する定めがあるときは、その内容(イ)解約期間の制限があるときは、その旨、(ロ)違約金の支払いを要するときは、その旨、(ハ)解約時にレンタルモデム等の返却費用の支払いを要するときは、その内容を含む。)

を定めている。

なお、本項で定める説明事項は、トラブル防止の観点から定めた重要事項に絞ったものであり、説明時にこれらの説明事項以外のことを説明することとしても問題はなく、消費者が契約内容を理解できるようにするという法第26条の趣旨にかんがみ、本項の説明事項以外の事項であっても、消費者の理解に資する事項については積極的に説明することが望ましいとも考えられる。しかしながら、前述のとおり、これらの説明事項が他の事項と紛れてしまい、かえって消費者が理解しづらくなるような方法で説明することのないよう、十分に配慮することが必要である。

契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に

法第26条において説明義務を定めた趣旨は、消費者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結できるようにすることにより、電気通信事業者等との間でトラブルが生じないようにすることである。そのため、電気通信事業者等による説明は、契約締結や代理行為等の前に行うことにしなければ、トラブル防止を目的とした同条の意味がないこととなる。

したがって、説明は契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に行う必要がある。なお、法第26条において「契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、(中略)説明しなければならない」と規定しているのは、まさにこれらの行為の前に説明を行う必要がある旨を定めているものであり、その意味で、本規定は法第26条の趣旨の確認のためのものである。

少なくとも

法第26条の規定により説明しなければならない具体的な事項(「説明事項」)については、本項各号において定めることとしているが、これらの説明事項は、後でトラブルが生じないようにするために必要な重要事項に限って定めたものである。

ここで「少なくとも」としているのは、説明時に説明事項以外のことも説明することが法第26条の規定に反するものとはならないことを確認的に規定するとともに、消費者が契約内容を理解できるようにするという同条の趣旨にかんがみ、各号に掲げる説明事項以外の事項であっても、消費者の理解に資する事項については積極的に説明することが望ましいとも考えられるためである。ただし、言うまでもないことながら、各号に掲げる説明事項が他の事項と紛れてしまい、かえって消費者が理解しづらくなるような方法で説明することのないよう、十分に配慮することが必要である。

(1) 第1号

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称(電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務の提供に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委託することとしている場合を除く。 第三号において同じ。)

< 規定の概要 >

電気通信事業者の名称等を規定したもの。具体的には、電気通信サービスを提供する電気通信事業者の氏名又は名称を規定するものである。

電気通信事業者が(中略)他の電気通信事業者に委託することとしている場合を除く

電気通信事業者が、他の電気通信事業者と接続又は共用協定を締結して電気通信サービスを提供する場合であつて、苦情等の処理や料金回収等の業務を当該他の電気通信事業者に委託することとしている場合には、消費者と直接相對することとなる当該他の電気通信事業者の名称等のみを説明すればよいこととするものである。具体的には、例えば、いわゆるインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者(プロバイダ)とADSLサービスを提供する電気通信事業者(DSL事業者)の間に接続協定を締結して、消費者に一体的にサービス提供をする場合(いわゆるホールセール型等)であつて、ADSLサービスの苦情対応や料金回収をプロバイダが一元化して行うときは、当該プロバイダは消費者にDSL事業者名を説明する必要はないこととなる。このような場合、DSL事業者名を説明することが、かえって消費者に混乱を与えることとなる場合もあり、ま

た、苦情等の処理や料金回収等の業務をプロバイダが責任を持って一元的に行うこととしている場合には、DSL事業者の名称等を消費者が必ずしも知っておく必要がないと考えられるためである。

なお、「除く」の趣旨は、当該電気通信事業者の名称等を説明する義務がないということであり、その名称等を説明しても差し支えはない。

(2) 第2号

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「代理等」という。)を業として行う者(以下「契約代理業者」という。)が当該電気通信役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

<規定の概要>

契約代理業者が代理等を行う場合には、代理等を行っている旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称を規定するものである。ここで、契約代理業者の氏名又は名称としては、正式な会社名等に限られず、例えば「ショップ 店」等の広く消費者に周知されている名称を用いることも可能である。

なお、テレマーケティング業者等が、電気通信事業者の営業活動の一環として、当該電気通信事業者の委託を受けて、電話勧誘により電気通信サービスの契約の締結を誘引するケースなどがあるが、このうち、あらかじめ通話先や営業活動内容についてはすべて電気通信事業者が決めており、実際の電話勧誘行為のみをアウトソーシングしている場合など、いわば電気通信事業者の手足として活動しているような場合は、当該テレマーケティング業者等は契約代理業者とは言えないことから、その氏名又は名称を説明する必要はない。ただし、その場合においては、電気通信事業者は、テレマーケティング業者等が行った電話勧誘に関する苦情及び問合せについては迅速かつ適切に処理するよう、十分に配慮することが必要である。

(3) 第3号

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

<規定の概要>

本号の規定は、消費者が提供を受けることとなる電気通信サービスや電気通信事業者の業務の方法に関する苦情及び問合せを行うことができるよう、電気通信事業者の連絡先、さらに電話窓口については、その受け付けている時間帯を説明する旨を規定するものである。

電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

本号に規定する連絡先は、消費者が提供を受けることとなる電気通信サービスや電気通信事業者の業務の方法に関する苦情及び問合せを行うための連絡先である。苦情及び問合せを行うための連絡先（連絡手段）としては、電話、電子メール、ウェブページ、郵便等が考えられる。

苦情及び問合せを行うための連絡先であることから、消費者からの問合せ等の受付専用の連絡先を設けている場合には、当該連絡先を説明することとなる。逆に、専用の連絡先を設けていない場合においては、消費者からの問合せ等に応じる部門等に最終的に繋がるための連絡先（例えば、電話であれば代表番号等）を説明することとなる（この場合、問合せ等に応じる部門等に円滑に繋げるようにする必要がある。）。また、例えばウェブページ上に問合せ等の連絡先を設ける場合において、当該ページのURLが非常に長い場合などにおいては、消費者の利便性を考慮してトップページを説明することも認められる（この場合、問合せ等の連絡先URLに直ちに飛べるようなリンクを張る等する必要がある。）

なお、本号は電気通信事業者が苦情及び問合せに応じるための手段を規定するものではない。また、消費者からの苦情及び問合せへの対応について、第三者との間で協定等を締結して外部委託を行っている場合については、当該委託先の連絡先を説明することが可能であるが、その場合においては、電気通信事業者は苦情及び問合せの処理を当該委託先が迅速かつ適切に行うよう、十分な監督及び連携が必要である。

電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

電話による連絡先については、その受付時間も説明することとして、消費者の利便を図ることとするものである。ここで時間帯としているが、例えば平日と土日祝日で受付時間帯が異なっているような場合には、それぞれの時間帯を説明する必要がある。

(4) 第4号

四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレス

レスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては電話による苦情及び問合せに応じる時間帯（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）

< 規定の概要 >

本号の規定は、消費者が契約代理業者による代理等において説明を受ける際には、当該契約代理業者に対して苦情及び問合せを行うことができるよう、前号に加えて、原則として、当該契約代理業者の連絡先、さらに電話窓口については、その受け付けている時間帯を説明する旨を規定するものである。

電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く

契約代理業者が代理等を行う場合には、当該代理業者の連絡先を消費者に説明することが原則であるが、電気通信事業者と契約代理業者との間でサポート体制を一元化することとしている場合等もあることから、契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せの処理を、協定等を締結して電気通信事業者が一元的に行うこととしている場合には、第3号の電気通信事業者の連絡先の説明のみでよいこととするものである。ただし、その場合においては、電気通信事業者は、契約代理業者に関する苦情及び問合せについても、当該電気通信事業者に関するものと同様に迅速かつ適切に処理するよう、十分に配慮することが必要である。

(5) 第5号

五 提供される電気通信役務の内容（名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報その他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その旨を含む。）

< 規定の概要 >

本号の規定は、電気通信サービスの内容を説明する旨を規定するものである。

電気通信役務の内容

電気通信サービスとして消費者が提供を受けることができる具体的な内容をいう。具体的には、名称（下記 参照。）役務の種類（下記 参照。）のほか、例えば、ADSLサービスやFTTHサービスであれば、最高伝送速度毎秒メガバイトによりインターネットに接続するサービスであって、速度が低下する

ことがある旨、また、IP電話サービスであれば、IPパケットを用いて音声伝送を行う電話サービスであることのほか、音質が低下することがある旨等の当該サービスの技術的条件の制限を含めた基本的内容である。

名称

各電気通信事業者が定める、個々の電気通信サービスの具体的なサービス名をいう。

第一項の区分による電気通信役務の種類

第1項の区分による電気通信サービスの種類をいう。具体的には、「ADSLサービス」であるとか「FTTHサービス」であるということを説明することを規定するものである。

各電気通信事業者が定めるサービス名のみでは、実際にどのような内容のサービスであるのかがわかりにくい場合があることから、当該サービスの種類についても説明しなければならないこととするものである。

品質

DSLサービス、FTTHサービス、IP電話サービス等のいわゆるベストエフォート型サービスについて、その品質に係る制限事項を説明しなければならないこととするものである。

例えば、DSLサービスやFTTHサービス等のいわゆるベストエフォート型サービスについては、伝送速度が低下することがある旨である。これらの、いわゆるベストエフォート型サービスにおいては、広告等において、例えば「最高メガ」と最高伝送速度を表示するなどの例が多く見られる。消費者としては、当該サービスが常に当該表示された伝送速度でインターネットにアクセスすることができると思いき、後になってベストエフォート型サービスであると知り、トラブルになる場合も多いと考えられる。したがって、このようなトラブルを防止するためには、事前に制限事項を説明する必要がある。

具体的には、例えば「表示速度は最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合がある。」「交換機の収容されている局舎からの距離により伝送速度が低下することがある。」「回線を複数の加入者でシェア（共用）するため伝送速度が低下することがある。」等の説明（表示）の仕方が考えられるが、いずれにしても、消費者がベストエフォート型サービスの内容を十分に理解することができるよう配慮する必要がある。

また、IP電話サービスについても同様である。IP電話サービスは、周囲で

家電製品を利用している場合やADSLサービスでファイルの送受信を行うのと同時に利用する場合等に、音声聞き取りづらくなるなど、通話品質が低下することがある。したがって、トラブル防止の観点から、その旨を事前に説明しなければならないこととするものである。

なお、当該事項について書面に表示する場合において、注記として表示することも可能であるが、その場合には特に、文字の大きさや記載場所など、消費者が適切に理解できるよう配慮する必要がある。

提供を受けることができる場所

携帯電話サービス及びPHSサービスについて、サービスが利用できる場所に係る制限事項を説明しなければならないこととするものである。

携帯電話サービス及びPHSサービスにおいては、基地局の設置場所から離れた地域にあるとき、近隣の建造物や工作物により電波の受信の障害が発生している地域にあるときなど、電波が届かない場所ではサービス提供を受けることができないことがあるため、その旨を説明することとするものである。

緊急通報

IP電話サービスについて、緊急通報を行うことができないときは、その旨を説明しなければならないこととするものである。

緊急通報とは、110番による警察機関への通報、118番による海上保安機関への通報及び119番による消防機関への通報をいう。緊急通報は、身体、生命に対する差し迫った脅威がある場合などに、警察、消防等の緊急対応機関が迅速に対応することを可能とするものであり、消費者にとっても重要なものであることから、これを利用することができない場合には、その旨を事前に消費者に説明しなければならないこととするものである。

なお、緊急通報を行うことができないIP電話サービスであって、IP電話サービスが提供できない時に自動的に当該IP網以外の他の通信網に迂回する機能により緊急通報を行うこととしているものについても本号の適用があるが、この場合には、そのような仕組みにより緊急通報を行うことができる旨の説明を行うことも可能である。

電気通信役務の利用に係る制限がある場合には、その旨

電気通信サービスに技術的条件の制限があれば、その旨も含めてサービス内容を説明しなければならない旨を定めるもの。技術的条件の制限として、品質、提供を受けることができる場所、緊急通報を例示しており、具体的には、それぞれ

上記 のとおりである。

(6) 第6号

六 その者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金（ただし、電気通信事業者が通話料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと又は対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、すべての通話料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な通話料金区分の説明によることができる。）

< 規定の概要 >

本号の規定は、電気通信サービスの提供に関する料金を説明する旨を規定するものである。

その者に適用される

多くの電気通信事業者は、電気通信サービスの提供に関する料金として、多様な料金メニューを設けているが、本号で規定するのは「その者に適用される料金」である。すなわち、多くの料金メニューのうち、説明を受ける消費者が選択した料金プランについて説明をする旨を定めるものである。なお、消費者が料金割引プランを選択した場合や、消費者に料金割引の適用がある場合（家族割引、長期契約割引等）には、当該料金割引も含め、その者に適用される料金を説明する必要がある。

多数の区分を設ける場合にあつては、すべての通話料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な通話料金区分の説明によることができる

電気通信サービスの料金のうち、通話料金については、距離ごと、接続事業者ごと、対地ごと、曜日又は時間帯ごとなど多数の料金区分を設定している場合が多い。このような場合、消費者にとってもすべての通話料金の説明を受ける必要はないと考えられる場合が多く、電気通信事業者等にとってもすべての通話料金を説明することは実質的に不可能である場合が多い。したがって、主要な通話料金区分（例えば、国内電話であれば、平日昼間の市内通話料金及び市外通話料金と休日の通話料金のみなど、消費者が比較的頻繁に利用することが見込まれる主な通話料金区分）のみを説明することができることとするものである。

ただし、この場合、電気通信事業者等は、説明を行っていない通話料金区分に

についても、消費者が電話で問い合わせた場合には適切に回答するとともに、ウェブページでも閲覧することができるようにしておくことが必要である。

(7) 第7号

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

< 規定の概要 >

本号の規定は、第6号に規定する電気通信サービスの提供に関する料金に含まれていない経費がある場合には、その内容を説明する旨を規定するものである。

前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるもの

例えば、ADSLサービスについて、消費者が通常負担すべき経費として、当該サービスの提供に関する料金（インターネット接続料金やモデムレンタル料）のほかに、別途他の電気通信事業者のアクセス回線使用料や工事費等の経費の負担を要する場合などが、これに該当する。

また、IP電話サービスについて、消費者が通常負担すべき経費として、当該サービスの提供に関する料金（IP電話の基本料金や通話料、モデムレンタル料）のほかに、別途他の電気通信事業者のアクセス回線使用料や工事費等の経費の負担を要する場合は、これに該当する。

その内容

第6号に規定する電気通信サービスの提供に関する料金に含まれない経費がある旨、その主な料金項目（例えば、アクセス回線使用料、モデムレンタル料、工事費など）である。

なお、IP電話サービスのうち、IP電話サービスが提供できない時に自動的に当該IP網以外の他の通信網に迂回する機能を有する場合には、その迂回した通信網に関する料金負担が別途発生する旨も、これに含まれる。

(8) 第8号

八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するとき は、当該減免の実施期間その他の条件

< 規定の概要 >

本号の規定は、割引又は無料キャンペーンの適用があるときは、その適用期間等の条件を説明する旨を規定するものである。

料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するとき

電気通信サービスの提供に関する料金（第6号）やその他の経費（工事費、モデムレンタル料等。第7号）を期間を限定して割引又は無料キャンペーンを実施することをいう。なお、料金割引プランを設定する場合など、期間を限定しないで料金割引をする場合は、第6号の「その者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金」に含まれる。なお、本号に規定する条件は、割引キャンペーンの適用がある場合、当該割引料金が、本来第6号に規定される電気通信役務の提供に関する料金に該当することとなるが、本号は、キャンペーン期間を設けて提供する電気通信サービスに関するトラブルが特に多いことにかんがみ、特に説明事項として規定したものである。

当該減免の実施期間その他の条件

割引又は無料キャンペーンを行う場合の条件を説明すること。「実施期間」とは、当該説明を受ける消費者に割引又は無料キャンペーンが適用される期間（その者にキャンペーンが適用される始期及び終期）のことである。その他の条件としては、例えば、適用範囲（例えば、基本料、モデムレンタル料、通話料のうち、どの項目に割引又は無料キャンペーンが適用されるのか等）や適用対象（例えば、家族割引キャンペーンを実施する場合、家族のうち、主契約者のみの通話料に無料又は割引キャンペーンが適用されるのか、あるいは、家族の全構成員の通話料に適用されるのか等）がある。

(9) 第9号

- 九 次に掲げる事項その他の電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容
- イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容
- ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容
- ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を電気通信役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

< 規定の概要 >

本号の規定は、消費者からの申出による契約の変更及び解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容を説明する旨を規定するものである。

次に掲げる事項その他の電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

一般に、電気通信サービスの提供に関する契約においては、当該契約内容の変更又は解除に関する様々な事項を規定している。そのうち、消費者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、事前に消費者が十分にその内容を理解していない場合には、契約締結後にトラブルになりやすいと考えられることから、当該事項を具体的な説明事項として本号に規定したものである。

契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

契約締結後一定期間に限り無料で契約の変更又は解除をすることができる場合や、一定期間を経過しなければ変更又は解約をすることができない場合等には、その期間を説明しなければならない旨を規定するものである。

契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

契約の変更又は解除をする場合に違約金その他の債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことをあらかじめ約した金銭（名称は問わない。）の支払を必要とする旨を定めているときは、その旨及びその具体的な金額を説明しなければならない旨を規定するものである。

電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を電気通信役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

例えば、消費者がADSLモデムをプロバイダからレンタルして、ADSLサービスの提供を受けている場合であって、当該契約の変更及び解除をするときには、消費者がモデムの返却送料等を負担する必要がある旨を定めるときは、その旨及び標準的な経費を説明しなければならない旨を規定するものである。

6 施行規則第22条の2の2第4項の規定の概要及び用語の説明

4 第一項から前項までの規定は、他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約を締結したときは自らが提供する電気通信役務についても

契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定 に基づいて締結される当該契約及び公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約 の締結又はその代理等には適用しない。

(1) 規定の概要

本項は、いわゆるみなし契約及びローミング契約並びに公衆電話を始めとする利用の都度契約を締結することとなる電気通信サービスについては、法第26条の対象から除外する旨を定めるものである。

その趣旨は、みなし契約及びローミング契約により契約を締結したこととみなされる契約は、複数の電気通信事業者の複数の電気通信サービスであり、これらすべてのサービスの契約内容を説明することは、電気通信事業者等の負担になるのみならず、消費者にとっても、あまりに説明事項が多くなりすぎて、かえって混乱することとなると考えられること、また、公衆電話を始めとする利用の都度契約を締結することとなる電気通信サービスについては説明をすることが実態的に不可能であるためである。

(2) 用語の説明

他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約を締結したときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定

いわゆるみなし契約及びローミング契約の規定。みなし契約とは、一部の電気通信事業者が提供する国際電話サービス又は長距離電話サービスの提供に関する契約については、これらの契約約款の規定により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で電話サービス又はISDNサービス契約を締結すると同時に締結されることとなる旨が定められており、これらの契約のことをいう。また、ローミング契約とは、主に携帯電話サービス及びPHSサービスの提供に関する契約について、これらのサービスを提供する電気通信事業者の契約約款の規定により、他の電気通信事業者との間に携帯電話サービス又はPHSサービスの契約を締結すると同時に締結されることとなる旨が定められており、これらの契約のことをいう。

公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約

公衆電話（列車公衆電話を含む。）のほか、例えば、利用の都度契約を締結す

ることが必要なクレジット通話、コレクトコール、通話の接続の都度契約を締結する形態により行う相互接続による電気通信サービスの提供などがこれに該当する。

7 施行規則第22条の2の2第5項の規定の概要及び用語の説明

施行規則第22条の2の2第5項の規定は、電気通信サービスの提供に関する契約の変更について、法第26条の説明義務の対象となるものを定めるものである。

(1) 第1号

5 法第二十六条の規定は、電気通信役務の提供に関する契約の締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当該各号に定める事項に関して行うものとする。

- 一 電気通信役務の提供を受ける者からの申出により 第一項各号に規定する電気通信役務に関する提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、変更後の契約が変更前の契約と同じ号に規定する電気通信役務の提供に関するもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

< 規定の概要 >

本号は、電気通信サービスの提供に関する契約の変更のうち、例えば携帯電話サービスの料金プランの変更やADSLサービスの最高伝送速度のグレードアップなど、1つのサービスの提供条件の変更の場合の説明について規定するものである。

電気通信役務の提供を受ける者からの申出により

消費者側からの申出による契約内容の変更。電気通信事業者側の事情により料金プランを変更する場合等については第3号に規定している。

提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、変更後の契約が変更前の契約と同じ号に規定する電気通信役務の提供に関するもの

「提供条件の変更」とは、電気通信事業者との間の電気通信サービスの提供に関する契約内容を変更するものをいう。また、「変更後の契約が変更前の契約と

同じ号に規定する電気通信役務の提供に関するもの」とは、変更後の契約と変更前の契約が、ともに携帯電話に関するものである場合やADSLサービスに関するものである場合等をいう。

すなわち、同項に規定する変更とは、例えば、携帯電話サービスの料金プランの変更、ADSLサービスの最高伝送速度の変更などが、これに該当する。

第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

本号に規定するような契約内容の変更の場合には、第3項各号に規定する説明事項のうち変更しようとする事項に限って説明しなければならないこととするものである。その趣旨は、消費者は当該電気通信サービスの内容については、既に相当程度の理解をしているものと考えられることから、変更のない事項についてまで改めて説明しなくとも、後にサービス内容に対する理解不足を原因とするトラブルが生じる恐れは低いと考えられるためである。

(2) 第2号

二 電気通信役務の提供を受ける者からの申出による 提供条件の変更のうち、新たに第一項各号に規定する電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるもの 第三項各号に掲げる事項

<規定の趣旨>

本号は、電気通信サービスの提供に関する契約の変更のうち、例えばPHSサービスから携帯電話サービスへの変更や、ADSLサービスからFTTHサービスへの変更など、新たな種類のサービスへの変更の場合の説明について規定するものである。

電気通信役務の提供を受ける者からの申出による

消費者側からの申出による契約内容の変更。

提供条件の変更のうち、新たに第一項各号に規定する電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるもの

「提供条件の変更」とは、電気通信事業者との間の電気通信サービスの提供に関する契約内容を変更するものをいう。また、「新たに第一項各号に規定する電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるもの」とは、変更前に契約していたサービスの種類と変更後に契約しようとするサービスの種類が異なるものをいう。

すなわち、同項に規定する変更とは、例えば、PHSサービスから携帯電話サービスへの変更や、ADSLサービスからFTTHサービスへの変更など、新たな種類のサービスへの変更の場合がこれに該当する。

第三項各号に掲げる事項

本号に規定する契約内容の変更の場合には、第三項各号に掲げる説明事項をすべて説明しなければならないこととするものである。その趣旨は、本号に規定する変更の場合には、消費者が新規に電気通信サービスの提供に関する契約を締結したのと同様と考えることができることから、後にサービス内容に対する理解不足を原因とするトラブルが生じることのないよう、第三項各号に掲げる説明事項を説明する必要があると考えられるためである。

(3) 第3号

三 電気通信事業者からの申出により 第一項各号に規定する電気通信役務に関する提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、電気通信役務の提供に関する料金の値上げその他当該電気通信役務の提供を受ける者にとって提供条件が不利となるもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

< 規定の趣旨 >

本号は、電気通信サービスの提供に関する契約の変更のうち、例えば料金の値上げなど、電気通信事業者の側から契約内容を変更する場合のうち消費者にとって提供条件が不利となるものの説明について規定するものである。

電気通信事業者からの申出により

電気通信事業者側からの契約内容の変更。

電気通信役務の提供に関する料金の値上げその他当該電気通信役務の提供を受ける者にとって提供条件が不利となるもの

電気通信事業者側からの契約内容の変更のうち、通話料金の値上げ、消費者からの申出による解約の期間制限の設定など、消費者にとって提供条件が不利となるものについて、説明しなければならないこととするもの。

逆に、通話料金値下げ、料金割引の割引幅の拡大、解約制限の撤廃等、消費者にとって提供条件が向上することとなる変更については説明義務はない。

第三項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

本号に規定するような契約内容の変更の場合には、第三項各号に規定する説明事項のうち変更しようとする事項に限って説明しなければならないこととするものである。その趣旨は、消費者は当該電気通信サービスの内容について、既に相当程度の理解をしているものと考えられることから、変更のない事項についてまで改めて説明する必要はないと考えられるためである。

なお、説明方法については施行規則の本条第2項に準ずることとなるが、電気通信事業者からの通知の方法をあらかじめ契約約款等に定めておくことにより、その方法により通知することも可能である。

8 施行規則第22条の2の2第6項の規定の概要及び用語の説明

6 法第二十六条に規定する説明は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。以下この項において単に「提供条件」という。）を当該他の電気通信事業者が電気通信役務の提供を受けようとする者に説明することとしているときは、当該他の電気通信事業者が当該提供条件を説明すれば足りる。

(1) 規定の概要

本項は、電気通信事業者が、他の電気通信事業者と接続又は共用協定を締結して電気通信サービスを提供する場合であつて、他の電気通信事業者がまとめてサービス内容についての説明をすることとしているときは、当該電気通信事業者が重ねて説明を行う必要はない旨を確認的に定めるものである。

このような場合、消費者と直接相対することとなる当該他の電気通信事業者が一元的に消費者に説明すればよいこととするものである。具体的には、例えば、インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者（プロバイダ）とADSLサービスを提供する電気通信事業者（DSL事業者）の間に接続協定を締結して、消費者に一体的にサービス提供をする場合（いわゆるホールセール型等）であつて、ADSLサービスも含めてプロバイダが一元的に消費者に説明するときは、改めてDSL事業者が消費者に説明する必要はないこととなる。すなわち、DSL事業者が説明すれば、重複して消費者に説明することとなるが、そこまでの義務を課す必要はないと考えられるためである。もちろん、重複して説明する

こととしてもかまわない。

9 対面による説明の際の交付書面の参考例

法第26条及び施行規則第22条の2の2において、具体的な説明事項が定められることとなるが、対面により説明を行う際に交付することとなる書面の参考例（インターネット接続及びADSLサービスの例）を以下に示す。

なお、以下の参考例は一例にすぎないものであり、様々な説明書面が可能であるが、電気通信事業者等が説明書面を作成するに当たっては、文字の大きさ（説明事項として省令で定められている事項については、8ポイント以上の大きさの文字で記載することが適当である。）レイアウト、配色等に配慮する必要がある。

<参考例>

サービス [電気通信サービスの名称を記載] について

(株) [説明をする電気通信事業者名又は契約代理業者名を記載]

サービス提供者： (株) [サービスを提供する電気通信事業者名を記載]

契約代理業者： ショップ 店 [契約代理業者名を記載]

問合せ連絡先：

- ・ (株)カスタマーセンター

電話：0120-123-xxxx [電気通信事業者の電話番号及び受付時間を記載]

(受付時間：平日9:00～19:00、土日祝日9:00～17:00)

ウェブページ：<http://www.xxx.co.jp/customer> [問合せを受け付けるURLを記載]

- ・ ショップ総合サポートセンター

電話：03-1234-xxxx [契約代理業者の電話番号及び受付時間を記載]

(受付時間：10:00～18:00 (ただし年末年始は休業))

ウェブページ：<http://www.xxx.co.jp/support> [問合せを受け付けるURLを記載]

契約するサービスの内容：

- ・ 名称： サービス Aコース (ADSLサービス)

[電気通信サービスの名称、及びその種別を記載]

- ・ 本サービスは、最高伝送速度每秒 メガバイトにより、インターネットに接続するサービスです。本サービスは、いわゆるベストエフォート型サービスであり、

通信設備の状況や他回線との干渉、交換機収容局からの距離等によって、速度が低下することがあります。

[電気通信サービスの内容(品質を含む。)を記載]

料金等：

- ・サービス利用料 ， 円(月額。消費税込み)
- ・初期費用 ， 円(消費税込み)
- ・モデムレンタル料 ， 円(月額。消費税込み)

・ただし、契約締結日が含まれる月及びその後の2ヶ月は割引料金が適用され、月額 ， 円(消費税込み)となります。

・上記金額のほか、導入時に工事費 ， 円(消費税込み)が別途必要となります。((株)より請求されます。)適用される料金及びサービス料金に含まれていない他の経費がかかる旨等に関する記述]

ご解約手続き：

- ・ご契約から8日以内にご解約のお申し出があった場合には、サービス利用料、初期費用、モデムレンタル料はいただきません。
- ・ご解約の際、レンタルモデムの返却に要する送料(， 円程度)は、お客様のご負担となります。

10 契約締結の際の望ましい対応の在り方について

法第26条に規定された説明義務は、消費者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結することができるよう、電気通信事業者等が、契約の締結等に当たり、消費者が最低限理解すべき提供条件を説明しなければならない義務を課すことにより、契約締結に係る電気通信事業者等と消費者との間のトラブルを防止し、消費者の利益の保護を図るために設けられたものである。同法の趣旨を踏まえて、電気通信事業者等としては、契約締結時の適切な説明や情報提供などに努めることが求められる。すなわち、同法に規定する義務となるわけではないが、同法の趣旨を踏まえた契約締結の際の望ましい対応の在り方として、電気通信事業者等には以下の事項が期待される。

- (1) 通常の説明では十分に理解が得られないと認められる消費者に対しては、さらに詳細な説明を行うこと。
- (2) 説明した事項について、消費者からさらに詳しい説明を求められた場合は、消費者がその内容を十分に理解できるよう、詳細について丁寧に説明すること。
- (3) 未成年者への説明に際しては、特に高額利用の防止等に十分配慮して説明する

こと。

(近年、未成年者が電気通信サービスの提供に関する契約を締結し、高額利用を
してしまう等のケースが増加していることから、電気通信事業者等としては、
サービス料金の丁寧な説明等に心掛けるなど、未成年者による電気通信サービ
スの節度ある利用の確保に十分配慮する必要がある。)

その他、電気通信事業者は、自らの従業員又は契約代理業者の従業員による契約
締結時の説明の徹底を図るため、適切な説明の対応ぶりの指針となるマニュアル等
を作成し、また、定期的にこれらの者に対する研修を実施するなど、適切な説明を
確保できるよう積極的な取組みを行うことが望まれる。また、契約代理業者におい
ても、自らの従業員向けのマニュアル等の作成や従業員研修の充実を図ることが望
まれる。

1 1 消費者契約法との関係について

事業者と消費者との間の契約トラブルに関しては、分野横断的な一般的事後救済
ルール等を定めた消費者契約法の適用がある。

例えば、消費者契約法第4条第1項及び第2項においては、事業者が消費者契約
の締結に際して、消費者に対して重要事項について事実と異なることを告げるこ
とにより、当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、それによって当該消費者
が契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができ
る旨等が定められている。

これらの規定は、締結した契約の内容のうち重要事項について、一定の事業者側
の責に帰すべき事由により誤認等した場合に、事後的に取消しを可能とすることに
よって、消費者の救済を図ろうとするものであり、いわばトラブルが生じた際の事
後救済ルールと言うことができるものである。

これに対して、電気通信事業法第26条の説明義務は、そのようなトラブルが生
じることのないよう、事前に十分な説明がなかったために後でトラブルになること
が特に想定される事項を、契約締結前に説明することを義務づけるものであり、い
わばトラブルの事前防止のためのルールと言うことができる。

なお、消費者契約法に定める「重要事項」は、同法第4条第4項において定義が
定められているが、同法の「重要事項」と、電気通信事業法第26条で定める説明
事項とは、重なる部分もあるが、一致するものではない。

第3章 苦情等の処理（法第27条）関係

1 本規定を設けることとした趣旨

近年の情報通信技術の進展による電気通信サービスの高度化・サービス内容や料金メニューの多様化は、消費者の選択の幅を大きくし、消費者の利便性の向上につながるものである。しかしながら一方で、サービス内容、料金体系、契約条件の複雑化により、消費者がこれらを理解することも困難になるとともに、電気通信事業者と利用者との間の情報格差（情報の非対称性）も拡大している。

このような状況の中で、消費者が電気通信サービスの内容等を十分理解できないまま契約を締結してしまう等により、後で契約条件等について電気通信事業者に苦情を申し立てたり、サービス内容等について電気通信事業者に問合せを行うことが多くなっている。

今日、電気通信サービスは国民生活や社会経済活動においてますます重要な役割を担い、国民にとって必要不可欠な存在となっているが、消費者が自己のニーズに合わせて電気通信サービスを適切に利用できるようにしなければ、今回の改正法の目的である電気通信事業者間の競争の促進による便益を消費者が最大限享受できないこととなる。

また、電気通信サービスには、高度な技術が用いられているため、消費者が電気通信サービスを適切に利用するためには、専門的技術的な知識を要求されるものが多い。さらに、電気通信サービスは継続的に提供されるサービスであることから、消費者が解約して他の電気通信事業者へ変更することは、電話番号やメールアドレスを多数の者に周知し直すことが必要となる、端末機器の買換が必要となる場合がある、サービスの一時的な中断も許されない場合があるなどの理由により容易でないという性質を有している。

したがって、消費者が電気通信サービスを安心して継続して利用できるようにするためには、消費者からの苦情及び問合せに対し、電気通信事業者が、責任をもって適時適切に対処することが不可欠となっている。そこで、電気通信事業者に対して、苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理しなければならない旨の義務を課すこととするものである。

2 法第27条の規定の概要及び用語の説明

（苦情等の処理）

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法 又は当該電気通信事業者が提供する同条の

総務省令で定める電気通信役務についての利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(1) 規定の概要

本条は、電気通信事業者と消費者との間の情報の非対称性に起因する多くの問題やトラブルが生じている状況等にかんがみ、電気通信事業者が消費者からの苦情に適切に対処し、消費者が継続的に安心して電気通信サービスを利用することができる環境を整えるため、電気通信事業者に対し、電気通信サービス又はその業務方法についての苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならないことを定めるものである。

(2) 用語の説明

前条の総務省令で定める電気通信役務

苦情及び問合せの処理義務を定める趣旨は、日常生活において用いられる電気通信サービスを消費者が安心して継続してサービスを利用することができるようにすることにより、日常生活に支障が生じないようにすることである。したがって、苦情及び問合せの処理義務の対象となる電気通信サービスは、一般的に消費者が日常生活の中で用いるものとして、総務省令で定めるものとしており、説明義務の対象と同じこととしている。

当該電気通信事業者の業務の方法

当該電気通信事業者の業務の方法とは、電気通信サービスの提供に関する業務のほか、窓口業務の方法などの日常業務の取扱方法をいう。

利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。...)からの

電気通信事業者が、苦情及び問合せを受け付けるべき者は、当該電気通信事業者と電気通信サービス(第26条の総務省令で定める電気通信サービスに限る。)の提供に関する契約を締結した者又は当該電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けようとする者である。

なお、電気通信事業者については、電気通信サービスについて専門的技術的な知識を有しているものであるため、電気通信事業者が他の電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受ける場合は、一般の消費者のような情報の非対称性は

ないと考えられるため、苦情等適切処理義務の対象とはしないこととしている。

適切かつ迅速にこれを処理しなければならない

苦情等適切処理義務を設ける趣旨は、消費者が電気通信サービスを利用している期間中、電気通信事業者から適時適切な情報提供等の措置を受けられることを確保することにより、安心して継続的に電気通信サービスを利用できるようにすることである。

したがって、苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理とは、電気通信サービスの提供条件の詳細についての問合せや、電気通信サービスを適切に利用するために必要な情報についての問合せ、また、何らかの事情で消費者が適切に電気通信サービスを利用できない場合等の苦情に対し、適切かつ迅速な対応を行うことである。

なお、同法は、消費者からの苦情及び問合せに対応するための連絡手段を規制するものではなく、また、苦情及び問い合わせに対応するための窓口を一元化することを義務づけるものでもない。連絡手段や対応体制については、電気通信事業者が適切に処理できる手段及び体制であれば、各電気通信事業者において、同法の趣旨を踏まえて、電話、電子メールなど適切と判断した連絡手段及び対応体制を設けることが望まれるものである。

3 「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容について

苦情及び問合せに対して適切かつ迅速に処理しているか否かについては、提供する電気通信サービスの内容、利用者層、利用者数等が様々であること、また消費者からの苦情及び問合せの内容も様々であることから、「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容を全ての電気通信事業者等について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要がある。

なお、少なくとも、以下の場合には、適切かつ迅速に処理を行っているとはいえないと考えられる。

- (1) 苦情及び問合せに対する対応窓口を設けていない場合
- (2) 苦情及び問合せに対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を消費者に対して明らかにしていない場合
- (3) 苦情及び問合せに対する対応窓口が明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合）

(4) 消費者が真摯に問合せをしているにもかかわらず、長期間放置している場合（例えば、特に調査や確認等の必要のない問合せ内容に対して、正当な理由なく、2～3日を越える期間回答をしないしている場合、調査や確認等を1週間程度で終わることができる問合せ内容に対して、正当な理由なく、10日以上回答をしないしている場合、1週間程度で終わることができる調査や確認等について正当な理由なく1ヶ月以上の期間をかける場合など）

(5) 消費者から解約の申出があったにもかかわらず、正当な理由なく当該申出を相当期間放置して、その手続を行わない場合

一方、苦情等処理の規定を設けた趣旨が上述のとおりであることにかんがみて、本条は、無理な注文をつけてくる場合その他の消費者からのいわば行きすぎた苦情等についてまで対応する義務を課すものではないことから、このような場合に消費者からの要求を拒む等しても本条に違反することにはならない。

4 苦情等処理の望ましい在り方について

法第27条に規定された苦情等適切処理義務は、消費者からの苦情及び問合せについて、電気通信事業者が責任をもって適時適切に対処することにより、消費者が電気通信サービスを安心して継続して利用できるようにするために設けられたものである。同法の趣旨を踏まえて、電気通信事業者としては、適切な苦情等処理体制を整備することが求められる。すなわち、同法に規定する義務となるわけではないが、同法の趣旨を踏まえた、苦情等処理の望ましい在り方として、電気通信事業者には以下の事項が期待される。

なお、上記3のとおり、「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容は、提供する電気通信サービスの内容、利用者層、利用者数等により個別に判断されるべきものであるが、それと同様に、望ましい対応の在り方についても、利用者数の多寡等によるものであり、全ての電気通信事業者に一概に当てはまるものではない。

(1) 電話窓口を開設すること。

(2) 電話窓口は、録音された自動音声のみならず、オペレータによる対応を行うこと。

(3) 電話窓口は、平日は、なるべく長時間受け付けること。

(4) 苦情及び問合せを受けた内容について、調査や確認等の必要がある場合でも、できるだけ短期間に何らかの回答をすること。

(以上)

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 <u>電気通信事業</u>（<u>第三条</u> <u>第四十条</u>）</p> <p>第三章 <u>基礎的電気通信役務支援機関</u>（<u>第四十条の二</u> <u>第四十条の八</u>）</p> <p>第四章 <u>土地の使用等</u></p> <p> <u>第一節 事業の認定</u>（<u>第四十条の九</u> <u>第四十条の十九</u>）</p> <p> <u>第二節 土地の使用</u>（<u>第四十一条</u> <u>第五十四条</u>）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第五章（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 <u>第一種電気通信事業</u>（<u>第三条</u> <u>第三十二条</u>）</p> <p>第三章 <u>第二種電気通信事業</u>（<u>第三十三条</u> <u>第四十条</u>）</p> <p>第三章の二 <u>基礎的電気通信役務</u>（<u>第四十条の二</u> <u>第四十条の八</u>）</p> <p>第四章 <u>土地の使用</u>（<u>第四十一条</u> <u>第五十四条</u>）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第五章（略）</p>

附則

第一章 総則

(用語)

第二条 (略)

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 音声伝送役務 おおむね四キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつてデータ伝送役務以外のもの

二 データ伝送役務 専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 専用役務 特定の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務

四 特定移動通信役務 法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務

附則

第一章 総則

(用語)

第二条 (略)

五 全部認定事業者 その電気通信事業の全部について法第一百七条第一項の認定（法第二百二十二条第一項の変更の認定があつた場合は当該変更の認定。第七号において同じ。）を受けている認定電気通信事業者

六 全部認定証 第四十条の十一第一項に規定する認定証

七 一部認定事業者 その電気通信事業の一部について認定を受けている認定電気通信事業者

八 一部認定証 第四十条の十一第二項に規定する認定証

第二章 電気通信事業

第一章 第一種電気通信事業

（登録を要しない電気通信事業）

第三条 法第九条の総務省令で定める基準は、設置する電気通信回線設備が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 端末系伝送路設備（端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）の設置の区域が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつてはその区域)を超えないこと。

二 中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいう以下同じ。)の設置の区間が一の都道府県の区域を超えないこと。

(事業の登録申請)

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。

(事業の許可申請)

第三条 法第九条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第九条第二項第二号の電気通信役務の種類は、電報のほか、次の表のとおりとする。

電気通信役務の種類	内容
音声伝送	概ね四キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつてデータ伝送役務以外のもの
データ伝送	専ら符号又は影像を伝送交換するための電

3 | 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

専用	気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
通信役務	特定の者に電気通信設備を専用させる電気通信役務

3 | 法第九条第三項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

4 | 法第九条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 二 業務区域の境界を明示した地図
- 三 他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用を行う場合は、その者との協定書の写し又はその計画を記載した書類
- 四 他の電気通信事業者から法第三十一条第一項の規定により届け出、若しくは同条第四項の規定により認可を受けた料金又は法第三十一条の三第一項の規定により届け出た料金（法第三十一条第一項の総務省令で定める料金を含む。）及び法第三十一条の四第一項の規定により届け出、若しくは同条第三項の認可を受けた契約約款（同条第一項の総務省令で定める事項及び法

- 第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。()又は法第三十一条の四第九項の規定により届け出た契約約款(以下「契約約款等」という。)に基づき電気通信役務の提供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合は、その計画を記載した書類
- 五 他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合は、当該電気通信事業者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 六 電気通信業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 七 電気通信設備を設置するための土地、建物その他の工作物の調達の方法及びその見込みを記載した書類
- 八 主たる技術者に関する次に掲げる書類
- イ その者が電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている場合にあつては、その氏名並びに当該資格者証の種類及び番号を記載した書類
- ロ イに該当しない場合にあつては、その者の履歴書

一 様式第三によるネットワーク構成図

二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 (略)

四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類

イ (略)

ロ (略)

五 (略)

イ・ロ (略)

六 (略)

イ (略)

ロ 組合員又は組合の業務執行者若しくはこれに準ずる者の名

簿及び履歴書

九 電気通信設備の構成並びに他の電気通信事業者及び利用者の

電気通信設備との接続の構成の概要を示した図

十 (略)

十一 申請者が既存の法人であるときは、次の書類

イ (略)

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ (略)

十二 (略)

イ・ロ (略)

ハ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるとき

は、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

十三 (略)

イ (略)

ロ 組合員の資産目録又は組合の財産の状況を記載した書類

ハ 組合員又は組合の業務執行者若しくはこれに準ずる者の履

歴書

七 (略)

イ (略)

ロ (略)

十四 (略)

イ 資産目録

ロ (略)

ハ (略)

十五 申請者が地方公共団体であるときは、第一種電気通信事業を営むことについての議会の会議録の写し

十六 法第十一条各号に該当しないことを示す書類

十七 電気通信設備の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し(許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し)又はその手続の状況を記載した書類

5 専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業を営むこととする場合にあつては、法第九条第三項の総務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第八号から第十号まで及び第十六号に掲げる書類並びに事業開始予定年月日の根拠を示す書類とする。

第四条 削除

(事業開始の指定期間の延長)

第五条 法第十二条第三項(法第十四条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による指定期間の延長の申請は、様式第四の申請書により行わなければならない。

(技術基準適合確認の手続)

第六条 法第十二条第四項(法第十四条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)(の技術基準に適合することについて確認)以下「技術基準適合確認」という。(を受けようとする者は、様式第五の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の書類を添付しなければならない。

一 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図

二 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

- 三 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書
- 四 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書（専ら専用役務の用に供する電気通信設備の場合を除く。）
- 五 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書
- 六 停電対策措置に関する説明書
- 七 線路設備における誘導対策措置に関する説明書
- 八 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書
- 九 屋外設備の設置に関する説明書
- 十 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書
- 十一 交換設備及び伝送路設備における了解性漏話対策措置に関する説明書
- 十二 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書

置に関する説明書

十三 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置状況に関する説明書

十四 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書

十五 前号の分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

十六 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第二十六条のアナログ電話用設備をいう。以下この条及び次条において同じ。）及びその他の音声伝送用設備（事業用電気通信設備規則第三十五条の二の音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。以下同じ。）における端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する説明書及び試験結果

十七 アナログ電話用設備における通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書

十八 アナログ電話用設備及びその他の音声伝送用設備における

接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書

十九 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧

二十 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧

二十一 その他前各号の書類を補足するために必要な資料

3 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する場合には、前項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業用電気通信設備と有線テレビジョン放送施設の線路以外の有線電気通信設備との間における分界点の場所に関する説明書

二 前号の分界点における事業用電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書

三 端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）（第二条第五号の受信者端子をいう。）との間における分離度に関する説明書

四 有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が判読できないように講じた措置に関する説明書

（技術基準適合確認を要しない設備）

第七条 法第十二条第四項の総務省令で定める技術基準適合確認を要しない電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当する電気通信設備とする。

一 既に技術基準適合確認を受けた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、既に技術基準適合確認を受けた方法により設置した場合（アナログ電話用設備にあつては、通話品質及び接続品質を劣化させることとなる場合を除く。）

二 既に技術基準適合確認を受けた自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（従来アナログ電話用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりアナログ電話用設備に該当するものとなる場合を除く。）

三 法第五十条第二項（法第七十二条の三第四項において準用する場合を含む。）、法第五十条の六（法第七十二条の三第七項において準用する場合を含む。）、又は法第五十条の十三の規定により表示が付されている端末機器（法第五十条の三第一項）法第五十条の九、法第五十条の十六並びに法第七十二条の三第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。（を第一種電気通信事業者が設置し、かつ、自己の事業の用に供する電気通信回線設備に接続する場合）

（事業開始の届出）

第八条 法第十二条第五項の規定による届出をしようとする者は、

様式第六の届出書を提供しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第九条 法第十三条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第七の届出書を提出しなければならない。

(変更の許可)

第十条 法第十四条第一項の変更の許可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次に掲げる場合に依りて各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 電気通信役務の種類又は態様の変更の場合

イ 変更予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三による事業収支見積書

ロ 当該変更に伴い、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続若しくは共用を行う場合又は接続若しくは共用の内容を変

(変更登録)

第五条 法第十三条第一項の変更登録を受けようとする者は、様式第五の申請書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

更する場合は、その者との協定書の写し又はその計画を記載した書類

ハ 他の電気通信事業者から契約約款等に基づく電気通信役務の提供又は卸電気通信役務の提供を受けて、利用者に電気通信役務を提供する場合は、当該電気通信事業者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

ニ 当該変更に係る電気通信業務の一部を委託し、又はその委託の内容を変更する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

ホ 申請者が地方公共団体である場合は、当該変更についての議会の会議録の写し

二 業務区域の変更の場合

イ 業務区域が増加する場合は、事業の変更のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びに調達方法及び返済計画を記載した書類

ロ 業務区域が増加する場合は、増加する区域に対し電気通信役務の提供を開始する日以降五年内の日を含む毎事業年度に

おける様式第三の事業収支見積書

ハ 増加し、又は減少する業務区域の境界を明示した地図

ニ 申請者が地方公共団体である場合は、供給区域の変更についての議会の会議録の写し

三 電気通信設備の概要の変更の場合

イ 事業の変更のため必要となる設備資金及び運転資金並びに調達方法及び返済計画を記載した書類

ロ 変更に係る電気通信設備の建設計画に関する次の事項を記載した書類

概要（主要な設備に限る。）

工程（主要な設備に限る。設備の廃止の場合は、廃止の期日を記載した書類）

ハ 変更（設備の廃止の場合を除く。）に係る電気通信設備を設置するための土地、建物その他の工作物の調達の方法及びその見込みを記載した書類

ニ 電気通信設備の構成並びに他の電気通信事業者及び利用者の電気通信設備との接続の構成の概要を示した図

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第一項の変更登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合に^一応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする場合は、様式第五の二の申請書、第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類並びに全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該変更登録の申請に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする場合は、様式第五の三の申請書、第四十条の十四第一項第二号イからニまでに掲げる書類

ホ 変更について行政庁の許可その他の処分を要するときは、

その許可書等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

2 専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業に関し、法第十四条第一項の変更の許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類及び変更予定年月日の根拠を示す書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 電気通信役務の種類又は態様の変更の場合にあつては、前項第一号イに掲げる書類

二 業務区域の変更の場合にあつては、前項第二号イ及びロに掲げる書類

及び一部認定証の写し

三 当該変更登録の申請に係る変更について法第百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、様式第五の四の届出書兼申請書

四 当該変更登録の申請に係る変更について法第百二十二条第一項の変更の認定を受けず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第五の五の申請書及び第四十条の十四第一項第一号八及び二に掲げる書類

3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による返納があつた場合において、法第十三条第一項の変更登録をしたときは、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

三 電気通信設備の概要の変更の場合にあつては、前項第三号イ及び二に掲げる書類

(軽微な変更)

第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 業務区域の変更にあつては、次のもの。

イ 提供区域の増加(端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。)及び減少

ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第九条の登録(法第十三条第一項の変更登録を受けた場合は、当該変更登録。以下次の八及び次号イにおいて単に「登録」という。)を受けている場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更

ハ 法第百十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつてこれらの電気通信役務について特段の

(軽微な変更)

第十一条 法第十四条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 電気通信役務の態様の変更にあつては、その区分を変更しないもの

二 業務区域の変更にあつては、次のもの(電気通信役務の種類及びその態様の区分の変更に伴うものを除く。)

イ 電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)の提供に係る業務区域の変更にあつては、次のもの。

業務区域を定める場合における業務区域の変更にあつては、次のもの。

業務区域の増加にあつては、次のもの。

- (1) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴つるものを除く。）

- (ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加

業務区域の減少

二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの。

業務区域の増加にあつては、次のもの。

- (1) 既に事業の許可（変更の許可があつた場合は、当該変更の許可）を受けた業務区域（他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を除く。）が存する都道府県内における業務区域（他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を除く。）の増加

- (ロ) 業務区域（他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域に限る。）の増加

業務区域の減少であつて当該業務区域の減少に伴い電気通信設備の概要が変更されないものであり、かつ、当該減少後の業務区域における電気通信役務の提供に著しい影響を与えないと認められるものとして総務大臣が別に告示するもの

ロ 卸電気通信役務の提供に係る業務区域の変更

三 電気通信設備の概要の変更にあつては、伝送路設備の設置の

イ 既に登録を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する
都道府県内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加）
前号に該当するものを除く。（を伴うものを除く。）

ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少

三（略）

（氏名等の変更の届出）

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。
い。

（軽微な変更の届出）

第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る

区域及び区間並びに交換設備の設置の場所の変更（電気通信業務の種類及びその態様の区分の変更並びに業務区域の変更）前号に該当するものを除く。（を伴うものを除く。）

四（略）

（軽微な変更の届出）

第十二条 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第九により行うものとする。

（ ）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとする場合は、様式第七の二の届出書及び全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をしようとする場合は、様式第七の三の届出書、第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類並びに一部認定証の写し

三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止

する場合は、様式第七の四の届出書

四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第二項の規定による変更の届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第七の五の届出書及び第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類

3 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4 全部認定事業者が第二項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

5 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信事業の届出)

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
- 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
- 三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、定款又は寄附行為の謄本
- 五 当該届出を行おうとする者が法人格なき組合であるときは、組合契約書の写し
- 六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 2 法第十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 3 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第

三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとする場合は、様式第九の二の申請書兼届出書又は様式第九の三の届出書及び全部認定証の写し

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとする場合は、様式第九の四の申請書兼届出書又は様式第九の五の届出書、第四十条の十四第一項第二号イからニまでに掲げる書類（同号イ及びロに掲げる書類にあつては、法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする場合に限る。）及び一部認定証の写し

三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書

四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書及び第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類

5 認定電気通信事業者が前項第三号による書類を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

6 全部認定事業者が第四項第四号による書類を提出するときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

7 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

(電気通信役務の変更の報告)

第十条 電気通信事業者は、第四条第三項第二号又は前条第一項第

一 号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならぬ。

2 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第十の報告書に、変更後の様式第四の書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(業務の委託の認可申請)

第十三条 法第十五条の認可を受けようとする者は、様式第十の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 受託者が第一種電気通信事業者以外の者であるときは、法第十一條各号に該当しないこと及び委託に係る業務の用に供する電気通信回線設備が事業用電気通信設備規則で定める技術基準に適合することを示す書類

二 委託契約書の写し

三 委託費その他委託の実施方法に関する細目を記載した書類

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十四条 法第十六条第一項の認可を受けようとする者は、様式第

十一の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 譲渡しに関する契約書の写し

二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類

三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

四 譲受人の譲受けの日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三の事業収支見積書の

五 譲受人が第一種電気通信事業者以外の法人であるときは、次の書類

イ その法人の定款又は寄附行為

ロ 登記簿の謄本

ハ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

ニ 役員又は社員の名簿及び履歴書

六 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次の書類

イ その法人の定款又は寄附行為

ロ 役員となるべきものの名簿及び履歴書

七 譲受人が第一種電気通信事業者以外の法人格なき組合であるときは、次の書類

イ 組合契約書の写し

ロ 組合員の資産目録又は組合の財産の状況を記載した書類

ハ 組合員又は組合の業務執行者若しくはこれに準ずる者の名簿及び履歴書

八 譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し

九 譲受人が第一種電気通信事業者以外の者であるときは、法第十一条各号に該当しないことを示す書類

十 譲渡しに係る電気通信事業に属する電気通信設備の譲渡し又は譲受けについての行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合はその申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

（合併及び分割の認可申請）

第十五条 法第十六条第二項の認可を受けようとする者は、様式第

十二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 合併又は分割の条件に関する説明書

三 合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三の事業収支見積書

四 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により第一種電気通信事業の全部を承継する法人が、第一種電気通信事業者以外の者であるときは、その者の定款、登記簿の謄本並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により第一種電気通信事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書並びに当該法人について法第十条各号に該当しないことを示す書類

六 合併又は分割しようとする法人に属する電気通信設備に関し合併又は分割について行政庁の許可その他の処分を要するとき、その許可書等の写し（許可等の申請をしている場合は、そ

(電気通信事業の承継に関する手続)

第十一条 認定電気通信事業者が電気通信事業の全部の譲受け又は電気通信事業者についての合併若しくは分割(電気通信事業の全部を承継させるものに限る。)により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継しようとするときはあらかじめ、又は認定電気通信事業者が電気通信事業者についての相続により他の電気通信事業者の電気通信事業を承継したときは当該電気通信事業者の死亡後六十日以内に、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める手続を取らなければならない。

- 一 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けようとする場合は、第四十条の十四の規定による変更の認定の申請又は第四十条の十八の規定による承継の認可の申請
- 二 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず

の申請書の写し)又はその手続の状況を記載した書類

(相続の認可申請)

第十六条 法第十七条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者について法第十一条第一号又は第二号に該当しないことを示す書類

-
- 、自らの認定電気通信事業の全部を廃止する場合は、第四十条の十九第一項の規定による認定電気通信事業の廃止の届出
 - 三 当該承継に係る電気通信事業について法第二百二十二条第一項の変更の認定又は法第二百二十三条第四項の承継の認可を受けず、自らの認定電気通信事業の全部を廃止しない場合は、第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類の提出
 - 2 認定電気通信事業者が前項第一号による届出をしようとするときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならぬ。
 - 3 全部認定事業者が第一項第三号による書類の提出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。
 - 4 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。
 - 5 法第十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつ
-

たことを証する書類

二 様式第三によるネットワーク構成図

三 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人であるときは次の書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 役員又は社員の名簿及び履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条に定める基準に該当しない場合に限る。）

四 電気通信事業者の地位を承継した者が法人を設立しようとする者であるときは次の書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条に定める基準に該当しない場合に限る。）

五 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の法人格なき組合であるときは次の書類

イ 組合契約書の写し

ロ 組合員又は組合の業務執行者若しくはこれに準ずる者の名簿及び履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条に定める基準に該当しない場合に限り。）

六 電気通信事業者の地位を承継した者が電気通信事業者以外の個人であるときは次の書類

イ 住所及び生年月日を証する書類

ロ 履歴書（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条に定める基準に該当しない場合に限り。）

七 法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面（当該承継に係る電気通信事業の用に供する電気通信回線設備が第三条に定める基準に該当しない場合に限り。）

6 前項の規定にかかわらず、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者（以下この項において「届出事業者」という。）が電気通信事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続により他の届出事業者の電気通信事業を承継する場合であつて、当該承継

によつて当該届出事業者がその事業の用に供することとなる電気通信回線設備が第三条に定める基準に該当しないこととなるときは、当該届出事業者は、あらかじめ法第九条の登録の申請をしなければならぬ。

7 前項の申請をした者は、法第十七条第二項の規定による承継の届出をすることを要しない。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第十二条 法第十八条第一項の規定による電気通信事業の全部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十二の届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止の認可申請)

第十七条 法第十八条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、次の書類(事業の全部を廃止する場合を除く。)を添えて提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止する事業に係る業務区域の境界を明示した地図

二 休止し、又は廃止する事業に係る電気通信設備の概要を記載した書類

三 休止又は廃止の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三の事業収支見積書

2| 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の全部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十二の二の届出書を提出しなければならない。

3| 認定電気通信事業者が前項の規定による電気通信事業の全部の廃止の届出書を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

4| 法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第十二の三の届出書に、様式第三のネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

5| 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十八条第一項の規定による電気通信事業の一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合は、様

式第十二の四の届出書

二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合は、様式第十二の四の届出書及び第四十条の十四第一項第二号二に掲げる書類

6 一部認定事業者が前項の規定による電気通信事業の一部の廃止の届出書を提出しようとする場合であつて、当該認定に係る電気通信事業が廃止されることとなる場合は、当該認定電気通信事業者は、一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

7 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十二の五の届出書を提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

(法人の解散決議等の認可申請)

第十八条 法第十八条第三項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して確実に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の交付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信業務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 | 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用者が電気通信業務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信

役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止

- 二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの
- 三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからニまでに掲げるもの(手動により通

信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの

ロ アナログ電話用設備に係る市内通信 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該端末設備が設置される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

八 アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点

に着信する通信

二 アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出し

の役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

― 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

― 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

（基礎的電気通信役務の契約約款の届出）

第十五条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十三の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（基礎的電気通信役務の契約約款の届出を要しない提供条件）

第十六条 法第十九条第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項以外のものとする。

- 一 電気通信役務の名称及び内容
- 二 電気通信役務に関する料金（手数料その他これに類する料金を除く。）
- 三 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項
- 四 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- 五 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、

その事項

六 重要通信の取扱方法

七 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

八 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項

九 有効期間を定めるときは、その期間

(基礎的電気通信役務の料金の減免の基準)

第十七条 法第十九条第四項の総務省令で定める基礎的電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。

一 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する通信

二 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する通信

三 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれ

がある場合における人命又は財産の危険を通報する通信

四 災害に際し罹災者より行う通信及び電気通信事業者が罹災地に特設する電気通信設備から行う通信

五 警察機関又は海上保安機関に犯罪について通報する通信

六 消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通信及び海上保安機関に人命の救護を求める通信

(指定電気通信役務の範囲)

第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第

一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務及び主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつて総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの又はそのすべての区間（共同住宅等の区間を除く。）に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（次の各号に掲げるものを除く。）とする。

一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務（利用者の利益に及ぼ

す影響が大きい電気通信役務を除く。)

二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務

三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務

四 端末設備の提供に係る電気通信役務

五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務

六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

(保障契約約款の届出)

第十九条 法第二十條第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施前(特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出にあつては、その実施の日の十四日前)特定電気通信役務に関する料金の変更を含む契約約款の変更の届出の場合であつて、料金の変更後の料金指数が基準料金指数以下

(料金の届出)

第十九条 法第三十一條第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、その実施の日の七日前(特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更の届出の場合であつては、一月前)特定電気通信役務に関する料金の変更の届出の場合であつて、料金の変更後の料金指数が基準料金指数以下であることが明らかなる場合にあつて

であることが明らかでない場合には、七日前（までに、様式第十四の届出書に、契約約款）変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照（を記載した書類を添えて提出しなければならない）。

（保障契約約款の届出を要しない提供条件）

第十九条の二 第十六条の規定は、法第二十条第一項の総務省令で定める事項について準用する。

は、十四日前（までに、様式第十六の届出書に、料金の案）変更の届出の場合は、料金の新旧対照（及び次の事項を記載して提出しなければならない）。

一 実施期日

二 料金の適用区域若しくは適用区間又は適用期間（限定する場合には限る。）

三 料金の設定又は変更の理由

四 料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明（特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更の届出の場合に限る。）

五 その他参考となる事項があるときは、その事項

（届出を要しない料金）

第十九条の二 法第三十一条第一項の総務省令で定める料金は、次のとおりとする。

一 利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少な

い電気通信役務に関する料金

二 手数料その他これに類する料金

三 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務に関する料金

(指定電気通信役務の料金の減免の基準)

第十九条の二の二 法第二十条第六項の総務省令で定める指定電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信に係る料金の減免とする。ただし、第三号に掲げる通信にあつては、当該指定電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減免することができるものとする。

一 第十七条各号に掲げる通信

二 船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために発信する通信及びその返信のための通信

三 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関

又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまなく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。）（若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。））の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

（特定電気通信役務の範囲）

第十九条の三 法第三十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるもの（利用者の利益に及ぼす影響が少ない付加的な機能の提供に係る電気通信役務、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務、他の電気通信役務に代替され利用者の利益に及ぼす影響が低下した電気通信役務及び端末設備の提供に係る電気通信役務を除く。）とする。

一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務

二 データ伝送役務

(特定電気通信役務の種別)

第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数 = 前適用期間の基準料金指数 × (1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因)

2～5 (略)

6 法第三十二条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準

一 第一種指定電気通信設備のみを用いて提供される音声伝送役務(電話及び総合デジタル通信サービスに限る。)

二 第一種指定電気通信設備のみを用いて提出される専用役務

(特定電気通信役務の種別)

第十九条の四 法第三十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(基準料金指数の算定方法等)

第十九条の五 法第三十一条第三項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数 = 前適用期間の基準料金指数 × (1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因)

2～5 (略)

6 法第三十八条の二第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の

料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は
百とせらる。

(料金指数の算出方法)

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役
務の種類「ジュ」次のとおり算出せらるものとする。

$$\text{料金指数} = \frac{P_t}{P_0} \times S \times 100$$

P t は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P o は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電
気通信設備を用いて提供される特定電気通信業務に適用される最
初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P t i に
対応するもの

S i は、P t i が適用される電気通信業務の基準年度における供

給量

2 (翌)

(基準料金指数の通知期間)

基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指
数は百とせらる。

(料金指数の算出方法)

第十九条の六 法第三十一条第三項の料金指数は、特定電気通信役
務の種類「ジュ」次のとおり算出せらるものとする。

$$\text{料金指数} = \frac{P_t}{P_0} \times S \times 100$$

P t は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P o は、法第三十八条の二第一項の規定により新たに指定され
た電気通信設備を用いて提供される特定電気通信業務に適用され
る最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P t
i に対応するもの

S i は、P t i が適用される電気通信業務の基準年度における供

給量

2 (翌)

(基準料金指数の通知期間)

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

(基準料金指数を超える料金指数の料金の認可の申請)

第十九条の八 法第二十一条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、料金の新旧対照及び次の事項を記載して提出しなければならない。

一 (略)

二(五) (略)

(特定電気通信役務の料金の減免の基準)

第二十条 第十九条の二の二の規定は、法第二十一条第七項の総務省令で定める同条第二項の規定により認可を受けた特定電気通信役務の料金の減免の基準について準用する。

第十九条の七 法第三十一条第三項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

(基準料金指数を超える料金指数の料金の認可の申請)

第十九条の八 法第三十一条第四項の認可を受けようとする者は、様式第十六の二の申請書に、料金の新旧対照及び次の事項を記載して提出しなければならない。

一 (略)

二 料金の適用区域若しくは適用区間又は適用期間(限定する場合に限る。)

三(六) (略)

(料金減免の基準)

第二十条 法第三十一条第十項の総務省令で定める電気通信役務の料金の減免の基準は、次の各号に該当する通信の減免とする。ただし、第八号に掲げる通信にあつては、当該電気通信役務の原価を下らない範囲内においてその料金の額を減額することができる

ものとする。

一 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する通信

二 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する通信

三 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命又は財産の危険を通報する通信

四 船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために発信する通信及びその返信のための通信

五 災害に際し罹災者より行う通信及び第一種電気通信事業者が罹災地に特設する電気通信設備から行う通信

六 警察機関又は海上保安機関に犯罪について通報する通信

七 消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める通信及び海上保安機関に人命の救護を求める通信

八 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関

又は政治、経済、文化その他公的な事項を報道し、若しくは論議することを目的とてあまなく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一の題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、放送事業者（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。）若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社（以下「新聞社等」という。）の事業のための通信であつて専用たる電気通信役務において取り扱われるもの

（通信量等の記録方法）

第二十条の二 法第二十二條の方法は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとに、料金の課金単位により電気通信役務の通信量、回線数その他の供給量を記録する方法により行うものとする。

（通信量等の記録方法）

第二十条の二 法第三十一條の二の方法は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとに、料金の課金単位により電気通信役務の通信量、回線数その他の供給量を記録する方法により行うものとする。

（契約約款の届出を要しない提供条件）

第二十一条から第二十二條まで 削除

第二十一条 法第三十一条の四第一項の総務省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 電気通信役務（次号に定めるものを除く。）に関する提供条件のうち次に掲げる事項以外のもの
- イ 電気通信役務の名称及び内容
- ロ 第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項
- ハ 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- ニ 電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項
- ホ 法第八条第一項の重要通信の取扱方法
- ヘ 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
- ト 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項
- チ 有効期間を定めるときは、その期間
- 二 次に掲げる電気通信役務に関する提供条件

イ 付加的な機能の提供に係る電気通信役務。ただし、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務に関する提供条件を除く。

ロ 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務

ハ 他の電気通信役務に代替され、利用者の利益に及ぼす影響が低下した電気通信役務

ニ 利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務

ホ 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務

(契約約款の届出)

第二十一条の二 法第三十一条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十六の三の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款の認可の申請）

第二十一条の三 法第三十一条の四第三項の認可を受けようとする者は、様式第十六の四の申請書に、契約約款の案（変更の認可申請の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（標準契約約款に係る届出）

第二十二条 法第三十一条の四第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第十六の五の届出書を提出しなければならない。

（料金等の公表）

第二十二条の二 法第三十二条第一項の規定による料金及び契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行

（契約約款等の公表）

第二十二条の二 法第二十三条第一項の規定による契約約款及び料金
の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行

わなければならぬ。

わなければならぬ。

(提供条件の説明)

第二十二條の二の二 法第二十六條の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの(付加的な機能の提供に係る役務)一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。(一)主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。(二)とする。

一 電話(アナログ電話用設備を用いて提供する音声伝送役務に限る。)(及び総合デジタル通信サービスの役務)

二 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス(一)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。)(及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。)(の役務)

三 PHS及びPHS端末からのインターネット接続サービス(一)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端

末系伝送路設備)その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。(及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。(の役務

四 インターネットへの接続を可能とする役務(前二号に掲げるものを除く。)

五 アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 そのすべての区間(共同住宅等の区間を除く。(に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

七 有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)(第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)

の線路と同一の線路を使用する電気通信設備)そのすべての区間(共同住宅等の区間を除く。(に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるものを除く。(を用いてインターネットへの接続点ま

での間の通信を媒介する役割

八 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備）携帯電話端末及びPHS端末を除く。（）と接続されるものに限る。（）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割

九 その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役割

十 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割

2 法第二十六条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役割の提供を受け

けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することにより了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、電気通信役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 電気通信役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込者ファイル」といふ。）に記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を

、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

3 法第二十六条に規定する電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称（電気通信事業者が、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、法第二十七条に定める苦情及び問合せの処理並びに電気通信役務の提供に関する料金の回収等を当該他の電気通信事業者に委

託することとしている場合を除く。第三号において同じ。）

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「代理等」という。）を業として行う者（以下「契約代理業者」という。）が当該電気通信役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三 電気通信役務を提供する電気通信事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）

五 提供される電気通信役務の内容（名称、第一項の区分による電気通信役務の種類及び品質、提供を受けることができる場所、緊急通報その他の当該電気通信役務の利用に係る制限がある場合に

は、その内容を含む。）

六 その者に適用される、電気通信役務の提供に関する料金（ただし、電気通信事業者が通話料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと又は対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、すべての通話料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な通話料金区分の説明によることができる。）

七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて電気通信役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九 次に掲げる事項その他の電気通信役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において電気通信役務の提供のために電気通信事業者が貸与した端末設備の返還又は引取りに要する経費を電気通信役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

4 前各項の規定は、他の電気通信事業者との間に電気通信役務の提供に関する契約を締結したときは自らが提供する電気通信役務についても契約を締結したこととなる旨の契約約款の規定に基づいて締結される当該契約及び公衆電話その他の電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその代理等には適用しない。

5 法第二十六条の規定は、電気通信役務の提供に関する契約の締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当該各号に定める事項に関して行うものとする。

一 電気通信役務の提供を受ける者からの申出により第一項各号に

規定する電気通信役務に関する提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、変更後の契約が変更前の契約と同じ号に規定する電気通信役務の提供に関するもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しよつとするもの

二 電気通信役務の提供を受ける者からの申出による提供条件の変更のうち、新たに第一項各号に規定する電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなるもの 第三項各号に掲げる事項

三 電気通信事業者からの申出により第一項各号に規定する電気通信役務に関する提供条件（第三項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、電気通信役務の提供に関する料金の値上げその他当該電気通信役務の提供を受ける者にとつて提供条件が不利となるもの 第三項各号に掲げる事項のうち変更しよつとするもの

6 法第二十六条に規定する説明は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に関する協定を締結して電気通信役務を提供する場合であつて、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第三項各号に掲げる

事項に限る。以下この項において単に「提供条件」という。）を当該他の電気通信事業者が電気通信役務の提供を受けようとする者に説明することとしているときは、当該他の電気通信事業者が当該提供条件を説明すれば足りる。

(禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等)

第二十二條の三 法第三十條第一項の規定による指定及び同條第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十條第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四條第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内における

(禁止行為等の規定の適用を受ける第一種電気通信事業者の指定等)

第二十二條の三 法第三十七條の二第一項の規定による指定及び同條第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる第一種電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十七條の二第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十八條の三第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一

すべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額に口に掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ・口（略）

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号口に掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該第一種電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の第一種電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額に口に掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ・口（略）

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の第一種電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号口に掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

第二十二條の四 削除

(電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関する事項の公表)

第二十二條の四 法第三十七條の二第五項の規定による電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関する事項の公表は、毎事業年度ごとに、当該事業年度経過後三月以内に営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

3 法第三十七條の二第五項の総務省令で定める事項は次の表上欄に掲げる事項とし、それらの様式は電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「会計規則」という。)別表第一に定める次の表下欄に掲げる様式によるものとする。

一 貸借対照表	様式第一
二 損益計算書	様式第二
三 固定資産等明細表	様式第四

四	関係会社投資明細表	様式第七
五	関係会社債権明細表	様式第八
六	関係会社債務明細表	様式第十一
七	役務別損益明細表	様式第二十
八	音声伝送役務損益明細表	様式第二十一
九	専用役務損益明細表	様式第二十二
十	附帯事業損益明細表	様式第二十三
十一	その他重要事項明細表（子会社との取引並びに取締役及び監査役の兼務状況に限る。）	様式第二十四

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二條の五 法第三十一條第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二條の五 法第三十七條の三第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由)

第二十二條の六 法第三十一條第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

(禁止行為の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の七 法第三十一條第四項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三條 法第三十二條第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由)

第二十二條の六 法第三十七條の三第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

(禁止行為の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二條の七 法第三十七條の三第四項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)

第二十三條 法第三十八條第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一・二一（略）

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

3 法第三十三条第一項の総務省令で定める割合は、**固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。**この場合において、**電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。**

一・二一（略）

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二 法第三十八条の二第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する第一種電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

3 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める割合は、**その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備（以下「固定端末系伝送路設備」という。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。**この場合において、**電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等**

4 法第三十三條第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の申請)

にかかわらず、一の回線につき一とする。ただし、アナログ信号伝送用の電気通信回線(電話の役務を提供するために用いられる電気通信回線を除く。()のうち周波数帯域の幅が四キロヘルツを超える回線にあつては各々の回線の周波数帯域の幅を四で除して得られる商の数値)一に満たない端数は切り捨てるものとする。()を、デジタル信号伝送用の電気通信回線にあつては各々の回線のキロビット毎秒を単位として表される伝送速度)一、五三六キロビット毎秒を超える伝送速度の回線にあつては一、五三六キロビット毎秒とする。()の総和を六十四で除して得られる商の数値)一に満たない端数は切り捨てるものとする。()を、それぞれの電気通信回線の数とみなす。

4 法第三十八條の二第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の申請)

第二十三条の三 法第三十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、接続約款の案（変更の認可申請の場合、接続約款の新旧対照）及び接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 十（略）

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項
- イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

第二十三条の三 法第三十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、接続約款の案（変更の認可申請の場合、接続約款の新旧対照）及び接続料金の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十八条の二第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 十（略）

2 法第三十八条の二第三項第一号ニの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この項及び第二十三条の六において「他事業者」という。）が接続の請求等を行う場合における次の事項
- イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

・ (略)

光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備がないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の手続と同一のもの

(略)

ロ・八(略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置若しくは保守又は建物、管路若しくはとう道の利

・ (略)

光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続(当該請求に係る現用していない電気通信設備がないために当該請求に即応ができない旨の当該回答に関する確認のための施設への立入りの手続を含む。)であつて、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の手続と同一のもの

(略)

ロ・八(略)

二 他事業者が接続(第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。)に必要な装置若しくは保守又は建物、管路若しくはとう

用を接続に關して行つ場合における次の事項

イ (略)

(略)

他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。))の手続を含む。)

(略)

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行つ場合の工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

□ 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に請求した日から当

道の利用を接続に關して行つ場合における次の事項

イ (略)

(略)

他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に請求し当該検討の結果の回答(当該設置を拒否するものである場合にはその合理的な理由を含む。)を受ける手続(他事業者による当該設置の請求に係る建物への立入り(当該設置に応じる場合の当該回答及び当該設置のための場所がないために当該設置を拒否する旨の当該回答に関する確認のための立入りを含む。))の手続を含む。)

(略)

第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工事又は保守を行つ場合の工事又は保守に他事業者が立会いをする手続

□ 他事業者が接続の設置の可否及び条件の検討を第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者に請求した日

該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間（当該回答が接続の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間）（他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。）

八 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事を行う場合の工事の標準的期間（他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。）

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物、管路又はとう道の場所に関して他事業者が負担すべき正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ（略）

へ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事業者が負担

から当該検討の結果の回答を受け当該回答に係る設置の工事が始まる日までの標準的期間（当該回答が接続の設置を拒否するものであるときは、当該回答の日までの標準的期間）（他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。）

八 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工事を行う場合の工事の標準的期間（他事業者の責めに帰すべき事由による期間を除く。）

二 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の設置する建物、管路又はとう道の場所に関して他事業者が負担すべき正味固定資産価額（当該建物、管路又はとう道の取得原価から減価償却相当額を控除した額）を基礎として接続料の原価の算定方法（自己資本利益率の値については接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第五項の規定を準用する。）に準じて計算される金額

ホ（略）

へ 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工事又は保守を行う場合の工事又は保守に関して他事業者

すべき金額

ト (略)

三 他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電柱等に設置する場合における次の事項

イ〜ハ (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における次の事項

イ〜ハ (略)

五 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

が負担すべき金額

ト (略)

三 他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の電柱等に設置する場合における次の事項

イ〜ハ (略)

四 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における次の事項

イ〜ハ (略)

五 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額（接続料の原価の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については接続料規則第十二条第五項の規定を準用する。）

六 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項（第二十条の六第二号に定めるものを除く。）

七 重要通信の取扱方法

八 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式（光信号用の中継系伝送路設備については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の様式と同一のものとする。）

九 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

十 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

六 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項（第二十三条の六第二号に定めるものを除く。）

七 法第八条第一項の重要通信の取扱方法

八 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式（光信号用の中継系伝送路設備については、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者がその光信号用の中継系伝送路設備を利用することとした場合の様式と同一のものとする。）

九 他事業者との協議が調わないときの法第八十八条の十二第一項若しくは第八十八条の十五第一項のあつせん又は法第八十八条の十三第一項若しくは第八十八条の十五第三項の仲裁による解決方法

十 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項

十一 (略)

3 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の五 法第三十三条第七項の規定による届出をしようとする者は、様式第十七の二の届出書に、接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件)

第二十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

一 付加的な機能の接続料及び接続条件

二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項のうち、次の

事項

十一 (略)

3 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の五 法第三十八条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第十七の二の届出書に、接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続の条件)

第二十三条の六 法第三十八条の二第五項の総務省令で定める接続料及び接続の条件は、次のとおりとする。

一 付加的な機能の接続料及び接続の条件

二 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項のうち

、次の事項

イ (略)

ロ (略)

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項のうち、接続料の支払の分担に係る事項

四 法第四十一条第一項の技術基準又は法第五十条第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

(第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申請)

第二十三条の七 法第三十三条第十項の規定による認可を受けようとする者は、様式第十七の三の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一～四 (略)

(認可接続約款等の公表)

イ (略)

ロ 利用者に対する料金の設定の分担に係る事項

ハ (略)

三 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項のうち、接続料の支払の分担に係る事項

四 法第四十一条第一項の技術基準又は法第四十八条の二第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

(第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の認可の申請)

第二十三条の七 法第三十八条の二第七項の規定による認可を受けようとする者は、様式第十七の三の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一～四 (略)

(認可接続約款等の公表)

第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

第二十三条の九 削除

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)は、無線設備規則(昭和二十五年

第二十三条の八 法第三十八条の二第八項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(認可接続約款等に係る接続協定の届出)

第二十三条の九 法第三十八条の二第九項の規定による届出をしようとする者は、様式第十七の四の届出書を提出しなければならない。

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 法第三十八条の三第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する第一種電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十八条の三第一項の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)は、無線設備規則(昭和二十

電波監理委員会規則第十八号) 第七条第九項に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二・三 (略)

4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五年電波監理委員会規則第十八号) 第七条第九項に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

3 法第三十八条の三第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の第一種電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 当該第一種電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

二・三 (略)

4 法第三十八条の三第一項の当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

一・二 (略)

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この条において「他事業者」という。)の責任に関する事項

五・六 (略)

七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十八条の三第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の五の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

一・二 (略)

三 接続する電気通信設備の機能に係る接続料

四 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下この条において「他事業者」という。)の責任に関する事項

五・六 (略)

七 第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

八 法第八条第一項の重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要

な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十（略）

十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

（届け出た接続約款の公表）

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項の規定による同条第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

第二十三条の十から第二十三条の十三まで 削除

な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項

十（略）

十一 他事業者との協議が調わないときの法第八十八条の第十二第一項若しくは第八十八条の十五第一項のあつせん又は法第八十条の十三第一項若しくは第八十八条の十五第三項の仲裁による解決方法

（届出接続約款の公表）

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十八条の第三項の規定による届出接続約款の公表について準用する。

（接続協定の届出）

第二十三条の十 法第三十八条の四第一項の規定により、接続に関する協定を締結し、又は変更しようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の六の届出書に、次の書類を添えて提出しなければ、

ばならない。

- 一 協定書の写し
- 二 当事者が取得し又は負担すべき金額及びその清算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類
- 三 接続の概要を示す図
- 四 変更の届出の場合は、協定の新旧を対照した書類

(接続約款の届出)

第二十三条の十一 法第三十八条の四第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の五の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件
- 三 接続する電気通信設備の機能に係る接続料

- 四 第一種電気通信事業者及び当該第一種電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
- 五 接続協定の締結及び解除の手続
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- 七 第一種電気通信事業者及び当該第一種電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者がその利用者に対して負つべき責任に関する事項
- 八 法第八条第一項の重要通信の取扱方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、第一種電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項
- 十 有効期間を定めるときは、その期間

(届け出た接続約款の公表)

第二十三条の十二 第二十三条の八の規定は、法第三十八条の四第

三項の規定による接続約款の公表について準用する。

(接続約款に係る接続協定の届出)

第二十三条の十三 法第三十八条の四第四項の規定による届出をしようとするものは、様式第十七の七の届出書を提出しなければならない。

(接続に係る申し立て)

第二十三条の十四 法第三十九条第一項又は第二項の申し立てをしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の八の申し立てを提出しなければならない。

(接続に係る裁定の申請)

第二十三条の十五 法第三十九条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の九の申請書を提出しなければならない。

(接続に係る申立て)

第二十三条の十四 法第三十五条第一項の申し立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の五の申し立てを、同条第二項の申し立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申し立てを提出しなければならない。

(接続に係る裁定の申請)

第二十三条の十五 法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)

第二十四条 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(変更の届出の場合は、同項の計画(次条及び第二十四条の四において「計画」という。))の新旧対照を記載した書類を添えたもの(を提出しなければならない)。

(届出の期限)

第二十四条の二 法第三十六条第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

一・二 (略)

三 法第三十六条第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の届出)

第二十四条 法第三十九条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、他の電気通信事業者が利用することができる当該第一種指定電気通信設備の機能ごとに、様式第十八の届出書(変更の届出の場合は、同項の計画(次条及び第二十四条の四において「計画」という。))の新旧対照を記載した書類を添えたもの(を提出しなければならない)。

(届出の期限)

第二十四条の二 法第三十九条の二第一項の総務省令で定める日数は、次に掲げる場合を除き二百日とする。

一・二 (略)

三 法第三十九条の二第一項後段の規定による届出については、六十日。ただし、当該届出が法第三十九条の二第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合にあつては、七日

2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該規定による日数前までに届け出ることができないことについて正当な理由があり、かつ、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数前までに計画を届け出ることを要しない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表)

第二十四条の三 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならぬ。この場合において、当該公表をしようとする者は、当該計画を官報に掲載する前に、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、当該計画の官報の掲載の日から七

2 前項第三号本文の規定にかかわらず、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該規定による日数前までに届け出ることができないことについて正当な理由があり、かつ、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがないと認められる場合であつて、総務大臣の承認を受けたときは、当該日数前までに計画を届け出ることを要しない。

(第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の公表)

第二十四条の三 法第三十九条の二第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を届出の日から三十日以内に官報に掲載するとともに、当該計画を七日以内に営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならぬ。この場合において、当該公表をしようとする者は、当該計画を官報に掲載する前に、事前に申出のあつた電気通信事業者に対して通知した上で、当該計画の官報の掲載の日か

営業日以内に当該計画に関する説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の場合は、法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。

(工事の開始の日の変更)

- 第二十四条の四 法第三十六条第一項の規定による届出(同条第二項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合を除く。次項において同じ。)をしようとする者は、前条第一項の規定により計画の概要が官報に掲載された日から他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日以上の期間を設けなければならない。

- 2 法第三十六条第一項の規定による届出をしようとする者は、前

ら七営業日以内に当該計画に関する説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の場合は、法第三十九条の二第二項の規定による公表をしようとする者は、同条第一項の規定に基づき総務大臣に届け出た計画の概要を当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに官報に掲載するとともに、当該計画に係る機能の提供開始の日の三十日前までに営業所その他の事業所において閲覧に供しなければならない。

(工事の開始の日の変更)

- 第二十四条の四 法第三十九条の二第一項の規定による届出(同条第三項の勧告を受けて行う計画の変更に係る場合を除く。次項において同じ。)をしようとする者は、前条第一項の規定により計画の概要が官報に掲載された日から他の電気通信事業者からの意見を受け付ける三十日以上の期間を設けなければならない。

- 2 法第三十九条の二第一項の規定による届出をしようとする者は

項の規定による意見受付期間経過後、他の電気通信事業者からの当該計画に対する要望又は意見がなく、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、当該計画の工事の開始の日を変更することができる。なお、その場合には、変更後の当該計画の概要を官報に掲載し、公表しなければならない。

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供す

、前項の規定による意見受付期間経過後、他の電気通信事業者からの当該計画に対する要望又は意見がなく、他の電気通信事業者の電気通信設備と第一種指定電気通信設備との円滑な接続に支障が生ずるおそれがない場合は、当該計画の工事の開始の日を変更することができる。なお、その場合には、変更後の当該計画の概要を官報に掲載し、公表しなければならない。

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十九条の二第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

- 一 第一種指定電気通信設備の機能を変更又は追加するために、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の第一種指定電気通信設備用のプログラム又はそのデータを書換える機能
- 二 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の第一種指定電気通信設備に関する通信量等の測定機能
- 三 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の

る電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信役務に関する料金を精算する機能を除く。）

四・五（略）

六 交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに接続する機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）

七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いずに可能となるもの

八〇十二（略）

提供する電気通信役務に関する料金を課金する機能及び当該料金を計算する機能（他の電気通信事業者と電気通信役務に関する料金を精算する機能を除く。）

四・五（略）

六 交換設備及び伝送路設備により第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の保守管理業務の部門等特定の業務の部門のみに接続する機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）

七 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いずに可能となるもの

八〇十二（略）

（共用協定の認可の申請）

第二十五条 削除

(共用協定の届出)

第二十五条の二 法第三十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十八の二の届出書に次の書類を添えて行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 当事者が取得し又は負担すべき金額及びその精算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類
- 三 共用の概要を示す図

第二十五条 法第三十九条の三第一項の規定による認可を受けよう

とする第一種電気通信事業者は、様式第十八の二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書の写し
- 二 当事者が取得し又は負担すべき金額及びその精算方法その他協定の実施方法の細目を記載した書類
- 三 共用の概要を示す図
- 四 変更の認可申請の場合は、協定の新旧を対照した書類

(共用協定の届出)

第二十五条の二 法第三十九条の三第五項の規定による届出をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十八の三の届出書に次の書類を添えて行わなければならない。

- 一 (略)

四（略）

（共用に係る申立て）

第二十五条の三 法第三十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十七の六の申立書を提出しなければならない。

（共用に係る裁定の申請）

第二十五条の四 法第三十八条第二項において準用する法第二十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十七の七の申請書を提出しなければならない。

第二十五条の五から第二十五条の七まで 削除

二（略）

（共用に係る申立て）

第二十五条の三 法第三十九条の四第一項の申立てをしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の八の申立書を提出しなければならない。

（共用に係る裁定の申請）

第二十五条の四 法第三十九条の四第二項において準用する法第三十九条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十七の九の申請書を提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供をする契約の届出）

第二十五条の五 法第三十九条の五第一項の規定により、卸電気通信役務の提供をする契約を締結し、又は変更しようとする者は、その実施の日までに、様式第十九の届出書に、契約書の写し（変

更の届出の場合は、契約書の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（卸電気通信役務に関する契約約款の届出）

第二十五条の六 法第三十九条の五第二項の規定により、卸電気通信役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十九の二の届出書に、契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（卸電気通信役務に関する契約約款の公表）

第二十五条の七 第二十三条の八の規定は、法第三十九条の五第四項の規定による卸電気通信役務に関する契約約款の公表について準用する。

（卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請）

第二十五条の八 法第三十九条において準用する法第三十五条第三

（卸電気通信役務の提供に係る裁定の申請）

第二十五条の八 法第三十九条の六において準用する法第三十九条

項又は第四項の裁定の申請をしようとする電気通信事業者は、様式第十九の申請書を提出しなければならない。

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 法第三十九条において準用する法第二十八条第一項の申立てをしようとする電気通信事業者は、様式第十九の二の申立書を提出しなければならない。

(外国政府等との協定等の認可の申請)

第二十六条 法第四十条の認可を受けようとする電気通信事業者は、様式第二十の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一～三 (略)

(外国政府等との協定等における重要事項)

第二十七条 法第四十条の総務省令で定める重要な事項は、次のとおりとする。

第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十九の三の申請書を提出しなければならない。

(卸電気通信役務の提供に係る申立て)

第二十五条の九 法第三十九条の六において準用する法第三十九条の四第一項の申立てをしようとする第一種電気通信事業者は、様式第十九の四の申立書を提出しなければならない。

(外国政府等との協定等の認可の申請)

第二十六条 法第四十条の認可を受けようとする第一種電気通信事業者は、様式第二十の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一～三 (略)

(外国政府等との協定等における重要事項)

第二十七条 法第四十条の総務省令で定める重要な事項であつて第一種電気通信事業に係るものは、次のとおりとする。

一 電気通信役務（音声を送信交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うもの）（以下この号において「電話等の役務」という。）に限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）の提供（本邦外の場合との間で電話等の役務を提供するための電気通信設備を設置する電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する電気通信事業者を除く。）が提供する電気通信役務にあつては、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）に関する提携を内容とする協定にあつては次の事項

イ 電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地

一 電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定にあつては次の事項

イ 電気通信回線（音声を送信交換するための電気通信設備を用いて通信を行う電気通信役務）（以下この号及び第三十九条第一号において「電話等の役務」という。）を取り扱うものに限る。）を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び態様

□ 電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（当該金額が減少する場合（対地ごと、着信側の電気通信役務の種類ごと又は通信量ごとその他の区分により多数の区分を設けている場合にあつては、いずれの区分ごとの取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかな場合）を除く。）及び取り扱う通信量の割合

二 本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定）
出資比率のみを変更するもの、破棄し得ない使用权の取得及び譲渡に関するもの又はケーブル保守船の利用に関するものを除く。）

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者の設置する伝送路設備が、次に掲げる要件のいずれにも該当する端末系伝送路設備のみである場合の当該電気通信事業者の設置する電気通信設備

□ 電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額及び取り扱う通信量の割合

二 前号に規定するもののほか、電気通信役務の提供に著しい影響を及ぼすと認められる事項

イ 専ら一の利用者（当該電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者であつて、電気通信事業者以外の者をいう。八において同じ。）に提供するその電気通信役務の提供に用いるものであること。

ロ 当該端末系伝送路設備が接続される当該電気通信事業者の電気通信設備（伝送路設備を除く。）を介してイの電気通信役務の提供に用いる他の電気通信事業者の電気通信回線設備に接続されるものであること。

ハ 利用者が、当該電気通信事業者のイの電気通信役務の提供を受けるため他の電気通信事業者の設置する端末系伝送路設備の利用に代えて選択したものであること。

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）

イ アナログ電話用設備

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに

限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一号において同じ。）

ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号ロ及び第二号イ並びに第二十七条の五第二号において同じ。）

ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備（第二十七条の四第二号ロ及び第二十七条の五第三号において同じ。）

（事業用電気通信設備の自己確認）

第二十七条の三 法第四十二条第一項の規定による確認（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。以下次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項又は第二項に定め

る技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を行うことにより、これを行わなければならない。

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行った方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 事業用電気通信設備規則第三十二条に規定するアナログ電話用設備及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質又は接続品質を劣化させることとなる場合

ロ インターネットプロトコル電話用設備にあつては、接続品質又は総合品質を劣化させることとなる場合

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 従来事業用電気通信設備規則第三十二条に規定するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又はインターネットプロトコル電話用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、従来アナログ電話用設備（イに規定するアナログ電話用設備を除く。）又は携帯電話用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 法第五十三条第二項（法第百四条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十八条（法第百四条第七項において準用する場合を含む。）、又は法第六十五条の規定により表示が付けられている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条並びに法第百四条第四項及び第七項において準用する

場合を含む。()の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。()を電気通信事業者が設置し、かつ、自己の事業の用に供する電気通信回線設備に接続する場合

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)()の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 事業用電気通信設備規則第三十二条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備

イ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図

ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

ハ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障

-
- 等の検出方式及び通知方式に関する説明書
 - 二 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書
 - ホ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書
 - ヘ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書
 - ト 停電対策措置に関する説明書
 - チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書
 - リ 電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書
 - ヌ 屋外設備の設置に関する説明書
 - ル 電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書
 - ヲ 通信内容の秘匿措置に関する説明書
 - ワ 電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書
-

置に関する説明書

- カ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書
- キ 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書
- ク 前号の分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書
- ク 端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する書類及び試験結果
- コ 通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書
- ク 接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書
- ネ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧
- ナ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧
- ラ その他イからナに掲げる書類を補足するために必要な資料

二 インターネットプロトコル電話用設備

- イ 前号に掲げる書類（同号ソ及びラに掲げるものを除く。）
- ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書
- ハ 安定品質を確保するための措置に関する説明書
- ニ その他イから八までに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 三 事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定するアナログ電話用設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。）又は携帯電話用設備
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びラに掲げるものを除く。）
 - ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 四 法第四十一条第一項の電気通信設備のうち前三号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備
 - イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ネ及びラに掲げるものを除く。）
 - ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

-
- 八 その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 五 有線テレビジョン放送施設の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備のうち線路に限るものであつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備
- イ 事業用電気通信設備と有線テレビジョン放送施設の線路以外の有線電気通信設備との間における分界点の場所に関する説明書
- ロ 前号の分界点における事業用電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書
- ハ 端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設の受信者端子（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二条第五号の受信者端子をいう。）との間における分離度に関する説明書
- ニ 有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が判読できないように講じた措置に関する説明書
-

六 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、ヘ、レ及びラに掲げるものを除く。）

ロ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図

ハ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

ニ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

ホ 交換設備、伝送設備及びこれらの附属設備における耐震措置の状況に関する説明書

ヘ その他イからホまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

2 前項の届出をした者は、同項の届出書又は同項の書類の記載事項に変更が生じた場合（法第四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する変更があつた場合を除く。）

には、遅滞なく、様式二十の三の届出書を総務大臣に提出しな

ければならない。

(管理規程)

第二十八条 法第四十四条第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第二十一の届出書に、管理規程を添えて行われなければならない。

2 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 (略)

二 電気通信主任技術者(法第四十五条第一項ただし書の規定により電気通信事業主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則(昭和六十年郵政省令第二十七号)第三条の二第一項の規定により配置する者)が疾病、事故その他の事由によ

(管理規程)

第二十八条 法第四十三条第一項の規定による届出をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第二十一の届出書に、管理規程を添えて行われなければならない。

2 法第四十三条第二項の規定による届出をしようとする第一種電気通信事業者は、様式第二十二の届出書を提出しなければならない。

第二十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき第一種電気通信事業者の定める管理規程は、次のとおりとする。

一 (略)

二 電気通信主任技術者が疾病、事故その他の事由によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

つてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関する事。

三〇六 (略)

七 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策に関する事。

八〇十 (略)

(技術的条件の認可)

第三十条 法第五十二条第一項及び第七十条第一項第一号の規定に基づき総務大臣の認可を受けて技術的条件を定めようとする者は、様式第二十三の申請書に、その案を添えて提出しなければならない。

(端末設備等の接続の技術的条件を定める者)

第三十条の二 法第五十二条第一項の総務省令で定める他の電気通信事業者は、同項の電気通信事業者との間で、総務大臣の認可を受けて同項の技術的条件を定めることを合意している者とする。

三〇六 (略)

七〇九 (略)

(技術的条件の認可)

第三十条 法第四十九条第一項及び第五十二条第一項第一号の規定に基づき総務大臣の認可を受けて技術的条件を定めようとする者は、様式第二十三の申請書に、その案を添えて提出しなければならない。

2 法第七十条第一項第一号の総務省令で定める他の電気通信事業者

は、同号の電気通信事業者との間で、総務大臣の認可を受けて同号の技術的条件を定めることを合意している者とする。

(利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合)

第三十一条 法第五十二条第一項の総務省令で定める場合は、利用者から、端末設備であつて電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続が著しく不適当なものの接続の請求を受けた場合とする。

(利用者からの端末設備等の接続請求を拒める電気通信回線設備)

第三十一条の二 法第五十二条第一項の総務省令で定める電気通信回線設備は、第二十七条の二第一号の電気通信事業者の設置する電気通信回線設備とする。

(利用者からの端末設備の接続請求を拒める場合)

第三十一条 法第四十九条第一項の総務省令で定める場合は、利用者から、端末設備であつて電波を使用するもの(別に告示で定めるものを除く。)及び公衆電話機その他利用者による接続が著しく不適当なもの(法第三十一条の四第一項の届出をし、又は同条第三項の認可を受けた場合のものに限る。)の接続の請求を受けた場合とする。

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 法第六十九条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 防衛庁が、電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第五十二条第一項の技術基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を提出したとき。

四 電気通信事業者が、その端末設備の接続につき検査を省略しても法第五十二条第一項の技術基準(当該電気通信事業者及び同項の総務省令で定める他の電気通信事業者が同項の総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないおそれがないと認められる場合であつて、検査を省略することが適当であるとしてその旨を定め公示したものを接続するとき。

五 電気通信事業者が、法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること(同項に規定する技術基準に適合していることを含む。)について、法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第百四条

(端末設備の接続の検査)

第三十二条 法第五十一条第一項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 防衛庁が、第一種電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を提出したとき。

四 第一種電気通信事業者が、その端末設備の接続につき検査を省略しても法第四十九条第一項の技術基準(当該第一種電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)に適合しないおそれがないと認められる場合であつて、検査を省略することが適当であるとしてその旨を定め公示したものを接続するとき。

五 第一種電気通信事業者が法第四十九条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること(同項に規定する技術基準に適合していることを含む。)について、法第五十条第一項に規定する登録認定機関又は法第七十

第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。

六 (略)

2 法第六十九条第二項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業者が、利用者の営業時間外及び日没から日出までの間において検査を受けるべきことを求めるとき。
- 二 防衛庁が、電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第五十二条第一項の技術基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を提出したとき。

第三十三条から第四十条まで 削除

二条の三第二項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。

六 (略)

2 法第五十一条第二項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 第一種電気通信事業者が、利用者の営業時間外及び日没から日出までの間において検査を受けるべきことを求めるとき。
- 二 防衛庁が、第一種電気通信事業者の検査に係る端末設備の接続について、法第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を提出したとき。

第三章 第二種電気通信事業

(専ら符号又は影像を伝送するための電気通信設備)

第三十三条 法第二十一条第三項の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる電気通信設備とする。

- 一 九千六百ビット毎秒以下の伝送速度で通信を行ったための電気

通信設備

二 通信の内容を送送するために変換したデジタル信号に制御情報を付加したものを、その制御情報を基に一の経路を選択し伝送するための電気通信設備

三 通信の内容を送送するために変換したデジタル信号を分割して制御情報を付加したものを、その制御情報を基に経路を選択し伝送するための電気通信設備

四 通信の内容を送送するために変換したアナログ信号又はデジタル信号を、静止影像を永久的な形に受信するための端末設備に伝送するための電気通信設備

五 通信の内容を送送するために変換したアナログ信号又はデジタル信号を、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を受信するための端末設備に伝送するための電気通信設備

(一) 一般第二種電気通信事業の届出

第三十二条の二 法第二十一条第一項の規定による一般第二種電気通信事業の届出は、様式第二十四の届出書に、様式第二十五の書

類を添えて行うものとする。

2 | 法第二十二條第一項第二号の電気通信役務の種類は、次の表のとおりとする。

電気通信役務の種類	内容
音声伝送	概ね四キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつてデータ伝送役務以外のもの
データ伝送	専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
専用	特定の者に電気通信回線を専用させる電気通信役務

3 | 法第二十二條第二項の規定による同条第一項第一号の事項の変更の届出は、様式第二十六の届出書により行うものとする。

4 | 法第二十二條第三項の規定による同条第一項第二号の事項の変更

更の届出は、様式第二十七の届出書により行うものとする。

- 5 法第二十二條第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、電気通信役務の態様のうち提供区域の変更であつて変更に係る都道府県の数^が五を超えないものとする。

(一般第二種電気通信事業者の地位の承継等の届出)

- 第三十四條 法第二十三條第二項の規定による地位の承継の届出は、様式第二十八の届出書により行うものとする。

- 2 法第二十三條第三項の規定による休止又は廃止の届出は、様式第二十九の届出書により行うものとする。

- 3 法第二十三條第四項の規定による解散の届出は、様式第三十の届出書により行うものとする。

(特別第二種電気通信事業の登録申請)

- 第三十五條 法第二十四條第二項の申請書は、様式第三十一によるものとする。

- 2 法第二十四條第二項第二号の電気通信役務の種類は、次の表の

とおりとする。

電気通信役務の種類	内容
音声伝送	概ね四キロヘルツ帯域の音声その他の音響を伝送交換する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつてデータ伝送役務以外のもの
データ伝送	専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務
専用	特定の者に電気通信回線を専用させる電気通信役務

3 法第二十四条第三項の事業計画書は、様式第三十二によるものとす。

4 法第二十四条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 主たる技術者に関する次に掲げる書類

イ その者が電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている場合にあっては、その氏名並びに当該資格者証の種類及び番号を記載した書類

ロ イに該当しない場合にあっては、その者の履歴書

二 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類。ただし、ロ及びハに掲げるものについては、金融機関が発行する当該法人の資金調達能力を示す書類又はこれに準ずる書類をもつて代えることができる。

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度における貸借対照表

ハ 最近の三事業年度における損益計算書

三 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 金融機関が発行する当該法人を設立しようとする者の資金調達能力を示す書類又はこれに準ずる書類

四 法第二十六条第一項第一号から第三号までに該当しないこと

を示す様式第三十三の書類

(変更登録等)

第三十六条 法第二十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 電気通信役務の態様のうち提供区域の変更であつて、変更に係る都道府県の数が五を超えないもの

二 電気通信設備の変更であつて、その変更に伴い新たに設置又は廃止されるセンター(当該特別第二種電気通信事業者が設置する集線設備又は交換設備若しくはこれらに準ずる設備の収容局をいう。)の数が五を超えないもの

2| 法第二十七条第二項の変更登録の申請書は、様式第三十四によるものとする。

3| 法第二十七条第三項において準用する法第二十四条第三項の総務省令で定める書類は、前条第四項第二号から第四号までに掲げる書類(最近の登録又は変更登録の申請書に添えて提出されたもの)につきその内容に変更がある部分に限る。)とする。

4 法第二十七条第四項の規定による変更の届出は、様式第三十五の届出書により行うものとする。

(特別第二種電気通信事業者の地位の承継等の届出)

第三十七条 法第三十条において準用する法第二十三条第二項の規定による地位の承継の届出は、様式第三十六の届出書により行うものとする。

2 法第三十条において準用する法第二十三条第三項の規定による休止又は廃止の届出は、様式第三十七の届出書により行うものとする。

3 法第三十条において準用する法第二十三条第四項の規定による解散の届出は、様式第三十八の届出書により行うものとする。

(届出を要しない料金)

第三十八条 法第三十一条の三第一項の総務省令で定める料金は、電気通信役務に関する料金(電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する特別第二種電気通信事業に係るものに限る。

()のうち、手数料その他の軽微なものとする。

(契約約款の届出を要しない提供条件)

第三十八条の二 法第三十一条の四第九項の総務省令で定める事項

は、次のとおりとする。

一 電気通信役務(次号に定めるものを除く。)に関する提供条件のうち次に掲げる事項(電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する特別第二種電気通信事業に係るものに限る。)以外のものとする。

イ 電気通信役務の名称及び内容

ロ 特別第二種電気通信事業者及び利用者の責任に関する事項

ハ 法第八条第一項の重要通信の取扱方法

ニ 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

ホ 前各号に掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項

二 付加的な機能の提供に係る電気通信役務に関する提供条件。

ただし、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務に関する提供条件を除く。

(特別第二種電気通信事業者の外国政府等との協定等)

第三十九条 法第四十条の総務省令で定める重要な事項であつて、

特別第二種電気通信事業者に関するものは、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業を行う外国政府又は外国人若しくは外国法人との間の国際電気通信役務(本邦外の場所との間で音声を送受信交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限る。)の提供(当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。)に関する提携
- 二 前号に規定するもののほか、国際電気通信役務の提供に著しい影響を及ぼすと認められる事項

(準用)

第三章 基礎的電気通信役務支援機関

第四十条の二 削除

第四十条 第二十条（第八号を除く。）、第二十三条の十、第二十三条の十四、第二十三条の十五、第二十五条、第二十五条の二から第二十五条の四まで、第二十五条の八から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

2 第二十三条の十四、第二十三条の十五、第二十五条の三、第二十五条の四、第二十五条の八及び第二十五条の九の規定は、一般第二種電気通信事業者について準用する。

第三章の二 基礎的電気通信役務

（基礎的電気通信役務の内容）

第四十条の二 法第七十二条の五の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（委託された業務を含む。以下この章において同じ。）をいう。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第二号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）を

用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからニまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分（施設設置負担金（第一種電気通信事業者が電話の役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭として、法第三十一条第一項の規定により届け出た料金（同条第四項の規定により認可を受けるべき料金にあつては、当該認可を受けた料金）をいう。）に係る部分を除く。）に係るもの

ロ アナログ電話用設備に係る市内通信 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該端末設備が設置される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）

と同一の単位料金区域内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

ハ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）

離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるア

ナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

二 アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイから八までに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続

される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

八 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第七十二条の八第一項の指定を受けようとする第一種電気通信事業者は、様式第三十八の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 次条第一項の規定により整理した基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務損益明細表」という。）
- 二 基礎的電気通信役務損益明細表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
- 三 基礎的電気通信役務損益明細表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四 (略)

(適格電気通信事業者の指定の申請様式等)

第四十条の三 法第百八条第一項の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 様式第三十八の二の基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表（以下この章において「基礎的電気通信役務収支表」という。）
- 二 基礎的電気通信役務収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類
- 三 基礎的電気通信役務収支表を作成する際に用いた収益及び費用の配賦の基準を記載した書類

四 (略)

五 第十四条第二号に規定する基礎的電気通信役務にあつては、
当該電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況
及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

(基礎的電気通信役務収支表の公表等)

第四十条の四 法第八十条第一項第一号の総務省令で定める事項は、
様式第三十八の二に記載する基礎的電気通信役務収支表とする。
ただし、同項の指定を受けようとする電気通信事業者が提出する基礎的電気通信役務収支表には、以下に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を記載しないものとする。

一 第十四条第一号口及び八並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務のうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

五 前条第二号に規定する基礎的電気通信役務にあつては、当該
第一種電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況及び都道府県ごとの設置台数を記載した書類

(基礎的電気通信役務の提供の業務に関する会計の整理等)

第四十条の四 法第七十二条の八第一項第一号の総務省令で定める基礎的電気通信役務の提供の業務に関する会計の整理の方法は、
会計規則の定めるところによることとし、当該業務に関する収支の状況は、様式第三十八の三により整理するものとする。ただし、同項の指定を受けようとする第一種電気通信事業者が提出する基礎的電気通信役務損益明細表には、以下に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を記載しないものとする。

一 第四十条の二第一号口及び八並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務のうち、当該第一種電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続、当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約及び当該電気通信設備を用いる電気通信業務を委託する契約に関して他の電気通信事業者が負

二 第十四条第一号二及び第二号八に規定する基礎的電気通信役務に係るもの

2 基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならぬ。

3 法第八十条第一項第一号の規定による基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後六月以内に、同項の申請を受けようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

担した額、通信量及び単価に係るもの

二 第四十条の二第一号二及び第二号八に規定する基礎的電気通信役務に係るもの

2 基礎的電気通信役務損益明細表は、会計規則の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の証明を受けなければならぬ。

3 第二十二條の四第一項及び第二項の規定は、法七十二條の八第一項第一号の公表について準用する。この場合において、第二十二條の四第一項中「法第三十七條の二第五項」とあるのは「法七十二條の八第一項第一号」と、「電気通信役務」とあるのは「基礎的電気通信役務」と、「収支の状況その他その会計に関する事項」とあるのは「収支の状況」と、「毎事業年度」と、「当該事業年度経過後三月以内に」とあるのは「適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後六月以内に、同項の申請を受けようとする第一種電気通信事業者にあつては当該申請の前に」と読み替へるものとする。

4 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

(適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)

第四十条の四の二 法第百八条第一項第二号の接続約款には、次の各号に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件
- 三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
- 四 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
- 五 接続協定の締結及び解除の手続
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- 七 電気通信事業者及び当該電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任

に関する事項

八 重要通信の取扱方法

九 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者と電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十 有効期間を定めるときは、その期間

2 法第百八条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(適格電気通信事業者の接続約款の変更の届出等)

第四十条の四の三 前条第一項の規定は法第百八条第三項の規定により接続約款を変更しようとする適格電気通信事業者について、前条第二項の規定は法第百八条第三項の規定による接続約款の公表について準用する。この場合において、前条第一項中「次に掲げる事項を記載した接続約款を定め、公表しなければならない。」

「とあるのは、その実施の日の七日前までに、様式第三十八の三の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款の新旧対照を添えて提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

(適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五 適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後六月以内に、基礎的電気通信役務収支表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第十四条第一号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役務の利用状

(適格電気通信事業者による書類等の提出)

第四十条の五 適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後六月以内に、基礎的電気通信役務損益明細表並びに第四十条の三第二号及び第三号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

(業務区域の範囲の基準)

第四十条の六 法第七十二条の八第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 第四十条の二第一号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該都道府県の区域(電気通信役

況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八において同じ。

（）におけるすべての世帯数に占める当該電気通信事業者の業務区域における当該基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第二十五条第一項で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二 第十四条第二号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

（基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める基礎的電気通

務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域。以下この条及び様式第三十八の二において同じ。

（）におけるすべての世帯数に占める当該第一種電気通信事業者の業務区域における当該基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること。ただし、法第三十四条で規定する正当な理由がある場合は、この限りでない。

二 第四十条の二第二号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第四十条の二第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

（基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七 法第七十二条の八第二項の総務省令で定める基礎的

信役務の種別は、第十四条各号に掲げる基礎的電気通信役務をあ
わせたものとする。

(交付金の額の公表)

第四十条の八 法第百九条第四項の規定による交付金の額の公表は、
同条第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務
所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを
利用することにより、これを行わなければならない。

2 (略)

第四章 土地の使用等

第一節 事業の認定

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第百七十七条第一項の規定による電気通信事業の全
部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部

電気通信役務の種別は、第四十条の二各号に掲げる基礎的電気通
信役務をあわせたものとする。

(交付金の額の公表)

第四十条の八 法第七十二条の九第四項の規定による交付金の額の
公表は、同条第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主た
る事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネ
ットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 (略)

第四章 土地の使用

認定」という。()を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に
応じて当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域（利用者）電気通信事業者
を除く。()との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電
気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。

以下次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。()
について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録
を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若
しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは
第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第九条の登録の
申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第
一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、
又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしていない場合
は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

2 | 全部認定の申請に係る法第一百七条第三項の事業計画書は、様
式第三十八の六によるものとする。

3 全部認定の申請に係る法第一百七十七条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 事業開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の七の事業収支見積書

二 事業開始予定年月日の根拠を示す書類

三 主たる技術者に関する次に掲げる書類

イ その者が電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている場合にあつては、その氏名並びに当該資格者証の種類及び番号を記載した書類

ロ イに該当しない場合にあつては、その者の履歴書

四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類

イ 申請者が法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合以外の場合にあつては、役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 申請者が法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合以外の場合にあつては、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ロ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

六 申請者が法人格なき組合であるときは、次に掲げる書類

イ 法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合以外の場合にあつては、組合員又は組合の業務執行者若しくはこれに準ずる者の名簿及び履歴書

ロ 組合員の資産目録又は組合の財産の状況を記載した書類

七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場合以外の場合にあつては、履歴書

ロ 資産目録

八 申請者が地方公共団体であるときは、電気通信事業を営むことについての議会の会議録の写し

九 法第九条の登録を受け、又は同条の登録の申請をしている場

合以外の場合にあつては、法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

十 電気通信設備の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

（電気通信事業の一部の認定の申請）

第四十条の十 法第百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合に就いて当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第九条の登録の

申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

2 | 一部認定の申請に係る法第一百七十条第三項の事業計画書は、様式第三十八の十によるものとする。

3 | 一部認定の申請に係る法第一百七十条第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 事業開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の十一の事業収支見積書

二 前条第三項第二号から第十号までに掲げる書類

三 電気通信設備の構成並びに他の電気通信事業者及び利用者の電気通信設備との接続の構成を示した図その他の書類であつて、認定の申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備と認定の申請に係らない電気通信事業の用に供する電気通信設備との間で、これらの電気通信設備が直接又は他の電気通信事業者の電気通信設備を介して接続することによる通信のそ通がな

いことを確認できるもの

(認定証の交付)

第四十条の十一 総務大臣は、全部認定をしたときは、全部認定に係る認定証を交付する。

2 総務大臣は、一部認定をしたときは、一部認定に係る認定証を交付する。

(事業開始の指定期間の延長)

第四十条の十二 法第二百十条第三項(法第二百十二条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による指定期間の延長の申請は、様式第三十八の十二の申請書により行わなければならない。

(事業開始の届出)

第四十条の十三 法第二百十条第四項(法第二百十二条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による届出をしようとする者は、様式第三十八の十三の届出書を提出しなければならない。

(変更の認定)

第四十条の十四 法第二百二十二条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第三十八の十四の申請書に、次の各号に掲げる場合に就いて当該各号に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 当該変更の認定を受けた場合に電気通信事業の全部について認定を受けることとなる場合は、次に掲げる書類

イ 認定電気通信事業の業務区域の増加の場合は、次に掲げる書類

業務区域の増加のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画を記載した書類

増加する業務区域に対し電気通信役務の提供を開始する日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の七の事業収支見積書

申請者が地方公共団体である場合は、業務区域の増加についての議会の会議録の写し

□ 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更
の場合は、当該変更のために必要となる設備資金及び運転資
金の額並びにその調達方法及び返済計画を記載した書類

二 当該変更の認定を受けた場合に電気通信事業の一部について
認定を受けることとなる場合は、次に掲げる書類

イ 認定電気通信事業の業務区域の増加の場合は、次に掲げる
書類

業務区域の増加のため必要となる設備資金及び運転資金
の額並びにその調達方法及び返済計画を記載した書類

増加する業務区域に対し電気通信役務の提供を開始する
日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式三十八の

十一の事業収支見積書

申請者が地方公共団体である場合は、業務区域の増加に
ついての議会の会議録の写し

ロ 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更
の場合は、当該変更のために必要となる設備資金及び運転資
金の額並びにその調達方法及び返済計画を記載した書類

八 第四十条の十第三項第三号に掲げる書類

二 当該変更により認定に係ることとなる業務区域及び電気通信設備の概要並びに認定に係らないこととなる業務区域及び電気通信設備の概要について様式第三十八の八に定める記載方法に従つて記載した書類

2 | 一部認定事業者が前項の規定により同項第一号の書類を提出するときは、併せて一部認定証を総務大臣に返納しなければならぬ。

3 | 前項の返納があつた場合において、法第二百二十二条第一項の変更の認定をしたときは、総務大臣は、全部認定証を交付する。

(軽微な変更)

第四十条の十五 法第二百二十二条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 認定電気通信事業の業務区域の変更にあつては、次のもの。
- イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴つものを除く。）

- ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第百十七条第一項の認定（法第百二十二条第一項の変更の認定があつた場合は、当該変更の認定。以下次のハ及び次号イにおいて単に「認定」という。）を受けている場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の増加
- ハ 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
- ニ 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加
- ホ 業務区域の減少
- 二 認定電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要の変更にあつては、次のもの。
 - イ 既に認定を受けた端末系伝送路設備の設置の区域が存する都道府県内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
 - ロ 中継系伝送路設備の設置の区間及び交換設備の設置の場所の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を

伴つものを除く。

八 伝送路設備の設置の区域及び区間並びに交換設備の設置の場所の減少

三 特定地域において臨時的に変更するもの

(軽微な変更の届出)

第四十条の十六 法第二百二十二条第二項の規定による届出は、様式第三十八の十五により行うものとする。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出により電気通信事業の一部について認定を受けることとなる場合は、併せて第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類を提出しなければならぬ。

3 一部認定事業者が前項の規定による届出をした場合において、当該届出により当該一部認定事業者がその電気通信事業の全部について認定を受けることとなるときは、当該一部認定事業者は、前項の規定による届出に併せて一部認定証を総務大臣に返納しなければならぬ。

4 前項の返納があつたときは、総務大臣は、当該一部認定事業者に対し、全部認定証を交付する。

(認定事業者の氏名等の変更の届出)

第四十条の十七 法第二百二十二条第五項の規定による法第一百七十七条第二項第一号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。

(承継の認可申請)

第四十条の十八 法第二百二十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を

記載した書面並びに当該申請に対する同意書

四 申請者について法第百十八条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する様式第二による書面

五 当該承継の認可を受けた場合に電気通信事業の一部について認定を受けることとなる場合は、第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類

2 | 法第百二十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
い。

一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 合併又は分割の条件に関する説明書

三 当該承継の認可を受けた場合に当該合併又は分割により認定電気通信事業者の地位を承継する法人が電気通信事業の全部について認定を受けることとなる場合は、合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の七の事業収支見積書

四 当該承継の認可を受けた場合に当該合併又は分割により認定

電気通信事業者の地位を承継する法人が電気通信事業の一部について認定を受けることとなる場合は、合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の十一の事業収支見積書

五 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により電気通信事業の全部を承継する法人が、認定電気通信事業者以外の者であるときは、次に掲げる書類（当該一方又は法人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）

イ 定款及び登記簿の謄本

ロ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気通信事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書並びに当該法人について法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

七 当該承継の認可を受けた場合に合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により電気通信事業の全部

を承継する法人が電気通信事業の一部について認定を受けることとなる場合は、第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類

3 法第二百二十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の十八の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 譲渡しに関する契約書の写し

二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類

三 譲受けに要する資金の額及びその調達方法を記載した書類

四 当該承継の認可を受けた場合に当該譲受けにより認定電気通信事業者の地位を承継する法人が電気通信事業の全部について認定を受けることとなる場合は、譲受人の譲受けの日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の七の事業収支見積書

五 当該承継の認可を受けた場合に当該譲受けにより認定電気通信事業者の地位を承継する法人が電気通信事業の一部について

認定を受けることとなる場合は、譲受人の譲受の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の十一の事業収支見積書

六 譲受人が認定電気通信事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類（当該譲受人が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除き、当該譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者であるときはロに掲げる書類を除く。）

イ その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 役員又は社員の名簿及び履歴書

ハ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為の謄本

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

八 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

八 譲受人が認定電気通信事業者以外の法人格なき組合であると

きは、次に掲げる書類

イ 組合契約書の写し

ロ 組合員又は組合の業務執行者若しくはこれに準ずる者の名簿及び履歴書

ハ 組合員の資産目録又は組合の財産の状況を記載した書類

九 譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し

十 譲受人が法第九条の登録を受けた電気通信事業者又は認定電気通信事業者以外の者であるときは、法第百十八条第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第二による書面

十一 当該承継の認可を受けた場合に譲受人が電気通信事業の一部について認定を受けることとなる場合は、第四十条の第十四第一項第二号八及び二に掲げる書類

(認定電気通信事業の休止及び廃止の届出)

第四十条の十九 法第百二十四条第一項の規定による認定電気通信事業の全部の廃止の届出をしようとする者(当該廃止に係る認定

電気通信事業について法第十八条第一項の規定による電気通信事業の廃止の届出をしないものに限る。()は、様式第三十八の十九の届出書を提出しなければならない。

2 | 認定電気通信事業者が前項の規定による届出書を提出するときは、併せて全部認定証又は一部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

3 | 法第二百二十四条第一項の規定による認定電気通信事業の一部の廃止の届出をしようとする者(当該廃止に係る認定電気通信事業について法第十八条第一項の規定による電気通信事業の廃止の届出をしない者に限る。()は、様式第三十八の二十の届出書に、第四十条の十四第一項第二号八及び二に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

4 | 全部認定事業者が前項の届出をするときは、併せて全部認定証を総務大臣に返納しなければならない。

5 | 前項の規定による返納があつたときは、総務大臣は、当該全部認定事業者に対し、一部認定証を交付する。

第二節 土地の使用

(土地等の使用の認可の申請)

第四十一条 認定電気通信事業者は、法第二百二十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第二十九の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

(協議において定めた事項の届出)

第四十二条 認定電気通信事業者及び土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)は、法第二百二十八条第一項の規定による協議が調つた場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調つた日から十日以内に、様式第四十の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

第四十三条 認定電気通信事業者は、法第二百二十九条第一項の裁定

(土地等の使用の認可の申請)

第四十一条 第一種電気通信事業者は、法第七十三条第一項の認可を受けようとするときは、様式第二十九の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

(協議において定めた事項の届出)

第四十二条 第一種電気通信事業者及び土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)は、法第七十三条第一項の規定による協議が調つた場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調つた日から十日以内に、様式第四十の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

第四十三条 第一種電気通信事業者は、法第七十四条第一項の裁定

を申請しようとするときは、様式第四十一の申請書の正本一通及び副本一通（使用しようとする土地等が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が二以上であるときは、その数と同数）にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあっては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

（土地等の一時使用等の許可の申請）

第四十四条 認定電気通信事業者は、法第百三十二条第二項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとするときは、様式第四十二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（植物の伐採等の許可の申請）

第四十五条 認定電気通信事業者は、法第百二十六条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十二の申請書を総務大臣に提

を申請しようとするときは、様式第四十一の申請書の正本一通及び副本一通（使用しようとする土地等が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が二以上であるときは、その数と同数）にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあっては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

（土地等の一時使用等の許可の申請）

第四十四条 第一種電気通信事業者は、法第七十八条第二項（法第七十九条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとするときは、様式第四十二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（植物の伐採等の許可の申請）

第四十五条 第一種電気通信事業者は、法第八十一条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十三の申請書を総務大臣に提

出しなければならない。

(損失補償の裁定の申請)

第四十六条 認定電気通信事業者又は損失を受けた者は、法第百三十七條第二項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から六月以内に、様式第四十四の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(線路の移転等の裁定の申請)

第四十七条 認定電気通信事業者又は土地等の所有者は、法第百三十八條第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の申請書の正本一通及び副本一通(線路の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)を総務大臣に提出しなければならない。

(読替え)

第四十七條の二 法第百二十九條第一項又は第百三十八條第三項の

出なければならない。

(損失補償の裁定の申請)

第四十六条 第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、法第八十二條第二項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から六月以内に、様式第四十四の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(線路の移転等の裁定の申請)

第四十七条 第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、法第八十三條第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の申請書の正本一通及び副本一通(線路の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)を総務大臣に提出しなければならない。

(読替え)

第四十七條の二 法第七十四條第一項又は第八十三條第三項の裁定

裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

一 (略)

二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区

三・四 (略)

(公用水面の使用に係る認可の申請)

第四十八条 認定電気通信事業者は、法第四百十条第四項の認可を受けようとするときは、様式第四十六の申請書の正本一通及び副本一通(同条第二項の通知を發した関係都道府県知事が二人以上であるときは、その数と同数)を総務大臣に提出しなければならない。

(水底線路の保護区域の指定の申請等)

第四十九条 認定電気通信事業者は、法第四百十一条第一項の規定

の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第四十三条及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

一 (略)

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区

三・四 (略)

(公用水面の使用に係る認可の申請)

第四十八条 第一種電気通信事業者は、法第八十五条第四項の認可を受けようとするときは、様式第四十六の申請書の正本一通及び副本一通(同条第二項の通知を發した関係都道府県知事が二人以上であるときは、その数と同数)を総務大臣に提出しなければならない。

(水底線路の保護区域の指定の申請等)

第四十九条 第一種電気通信事業者は、法第八十六条第一項の規定

による保護区域の指定を受けようとするときは、様式第四十七の申請書に水底線路の位置を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 認定電気通信事業者は、法第四百十一条第一項の規定により指定された保護区域について、その指定を要しなくなつたときは、速やかにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(陸標の設置)

第五十条 認定電気通信事業者は、保護区域の指定があつた日から二週間以内に、法第四百十一条第三項の陸標を水底線路の陸揚地点の付近に、その保護区域が示されるように設置しなければならない。

2 (略)

(陸標の位置の公告)

第五十一条 認定電気通信事業者は、保護区域の指定があつた日から三週間以内に、前条の陸標の位置を日刊新聞紙への掲載その他

による保護区域の指定を受けようとするときは、様式第四十七の申請書に水底線路の位置を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 第一種電気通信事業者は、法第八十六条第一項の規定により指定された保護区域について、その指定を要しなくなつたときは、速やかにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(陸標の設置)

第五十条 第一種電気通信事業者は、保護区域の指定があつた日から二週間以内に、法第八十六条第三項の陸標を水底線路の陸揚地点の付近に、その保護区域が示されるように設置しなければならない。

2 (略)

(陸標の位置の公告)

第五十一条 第一種電気通信事業者は、保護区域の指定があつた日から三週間以内に、前条の陸標の位置を日刊新聞紙への掲載その他

関係漁業者等に周知されるような方法により、公告しなければならぬ。

(保護区域の指定の解除による陸標の撤去等の措置)

第五十二条 認定電気通信事業者は、保護区域の指定の廃止があつたときは、速やかに陸標を撤去しなければならない。

2 (略)

(標識の形式)

第五十三条 法第百四十三条の浮標に掲げる標識の形式は、様式第四十九のとおりとする。

(水底線路の敷設等による航行禁止の範囲)

第五十四条 法第百四十三条の総務省令で定める範囲は次のとおりとする。

一 (略)

(表 省略)

他関係漁業者等に周知されるような方法により、公告しなければならぬ。

(保護区域の指定の解除による陸標の撤去等の措置)

第五十二条 第一種電気通信事業者は、保護区域の指定の廃止があつたときは、速やかに陸標を撤去しなければならない。

2 (略)

(標識の形式)

第五十三条 法第八十八条の浮標に掲げる標識の形式は、様式第四十九のとおりとする。

(水底線路の敷設等による航行禁止の範囲)

第五十四条 法第八十八条の総務省令で定める範囲は次のとおりとする。

一 (略)

(表 省略)

二 (略)

2 (略)

第四章の二 電気通信事業紛争処理委員会

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第七条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(法第十八条第三項に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)(その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備)

二 自家発電設備、クロージャ(伝送路設備をその先端において他の伝送路設備と接続させる設備をいう。)(その他の土地等)法第二百二十八条第一項に規定する土地等をいう。)(又は電気通信設備に附属して設置される設備)

二 (略)

2 (略)

第四章の二 電気通信事業紛争処理委員会

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)第七条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(法第二十一条第三項に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)(その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備)

二 自家発電設備、クロージャ(伝送路設備をその先端において他の伝送路設備と接続させる設備をいう。)(その他の土地等)法第七十三条第一項に規定する土地等をいう。)(又は電気通信設備に附属して設置される設備)

三 (略)

第五章 雑則

(業務の停止)

第五十六条 法第八条第二項の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる機関であつて総務大臣が別に告示により指定するものが重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

イタ (略)

二 (略)

(重要通信の優先的取扱いについての取り決めるべき事項)

第五十六条の二 電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信

設備を相互に接続する場合に、当該他の電気通信事業者との間

三 (略)

第五章 雑則

(業務の停止)

第五十六条 法第八条第二項の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる機関であつて総務大臣が別に告示により指定するものが重要通信(法第八条第一項に定める事項を内容とする通信をいう。以下同じ。)を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

イタ (略)

二 (略)

で、次の各号に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 重要通信を確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止すること。

二 電気通信設備の工事又は保守等により相互に接続する電気通信設備の接続点における重要通信の取扱いを一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を通知すること。

三 重要通信を識別することができるよう重要通信に付される信号を識別した場合は、当該重要通信を優先的に取り扱うこと。

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる報告期限までに様式第五十の報告書を提出しなければならない。

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第三十五条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる報告期限までに様式第五十の報告書を提出しなければならない。

(表 省略)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が三万以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)

ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間が二時間以上のもの

(表 省略)

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第三十五条の総務省令で定める重大な事故であつて第一種電気通信事業に関するものは、次のとおりとする。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、次に掲げる範囲のもの

イ 加入者線系の電気通信設備の故障の場合にあつては、当該電気通信設備の故障によつて電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が三万以上であり、かつ、その停止時間が二時間以上のもの

ロ 中継線系の電気通信設備の故障の場合にあつては、当該電気通信設備の事故によつて、電気通信役務の提供を二時間以上停止させたもの。ただし、線路設備については、その故障が三千回線を超えるものに限る。

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が二時間以上不能となる事故

(規模の基準)

第五十九条 法第百六十四条第一項第二号の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が五キロメートルであることとする。

(地方公共団体が行う営利を目的としない電気通信事業の届出等)

第六十条 法第百六十五条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるものとする。

一 卸電気通信役務

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底同軸ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が二時間以上不能となる事故

2 法第三十五条の総務省令で定める重大な事故であつて第二種電気通信事業に関するものは、電気通信役務の提供を停止された利用者の数が当該第二種電気通信事業の利用者の数の半数を超える事故であつてその停止時間が二時間以上のものとする。

(規模の基準)

第五十九条 法第九十条第一項第二号の基準は、当該電気通信事業を営む者の設置する線路のこう長の総延長が五キロメートルであることとする。

第六十条 削除

二 電気通信役務（前号に該当するものを除く。）であつて、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供するもの

第六十条の二 法第百六十五条第一項の規定による営利を目的としない電気通信事業の届出をしようとする地方公共団体は、様式第八の届出書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
- 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
- 三 営利を目的としない電気通信事業を行うことを示す書類

（立入検査の身分証明書）

第六十一条 法第百六十六条第七項の証明書は、様式第五十一によるものとする。

（意見の聴取の公告及び予告）

第六十二条 総務大臣は、法第百七十一条に規定する意見の聴取を

（立入検査の身分証明書）

第六十一条 法第九十二条第七項の証明書は、様式第五十一によるものとする。

（意見の聴取の公告及び予告）

第六十二条 総務大臣は、法第九十六条に規定する意見の聴取をし

しようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 (略)

(総務大臣に対する意見の申出)

第六十四条の二 法第七十二条の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、様式第五十二の意見申出書を提出しなければならない。

(電報)

第六十五条 法附則第五条第三項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるところによる。

ようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 (略)

(総務大臣に対する申出の手続き)

第六十四条の二 法第九十六条の二の規定により総務大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 二 申出対象の電気通信事業者の名称及び住所
- 三 申出の内容
- 四 申出の理由
- 五 その他参考となるべき事項

(電報)

第六十五条 法附則第五条第二項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるところによる。

一 東日本電信電話株式会社等は、電報の事業に係る業務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを日本郵政公社に委託すること。

二 東日本電信電話株式会社等は、前号の規定による委託をすることができないときは、次の条件に適合する者に当該業務を委託すること。

イ 法第十二条第一号から第三号までの各号のいずれかに該当する者でない者

ロ・ハ (略)

一 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社（当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人。以下この条及び次条において「国際電信電話株式会社」という。）は、電報の事業に係る業務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを日本郵政公社に委託すること。

二 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社は、前号の規定による委託をすることができないときは、次の条件に適合する者に当該業務を委託すること。

イ 法第十一条各号の一に該当する者でない者

ロ・ハ (略)

第六十六条 東日本電信電話株式会社等は、法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の法第三十一条の四に規定する契約約款において、電報の配達（電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

2 電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件）

第六十七条 （略）

2 前項の指定は、告示により行うものとする。

第六十六条 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社は、法第三十一条の四第三項の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて定める契約約款において、電報の配達（電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

2 電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

（旧公衆法に規定する電話加入権に相当するものの要件）

第六十七条 （略）

2 前項の指定は、法第三十一条の四第三項の規定に基づく第一種

電気通信事業者たる東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の定める契約約款の認可に関する処分の際に告示により行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、法附則第八条第二項の規定に基づき東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が従前の条件でその電気通信役務を提供している間は、その従前の条件において法附則第三条の規定により廃止された公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号。以下「旧公衆法」という。）の加入電話加入契約と同一の条件が適用される契約に基づく権利を法附則第九条第二項の要件に該当するものとする。

（申請等の方法）

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）以下同じ。）を経由して行うことができる。

一 法第九条の登録の申請

（申請等の方法）

第六十九条 次の表の上欄に掲げる申請、届出又は申立て（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をそれぞれ同表下欄に掲げる総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）以下同じ。）を経由して行うことができる。

申請等	総合通信局長
-----	--------

二	法第十三条第一項の変更登録の申請
三	法第十三条第四項の変更の届出
四	法第十七条第一項の承継の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
五	法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
六	法第十八条第二項の解散の届出（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
七	法第十九条第一項の届出
八	法第二十八条の報告
九	法第三十五条第一項又は第二項の申立て
十	法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
十一	法第三十七条第一項又は第二項の届出
十二	法第三十八条第一項の申立て
十三	法第三十八条第二項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請
十四	法第三十九条において準用する法第三十五条第三項又は第

一	法第九条第一項、第十四条第一項若しくは第十八条第一項の許可の申請、法第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項、第十七条第二項若しくは第十八条第三項の認可の申請、法第十二条第三項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）の申請又は法第十二条第五項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第十三条若しくは第十四条第二項の規定による届出	当該第一種電気通信事業に係る業務区域を管轄する総合通信局長（業務区域が二以上の総合通信局長の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長）
二	法第二十四条第一項の登録若しくは第二十七条第一項の変更登録の申請、法第二十七条第四項、第三十条において準用する	当該特別第二種電気通信事業を営む者の住所を管轄する総合通信局長

四項の裁定の申請

- 十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て
- 十六 法第四十条の認可の申請
- 十七 法第四十二条第三項の確認の届出
- 十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出
- 十九 法第五十二条第一項の認可の申請
- 二十 法第七十条第一項第一号の認可の申請
- 二十一 法第一百七十七条第一項の認定の申請
- 二十二 法第二百二十条第三項の申請
- 二十三 法第二百二十条第四項の届出
- 二十四 法第二百二十二条第一項の変更認定の申請
- 二十五 法第二百二十二条第二項の変更の届出
- 二十六 法第二百二十二条第四項において準用する法第二百二十条第三項の申請又は同条第四項の届出
- 二十七 法第二百二十二条第五項の変更の届出
- 二十八 法第二百二十三条第一項、第三項又は第四項の認可の申請

<p>第二十三条、第三十一条の第三項若しくは第三十一条の四第九項の規定による届出、法第三十九条の六において準用する法第三十九条第三項若しくは第四項の裁定の申請若しくは法第三十九条の四第一項の申立て（いずれも特別第二種電気通信事業者が行うものに限る。）又は法第四十条の認可（特別第二種電気通信事業に係るものに限る。）の申請</p>	<p>当該第一種電気通信事業者の業務区域を管轄する総合通信局長（業務区域が二以上の総合通信局長の管轄する地域にわた</p>
<p>三 法第三十一条の四第三項、第四十九条第一項若しくは第五十二条第一項第一号の認可若しくは法第四十条の認可（第一種電気通信事業に係るものに限る。</p>	<p>長の管轄する地域にわた</p>

- 二十九 法第二百二十四条第一項の廃止の届出
- 三十 法第四百十条第一項の届出
- 三十一 法第四百十条第四項の認可の申請
- 三十二 法第四百十一条第一項の指定の申請
- 三十三 第十条第二項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）

<p>（）の申請、法第三十一条第一項若しくは第三十一条の四第五項の届出又は法第三十九条の六において準用する法第三十九条第三項若しくは第四項の裁定の申請若しくは法第三十九条の四第一項の申立て（いずれも第一種電気通信事業者が行うものに限る。）</p>	<p>る場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長）</p>
<p>四 法第十二条第四項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）の確認の申請、法第三十九条の三第一項若しくは第八十五条第四項の認可の申請、法第三十八条の二第九項、第三十八条の四第一項、第三十九条の三第五項若しくは第八十五条</p>	<p>当該申請等に係る電気通信設備の設置の場所を管轄する総合通信局長）設置の場所が二以上の総合通信局長の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長）</p>

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

第一項の届出（第一種電気通信事業者が行うものに限る。）は、法第三十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十九条の四第一項の申立て（第一種電気通信事業者が行うものに限る。）、第三十九条第三項若しくは第四項（第三十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の裁定の申請（第一種電気通信事業者が行うものに限る。）又は法第八十六条第一項の指定の申請

2 法第二十二條、第二十三條第二項から第四項まで若しくは第四十三條の規定による届出をしようとする者又は第三十九條の六において準用する第二十九條第三項の裁定の申請をしようとする者（一般第二種電気通信事業者に限る。）は、当該届出又は裁定の

申請をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

- 一 法第十六条第一項、第二項又は第三項の届出
- 二 法第十七条第一項の承継の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
- 三 法第十八条第一項の休止及び廃止の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
- 四 法第十八条第二項の解散の届出（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）
- 五 法第百六十五条第一項の届出
- 六 第十条第二項の報告（法第十六条第一項の届出をした者に係るものに限る。）

附 則

（施行期日）

第 条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第 二条（以下「改正法」という。）の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第 条 この省令の施行の際現に改正法の規定による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第二十一条第一項の規定による届出をし、又は旧法第二十四条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を営んでいる者であつて、改正法の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものは、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間は、新法第九条の登録を受けなくて、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

第 条 この省令の施行の際現に旧法第九条第一項の許可を受けて第一種電気通信事業を営んでいる者であつて、新法第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものはこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）様式第一、様式第三及び様式第四によりそれぞれ当該各様式に記載すべき事項を、新法第十六条の規定により届出をすべき者に該当するものは新規則様式第三、様式第三及び様式第四によりそれぞれ当該各様式に記載すべき事項を、施行日以後速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

第 条 この省令の施行の際現に旧法第二十一条第一項の規定による届出をし、又は旧法第二十四条第一項の登録を受けて第二種電気通信事業を営んでいる者であつて、新法第十六条の規定により届出をすべき者に該当するものは新規則様式第八及び様式第四によりそれぞれ当該各様式に記載すべき事項を、施行日以後速やかに、総務大臣に報告しなければならない。

第 条 この省令の施行の際現に旧法第二十二條第一項の規定による届出をして第二種電気通信事業を営んでいる者であつて、新法第七條に規定する基礎的電気通信役務を提供しているものは、施行日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十九條第一項の規定による契約約款の届出をしないで、従前の条件でその基礎的電気通信役務を提供することができる。

第 条 旧法第三十八條の二第五項の規定により届け出た接続約款に定める接続の条件であつて、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十三條の六第二号口に該当するものは、新法第三十三條第二項の規定により認可を受けた接続約款に定める接続条件とみなす。

第 条 施行日前に旧法第三十一條の三の規定により届け出ている料金のうち新法第七條に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九條第一項の規定により届け出た契約約款に定める料金とみなす。

2 施行日前に旧法第三十一條の四第九項の規定により届け出ている契約約款に定める提供条件のうち新法第七條に規定する基礎的電気通信役務に関するものについては、新法第十九條第一項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。

改正案

様式第1（第4条第1項関係）

電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

現 行

様式第1（第3条第1項関係）

第一種電気通信事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業法第9条第1項の規定により、第一種電気通信事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 電気通信役務の種類2 電気通信役務の態様

注 電気通信役務の種類ごとに次の事項を記載すること。

(1) 態様の区分イ 国内電気通信役務又は国際電気通信役務の別ロ 固定電気通信役務又は移動電気通信役務の別ハ 移動電気通信役務の場合にあつては、自動車、列車、船舶、航空機若しくはその他の交通機関で対象とするもの又は携帯の別

注 イからハまでに掲げる事項ごとに該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、そのすべてを記載すること。

(2) 通信の流れに関する事項イ 国内電気通信役務にあつては、通信の発着の区間又は区域

1 業務区域

注1 下記(1)の事項を記載すること。

2 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。

3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること（ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない）。

4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること（ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない）。

(1) 提供区域

注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 国際電気通信役務を提供する場合（本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。）にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

(2) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府縣市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府縣市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 「東京都、大阪府相互間」、「東京都内」のように記載すること。

ロ 国際電気通信役務にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域

(3) その他通信の流れに関する参考事項

3 業務区域

注1 電気通信役務の種類及び態様の区分ごとに次の事項を記載すること。

(1) 電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）の提供に係る業務区域

イ 業務区域（他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を除く。）

ロ 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 イを全国とする場合は、ロの記載を要しない。

(2) 卸電気通信役務の提供に係る業務区域

イ 業務区域（他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を除く。）

ロ 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 イを全国とする場合は、ロの記載を要しない。

2 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府縣市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府縣市町村名を全国を業務区域とする場合は全国とすること。

3 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域は、当該他の電気通信事業者ごとに記載すること。

電気通信事業者名	接続の場所

注1 他の電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

2 (2)を全国とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)を都道府県の全部とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区。）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）を記載すること。

5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

4 電気通信設備の概要

(1) 伝送路設備に関する事項

イ 端末系伝送路設備にあつては、その設置の区域及び種類

ロ 中継系伝送路設備にあつては、その設置の区間及び種類

端 末 系	設置の区域	
伝送路設備	種類	
中 継 系	設置の区間	
伝送路設備	種類	

注1 端末系伝送路設備とは、端末設備とその直近の事業所に設置する事業用電気通信設備との間の伝送路設備をいい、中継系伝送路設備とは、それ以外のものをいう。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村を単位として記載すること。ただし、これらの一部である場合は、その旨を記載すること。

3 伝送路設備の種類は、アナログ伝送方式又はデジタル伝送方式の別により、それぞれ「A」又は「D」と表記するとともに、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

4 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。

(2) 交換設備に関する事項

イ 端末系交換設備にあつては、その設置の場所

ロ 中継系交換設備にあつては、その設置の場所

端 末 系	設置の場所	
-------	-------	--

6 法第 117 条第 1 項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第 38 の 8 の 2 (1) の注に従い記載するとともに、同様式の 2 (2) の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

交換設備		
中継系 交換設備	設置の場所	

ハ 交換の方式及び交換設備の種類

交換の方式	交換設備の種類

注 1 端末系交換設備とは、端末系伝送路設備を収容する交換設備をいい、中継系交換設備とは、それ以外のものをいう。

2 交換の方式は、「回線交換」、「蓄積交換」、「パケット交換」のように記載すること。

3 交換設備の種類は、「クロスバ型」、「電子交換（アナログ）型」、「電子交換（デジタル）型」のように記載すること。

(3) 給電方式及び予備電源の方式

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第2（第3条第3項関係）事業計画書1 事業開始予定年月日

注 電気通信役務の種類若しくはその態様又は業務区域を区分して事業を開始しようとするときは、その区分ごとに記載すること。

2 事業の開始のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画3 第一種電気通信事業（専ら卸電気通信役務を提供するものを除く。）にあつては、電気通信設備の建設計画に係る次の事項(1) 概要（主要な設備に限る。）(2) 工程（主要な設備に限る。）

改正案

現行

様式第2（第4条第2項、第11条第5項第7号、第40条の9第3項第9号、第40条の18第1項第4号、第40条の18第2項第6号、第40条の18第3項第10号関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

登録（認定）申請者（電気通信事業を承継した者）が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで（第118条第1号から第3号まで）に該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第3 (第3条第4項、第10条、第15条、第17条関係)

事業収支見積書

項 目		年月日～年月日	備 考
収 入	電気通信事業収入 (何) 事業収入 その他収入 計	千円	
	電気通信事業収支 人件費 給料手当 その他 経費 借料損料 修繕費 その他 業務委託費 減価償却費 通信設備使用料 その他 租税公課 固定資産税 事業税 その他 (何) 事業支出 支払利息 その他支出 法人税及び住民税 計		
差引利益			

注1 電気通信事業収入については、電気通信役務の種類及び態様の区分ごとに記載すること。

2 電気通信事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

3 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

改正案	現行
<p><u>様式第3</u>（<u>第4条第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第3項及び第4項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係</u>）</p> <p style="text-align: center;"><u>ネットワーク構成図</u></p> <p><u>注1</u> <u>利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れが分かるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。</u></p> <p><u>2</u> <u>他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者からIRU（Indefeasible Right of User:破棄し得ない使用权）により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。</u></p> <p><u>3</u> <u>交換センター、集線センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。ただし、都道府県ごとのそれぞれの総数は記載すること。</u></p> <p><u>4</u> <u>一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。</u></p> <p><u>5</u> <u>ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。</u></p> <p><u>6</u> <u>用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</u></p>	

改正案

現行

様式第4 (第5条関係)

電気通信事業開始の指定期間延長申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第12条第3項(第14条第4項において準用する同法第12条第3項)の規定により、開始の指定期間を延長したいので、申請します。

延長に係る電気通信役務の種類 類若しくは態様又は業務区域	
指定期間	
延長する期間	
延長する理由	

注

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第4 (第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
加入電話		
総合デジタル通信サービス (中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)		
中継電話 (国際電話等であるものを除く。)		
国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
公衆電話		
携帯電話		
PHS		
IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号を使用するもの	
	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
インターネット接続サービス (携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。)		
FTTHアクセスサービス	すべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの	
	共同住宅等の区間に光信号伝送用以外の端末系伝送路設備を用いるもの	
DSLアクセスサービス		
FWAアクセスサービス		
CATVアクセスサービス		
携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス		
携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス		
フレームリレーサービス		
ATM交換サービス		
公衆無線LANアクセスサービス		
IP-VPNサービス		
広域イーサネットサービス		
専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
上記サービスを利用した付加価値サービス		
インターネット関連サービス (IP電話を除く。)		
電報	受付及び配達の実務を行う場合	
	受付及び配達の実務を行わない場合	
上記以外の電気通信役務		

注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、単純再販のみにより提供する場合には、「再販」と記入すること。

- 2 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 3 電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 4 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第5（第6条関係）技術基準適合確認申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第12条第4項（第14条第4項において準用する同法第12条第4項）の規定により、技術基準適合確認を受けたいので、次のとおり申請します。

技術基準適合確認を受け ようとする電気通信設備	
----------------------------	--

注

- 1 電気通信事業法第12条第4項の規定により申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙をはること。
- 2 電気通信事業法第12条第2項の規定による区分指定に従い、電気通信設備を区分して申請する場合にあつては、その範囲を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

収入印紙

改正案

現 行

様式第6（第8条関係）事業開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印許可の番号及び年月日

次のとおり事業を開始したので、電気通信事業法第12条第5項（第14条第4項において準用する同法第12条第5号）の規定により、届け出ます。

<u>事業開始年月日</u>	
<u>電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域</u>	

注

- 1 電気通信役務の種類若しくは態様又は業務区域は、法第12条第2項（第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、これらを区分して期間の指定があつた場合に限り記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第7（第9条関係）第一種電気通信事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)許可の番号及び年月日次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条の規定により、届け出ます。

<u>変更前の氏名等</u>	
<u>変更後の氏名等</u>	
<u>変更年月日</u>	

注用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第5 (第5条第1項関係)

電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項		
	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容		
変更予定年月日		
変 更 の 理 由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第8 (第10条関係)

事業変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第14条第1項の規定により、同法第9条第2項第2号から第4号までの事項を次のとおり変更したいので申請します。

変更事項		
	変 更 前	変 更 後
変更内容		
変更年月日		
変更の理由		

注

- 1 変更事項は、電気通信役務の種類、電気通信役務の態様、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第5の2（第5条第2項第1号関係）

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第5の3（第5条第2項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書 兼 認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

一部認定

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けるとともに、同法第122条第1項の規定により同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第5の4（第5条第2項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

認定電気通信事業の全部を廃止したので、電気通信事業法第124条第1項の規定により、届け出ます。

廃止した認定電気通信事業の認定を受けた日及び認定の決裁の番号	
廃止の年月日	

電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第2号又は第3号の事項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第5の5（第5条第2項第4号関係）

電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第13条第1項の規定により、同法第10条第1項第2号又は第3号の事項

の変更登録を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、

次のとおり申請します。

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第6 (第7条、第9条第2項、第40条の17関係)

電気通信事業(及び認定電気通信事業)氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項(第16条第2項)(及び第122条第5項)の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第7 (第8条第1項関係)

電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第9 (第12条関係)

第一種電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

次のとおり変更したので、電気通信事業法第14条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、電気通信役務の種類、電気通信役務の態様、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第7の2（第8条第2項第1号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第7の3（第8条第2項第2号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、

電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第7の4（第8条第2項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

認定電気通信事業の全部を廃止したので、電気通信事業法第124条第1項の規定により、

届け出ます。

廃止した認定電気通信事業の認定を受けた日及び認定の決裁の番号	
廃止の年月日	

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第7の5（第8条第2項第4号関係）

電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

一部認定

電気通信事業者番号及び登録の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第16条第1項（第165条第1項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。

1 業務区域

注1 下記(1)の事項を記載すること。

2 法第117条第1項の認定を受ける場合にあつては、併せて下記(2)及び(3)の事項を記載すること。

3 特定移動通信役務を提供する場合にあつては、併せて特定移動通信役務に係る下記(2)の事項を記載すること（ただし、2により記載した下記(2)の事項と同一となる場合は記載を要しない）。

4 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定める場合にあつては、併せて当該電気通信役務について下記(2)及び(3)の事項を記載すること（ただし、2により記載した(2)及び(3)の事項とそれぞれ同一となる場合は記載を要しない）。

(1) 提供区域

注1 一般的に想定している利用形態により電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

2 都道府県を単位として記載すること。全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 国際電気通信役務を提供する場合（本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する場合に限る。）にあつては、取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称を併せて記載すること。

(2) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 市町村の一部を業務区域とする場合は字名等を、都道府県市町村の全部を業務区域とする場合は当該都道府県市町村名を、都道府県の全部を業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を業務区域とする場合は全国と記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注1 他の電気通信事業者ごとに行を分けて記載すること。

2 (2)を全国とする場合は、(3)の記載を要しない。(2)を都道府県の全部とする場合は、当該都道府県内における(3)の記載を要しない。

2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第

1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区。）を単位として記載すること。

3 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地を記載すること。

4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

5 法第117条第1項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける場合に限る。）にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに、同様式の2(2)の事項も併せて記載すること。

3 事業開始予定年月日

注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第9（第9条第3項関係）

電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次の

とおり変更したいので届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第9の2（第9条第4項第1号関係）

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第9の3（第9条第4項第1号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第9の4（第9条第4項第2号関係）

認定電気通信事業変更申請書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第9の5（第9条第4項第2号関係）

電気通信事業変更届出書 兼 認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

一部認定

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。

次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第9の6（第9条第4項第3号関係）

認定電気通信事業廃止届出書 兼 電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

認定電気通信事業の全部を廃止したので、電気通信事業法第124条第1項の規定により、届け出ます。

廃止した認定電気通信事業の認定を受けた日及び認定の決裁の番号	
廃止の年月日	

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第9の7（第9条第4項第4号関係）

電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第2号又は第3号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更予定年月日		
変更の理由		

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 10 (第 13 条関係)

業務委託認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり電気通信業務の一部の委託の認可を受けたいので申請します。

受託者の氏名及び住所	
委託しようとする電気通信業務	
委託をしようとする期間	
委託を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 10 (第 10 条第 2 項関係)

電気通信役務の変更報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)提供する電気通信役務を変更したので、電気通信事業法第 166 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 10 条第 1 項の規定により、報告します。

変更年月日	
-------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 11 (第 14 条関係)事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号
(ふりがな)譲渡人住所
(ふりがな)氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印郵便番号
(ふりがな)譲受人住所
(ふりがな)氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

電気通信事業法第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

<u>譲渡予定年月日</u>	
<u>譲渡譲受する第一種電気通信事業の許可の番号及び年月日</u>	
<u>譲渡しの理由</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 11 (第 11 条第 5 項関係)

電気通信事業承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

地位を承継した者が電気通信事業者である場合は、その電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第 17 条第 2 項の規定により、届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した電気通信事業に係る電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 12 (第 15 条関係)

合併
分割認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふ り が な)

本店又は主たる事務所の所在地

(ふ り が な)

合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員の代表者）の氏名（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

電気通信事業法第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり法人の 印 合併
分割 の認可を受けたい

ので申請します。

当事者	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	許可の番号及び年月日	
	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	許可の番号及び年月日	
合併又は分割予定日		
合併又は分割を必要とする理由		

注 1 許可の番号及び年月日は、当事者が第一種電気通信事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 13 (第 16 条関係)相 続 認 可 申 請 書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略で
きる。) 印許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり相続の認可を受けたいので申請
します。

<u>被相続人の氏名及び住所</u>	
<u>相続して経営しようとする</u> <u>被相続人の事業の内容</u>	
<u>相続開始の期日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 12 (第 12 条第 1 項関係)

電気通信事業全部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業の全部を休止 (廃止) したので、電気通信事業法第 18 条第 1 項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
休止 (廃止) した事業	
電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注 1 「電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 14 (第 17 条関係)

事業休止 (廃止) 許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり電気通信業務の全部 (一部) の休止 (廃止) の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止 (廃止) しようとする事業	
休止 (廃止) を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第12の2（第12条第2項関係）

電気通信事業全部休止（廃止）届出書 兼 認定電気通信事業全部休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業の全部を休止（廃止）するとともに、認定電気通信事業の全部を休止（廃止）したので、電気通信事業法第18条第1項及び第124条第1項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
休止（廃止）した事業	
電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

注1 「電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 12 の 3 (第 12 条第 4 項関係)

電気通信事業一部休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業の一部を休止 (廃止) したので、電気通信事業法第 18 条第 1 項の規定によ

り、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)			
休止 (廃止) した事業			
休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項		
	変更内容	休止 (廃止) 前	休止 (廃止) 後
電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			

注 1 「休止 (廃止) した事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。

2 「休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項」は、業務区域又は電気通信設備の

概要の別を記載すること。

3 「電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行った措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第12の4（第12条第5項第1号関係）

電気通信事業一部休止（廃止）届出書 兼 認定電気通信事業一部休止（廃止）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業の一部を休止（廃止）するとともに、認定電気通信事業の一部を休止（廃止）したので、電気通信事業法第18条第1項及び第124条第1項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)			
休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によって変更した事項及びその内容	休止に係る事項又は廃止によって変更した事項		
	変更内容	休止（廃止）前	休止（廃止）後
電気通信事業法第18条第3項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容			

注1 「休止（廃止）した事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。

- 2 休止に係る事項又は廃止によつて変更した事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。
- 3 「電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させる事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 12 の 5 (第 12 条第 7 項関係)

解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業者たる法人が解散したので、電気通信事業法第 18 条第 2 項の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
解散した法人の電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日	
解散年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 15 (第 18 条関係)

解散認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 18 条第 3 項の規定により、次のとおり法人の解散の決議 (総社員の同意) の認可を受けたいので申請します。

解散予定年月日	
---------	--

注

用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第13（第15条関係）

基礎的電気通信役務契約約款設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第19条第1項の規定により、別紙のとおり契約約款を 設定 変更 するので届

け出ます。

実施期日	
料金の設定又は変更の理由	
料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明	

注1 料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出の場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第14（第19条関係）

保障契約約款設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第20条第1項の規定により、別紙のとおり契約約款を^{設定}変更するので届け

出ます。

実施期日	
料金の設定又は変更の理由	
料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明	

注1 料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出の場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 16 (第 19 条関係)

料金設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり料金の設定変更を届け出ます。

料金の案又は料金の新旧対照	
実施期日	
料金の適用区域若しくは適用区間又は適用期間	
料金の設定又は変更の理由	
料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明	
その他参考となる事項	

注 1 料金の適用区域若しくは適用区間又は適用期間は、限定する場合に限り記載すること。

2 料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更の届出の場合に限り記載すること。

3 その他参考となる事項は、収支見積り等参考となる事項を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第15 (第19条の8関係)

料金変更認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第21条第2項の規定により、次のとおり基準料金指数を超える料金指数の料金の変更の認可を受けたいので申請します。

料金の新旧対照	
実施期日	
料金の変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明	
基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情に関する説明	
料金の算出の根拠に関する説明	
料金の実施の日以降三年内の日を含む毎事業年度における申請に係る電気通信役務の収支見積り	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第16の2 (第19条の8関係)

料金変更認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第31条第4項の規定により、次のとおり基準料金指数を超える料金指数の料金の変更の認可を受けたいので申請します。

料金の新旧対照	
実施期日	
料金の適用区域若しくは適用区間又は適用期間	
料金の変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明	
基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情に関する説明	
料金の算出の根拠に関する説明	
料金の実施の日以降三年内の日を含む毎事業年度における申請に係る電気通信役務の収支見積り	

注1 料金の適用区域若しくは適用区間又は適用期間は、限定する場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 16 の 3 (第 21 条の 2 関係)

契約約款設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 31 条の 4 第 1 項の規定により、別紙のとおり 契約約款を設定 するの
契約約款を変更
 で届け出ます。

実 施 期 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 16 の 4 (第 21 条の 3 関係)

契約約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 31 条の 4 第 3 項の規定により、別紙契約約款の案のとおり契約約款の設定
別紙のとおり契約約款の変更
設定の認可を受けたいので申請します。

実施期日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 16 の 5 (第 22 条関係)契約約款設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 31 条の 4 第 5 項の規定により、次のとおり 標準契約約款と同一の契約約款を設定 標準契約約款と同一の契約約款を標準契約約款と
同一のもの に変更するので届け出ます。

<u>標準契約約款の種類</u>	
<u>実施期日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 16 (第 22 条の 7 関係)

禁止行為規定遵守措置等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 31 条第 4 項の規定により、別紙のとおり禁止行為の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 16 の 6 (第 22 条の 7 関係)

禁止行為規定遵守措置等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 37 条の 3 第 4 項の規定により、別紙のとおり禁止行為の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 17 (第 23 条の 3 関係)

接続約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款の設定別紙のとおり接続約款の変更

の認可を受けたいので申請します。

実施期日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 17 (第 23 条の 3 関係)

接続約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 38 条の 2 第 2 項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款の設定別紙のとおり接続約款の変更

の認可を受けたいので申請します。

実施期日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第17の2（第23条の5関係）

接続約款設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を設定
別紙のとおり接続約款を変更

するので届け出ます。

実 施 期 日	
---------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第17の2（第23条の5関係）

接続約款設定（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第38条の2第5項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を設定
するので届け出ます。 別紙のとおり接続約款を変更

実施期日	
------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第17の3（第23条の7関係）

接続協定締結（変更）認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第33条第10項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する協定の締結変更の認可を受けたいので申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協定の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第17の3（第23条の7関係）

接続協定締結（変更）認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

登録番号及び年月日

電気通信事業法第38条の2第7項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する協定の締結変更の認可を受けたいので申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協定の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第17の4（第23条の9関係）接続協定締結（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号（ふりがな）住 所（ふりがな）氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印許可の番号及び年月日電気通信事業法第38条の2第9項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する協定を 締結 変更 したので届け出ます。

<u>当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所</u>	
<u>接続した電気通信設備</u>	
<u>締結又は変更した協定の概要</u>	
<u>その他参考となる事項</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第17の4 (第23条の9の3関係)

接続約款設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を設定
別紙のとおり接続約款を変更

するので届け出ます。

実施期日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第17の5 (第23条の9の3、第23条の11関係)

接続約款設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

許可の番号及び年月日

電気通信事業法 第38条の3第2項 の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を
第38条の4第2項 の規定により、別紙のとおり接続約款を変更
設定するので届け出ます。

実施期日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第17の6（第23条の10関係）

接続協定締結（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第38条の4第1項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する

協定を 締結 するので届け出ます。
~~変更~~

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協定の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第17の7（第23条の13関係）

接続協定締結（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第38条の4第4項の規定により、次のとおり電気通信設備の接続に関する

協定を^{締結}変更したので届け出ます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続した電気通信設備	
締結又は変更した協定の概要	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第17の5（第23条の14関係）

接続協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第17の8（第23条の14、第25条の3関係）

接続
共用 協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信設備の接続共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法第39条第1項第39条第2項の第39条の4第1項

規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第17の6（第23条の14、第25条の3関係）

接続
共用 協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調
不能 のため、電気通信事業法 第35条第2項
第38条第1項 の規定

により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第17の7 (第23条の15、第25条の4関係)

接続
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調のため、電気通信事業法 (注1) の規定により、
次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第35条第3項
- (2) 第35条第4項
- (3) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項
- (4) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第17の9 (第23条の15、第25条の4関係)

接続
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

番号及び年月日 (注1)

電気通信設備の接続
共用 に関する協議が不調のため、電気通信事業法 (注2) の規定により、
次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 第一種電気通信事業者の場合は許可の番号及び年月日を、特別第二種電気通信事業者の場合は登録番号及び登録年月日を、一般第二種電気通信事業者の場合は事業開始の届出年月日を記載すること。

2 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第39条第3項
- (2) 第39条第4項
- (3) 第39条の4第2項において準用する同法第39条第3項
- (4) 第39条の4第2項において準用する同法第39条第4項

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第 18 (第 24 条関係)

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先(連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

印

電気通信事業法第 36 条第 1 項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定変更を届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1 機能の内容	
2 提供条件 (1) 提供交換機等の機種 (2) 提供交換機等の設置地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) 接続箇所 (5) その他の提供条件	
3 使用する番号	
4 課金	
5 インタフェース (1) ユーザ・網インタフェース (2) 網間インタフェース (3) 保守運用インタフェース	
6 利用条件の設定	
7 機能の変更又は追加の別	
8 関連する機能及び設備並びに計画との関係	

現 行

様式第 18 (第 24 条関係)

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 39 条の 2 第 1 項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画の設定変更を届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1 機能の内容	
2 提供条件 (1) 提供交換機等の機種 (2) 提供交換機等の設置地域又は設置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) 接続箇所 (5) その他の提供条件	
3 使用する番号	
4 課金	
5 インタフェース (1) ユーザ・網インタフェース (2) 網間インタフェース (3) 保守運用インタフェース	
6 利用条件の設定	
7 機能の変更又は追加の別	
8 関連する機能及び設備並びに計画との関係	
9 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
10 概算費用額	
11 10 の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごと	

9	自己利用、共同利用又は他事業者利用の別
10	概算費用額
11	10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額
12	工事開始予定年月日
13	提供予定時期
14	計画の設定又は変更年月日
15	計画の設定又は変更理由

- 注1 「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。
- 2 「提供交換機等の機種」については、機能を提供する交換機等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種すべてについて記載すること。
- 3 「提供交換機等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。
- 4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その種別すべてについて記載すること。
- 5 「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。
- 6 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。
- 7 「インタフェース」については、社団法人電気通信技術委員会において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。
- 8 「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号にあつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 9 「網間インタフェース」については、第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号にあつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 10 「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号にあつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 11 「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。
- 12 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。
- 13 「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。
- 14 「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方式に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。
- 15 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。
- 16 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。
- 17 「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程

の額	
12	工事開始予定年月日
13	提供予定時期
14	計画の設定又は変更年月日
15	計画の設定又は変更理由

- 注1 「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。
- 2 「提供交換機等の機種」については、機能を提供する交換機等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種すべてについて記載すること。
- 3 「提供交換機等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。
- 4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その種別すべてについて記載すること。
- 5 「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。
- 6 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。
- 7 「インタフェース」については、社団法人電気通信技術委員会において作成された接続に関する技術的条件と同一の部分については記載を要しない。
- 8 「ユーザ・網インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号にあつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 9 「網間インタフェース」については、第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号にあつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 10 「保守運用インタフェース」については、当該インタフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号にあつても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。
- 11 「利用の条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。
- 12 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能（第24条の5で定める機能に該当するものを除く。）の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。
- 13 「概算費用額」については、届出人が変更又は追加に係る機能を利用するものとした場合に見込まれる第一種指定電気通信設備の工事の費用の概算額を記載すること。
- 14 「10の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第38条の2第3項第2号の総務省令で定める方式に準じて記載することとし、創設費や事業者按分方法案も併せて記載すること。
- 15 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日を記載すること。
- 16 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を開始する予定時期（月又は四半期単位）を記載すること。
- 17 「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程も含め、具体的に記載すること。
- 18 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

も含め、具体的に記載すること。

18 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 18 の 2 (第 25 条関係)

共用協定締結 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 39 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり電気通信設備の共用に関する協定の締結
変更の認可を受けたいので申請します。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第18の2 (第25条の2関係)

共用協定締結(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法 第37条第1項 第37条第2項の規定により、次のとおり電気通信設備の共用に関する協

定を締結するので届け出ます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協定の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第18の3 (第25条の2関係)

共用協定締結(変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第39条の3第5項の規定により、次のとおり電気通信設備の共用に関する協定を締結するので届け出ます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
協定の締結又は変更を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 19 (第 25 条の 5 関係)卸電気通信役務の提供をする契約締結 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印許可の番号及び年月日電気通信事業法第 39 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり卸電気通信役務の提供をする契約を締結
変更するので届け出ます。

<u>契約の相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所</u>	
<u>締結又は変更しようとする</u> <u>契約の概要</u>	
<u>予定する契約の期間</u>	
<u>契約の締結又は変更を必要とする理由</u>	
<u>その他参考となる事項</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 19 の 2 (第 25 条の 6 関係)卸電気通信役務に関する契約約款設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印許可の番号及び年月日電気通信事業法第 39 条の 5 第 2 項の規定により、別紙契約約款の案のとおり契約約款を別紙のとおり契約約款を変更設定するので届け出ます。

実 施 期 日	
---------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第19 (第25条の8関係)

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用する

同法 第35条第3項の規定により、次のとおり裁定を申請します。
第35条第4項

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第19の3 (第25条の8関係)

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

番号及び年月日 (注1)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条の6において準

用する同法 第39条第3項の規定により、次のとおり裁定を申請します。
第39条第4項

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 第一種電気通信事業者の場合は許可の番号及び年月日を、特別第二種電気通信事業者の場合は登録番号及び登録年月日を、一般第二種電気通信事業者の場合は事業開始の届出年月日を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第 19 の 2 (第 25 条の 9 関係)

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第 39 条において準用する

同法第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 19 の 4 (第 25 条の 9 関係)

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

番号及び年月日 (注 1)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第 39 条の 6 において準

用する同法第 39 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 1 第一種電気通信事業者の場合は許可の番号及び年月日を、特別第二種電気通信事業者の場合は登録番号及び登録年月日を、一般第二種電気通信事業者の場合は事業開始の届出年月日を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 20 (第 26 条関係)

業務協定等締結 (変更・廃止) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

設定

電気通信事業法第 40 条の規定により、次のとおり外国政府等との間の協定等の変更の認可
廃止

可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
電気通信役務の種類	
取扱対地の国又はこれに準ずる地域の名称	
締結、変更又は廃止しようとする協定又は契約の内容	
予定する協定又は契約の期間	
変更又は廃止の認可申請の場合、変更又は廃止を必要とする理由	

注 1 「電気通信役務の種類」には、電話又は総合デジタル通信サービスの別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 20 (第 26 条関係)

業務協定等締結 (変更・廃止) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

設定

電気通信事業法第 40 条の規定により、次のとおり外国政府等との間の協定等の変更の認可
廃止

可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
電気通信役務の種類及び態様	
締結、変更又は廃止しようとする協定又は契約の内容	
予定する協定又は契約の期間	
変更又は廃止の認可申請の場合、変更又は廃止を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第20の2（第27条の5第1項関係）

事業用電気通信設備の自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法 第42条第1項（同条第4項において準用する 同条第1項）の規定により 第42条第2項 同条第2項事業用電気通信設備が同法 第41条第1項 の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用電気通信設備の自己確認を行った電気通信設備

--

注1 様式第4に定める電気通信役務の種類を参考に、「(何) サービスを提供する事業の用に供する電気通信設備」等と記載すること。2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 20 の 3 (第 27 条の 5 第 2 項関係)

事業用電気通信設備の自己確認届出書の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり電気通信事業法第 42 条第 3 項の規定による届出書類 (及びその添付書類) に変更があつたので届け出ます。

変更の内容	

注 1 第 27 条の 5 第 1 項の規定により提出した届出書及び同項各号に規定する書類の新旧を対照した書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第21（第28条第1項関係）

管理規程届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第44条第1項の規定により、別紙のとおり管理規程を定めたので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第21（第28条第1項関係）

管理規程届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第43条第1項の規定により、別紙のとおり管理規程を定めたので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第22（第28条第2項関係）

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第44条第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現 行

様式第22（第28条第2項関係）

管理規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

許可の番号及び年月日

次のとおり管理規程を変更したので、電気通信事業法第43条第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

様式第 23 (第 30 条関係)

技術的条件設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 52 条第 1 項 (第 70 条第 1 項第 1 号) の規定により、
別紙
技術的条件の案のとおり技術的条件の設定
の認可を受けたいので申請します。
と お り 技 術 的 条 件 の 変 更

変更の理由	
変更期日	

注 1 第 30 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する他の電気通信事業者が申請を行う場合は、
合意した旨を証する書類を添付すること。

2 その他技術的条件の参考となる書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 23 (第 30 条関係)

技術的条件設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

電気通信事業法第 49 条第 1 項 (第 52 条第 1 項第 1 号) の規定により、
別紙技
術的条件の案のとおり技術的条件の設定
の認可を受けたいので申請します。
と お り 技 術 的 条 件 の 変 更

変更の理由	
変更期日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 24 (第 33 条の 2 第 1 項関係)一般第二種電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

一般第二種電気通信事業を 年 月 日から営むので、電気通信事業法第 22 条第

1 項の規定により、別紙の書類を添えて届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 25 (第 33 条の 2 第 1 項関係)

事 項 書

- 1 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 2 住 所
- 3 電気通信役務の種類

種 類	具 体 的 内 容 (参 考)
音声伝送役務	電話 (国内・国際)、インターネット電話 (国内・国際)、IP 電話 (国内・国際)、総合デジタル通信サービス (国内・国際)、音声蓄積、音声転送、その他 ()
専用役務	専用線再販
データ伝送役務	ファクシミリ、ビデオテックス、回線交換データ伝送、パケット交換データ伝送、インターネット接続、その他 ()

注 該当する電気通信役務の種類及び具体的内容を○で囲み、「その他」の場合にあつては、その内容を記載すること。

4 電気通信役務の態様

注 電気通信役務の種類ごとに次の事項を記載すること。

(1) 提供区域

注 都道府県名を記載すること。

(2) 交換方式

注 「回線交換」又は「蓄積交換」の別、及び「蓄積交換」にあつては、更に「パケット交換」、「メッセージ交換」等のように記載すること。

(3) ネットワーク図

注 通信の流れが分かる程度に、交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を一葉の用紙に簡潔に記載すること。

5 その他参考となる事項

(1) 事業開始予定年月日

(2) ネットワークの名称

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 26 (第 33 条の 2 第 3 項関係)一般第二種電気通信事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)一般第二種電気通信事業開始の届出年月日次のとおり変更したので電気通信事業法第 22 条第 2 項の規定により、届け出ます。

<u>変更前の氏名等</u>	
<u>変更後の氏名等</u>	
<u>変 更 年 月 日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 27 (第 33 条の 2 第 4 項関係)一般第二種電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)一般第二種電気通信事業開始の届出年月日

電気通信事業法第 22 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更
したいので届け出ます。

<u>変 更 事 項</u>		
<u>変 更 内 容</u>	<u>変 更 前</u>	<u>変 更 後</u>
<u>変 更 年 月 日</u>		

注 1 変更事項は、電気通信役務の種類又は電気通信役務の態様の別に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 28 (第 34 条第 1 項関係)一般第二種電気通信事業承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

一般第二種電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第 23 条第

2 項の規定により、届け出ます。

<u>承 継 年 月 日</u>	
<u>被 承 継 者</u>	
<u>承継した一般第二種電気通信 事業開始の届出年月日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 29 (第 34 条第 2 項関係)一般第二種電気通信事業休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)一般第二種電気通信事業開始の届出年月日一般第二種電気通信事業の全部 (一部) を休止 (廃止) したので、電気通信事業法第 23条第 3 項の規定により、届け出ます。休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)休止 (廃止) した事業注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 30 (第 34 条第 3 項関係)解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

一般第二種電気通信事業者たる法人が解散したので、電気通信事業法第 23 条第 4 項の規定により、届け出ます。

<u>解散した法人の名称及び代表者の氏名</u>	
<u>解散した法人が営んでいた一般第二種電気通信事業開始の届出年月日</u>	
<u>解散年月日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 31 (第 35 条第 1 項関係)

特別第二種電気通信事業登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

電気通信事業法第 24 条第 1 項の規定により、特別第二種電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり別紙の書類を添えて申請します。

1 電気通信役務の種類

種 類	具 体 的 内 容 (参 考)
音声伝送役務	電話 (国内・国際)、インターネット電話 (国内・国際) I P 電話 (国内・国際)、総合デジタル通信サービス (国内・国際)、音声蓄積、音声伝送、音声転送、その他 ()
専 用 役 務	専用線再販
データ伝送役務	ファクシミリ、ビデオテックス、回線交換データ伝送、パケット交換データ伝送、インターネット接続、その他 ()

注 該当する電気通信役務の種類及び具体的内容を○で囲み、「その他」の場合にあつては、その内容を記載すること。

2 電気通信役務の態様

注 電気通信役務の種類ごとに次の事項を記載すること。

(1) 国内電気通信役務又は国際電気通信役務の別

注 1 上記役務の双方に該当する場合にはその旨記載すること。

2 国際電気通信役務のうち、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するものにあつては、「国際特別第二種電気通信役務」と付記すること。

(2) 提供区域

注 1 都道府県名を記載すること。

2 国際電気通信役務にあつては、都道府県名のほか、その取扱対地の国又はこれに準ずる地域及び法第 40 条に規定する協定又は契約を締結しようとする外国政府又は外国人若しくは外国法人の名称を記載すること。

(3) 交換方式

注 「回線交換」又は「蓄積交換」の別、及び「蓄積交換」にあつては、更に「パケット交換」、「メッセージ交換」等のように記載すること。

3 電気通信設備の概要

注 申請の日における電気通信設備について記載すること。(申請の日から2年内に設置する計画の電気通信設備について記載してもよい。)

(1) ネットワーク構成図

注 交換センター、集線センター等(所在する市町村名を明示すること。)とこれら
の間を接続する電気通信回線(その種類を明示すること。)の概要を一葉の用紙に
簡潔に記載すること。

(2) センター設備の概要

センターの名称		
機 器 概 要	機 器 の 種 類	性 能

注1 センターごとに記載すること。

2 機器概要は、交換機、多重装置等主要なものについて記載すること。

(3) 使用電気通信回線設備の概要

電気通信回線の種類	数	量	調	達	先

(4) 設置する伝送路設備の概要

設 置 の 区 域	種 類

注1 電気通信事業法第6条第4項に規定する伝送路設備について記載すること。

2 設置の区域は、都道府縣市町村を単位として記載すること。ただし、これら
の一部である場合は、その旨を記載すること。

3 設備の種類は、アナログ伝送方式又はデジタル伝送方式の別により、それぞ
れ「A」又は「D」と表記するとともに、当該設備が有線電気通信設備の場合
は、「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別
を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

4 ネットワークの名称(参考)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 32 (第 35 条第 3 項関係)

事業計画書

- 1 事業開始予定年月日
- 2 特別第二種電気通信事業の開始の日が属する年度以降の 3 年度の電気通信役務の提供計画

年度	音声伝送役務	専用役務	データ伝送役務

注 年度別に提供区域を記載すること。

3 資金調達計画

項 目		金 額
所要資金の額	用地 建物・設備 運転資金 計	
	内部資金 借入金 計	
調達方法		

注 特別第二種電気通信事業を開始するに当たって、新たに必要とする資金について記載すること。

改正案

現 行

様式第 33 (第 35 条第 4 項関係)誓 約 書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印登録申請者が電気通信事業法第 26 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当しないことを誓約します。注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 34 (第 36 条第 2 項関係)特別第二種電気通信事業変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第 27 条第 1 項の規定により、同法第 24 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事項を次のとおり変更したいので申請します。

変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		

注 1 変更事項は、電気通信役務の種類、電気通信役務の態様又は電気通信設備の概要の別に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 35 (第 36 条第 3 項関係)特別第二種電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号
(ふりがな)住 所
(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)登録番号及び登録年月日

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第 27 条第 4 項の規定により、届け出ます。

<u>変更前の氏名等</u>	
<u>変更後の氏名等</u>	
<u>変 更 年 月 日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 36 (第 37 条第 1 項関係)特別第二種電気通信事業承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印

特別第二種電気通信事業者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第 30 条において準用する同法第 23 条第 2 項の規定により、届け出ます。

<u>承 継 年 月 日</u>	
<u>被 承 継 者</u>	
<u>承継に係る特別第二種電気通信事業の登録番号及び登録年月日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現 行

様式第 37 (第 37 条第 2 項関係)特別第二種電気通信事業休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)登録番号及び登録年月日

特別第二種電気通信事業の全部 (一部) を休止 (廃止) したので、電気通信事業法第 30 条において準用する同法 23 条第 3 項の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間(廃止年月日)休止 (廃止) した事業

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 38 (第 37 条第 3 項関係)解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿郵便番号(ふりがな)住 所(ふりがな)氏 名

特別第二種電気通信事業者たる法人が解散したので、電気通信事業法第 30 条において準用する同法第 23 条第 4 項の規定により、届け出ます。

<u>解散した法人の名称及び代表者の氏名</u>	
<u>解散した法人が営んでいた特別第二種電気通信事業の登録番号及び登録年月日</u>	
<u>解散年月日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改 正 案

様式第 38 (第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)

適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する基礎的電気通信役務の種別

注 法第 108 条第 2 項に規定する基礎的電気通信役務の種別として第 40 条の 7 に規定するものを記載すること。

2 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信設備との接続に関し定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締結年月日

注 当該電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備である場合に限り記載すること。

3 第 14 条第 1 号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第 14 条第 1 号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

現 行

様式第 38 の 2 (第 40 条の 3 関係)

適格電気通信事業者指定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業法第 72 条の 8 第 1 項の規定により、適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 提供する基礎的電気通信役務の種別

注 法第 72 条の 8 第 2 項に規定する基礎的電気通信役務の種別として第 40 条の 7 に規定するものを記載すること。

2 申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備と他の電気通信設備との接続に関し定めた接続約款による接続に関する協定に係る締結事業者名及び締結年月日

注 当該電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備である場合に限り記載すること。

3 第 40 条の 2 第 1 号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第 40 条の 2 第 1 号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

改正案

様式第 38 の 2 (第 40 条の 3 第 1 号、第 40 条の 4 第 1 項関係)

基礎的電気通信役務収支表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	適 要
1 第 14 条第 1 号に掲げるもの				
2 同号イに掲げるもの				
3 同号ロに掲げるもの				
4 同号ハに掲げるもの				
5 同号ニに掲げるもの				
6 第 14 条第 2 号に掲げるもの				
7 同号イに掲げるもの				
8 同号ロに掲げるもの				
9 同号ハに掲げるもの				
10 交 付 金				
11 負 担 金				
計				

注 1 「交付金」とは、法第 107 条第 1 号に規定する交付金を示し、「負担金」とは、法第 110 条第 1 項に規定する負担金を示す。

2 法第 108 条第 1 項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する際には、10 及び 11 の各欄を設けないものとする。

3 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する収益及び費用については、電気通信事業会計規則第 16 条の規定を準用する。

4 2 以上の細目の基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用については、電気通信事業会計規則第 16 条の規定を準用する。

現 行

様式第 38 の 3 (第 40 条の 4 関係)

基礎的電気通信役務損益明細書

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役 務 の 細 目	営業収益	営業費用	営業利益	適 要
1 第 40 条の 2 第 1 号に掲げるもの				
2 同号イに掲げるもの				
3 同号ロに掲げるもの				
4 同号ハに掲げるもの				
5 同号ニに掲げるもの				
6 第 40 条の 2 第 2 号に掲げるもの				
7 同号イに掲げるもの				
8 同号ロに掲げるもの				
9 同号ハに掲げるもの				
10 交 付 金				
11 負 担 金				
計				

注 1 「交付金」とは、法第 72 条の 7 第 1 号に規定する交付金を示し、「負担金」とは、法第 72 条の 10 第 1 項に規定する負担金を示す。

2 法第 72 条の 8 第 1 項の指定を受けようとする第一種電気通信事業者がこの表を作成する際には、10 及び 11 の各欄を設けないものとする。

3 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する収益及び費用は、会計規則別表第 2 様式第 21 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

4 2 以上の細目の基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用は、会計規則別表第 2 様式第 21 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

改正案

現行

様式第 38 の 3 (第 40 条の 4 の 3 関係)

接続約款変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 108 条第 3 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届出
出ます。

実施期日	
------	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 4 (第 40 条の 9 第 1 項第 1 号関係)

電気通信事業全部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

(登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日)

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

注 「法第 9 条の登録 (の申請) (及び法第 13 条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る業務区域に同じ。」「法第 16 条第 1 項 (及び同条第 3 項) の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。

2 電気通信設備の概要

注 「法第 9 条の登録 (の申請) (及び法第 13 条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る電気通信設備の概要に同じ。」「法第 16 条第 1 項 (及び同条第 3 項) の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 5 (第 40 条の 9 第 1 項第 2 号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業全部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第 117 条第 1 項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 「法第 9 条の登録 (及び法第 13 条第 1 項の変更登録 (の申請)) に係る提供区域に同じ。」「法第 16 条第 1 項 (及び同条第 3 項) の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 様式第 1 の 1 (2) の注に従い記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 様式第 1 の 1 (3) の注に従い記載すること。

2 電気通信設備の概要

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 6 (第 40 条の 9 第 2 項関係)認定電気通信事業計画書1 認定電気通信事業開始予定年月日

注 1 新たに電気通信事業を開始しようとするときは、「法第 9 条の登録の申請（法第 16 条第 1 項の届出）に係る事業開始予定年月日に同じ。」等と記載すること。

2 既に開始している電気通信事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」等と記載すること。

2 認定電気通信事業の開始（運営）のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

改正案

現行

様式第38の7（第40条の9第3項第1号、第40条の14第1項第1号イ(2)、第40条の18第2項第3号及び第3項第4号関係）

事業収支見積書

項目		年月日～年月日	備考
収 入	電気通信事業収入	千円	
	(何) 事業収入		
	その他の収入		
	計		
支 出	電気通信事業支出		
	人件費		
	経費		
	借料損料		
	修繕費		
	その他		
	減価償却費		
通信設備使用料			
その他			
租税公課			
(何) 事業支出			
その他の支出			
法人税、住民税及び事業税			
計			
差引利益			

注1 電気通信事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

改正案

現行

様式第 38 の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日
(登録の申請を行っている場合は、当該申請の年月日)

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 様式第 1 の 1 (1) の注に従い記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 様式第 1 の 1 (2) の注に従い記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 様式第 1 の 1 (3) の注に従い記載すること。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間			種類
始点	経由する区間	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区。4において同じ。）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

4 認定の申請に係る事業とそれ以外の電気通信事業において同一の都道府県市町村に同じ種類の端末系伝送路設備を設置する場合は、これらが区別できるよう、記載すること。

5 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（都道府県市町村名及び事業所の名称、国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）及び国内に設置する有線電気通信設備にあつては、始点から終点までの間で経由する都道府県市町村字名等を全て記載すること。

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

(3) 交換設備の設置場所

注 設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 9 (第 40 条の 10 第 1 項第 2 号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

一部認定

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 下記の事項について、認定の申請に係るものとそれ以外のものの相違がわかるよう、対照表等を作成して提出すること。

1. 業務区域

(1) 提供区域

注 様式第 1 の 1 (1) の注に従い記載すること。

(2) 利用者 (電気通信事業者を除く。) との電気通信設備の接続に係る業務区域

注 様式第 1 の 1 (2) の注に従い記載すること。

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

注 様式第 1 の 1 (3) の注に従い記載すること。

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間			種類
始点	経由する区間	終点	

注1 「端末系伝送路設備」及び「中継系伝送路設備」の定義は、それぞれ第3条第1号及び第2号に定めるところによる。

2 端末系伝送路設備の設置の区域は、都道府県市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区にあつては、当該区。4において同じ。）を単位として記載すること。都道府県の全部を設置の区域とする場合は当該都道府県名を、全国を設置の区域とする場合は全国と記載すること。

3 人工衛星局による端末系伝送路設備の設置の区域には、「全国（〇〇衛星）」等、人工衛星の名称を併せて記載すること。

4 認定の申請に係る事業とそれ以外の電気通信事業において同一の都道府県市町村に同じ種類の端末系伝送路設備を設置する場合は、これらが区別できるよう、記載すること。

5 中継系伝送路設備の設置の区間は、その始点及び終点の所在地（都道府県市町村名及び事業所の名称、国際回線にあつては終点の欄に外国名及び州名又は都市名、人工衛星局による中継系伝送路設備にあつては終点の欄に人工衛星の名称）及び国内に設置する有線電気通信設備にあつては、始点から終点までの間で経由する都道府県市町村字名等を全て記載すること。

6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。

(3) 交換設備の設置場所

注 設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 10 (第 40 条の 10 第 2 項関係)認定電気通信事業計画書1 認定電気通信事業開始予定年月日

注 1 新たに電気通信事業を開始しようとする場合であつて、業務区域によつて認定電気通信事業開始年月日が異なるときは、当該業務区域ごとに記載すること。

2 既に開始している電気通信事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」等と記載すること。

2 認定電気通信事業の開始（運営）のため必要となる設備資金及び運転資金の額並びにその調達方法及び返済計画

改正案

現 行

様式第38の11（第40条の10第3項第1号、第40条の14第1項第2号イ(2)、第40条の18第2項第4号及び第3項第5号関係）

事業収支見積書

項 目		年月日～年月日	備 考
収 入	電気通信事業収入	千円	
	認定電気通信事業収入		
	非認定電気通信事業収入		
	(何)事業収入		
	その他の収入		
	計		
支 出	電気通信事業支出		
	認定電気通信事業支出		
	人件費		
	経費		
	借料損料		
	修繕費		
	その他		
	減価償却費		
	通信設備使用料		
	その他		
	租税公課		
	非認定電気通信事業支出		
	人件費		
経費			
借料損料			
修繕費			
その他			
減価償却費			
通信設備使用料			
その他			
租税公課			
(何)事業支出			
その他の支出			
法人税、住民税及び事業税			
計			
差引利益			

注1 電気通信事業については、認定電気通信事業及び非認定電気通信事業に分けて収入及び支出を記載すること。

2 電気通信事業以外の事業について、(何)事業収入及び(何)事業支出として記載すること。

3 備考欄には、算出の根拠その他参考事項となる事項を記載すること。

改正案

現行

様式第 38 の 12 (第 40 条の 12 関係)

認定電気通信事業開始の指定期間延長申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 120 条第 3 項 (第 122 条第 4 項において準用する同法第 120 条第 3 項)

の規定により、開始の指定期間を延長したいので、申請します。

延長に係る業務区域	
指 定 期 間	
延 長 す る 期 間	
延 長 す る 理 由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 13 (第 40 条の 13 関係)

認定電気通信事業開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり認定電気通信事業を開始したので、電気通信事業法第 120 条第 4 項 (第 122 条第 4 項において準用する同法第 120 条第 4 項) の規定により、届け出ます。

事業開始年月日	
業 務 区 域	

注 1 業務区域は、法第 120 条第 2 項 (第 122 条第 4 項において準用する同法第 120 条第 2 項) の規定により、これを区分して期間の指定があつた場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 14 (第 40 条の 14 関係)

認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 122 条第 1 項の規定により、同法第 117 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の事

項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注 1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 15 (第 40 条の 16 関係)

認定電気通信事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり変更したので電気通信事業法第 122 条第 2 項の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注 1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 16 (第 40 条の 18 第 1 項関係)

認定電気通信事業相続承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、
押印を省略できる。)

印

相続人が電気通信事業者である場合は電気通信事
業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載するこ
と。担当部署等がある場合は、当該担当
部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 123 条第 2 項の規定により、相続による認定電気通信事業者の地位の承
継の認可を受けたいので申請します。

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の電気通信事業 者番号及び登録又は届出 の年月日	
相続の開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 38 の 17 (第 40 条の 18 第 2 項関係)

認定電気通信事業 分割 承継認可申請書
合併

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

本店又は事務所の所在地

(ふりがな)

合併後存続(合併により設立)する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者(設立委員の代表者)の氏名(代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

連絡先(連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 123 条第 3 項の規定により、合併 による認定電気通信事業者の地位の
分割

承継の認可を受けたいので申請します。

当 事 者	(ふりがな) 名称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	電気通信事業者番号 及び登録又は届出の年月日	
	(ふりがな) 名称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	電気通信事業者番号 及び登録又は届出の年月日	
合併又は分割の年月日		
合併又は分割の理由		

注 1 電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日は、当事者が電気通信事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 38 の 18 (第 40 条の 18 第 3 項関係)

認定電気通信事業譲渡譲受承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

譲渡人住所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略
できる。法人にあつては、名称及び
代表者の氏名を記載することとし、
代表者が自筆で記入したときは、押
印を省略できる。)

印

郵便番号

(ふりがな)

譲受人住所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略
できる。法人にあつては、名称及び
代表者の氏名を記載することとし、
代表者が自筆で記入したときは、押
印を省略できる。)

印

譲受人が電気通信事業者である場合は電気通信事
業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載する
こと。担当部署等がある場合は、当
該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 123 条第 4 項の規定により、次のとおり認定電気通信事業の全部の譲渡

し及び譲受けによる認定電気通信事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

譲渡年月日	
譲渡する電気通信事業者 の電気通信事業者番号及 び登録又は届出の年月日	
譲渡しの理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第 38 の 19 (第 40 条の 19 第 1 項関係)

認定電気通信事業全部廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)認定電気通信事業の全部を廃止したので、電気通信事業法第 124 条第 1 項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	
廃止した事業	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 38 の 20 (第 40 条の 19 第 3 項関係)

認定電気通信事業一部廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

認定電気通信事業の一部を廃止したので、電気通信事業法第 124 条第 3 項の規定により、届け出ます。

<u>廃止年月日</u>	
<u>廃止した事業</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案	現 行
<p>様式第 39 (第 41 条関係)</p> <p style="text-align: center;">土地等^{使 用} ^{継続使用}認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 <u>(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</u></p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日 連 絡 先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第 128 条第 1 項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地等の種類及び所在地 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 並びに住所 3 使用開始の時期 4 線路の位置、種類及び数 5 土地等の^{使 用} ^{継続使用}の認可を申請する理由 6 その他参考となる事項 <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>様式第 39 (第 41 条関係)</p> <p style="text-align: center;">土地等^{使 用} ^{継続使用}認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>電気通信事業法第 73 条第 1 項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地等の種類及び所在地 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名及び住所 3 使用開始の時期 4 線路の位置、種類及び数 5 土地等の^{使 用} ^{継続使用}の認可を申請する理由 6 その他参考となる事項 <p>注 1 <u>氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。第一種電気通信事業者及び土地等の所有者が法人である場合にあつては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。</u></p> <p>2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>

改正案

様式第 40 (第 42 条関係)

土地等 使用の協議成立届出書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

認定電気通信事業者

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

年 月 日認可があつた土地等の使用について、下記のとおり、協議が成立したので、

電気通信事業法第 128 条第 6 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 40 (第 42 条関係)

土地等 使用の協議成立届出書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

第一種電気通信事業者

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

月 日認可があつた土地等の使用について、下記のとおり、協議が成立したので、
電気通信事業法第 73 条第 6 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。第一種電気通信事業者及び土地等の所有者が法人である場合にあつては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 41 (第 43 条関係)

土地等 使用 裁定申請書
 土地等 継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が不調のため、電気通信事業法第 129 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 並びに住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 41 (第 43 条関係)

土地等 使用 裁定申請書
 土地等 継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が不調のため、電気通信事業法第 74 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。第一種電気通信事業者及び土地等の所有者が法人である場合にあつては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 42 (第 44 条関係)

土地等一時使用
土地立入り許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法 第 133 条第 2 項 の規定により、土地の一時使用
第 134 条第 2 項 土地の立入り 許可を受けたいので、下

記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 並びに住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
立入り 立入り
- 4 使用を必要とする理由
立入り
- 5 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 42 (第 44 条関係)

土地等一時使用
土地立入り許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電気通信事業法 第 78 条第 2 項 の規定により、土地の一時使用
第 79 条第 2 項 土地の立入り 許可を受けたいので、下
記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者 (所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者) の氏名及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
立入り 立入り
- 4 使用を必要とする理由
立入り
- 5 その他参考となる事項

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。第一種電気通信事業者及び土地等の所有者が法人である場合にあつては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 43 (第 45 条関係)

植物伐採等許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 136 条第 1 項の規定により、植物の伐採等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 植物の所在する場所
- 2 植物の所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 並びに住所
- 3 伐採又は移植すべき植物の種類及び数量
- 4 伐採又は移植の方法
- 5 伐採又は移植の時期
- 6 伐採又は移植を必要とする理由
- 7 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 43 (第 45 条関係)

植物伐採等許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電気通信事業法第 81 条第 1 項の規定により、植物の伐採等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 植物の所在する場所
- 2 植物の所有者の氏名 及び住所
- 3 伐採又は移植すべき植物の種類及び数量
- 4 伐採又は移植の方法
- 5 伐採又は移植の時期
- 6 伐採又は移植を必要とする理由
- 7 その他参考となる事項

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。申請者及び植物の所有者が法人である場合においては、氏名は、その法人又は団体の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案	現 行
<p>様式第 44 (第 46 条関係)</p> <p style="text-align: center;">損失補償裁定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、<u>名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。</u>)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p><u>電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日</u> <u>連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</u></p> <p>損失の補償について協議が不調のため、電気通信事業法第 137 条第 2 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 損失発生の日時、場所及び原因 2 相手方の氏名 (法人にあつては、<u>名称及び代表者の氏名</u>) 並びに住所 3 損失の事実 4 損失補償の見積り及びその内訳 5 協議の不調又は不能の理由 6 その他参考となる事項 <p><u>注 1</u> 申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの 1 人を代表者とし、その旨を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2</u> 「損失補償の見積り及びその内訳」については、積算の根拠を明らかにすること。 <u>3</u> 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。 <u>4</u> 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。 	<p>様式第 44 (第 46 条関係)</p> <p style="text-align: center;">損失補償裁定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>損失の補償について協議が不調のため、電気通信事業法第 82 条第 2 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 損失発生の日時、場所及び原因 2 相手方の氏名及び住所 3 損失の事実 4 損失補償の見積り及びその内訳 5 協議の不調又は不能の理由 6 その他参考となる事項 <p><u>注 1</u> 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。申請者又は相手方となる者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>2</u> 申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの 1 人を代表者とし、その旨を記載すること。 <u>3</u> 「損失補償の見積り及びその内訳」については、積算の根拠を明らかにすること。 <u>4</u> 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。 <u>5</u> 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案	現 行
<p>様式第 45 (第 47 条関係)</p> <p style="text-align: center;">線路移転等裁定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 <u>(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</u></p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日</p> <p>連絡先 <u>(連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</u></p> <p>線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が不調のため、電気通信事業法第 138 条第 3 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の種類及び所在地 2 相手方の氏名 <u>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</u> 並びに住所 3 線路の位置、種類及び数 4 支障の除去を必要とする理由 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期 6 支障の除去に要する費用及びその内訳 7 費用の分担区分に関する意見及びその理由 8 協議の不調又は不能の理由 9 その他参考となる事項 <p><u>注 1</u> 申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの 1 人を代表者とし、その旨を記載すること。</p> <p><u>2</u> 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。</p> <p><u>3</u> 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>様式第 45 (第 47 条関係)</p> <p style="text-align: center;">線路移転等裁定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が不調のため、電気通信事業法第 83 条第 3 項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の種類及び所在地 2 相手方の氏名及び住所 3 線路の位置、種類及び数 4 支障の除去を必要とする理由 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期 6 支障の除去に要する費用及びその内訳 7 費用の分担区分に関する意見及びその理由 8 協議の不調又は不能の理由 9 その他参考となる事項 <p><u>注 1</u> <u>氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。申請者又は相手方となる者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。</u></p> <p><u>2</u> 申請者が 2 人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの 1 人を代表者とし、その旨を記載すること。</p> <p><u>3</u> 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。</p> <p><u>4</u> 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>

改正案

様式第 46 (第 48 条関係)

公用水面の使用に係る認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 140 条第 4 項の規定により、都道府県知事の 年 月 日付けの公用水面使用の変更の通知によることが業務の遂行上著しい支障があり、公用水面の使用を変更しないことについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 水底線路の位置及び届出年月日
- 2 都道府県知事の通知による変更の内容
- 3 その変更が業務の遂行上著しい支障があるとする事情
- 4 都道府県知事の変更通知により届出事項の一部を変更する場合はその旨
- 5 その他参考となる事項

注 1 「その変更が業務の遂行上著しい支障があるとする事情」については、具体的に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 46 (第 48 条関係)

公用水面の使用に係る認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業法第 85 条第 3 項の規定により、都道府県知事の 年 月 日付けの公用水面使用の変更の通知によることが業務の遂行上著しい支障があり、公用水面の使用を変更しないことについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 水底線路の位置及び届出年月日
- 2 都道府県知事の通知による変更の内容
- 3 その変更が業務の遂行上著しい支障があるとする事情
- 4 都道府県知事の変更通知により届出事項の一部を変更する場合はその旨
- 5 その他参考となる事項

注 1 「その変更が業務の遂行上著しい支障があるとする事情」については、具体的に記載すること。

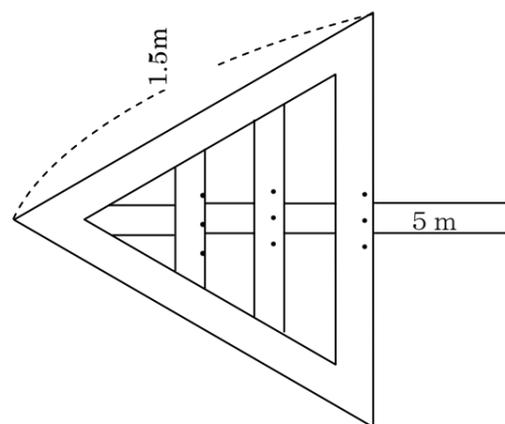
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案	現 行
<p>様式第 47 (第 49 条関係)</p> <p style="text-align: center;">水底線路保護区域指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日</p> <p>連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p style="text-align: center;">公用水面の使用届出書の提出年月日</p> <p>電気通信事業法第 141 条第 1 項の規定により、水底線路の保護区域の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水底線路の位置 2 指定を受けようとする区域 3 水底線路の敷設状況 4 その水面における漁業の概況、船舶のびよう泊事情その他参考となる事項 <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>様式第 47 (第 49 条関係)</p> <p style="text-align: center;">水底線路保護区域指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">公用水面の使用届出書の提出年月日</p> <p>電気通信事業法第 86 条第 1 項の規定により、水底線路の保護区域の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水底線路の位置 2 指定を受けようとする区域 3 水底線路の敷設状況 4 その水面における漁業の概況、船舶のびよう泊事情その他参考となる事項 <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>

改正案

様式第 48 (第 50 条関係)

陸標の形式



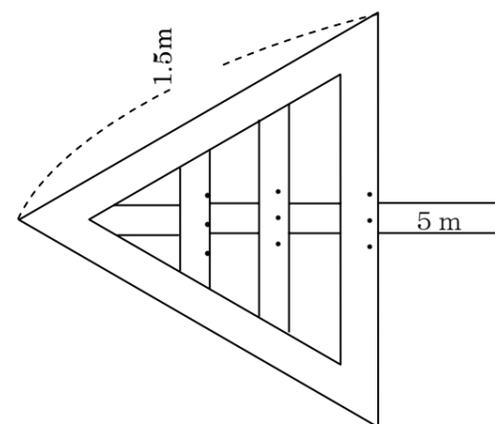
備考 1 三角形は白ペンキ塗とすること。

- 2 柱の部分に認定電気通信事業者の氏名（法人にあつては、その法人の名称）を記載すること。
- 3 山又は谷等においては、高さ 5メートルとしないことができる。

現 行

様式第 48 (第 50 条関係)

陸標の形式



備考 1 三角形は白ペンキ塗とすること。

- 2 柱の部分に第一種電気通信事業者の氏名（法人にあつては、その法人の名称）を記載すること。
- 3 山又は谷等においては、高さ 5メートルとしないことができる。

改正案

様式第 50 (第 57 条関係)

事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

電気通信事業者番号及び登録又は届出の年月日

連絡先 (連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

事故の種類			
発生年月日		復旧年月日	
発生場所			
発生状況			
発生原因			
措置模様			
復旧に要する費用			
事故に係る電気通信設備の概要			

注 1 事故の種類は、「法第 8 条第 2 項による電気通信事業の一部停止」「通信の秘密の漏えい」「第 58 条で定める重大な事故」の区分によつて記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

様式第 50 (第 57 条関係)

事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

許可の番号及び年月日

事故の種類			
発生年月日		復旧年月日	
発生場所			
発生状況			
発生原因			
措置模様			
復旧に要する費用			
事故に係る電気通信設備の概要			

注 1 事故の種類は、「法第 8 条第 2 項による電気通信事業の一部停止」「通信の秘密の漏えい」「第 58 条で定める重大な事故」の区分によつて記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現 行

様式第52（第64条の2関係）

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

印

連絡先（連絡の取れる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第172条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者の名称及び住所	
申 出 の 内 容	
申 出 の 理 由	
その他参考となるべき事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

目次

第一章 総則（第一条—第六条の二）
第二章 資産及び負債・資本（第七条—第十五条）
第三章 収益及び費用（第十六条）
第四章 雑則（第十七条—第十九条）
附則

（目的）

第一条 この省令は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）及び指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資すること並びに電気通信事業法（以下「法」という。）第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者及び法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気

現行

目次

第一章 総則（第一条—第六条の二）
第二章 資産及び負債・資本（第七条—第十五条）
第三章 収益及び費用（第十六条）
第四章 雑則（第十七条・第十八条）
附則

（目的）

第一条 この省令は、第一種電気通信事業者（以下「事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにし、もつて電気通信役務に関する料金の適正な算定に資することを目的とする。

通信設備を設置する電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の会計の基準を確立するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

（遵守義務）

第二条 基礎的電気通信役務提供事業者、指定電気通信役務提供事業者及び禁止行為等規定適用事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（勘定科目及び財務諸表）

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附

（遵守義務）

第二条 事業者は、この省令の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（勘定科目及び財務諸表）

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 基礎的電気通信役務損益明細表

十二 指定電気通信役務損益明細表

十三 移動電気通信役務損益明細表

十四 (略)

(工事負担金)

第八条 ケーブルその他の線路設備の工事に関する対価として事業者以外の者が提供した金銭又は資材(以下「工事負担金」という。)を充当して有形固定資産を建設した場合は、その資産の取得原価は、前条第二項の規定にかかわらず、取得に要した有効かつ適正な支出の額から工事負担金の額を控除した額とすることができる。

(関連収益及び関連費用)

第十六条 (略)

2 二以上の種類(別表第二様式第15の表から第17の表までの役務の種類をいう。)の電気通信役務に関連する収益及

一〇十 (略)

十一 役務別損益明細表

十二 音声伝送役務損益明細表

十三 専用役務損益明細表

十四 (略)

(工事負担金)

第八条 契約約款の定めるところにより、ケーブルその他の線路設備の工事に関する対価として事業者以外の者が提供した金銭又は資材(以下「工事負担金」という。)を充当して有形固定資産を建設した場合は、その資産の取得原価は、前条第二項の規定にかかわらず、取得に要した有効かつ適正な支出の額から工事負担金の額を控除した額とすることができる。

(関連収益及び関連費用)

第十六条 (略)

2 二以上の種類(電気通信事業法第九条第二項第二号の総務省令で定める区分による電気通信役務の種類をいう。)又は細目(別表第二

び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれに配賦しなければならない。

3 (略)

(禁止行為等規定適用事業者の電気通信役務に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表)

第十九条 法第三十条第五項の総務省令で定める事項は、別表第二の様式による次の各号に掲げる財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）に記載する事項とする。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 固定資産等明細表
- 四 関係会社投資明細表
- 五 関係会社債権明細表

様式第21の表及び第22の表の役務の細目の欄に掲げる細目をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

3 (略)

六 関係会社債務明細表

七 基礎的電気通信役務損益明細表

八 指定電気通信役務損益明細表

九 移動電気通信役務損益明細表

十 附帯事業損益明細表

十一 その他重要事項明細表(子会社との取引及び取締役・執行役・監査役の兼務状況に限る。)

2 法第三十条第五項の規定による電気通信役務に関する収支の状況その他会計に関する事項の公表は、毎事業年度ごとに、当該事業年度経過後三月以内に営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、行わなければならない。

3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、行わなければならない。

附則

1・2 (略)

3 前項の規定により第五条第十一号、第十二号及び第十三号の規定

附則

1・2 (略)

3 前項の規定により第五条第十一号、第十二号及び第十三号の規定

が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表並びに移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

附 則

(施行期日)

第〇条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第〇条 この省令の施行の日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、役務別損益明細表、音声伝送役務損益明細表及び専用役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該役務別損益明細表、音声伝送役務損益明細表及び専用役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該役務別損益明細表、音声伝送役務損益明細表及び専用役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

電気通信事業会計規則新旧対照表（別表関係）

改正案		現行	
別表第一（第5条、第6条及び第16条関係）		別表第一（第5条、第6条及び第16条関係）	
勘定科目表 資産 固定資産		勘定科目表 資産 固定資産	
科 目	備 考	科 目	備 考
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産 (略) 端末設備 (略)	電気通信事業法第52条第1項の端末設備	1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産 (略) 端末設備 (略)	電気通信事業法第49条第1項の端末設備
流動資産 (略)		流動資産 (略)	
繰延資産		繰延資産	
科 目	備 考	科 目	備 考
(略) 新株発行費等 (略) 研究費 (略)	商法施行規則第38条の規定によるもの 商法施行規則第37条第1号の規定によるもの	(略) 新株発行費 (略) 試験研究費 (略)	商法施行規則第38条の規定によるもの 商法施行規則第37条第1号の規定によるもの
負債 固定負債		負債 固定負債	
科 目	備 考	科 目	備 考
(略) 長期借入金 関係会社長期借入金 (略) その他の固定負債	金融手形その他の期限が決算期後1年を超える借入金（関係会社、株主、役員又は従業員からのものを除く。） 関係会社からの長期借入金 株主、役員又は従業員からの期限が決算期後1年を超える借入金及び期限が決算期後1年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの	(略) 長期借入金 関係会社長期借入金 (略) その他の固定負債	金融手形その他の期限が決算期後1年を超える借入金（関係会社、株主、役員又は従業員に対するものを除く。） 関係会社に対する長期借入金 株主、役員又は従業員に対する期限が決算期後1年を超える借入金及び期限が決算期後1年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの
流動負債		流動負債	
科 目	備 考	科 目	備 考
(略) 短期借入金 (略)	金融手形その他の期限が決算期後1年以内の借入金（株主、役員又は従業員からのものを除く。）	(略) 短期借入金 (略)	金融手形その他の期限が決算期後1年以内の借入金（株主、役員又は従業員に対するものを除く。）

預り金 (略)	他から預かった現金、手形、小切手及び有価証券（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
------------	---

資本
資本金

科 目	備 考
資本金	

預り金 (略)	他から預かった現金、手形、小切手及び有価証券（株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
------------	--

資本
資本金

科 目	内 訳 科 目	備 考
資本金	(何) 株	<u>定款に記載されている株式の種類ごとに区分して整理する。「未償還株式」がある場合には、これを区分して整理する。</u>
	準備金からの組入額	<u>商法第 293 条ノ 3 の規定によるもの（組入額のうち株式を発行したものを除く。）を「資本準備金からの組入額」及び「利益準備金からの組入額」に区分して整理する。</u>
	利益処分による組入額	<u>商法第 293 条ノ 2 の規定によるものを整理する。ただし、組入額のうち株式を発行したものを除く。</u>

新株式払込金

科 目	備 考
新株式払込金	

新株式申込証拠金

科 目	備 考
新株式申込証拠金	

資本剰余金

科 目	内 訳 科 目	備 考
資本準備金		

資本剰余金

科 目	内 訳 科 目	備 考
資本準備金	株式払込剰余金	<u>商法第 288 条ノ 2 第 1 項第 1 号の規定によるものを整理する。</u>
	再評価積立金からの組入額	<u>資産再評価法(昭和 25 年法律第 110 号) 第 109 条の 2 及び第 109 条の 3 並びに資産再評価法の一部を改正する法律 (昭和 42 年法律第 84 号) による改正前の企業資本充実のための資産再評価などの特別措置法 (昭和 29 年法律第 142 号) 第 18 条の 8 の規定によるものを整理する。</u>
	財産評価益	<u>商法の一部を改正する法律 (昭和 37 年法律第 82 号) による改正前の</u>

その他資本剰余金	資本金及び資本準備金減少差益 自己株式処分差益 <u>(何)</u>	
----------	--	--

その他資本剰余金	分割差益 合併差益 <u>(何)</u> <u>取崩額 (借方)</u> 資本金及び資本準備金減少差益 自己株式処分差益	商法第 288 条ノ 2 第 3 号の規定によるものを整理する。 商法第 288 条ノ 2 第 1 項第 3 号ノ 2 及び第 3 号ノ 3 の規定によるものを整理する。ただし、商法第 288 条ノ 2 第 2 項及び第 4 項の規定により整理されるものを除く。 商法第 288 条ノ 2 第 1 項第 5 号の規定によるものを整理する。ただし、商法第 288 条ノ 2 第 5 項の規定により整理されるものを除く。 商法第 289 条及び第 293 条ノ 3 の規定によるものを整理する。
----------	---	--

利益剰余金

科 目	内 訳 科 目	備 考
利益準備金		
<u>任意積立金</u>	<u>(何) 積立金 (又は (何) 準備金)</u>	<u>任意積立金を目的別に科目を設けて整理する。</u>
当期未処分利益 (又は当期未処理損失 (借方))	<u>当期純利益 (又は当期純損失 (借方))</u> 前期繰越利益 (又は前期繰越損失 (借方)) <u>(何) 積立金取崩額 (又は (何) 準備金取崩額)</u> 利益準備金取崩額 自己株式処分差損 (借方)	任意積立金の目的に従う取崩額を整理する。 商法第 289 条第 2 項の規定による取崩額を整理する。

利益剰余金

科 目	内 訳 科 目	備 考
利益準備金	<u>利益準備金</u> <u>取崩額 (借方)</u>	商法第 288 条並びに第 288 条ノ 2 第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるものを整理する。 商法第 289 条及び第 293 条ノ 3 の規定によるものを整理する。 <u>任意準備金を目的別に科目を設けて整理する。</u> <u>任意積立金を目的別に科目を設けて整理する。</u>
<u>(何) 準備金</u>		
<u>(何) 積立金</u>		
当期未処分利益 (又は当期未処理損失 (借方))	前期繰越利益 (又は前期繰越損失 (借方)) (何) 積立金取崩額 利益準備金取崩額 自己株式処分差損 (借方)	任意積立金の目的に従う取崩額を整理する。 商法第 289 条第 2 項の規定による取崩額を整理する。

自己株式消却額（借方） 中間配当額（借方） <u>中間配当に伴う利益準備金積立額（借方）（何）</u>	商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定によるものを整理する。 商法第 288 条の規定による中間配当に伴う積立額を整理する。 <u>商法施行規則第 101 条第 1 項第 5 号の規定によるものをその内容を示す適当な名称を付して整理する。</u>
---	---

自己株式消却額（借方） 中間配当額（借方） 利益準備金積立額（借方） <u>当期純利益（又は当期純損失（借方））</u>	商法第 293 条ノ 5 第 1 項の規定によるものを整理する。 商法第 288 条の規定による中間配当に伴う積立額を整理する。
---	---

新株式払込金

科 目	備 考
<u>新株式払込金</u>	

新株式申込証拠金

科 目	備 考
<u>新株式申込証拠金</u>	

土地再評価差額金
(略)

株式等評価差額金
(略)

自己株式払込金

科 目	備 考
<u>自己株式払込金</u>	

自己株式申込証拠金

科 目	備 考
<u>自己株式申込証拠金</u>	

自己株式
(略)

費用
営業費用

科 目	備 考
1 電気通信事業営業費用 (略) <u>研究費償却</u> (略) 租税公課	繰延資産に計上した <u>研究費</u> の償却額 固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（ <u>利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下</u>

土地再評価差額金
(略)

株式等評価差額金
(略)

自己株式
(略)

費用
営業費用

科 目	備 考
1 電気通信事業営業費用 (略) <u>試験研究費償却</u> (略) 租税公課	繰延資産に計上した <u>試験研究費</u> の償却額 固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税を除く。）及び道路占用料等の公課

(略) 同じ。)を除く。)及び道路占用料等の公課

営業外費用

科 目	備 考
(略) 新株発行費等償却 (略)	繰延資産に計上した新株発行費等の償却額

特別損失

科 目	備 考
(略) 固定資産除却損 (略)	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するものを除く。）

法人税、住民税及び事業税

科 目	備 考
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額

収益
営業収益

科 目	備 考
1 電気通信事業営業収益 (何) 収入 その他の収入	電気通信事業に係る営業収益 (何) 役務の提供に係る収益 他の収益科目に属さないもの
2 (何) 業営業収益 (何)	(何) 業に係る営業収益

営業外収益
(略)

特別利益
(略)

(注) 第16条第1項に規定する基準は次のとおりとする。

電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する費用は、原則として次の基準によってそれぞれの事業に配賦する。

共通費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比又は管理・共通部門以外の部門の人員費比若

(略)

営業外費用

科 目	備 考
(略) 新株発行費償却 (略)	繰延資産に計上した新株発行費の償却額

特別損失

科 目	備 考
(略) 固定資産除却費 (略)	営業費用に属するものを除く。

法人税等

科 目	備 考
法人税等 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税 税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額

収益
営業収益

科 目	備 考
1 電気通信事業営業収益 音声伝送収入 データ伝送収入 専用収入 電報収入 その他の収入	音声伝送役務の提供に係る収益 データ伝送役務の提供に係る収益 専用役務の提供に係る収益 電報役務の提供に係る収益 他の営業収益科目に属さないもの
2 (何) 業営業収益 (何)	(何) 業に係る営業収益

営業外収益
(略)

特別利益
(略)

(注) 第16条第1項に規定する基準は次のとおりとする。

電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する費用は、原則として次の基準によってそれぞれの事業に配賦する。

共通費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。管理費、試験研究費及び試験研究費償却について同じ。）比又は管理・共通部門以外の部門の人員費

管 理 費	しくは支出額比 関連する固定資産価額比又は管理部門以外の部門の人員費比若しくは 支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
<u>研 究 費 償 却</u>	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この別表において同じ。） 比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
租 税 公 課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

管 理 費	比若しくは支出額比 関連する固定資産価額比又は管理部門以外の部門の人員費比若しくは 支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
<u>研 究 費 償 却</u>	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
固定資産除却費	関連する固定資産価額比
租 税 公 課	
固定資産税等	関連する固定資産価額比
事業所税	管理部門等の人員費比

改 正 案			現 行
別表第二（第5条、第6条及び第16条関係）			別表第二（第5条、第6条及び第16条関係）
財務諸表様式			財務諸表様式
様式第1			様式第1
貸借対照表			貸借対照表
(略)			(略)
資産の部			資産の部
(略)			(略)
Ⅲ 繰延資産			Ⅲ 繰延資産
1・2 (略)			1・2 (略)
3 新株発行費等	×××		3 新株発行費
4・5 (略)			4・5 (略)
6 研究費	×××		6 試験研究費
(略)			(略)
資本の部			資本の部
I (略)			I (略)
Ⅱ 資本剰余金			Ⅱ 新株式払込金
1 (略)			×××
2 その他資本剰余金			Ⅲ 新株式申込証拠金
資本金及び資本準備金減少差益	×××		×××
自己株式処分差益	×××		Ⅳ 資本剰余金
.....	×××		1 (略)
資本剰余金合計	×××		2 その他資本剰余金
Ⅲ 利益剰余金			×××
1 利益準備金	×××		資本剰余金合計
2 任意積立金			×××
(何)積立金(又は(何)準備金)	×××		Ⅴ 利益剰余金
3 当期未処分利益(又は当期未処理損失)	×××		1 利益準備金
利益剰余金合計	×××		×××
Ⅳ 新株式払込金又は新株式申込証拠金			2 (何)準備金
1 新株式払込金	×××		×××
2 新株式申込証拠金	×××		3 (何)積立金
新株式払込金又は新株式申込証拠金合計	×××		×××
Ⅴ 土地再評価差額金	×××		4 当期未処分利益(又は当期未処理損失)
Ⅵ 株式等評価差額金	×××		×××
Ⅶ 自己株式払込金又は自己株式申込証拠金			(うち当期純利益(又は当期純損失))
1 自己株式払込金	×××		×××
2 自己株式申込証拠金	×××		利益剰余金合計
自己株式払込金又は自己株式申込証拠金合計	×××		×××
			Ⅵ 土地再評価差額金
			×××
			Ⅶ 株式等評価差額金
			×××

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1)～(3) (略)

(4) 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨及びその変更による増減額

(5)・(6) (略)

(7) 第8条の規定により控除した額

(8) 子会社(商法第211条ノ2第1項の子会社及び同条第3項の規定により子会社となる会社をいう。以下この別表において同じ。)の株式又は持分があるときは、それぞれの総額

(9) 市場価格のある有価証券又は重要な流動資産につき、その時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合において、取得価額又は製作価額を付したときは、その旨

(10) 資産が担保に供されているときは、その旨

(11) 保証債務、手形遡及義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上するものを除く。)があるときは、それぞれの総額

(12) 子会社又は支配株主(会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。)に対する長期金銭債権、短期金銭債権、長期金銭債務及び短期金銭債務があるときは、その額(それぞれに区分して記載すること。)

(13) 関係会社に対する資産(区分掲記されているものを除く。)で、その金額が資産の100分の1を超えるものがあるときは、その額。

(14) 関係会社に対する負債(区分掲記されているものを除く。)で、その金額が負債及び資本の100分の1を超えるものがあるときは、その額。

(15) 取締役、執行役又は監査役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、その額(それぞれに区分して記載すること。)

(16) 商法施行規則第43条に規定する引当金であつて引当金の部に計上しないものについては、同条に規定する引当金である旨

(17) 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に組み入れられないことが予定されている金額

(18) 新株予約権付社債及び商法第280条ノ19第1項の規定による新株予約権につき未行使の新株予約権があるときは、その行使によつて発行すべき株式の発行価額及びその総額

(19) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額があるときは、それぞれの額

(20) 貸借対照表の純資産額から新株式払込金の部、新株式申込証拠金の部、土地再評価差額金の部及び株式等評価差額金の部に記載した金額の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(21) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2～5 (略)

6 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において資産の総額とあるのは、負債及び資本の合計額と読み替えるものとする。

7 証券取引法(昭和23年法律第25号)適用外会社にあつては、「投資その他の資産」勘定について、投資有価証券、長期貸付金、社内長期貸付金、出資金及びその他投資及びその他の資産の科目を一括して、「投資」の科目を用いて掲記することができる。この場合の記載は、投資、関

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。

(1)～(3) (略)

(4) 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨

(5)・(6) (略)

(7) 子会社(商法第211条ノ2第1項の子会社及び同条第3項の規定により子会社となる会社をいう。以下この別表において同じ。)の株式又は持分があるときは、それぞれの総額

(8) 市場価格のある有価証券又は重要な流動資産につき、その時価が取得価額又は製作価額より著しく低い場合において、取得価額又は製作価額を付したときは、その旨

(9) 資産が担保に供されているときは、その旨

(10) 保証債務、手形遡及義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上するものを除く。)があるときは、それぞれの総額

(11) 子会社又は支配株主(会社の総株主の議決権の過半数を有する者及び商法第211条ノ2第3項の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。)に対する長期金銭債権、短期金銭債権、長期金銭債務及び短期金銭債務があるときは、その額(それぞれに区分して記載すること。)

(12) 取締役、執行役又は監査役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、その額(それぞれに区分して記載すること。)

(13) 商法施行規則第43条に規定する引当金であつて引当金の部に計上しないものについては、同条に規定する引当金である旨

(14) 新株予約権付社債及び商法第280条ノ19第1項の規定による新株予約権につき未行使の新株予約権があるときは、その行使によつて発行すべき株式の発行価額及びその総額

(15) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額があるときは、それぞれの額

(16) 貸借対照表の純資産額から新株式払込金の部、新株式申込証拠金の部、土地再評価差額金の部及び株式等評価差額金の部に記載した金額の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(17) その他会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2～5 (略)

6 関係会社に対する資産(区分掲記されるものを除く。)で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、その金額を注記すること。

7 第5号及び第6号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において資産の総額とあるのは、負債及び資本の合計額と読み替えるものとする。

8 証券取引法(昭和23年法律第25号)適用外会社にあつては、「投資その他の資産」勘定について、投資有価証券、長期貸付金、社内長期貸付金、出資金及びその他投資及びその他の資産の科目を一括して、「投資」の科目を用いて掲記することができる。この場合の記載は、投資、関

係会社投資、関係会社長期貸付金、長期前払費用、繰延税金資産の順によること。

8 投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

9 商法施行規則第 43 条に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。

10 前号の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。

11 第 9 号の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、商法施行規則第 43 条に規定する引当金であることを注記しなければならない。

12 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の部に記載しなければならない。

13 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

14 親会社とは商法第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社及び同条第 3 項の規定により親会社となる会社をいう。以下この別表において同じ。

15 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

係会社投資、関係会社長期貸付金、長期前払費用、繰延税金資産の順によること。

9 投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

10 商法施行規則第 43 条に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の部を設けて記載することができる。

11 前号の引当金は、その計上の目的を示す適当な名称を付して記載しなければならない。

12 第 10 号の引当金で、引当金の部に記載しないものについては、商法施行規則第 43 条に規定する引当金であることを注記しなければならない。

13 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金で、他の部に記載することが相当でないものは、引当金の部に記載しなければならない。

14 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に組み入れられないことが予定されている金額を記載すること。

15 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

16 親会社とは商法第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社及び同条第 3 項の規定により親会社となる会社をいう。以下この別表において同じ。

17 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改 正 案			現 行		
様式第 2	損益計算書		様式第 2	損益計算書	
(略)			(略)		
I 電気通信事業営業損益			I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益			(1) 営業収益		
1	×××	×××	1 音声伝送収入	×××	
			2 データ伝送収入	×××	
			3 専用収入	×××	
			4 電報収入	×××	
			5 その他の収入	×××	×××
(2) 営業費用			(2) 営業費用		
(略)			(略)		
7 研究費償却	×××		7 試験研究費償却	×××	
(略)			(略)		
IV 営業外費用			IV 営業外費用		
1～4 (略)			1～4 (略)		
5 新株発行費等償却	×××		5 新株発行費償却	×××	
(略)			(略)		
II 特別損失			II 特別損失		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 固定資産除却損	×××		4 固定資産除却費	×××	
(略)			(略)		
法人税、住民税及び事業税		×××	法人税等		×××
(略)			(略)		
(何) 積立金取崩額 (又は (何) 準備金取崩額)		×××	(何) 積立金取崩額		×××
(略)			(略)		
中間配当に伴う利益準備金積立額		×××	中間配当に伴う利益準備金積立額		×××
.		×××			
当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	×××		当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	×××	
(以下略)			(以下略)		

改正案

現行

様式第5

固定資産明細表（建設仮勘定再掲）

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

種 類	期首残高	当期増減額	期末残高	摘 要
計				

(記載上の注意)

- 1 貸借対照表に掲げる固定資産の種類別に記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

様式第6

固定資産明細表（工事件名別再掲）

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

件 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
計					

(記載上の注意)

- 1 建設仮勘定について記載すること。
- 2 主たるものについて、工事件名別に区分して記載し、その他のものは、「その他一括」として記載すること。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案	現行
<p>様式第5</p> <p style="text-align: center;"><u>関係会社投資明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>小株式会社(商法施行規則第2条第1項第5号に規定する小株式会社をいう。以下同じ。)</u>は、第9号の規定による記載は要しない。</p> <p>12・13 (略)</p>	<p>様式第7</p> <p style="text-align: center;"><u>関係会社投資明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 <u>小会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第22条第1項に規定する株式会社をいう。以下同じ。)</u>は、第9号の規定による記載は要しない。</p> <p>12・13 (略)</p>
<p>様式第6</p> <p style="text-align: center;"><u>関係会社債権明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 「当期増減額」の欄については、<u>小株式会社</u>は、記載を要しない。</p> <p>9 (略)</p>	<p>様式第8</p> <p style="text-align: center;"><u>関係会社債権明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 「当期増減額」の欄については、<u>小会社</u>は、記載を要しない。</p> <p>9 (略)</p>
<p>様式第7</p> <p style="text-align: center;"><u>有価証券明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。)、満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する社債券その他の債券(満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。))をいう。以下同じ。)</u>及び<u>その他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。)</u>に区分して記載すること。</p> <p>3 「その他」の欄には有価証券の種類<u>(証券取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)</u>に区分して記載すること。</p> <p>4～11 (略)</p>	<p>様式第9</p> <p style="text-align: center;"><u>有価証券明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「株式」、「債券」及び「その他」の欄は、<u>流動資産に計上した有価証券及び投資有価証券を区分し資産につき「金融商品に係る会計基準」に定める時価(以下「時価評価」という。))を付すこととした場合は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)</u>第8条第19項、第20項及び第21項に基づき「<u>売買目的有価証券</u>」、「<u>満期保有目的の債券</u>」及び「<u>その他有価証券</u>」に区分して摘要欄に記載すること。</p> <p>3 「その他」の欄には有価証券の種類に区分して記載すること。</p> <p>4～11 (略)</p>
<p>様式第8</p> <p style="text-align: center;"><u>社債明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 <u>貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。</u></p> <p>11 <u>用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。</u></p>	<p>様式第10</p> <p style="text-align: center;"><u>社債明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 <u>用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。</u></p>

改正案

様式第9

借入金等明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

長期借入金	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	計					
短期借入金	借入先	期首残高	当期増減額		期末残高	摘要
	1年以内に期限到来の長期借入金					
	計					
その他の有利子負債	種類	期首残高		期末残高		摘要
	計					

(記載上の注意)

- 長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているもの並びに関係会社長期借入金及び一年以内に期限到来の関係会社長期借入金を含む。以下この様式において同じ。)、短期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。第6号において「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を摘要欄に記載すること。
- 仕入債務からの振替、債務の免除等による特殊な理由による重要な増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を摘要欄に記載すること。
- 5 (略)
- 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 長期借入金(1年以内に期限到来のものを除く。)、1年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金(1年以内に期限到来の長期借入金を除く。)及びその他の有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。
- 長期借入金(1年以内に期限到来のものを除く。)及びその他の有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。
- 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に期限到来のものを除く。)については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。
- 「長期借入金」、「短期借入金」及び「その他の有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

現行

様式第11

借入金等明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

長期借入金	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	計					
短期借入金	借入先	期首残高	当期増減額		期末残高	摘要
	計					
その他の有利子負債	借入先	期首残高		期末残高		摘要
	計					

(記載上の注意)

- 長期借入金(貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。)、短期借入金(関係会社に対するものを除く。)及び金利の負担を伴うその他の負債(社債及び関係会社に対するものを除く。第6号において「その他の有利子負債」という。)について記載すること。
- 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を摘要欄に記載すること。
- 借入金の増加又は減少が特殊な事由によるものであるときは、その事由を摘要欄に記載すること。
- 5 (略)
- 長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に期限到来のものを除く。)については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。
- 「長期借入金」、「短期借入金」及び「その他の有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現 行
<p>様式第 10</p> <p style="text-align: center;"><u>関係会社債務明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～7 (略) 8 <u>小株式会社</u>は、本明細表の作成を要しない。 9 (略)</p> <p>様式第 11</p> <p style="text-align: center;"><u>引当金明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～4 (略)</p> <p><u>5</u> 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>様式第 12</p> <p style="text-align: center;"><u>関係会社債務明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～7 (略) 8 <u>小会社</u>は、本明細表の作成を要しない。 9 (略)</p> <p>様式第 13</p> <p style="text-align: center;"><u>引当金明細表</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～4 (略) <u>5</u> <u>退職給付引当金の対象人員数を摘要欄に記載すること。ただし、商法第 281 条第 1 項の規定により作成する場合には、記載を要しない。</u> <u>6</u> 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>

改正案

様式第 12

資本金等明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
うち 既発行株式	(株)	(株)	(株)	(株)	
計	(株)	(株)	(株)	(株)	
資本剰余金					
資本準備金					
計					
その他 資本剰余金					
計					
計					
利益剰余金					
利益準備金					
任意積立金					
計					

(記載上の注意)

- 1～3 (略)
- 4 期末に自己株式を保有している場合は、その数を摘要欄に記載すること。
- 5 資本剰余金については、その発生源泉の区別（資本準備金にあつては、株式払込剰余金、合併差益等の別、その他資本剰余金にあつては、資本金及び資本準備金減少差益、自己株式処分差益等の別）を記載すること。
- 6 資本剰余金について当期増加額がある場合には、その発生の原因の概要を摘要欄に記載すること。また、資本剰余金について当期減少額がある場合には、資本組入れ等による減少の理由を摘要欄に記載すること。
- 7 利益準備金及び任意積立金について当期増加額がある場合には、前期決算の利益処分による増加、合併による増加等の発生の原因の概要を摘要欄に記載すること。また、利益準備金及び任意積立金について当期減少額がある場合には、前期決算の欠損てん補による減少、目的支出による減少等の理由を摘要欄に記載すること。

現 行

様式第 14

資本金等明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
うち 既発行株式	(株)	(株)	(株)	(株)	
計	(株)	(株)	(株)	(株)	
資本剰余金					
計					
利益準備金					
任意積立金					
計					

(記載上の注意)

- 1～3 (略)
- 4 資本剰余金についての区分欄には、資本準備金及びその他資本剰余金に分け、その発生源泉の区別（資本準備金にあつては、株式払込剰余金、合併差益等の別、その他資本剰余金にあつては、減資差益、自己株式処分差益等の別）を記載すること。
- 5 資本剰余金について当期増加額がある場合には、その発生の原因の概要を摘要欄に記載すること。また、資本剰余金について当期減少額がある場合には、資本組入れ等による減少の理由を摘要欄に記載すること。
- 6 利益準備金について当期増加額がある場合には、前期決算の利益処分による増加、合併による増加等の発生の原因の概要を摘要欄に記載すること。また、利益準備金について当期減少額がある場合には、前期決算の欠損てん補による減少の理由を摘要欄に記載すること。
- 7 任意積立金について当期増加額がある場合には、前期決算の利益処分による増加、合併による増加等の発生の原因の概要を摘要欄に記載すること。また、任意積立金について当期減少額がある場合には、前期決算の欠損てん補による減少、目的支出による減少等の理由を摘要欄に

8・9 (略)

記載すること。
8・9 (略)

改正案

様式第 13

電気通信事業営業費用明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	金 額	摘 要
人 件 費		
経 費		
材 料 ・ 部 品 費		
消 耗 品 費		
借 料 ・ 損 料		
保 険 料		
光 熱 水 道 料		
修 繕 費		
旅 費 交 通 費		
通 信 運 搬 費		
広 告 宣 伝 費		
交 際 費		
厚 生 費		
作 業 委 託 費		
雑 費		
業 務 委 託 費		
海 底 線 支 払 費		
衛 星 支 払 費		
回 線 使 用 料		
貸 倒 損 失		
小 計		
研 究 費 償 却		
減 価 償 却 費		
固 定 資 産 除 却 費		
通 信 設 備 使 用 料		
租 税 公 課		
合 計		

(以下略)

現 行

様式第 15

電気通信事業営業費用明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	金 額	摘 要
人 件 費		
経 費		
材 料 ・ 部 品 費		
消 耗 品 費		
借 料 ・ 損 料		
保 険 料		
光 熱 水 道 料		
修 繕 費		
旅 費 交 通 費		
通 信 運 搬 費		
広 告 宣 伝 費		
交 際 費		
厚 生 費		
作 業 委 託 費		
雑 費		
業 務 委 託 費		
海 底 線 支 払 費		
衛 星 支 払 費		
回 線 使 用 料		
貸 倒 損 失		
小 計		
試 験 研 究 費 償 却		
減 価 償 却 費		
固 定 資 産 除 却 費		
通 信 設 備 使 用 料		
租 税 公 課		
合 計		

(以下略)

通信設備使用料			
租 税 公 課			
合 計			

(以下略)

通信設備使用料			
租 税 公 課			
合 計			

(以下略)

改正案

現行

様式第 17

試験研究費等明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

試験研究分野 (何)	区 分	金 額	摘 要
	小 計		
	小 計		
合 計			

(記載上の注意)

- 1 通信網、機器・端末、材料素子、基礎技術等の分野ごとに、固定資産として整理したもの、繰延資産として整理したもの及び当該事業年度の費用として計上したものに区分して記載すること。
- 2 主要な研究項目を摘要欄に記載すること。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 18

諸税金明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

	区 分	金 額	算 定 説 明
租 税 公 課	固 定 資 産 税		
	事 業 所 税		
	道 路 占 用 料		
	そ の 他 雑 税		
	印 紙 税		
	登 録 税		
	自 動 車 税		
	(何)		
	計		
法 人 税 等	法 人 税		
	住 民 税		
	事 業 税		
	計		

(記載上の注意)

- 「区分」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 19

金融費用明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

区 分	金 額	摘 要
社 債 利 息		
内 訳		
社債発行費償却		
内 訳		
社債発行差金償却		
内 訳		
長期借入金利息		
内 訳		
短期借入金利息		
内 訳		
(何)		
支払割引料		
新株発行費償却		
計		

(記載上の注意)

- 1 区分欄の内訳は、発行又は借入の年度、外貨建て・邦貨建ての区別、償還年限、担保の有無等により分類して記載すること。
- 2 「区分」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 20

役務別損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
音声伝送				
データ伝送				
専用				
電報				
計				

(注)

1 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費用

窓口 契約申込等件数比
料金 料金請求件数比
販売 販売件数比
その他 加入数比又は取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）

運用費用

施設保全費 加入数比又は取扱量比
関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び試験研究費償却について同じ。）比

共通費用

関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の

管理費用

関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の

試験研究費用

営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

試験研究費償却

同上

減価償却費用

関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比

固定資産除却費用

関連する固定資産価額比

通信設備使用料

回線数比又は取扱量比

租税公課

固定資産税等

関連する固定資産価額比

事業所税

管理部門等の人件費比

(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつて各役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比

市外線路及び機械設備 市外回線数比又は市外回線長比（ただし、帯域品目は 3.4 キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを 1 回線として換算する。）

ツ帯域のアナログ信号の伝送交換を目的とする電気通信設備)を用いて、主として音声を対象とする通信を行うもの)についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は、上記1の基準に準じて算定すること。

3 データ伝送役務のうち、次に掲げる区分について、営業収益又は営業費用のいずれかがデータ伝送役務の営業収益又は営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その区分ごとに営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は、上記1の基準に準じて算定すること。

(1) 電 信 文言を伝送交換するための電気通信設備(50ビット毎秒の速度で伝送交換するもの)を用いて文言のみを対象とする通信を行うもの。

(2) 無線呼出し 無線によって携帯受信設備の携帯者に対する呼出し(これに付随する通報を含む。)を行なうもの。

(3) ファクシミリ通信 通信の内容を伝送するために変換したアナログ信号又はデジタル信号を、静止画像を永久的な形に受信するための端末設備に伝送するための電気通信設備を用いて通信を行うもの。

(記載上の注意)

1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 21

音声伝送役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
加入電話及び総合デジタル通信				
基本料				
市内通信				
市外通信				
その他				
公衆電話及びデジタル公衆電話				
国際通信				
携帯電話				
P H S				
その他の移動体通信				
その他				
計				

(注) 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 音声伝送役務が二以上の細目の役務に係る電気通信設備の接続によつて提供される場合に
あつては、その収益及び費用は、当該細目の役務に係る電気通信設備の利用の態様に明確に
対応するように、それぞれの細目の役務に配賦すること。

(2) 二以上の細目の役務に関連する費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの細目の役
務に配賦すること。

営業費用

窓口 契約申込等件数比

料金 料金請求件数比

販売 販売件数比

その他 加入数比又は取扱量比

運用費用

施設保全費 加入数比又は取扱量比
関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研
究費及び試験研究費償却について同じ。）比

共通費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の person 費
比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の
person 費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

試験研究費償却 同上

減価償却費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比

固定資産除却費 関連する固定資産価額比

通信設備使用料 回線数比又は取扱量比

租 税 公 課

固定資産税等 関連する固定資産価額比

事業所税 管理部門等の人件費比

(3) 各細目の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によって各細目の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比

市外線路及び機械設備 市外回線数比、市外回線長比又は取扱量比

(記載上の注意)

1 「役務の細目」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 22

専用役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
一般専用				
市内専用				
市外専用				
高速デジタル伝送				
市内専用				
市外専用				
国際専用				
その他				
計				

(注) 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の細目の役務に関連する費用は、原則として次の基準によってそれぞれの細目の役務に配賦すること。

営業費用

窓 口 契約申込等件数比
料 金 料金請求件数比
販 売 販売件数比
そ の 他 回線数比 (ただし、帯域品目は 3.4 キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを 1 回線として換算する。)

施設保全費 関連する固定資産価額 (取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び試験研究費償却について同じ。) 比

共通費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の person 費比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の person 費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

試験研究費償却 同上

減価償却費 関連する固定資産価額 (帳簿価額をいう。以下同じ。) 比

固定資産除却費 関連する固定資産価額比

通信設備使用料 回線数比

租 税 公 課

固定資産税等 関連する固定資産価額比

事業所税 管理部門等の person 費比

(2) 各細目の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によって各細目の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比

市外線路及び機械設備 市外回線数比又は市外回線長比

(記載上の注意)

- 1 「役務の細目」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 15

基礎的電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
基礎的電気通信役務				
基礎的電気通信役務以外の 電気通信役務				
合計				

(記載上の注意)

1 「基礎的電気通信役務」の欄には、自らが料金を定める基礎的電気通信役務の営業収益、営業費用及び営業利益を記載すること。

2 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営業費用

窓口 契約申込等件数比

料金 料金請求件数比

販売 販売件数比

その他の 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運用費用 加入数比又は取扱量比

施設保全費用 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共通費用 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比

管理費用 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比

試験研究費用 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

研究費償却 同上

減価償却費用 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比

固定資産除却費用 関連する固定資産価額比

通信設備使用料 回線数比又は取扱量比

租税公課

固定資産税等 関連する固定資産価額比

事業所税 管理部門等の人件費比

(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比
市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は 3.4
キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを 1 回線として換算す
る。）又は取扱量比

3 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務については、電報についてその営業収益、営業費用
及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記 2 の基準に準じて
算定すること。

4 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成
することができる。

5 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 16

指定電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類			営業収益	営業費用	営業利益	摘要	
指定 電気 通信 役務	特定 電気 通信 役務	音 声 伝 送	基 本 料				
			市 内 通 信				
			市 外 通 信				
			公 衆 電 話				
			そ の 他				
			小 計				
	専 用 役 務	一 般 専 用	市 内 専 用				
			市 外 専 用				
			小 計				
		高 速 デ ジ タ ル 伝 送	市 内 専 用				
			市 外 専 用				
			小 計				
			そ の 他				
			小 計				
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務						
小 計							
指定電気通信役務以外の電気通信役務							
合 計							

(記載上の注意)

1 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営 業 費

窓 口 契約申込等件数比

料 金 料金請求件数比

販 売 販売件数比

そ の 他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運 用 費 加入数比又は取扱量比

施 設 保 全 費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共 通 費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比

管 理 費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の 人件費比若しくは支出額比
試 験 研 究 費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究 費 償 却	同上
減 価 償 却 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において 同じ。）比
固 定 資 産 除 却 費	関連する固定資産価額比
通 信 設 備 使 用 料	回線数比又は取扱量比
租 税 公 課	
固 定 資 産 税 等	関連する固定資産価額比
事 業 所 税	管理部門等の人件費比

(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によってそれぞれの種類の役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比

市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は 3.4
キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを 1 回線として換算する。）又は取扱量比

2 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務については、音声伝送役務及びデータ伝送役務に区分し、その区分ごとに営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、営業費用は上記 1 の基準に準じて算定すること。

3 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

4 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 17

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘要
移動 電気 通信 役務	音声 伝送 役務	携 帯 電 話			
		P H S			
		その他の移動体通信			
		小 計			
	データ伝送役務				
	小 計				
移動電気通信役務以外の電気通信役務					
合 計					

(記載上の注意)

1 第 16 条第 2 項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの種類の役務に配賦すること。

営 業 費

窓 口 契約申込等件数比

料 金 料金請求件数比

販 売 販売件数比

そ の 他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線数比

運 用 費 加入数比又は取扱量比

施 設 保 全 費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共 通 費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比

管 理 費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比

試 験 研 究 費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

研 究 費 償 却 同上

減 価 償 却 費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比

固 定 資 産 除 却 費 関連する固定資産価額比

通 信 設 備 使 用 料 回線数比又は取扱量比

租 税 公 課

固 定 資 産 税 等 関連する固定資産価額比

(2) 各種類の役務に関連する固定資産は、原則として次の基準によつて各役務に配賦すること。

市内線路及び機械設備 市内回線数比
市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は 3.4 キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを 1 回線として換算する。）
又は取扱量比

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 18

附帯事業損益明細表
(略)

様式第 19

その他重要事項明細表
(略)

(記載上の注意)

1～8 (略)

9 取締役・執行役・監査役に支払った報酬等の額については、商法第 266 条第 12 項（同条第 18 項の規定により読み替えて適用するこの規定を同法第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをした会社が、同法第 281 条第 1 項の規定に基づき作成する附属明細書には、記載を要しない。この場合において、第 17 条の規定により提出するその他重要事項明細表には、商法第 281 条第 1 項に規定する営業報告書に記載した取締役・執行役・監査役に支払った報酬等の額を記載し、その旨を摘要欄に記載すること。

10～12 (略)

13 リース契約により使用する固定資産、割賦販売等により購入した固定資産であつてその所有権が売主に留保されているもの、担保として取得している自己株式・親会社株式、子会社との取引及び取締役・執行役・監査役の兼務状況については、小株式会社は、記載を要しない。

14・15 (略)

様式第 23

附帯事業損益明細表
(略)

様式第 24

その他重要事項明細表
(略)

(記載上の注意)

1～8 (略)

9 取締役・執行役・監査役に支払った額については、商法第 266 条第 12 項（同条第 18 項の規定により読み替えて適用するこの規定を同法第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをした会社が、商法第 281 条第 1 項の規定に基づき作成する附属明細書については、記載を要しない。

10～12 (略)

13 リース契約により使用する固定資産、割賦販売等により購入した固定資産であつてその所有権が売主に留保されているもの、担保として取得している自己株式・親会社株式、子会社との取引及び取締役・執行役・監査役の兼務状況については、小会社は、記載を要しない。

14・15 (略)

表中の太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正案

現行

（電気通信主任技術者の選任等）

（電気通信主任技術者の選任等）

第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うものとする。

第三条 法第四十四条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うものとする。

一 事業用電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）を直接に管理する事業場	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
二 (略)	

一 電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）を直接に管理する事業場	第一種伝送交換主任技術者資格者証又は第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
二 (略)	

2 (略)

2 (略)

（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が専ら一の市町村（特別区

を含む。()の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつてはその区の区域)であり、かつ、当該区域における利用者の数が三万未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)(若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者であつて、事業

用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に八年以上従事した経験を有するもの

四 総務大臣が前各号に掲げる者のいずれかと同等以上の能力を有するものと認める者

2 前項に規定する要件を満たす電気通信事業者は、同項各号のいずれかに該当する者を配置したときは、遅滞なく、当該配置した者の氏名を記載した書類に、当該配置に係る者が同項各号のいずれかに規定する要件を備えることを証明する書類の写しを添えて総務大臣に報告しなければならない。

(選任等の届出)

第四条 法第四十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第一号様式の電気通信主任技術者選任又は解任届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(資格者証の種類)

第五条 法第四十六条第一項の電気通信主任技術者資格者証(以下「資格者証」という。)(の種類は、伝送交換主任技術者資格者証及び線路主任技術者資格者証とする。

(選任等の届出)

第四条 法第四十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第一号様式の電気通信主任技術者選任又は解任届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(資格者証の種類)

第五条 法第四十五条第一項の電気通信主任技術者資格者証(以下「資格者証」という。)(の種類は第一種伝送交換主任技術者資格者証、第二種伝送交換主任技術者資格者証及び線路主任技術者資格者証とする。

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項及び第二項の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項及び第二項の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(試験科目)

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十五条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 第一種伝送交換主任技術者資格者証	第一種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 第二種伝送交換主任技術者資格者証	特別第二種電気通信事業の用に供する伝送交換設備及びこれに附属する設備の工事、維持及び運用
三 線路主任技術者資格者証	第一種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(試験科目)

第九条 試験の試験科目は、資格者証の種類ごとに、次の各号に定めるとおりとする。

一 伝送交換主任技術者資格者証

イ 二 (略)

第九条 試験の試験科目は、資格者証の種類ごとに、次の各号に定めるとおりとする。

一 第一種伝送交換主任技術者資格者証

イ 二 (略)

二 第二種伝送交換主任技術者資格者証

イ 電気通信システム

電気通信工学の基礎

電気通信システムの概要

ロ 専門的能力

伝送、無線、交換、データ通信及び通信電力のうちいずれか一分野に関する専門的能力

ハ 伝送交換設備及び設備管理

伝送交換設備（特別第二種電気通信事業に係るものに限る。）の概要並びに当該設備の設備管理及びセキュリティ管理

ニ 法規

法及びこれに基づく命令（特別第二種電気通信事業に係るものに限る。）

有線電気通信法及びこれに基づく命令

電波法及びこれに基づく命令

二 (略)

(実務経歴等を有する者に対する試験の免除)

第十二条 一の種類の資格者証の交付を受けている者が、他の種類の資格者証に係る試験を受ける場合において、電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事した経歴を有する場合は、申請により、別表第五号の区別に従つて試験科目の試験を免除する。

2 一定の学歴を有する者であつて、電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事した経歴を有する者が試験を受ける場合は、申請により、別表第六号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

(認定の申請)

第二十条 (略)

2 学校教育法第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項の記載を省略する。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律並びに電子署名及び認証業務に関する法律及びこれに基づく命令

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の概要

二 (略)

(実務経歴等を有する者に対する試験の免除)

第十二条 一の種類の資格者証の交付を受けている者が、他の種類の資格者証に係る試験を受ける場合において、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事した経歴を有する場合は、申請により、別表第五号の区別に従つて試験科目の試験を免除する。

2 一定の学歴を有する者であつて、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事した経歴を有する者が試験を受ける場合は、申請により、別表第六号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。

(認定の申請)

第二十条 (略)

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号及び第八号から第十号まで

とができる。

3・4 (略)

(認定の単位)

第二十六条 法第四十六条第三項第二号の認定は、次の各号に掲げる養成課程(資格者証の交付を受けようとする者の養成課程をいう。以下同じ。)の種別の一に属する養成課程の一ことに行つ。

一 伝送交換主任技術者養成課程

二 (略)

(認定の基準)

第二十七条 法第四十六条第三項第二号の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〜十 (略)

(認定の申請)

第二十八条 法第四十六条第三項第二号の認定を受けようとする者は、養成課程の一ごとに、申請書に、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければ

に掲げる事項の記載を省略することができる。

3・4 (略)

(認定の単位)

第二十六条 法第四十五条第三項第二号の認定は、次の各号に掲げる養成課程(資格者証の交付を受けようとする者の養成課程をいう。以下同じ。)の種別の一に属する養成課程の一ことに行つ。

一 第一種伝送交換主任技術者養成課程

二 第二種伝送交換主任技術者養成課程

三 (略)

(認定の基準)

第二十七条 法第四十五条第三項第二号の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〜十 (略)

(認定の申請)

第二十八条 法第四十五条第三項第二号の認定を受けようとする者は、養成課程の一ごとに、申請書に、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければ

ならない。

一〇七 (略)

八 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分を違反して法第四十七條の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無(それらがある場合には、その事由を含む。)

九 (略)

(基準の維持)

第三十條 法第四十六條第三項第二号の認定を受けている者(以下「認定施設者」という。)は、その認定に係る養成課程を第二十七條に掲げる基準に適合するように維持しなければならない。

(認定の取消し)

第三十四條 総務大臣は、法第四十六條第三項第二号の認定をした養成課程が第二十七條に掲げる基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

二〇四 (略)

(認定の申請)

ならない。

一〇七 (略)

八 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分を違反して法第四十六條の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無(それらがある場合には、その事由を含む。)

九 (略)

(基準の維持)

第三十條 法第四十五條第三項第二号の認定を受けている者(以下「認定施設者」という。)は、その認定に係る養成課程を第二十七條に掲げる基準に適合するように維持しなければならない。

(認定の取消し)

第三十四條 総務大臣は、法第四十五條第三項第二号の認定をした養成課程が第二十七條に掲げる基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

二〇四 (略)

(認定の申請)

第三十七条 法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けようとする者は、申請書に事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関し、電気通信主任技術者として必要な知識及び能力を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(資格者証の交付の申請)

第三十九条 法第四十六条第三項各号のいずれかに該当する者であつて、資格者証の交付を受けようとするものは、別表第十二号様式の電気通信主任技術者資格者証交付申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(資格者証の返納)

第四十三条 法第四十七条の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失つた資格者証を発見したときも同様とする。

2 (略)

第三十七条 法第四十五条第三項第三号の規定による認定を受けようとする者は、申請書に事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関し、電気通信主任技術者として必要な知識及び能力を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(資格者証の交付の申請)

第三十九条 法第四十五条第三項各号の一に該当する者であつて、資格者証の交付を受けようとするものは、別表第十二号様式の電気通信主任技術者資格者証交付申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(資格者証の返納)

第四十三条 法第四十六条の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失つた資格者証を発見したときも同様とする。

2 (略)

(指定の区分)

第四十四条 法第七十四条第二項の総務省令で定める区分(以下「試験事務の区分」という。)は、資格者証の種類別の別とする。

(指定の申請)

第四十五条 法第七十四条第二項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 九 (略)

十 法第七十六条に規定する試験員(以下「試験員」という。)の選任に関する事項を記載した書類

十一 (略)

(試験員の要件)

第四十七条 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 資格者証の交付を受けている者であつて、試験事務に三年以

(指定の区分)

第四十四条 法第五十六条第二項の総務省令で定める区分(以下「試験事務の区分」という。)は、資格者証の種類別の別とする。

(指定の申請)

第四十五条 法第五十六条第二項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 九 (略)

十 法第五十八条に規定する試験員(以下「試験員」という。)の選任に関する事項を記載した書類

十一 (略)

(試験員の要件)

第四十七条 法第五十八条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 資格者証の交付を受けている者であつて、試験事務に三年以

上従事した経験を有するもの又は電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持若しくは運用に三年以上従事した経験（指導監督的実務経験一年以上を含む。）を有するもの

二（略）

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十八条 指定試験機関は、法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

（試験員の選任及び解任の届出）

第四十九条 指定試験機関は、法第七十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

上従事した経験を有するもの又は第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持若しくは運用に三年以上従事した経験（指導監督的実務経験一年以上を含む。）を有するもの

二（略）

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第四十八条 指定試験機関は、法第五十九条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

（試験員の選任及び解任の届出）

第四十九条 指定試験機関は、法第五十九条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

(試験事務規程の記載事項)

第五十条 法第七十九条第一項の総務省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

(試験事務規程の認可の申請)

第五十一条 指定試験機関は、法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(事業計画等の認可の申請)

第五十二条 指定試験機関は、法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規定による認可を受

(試験事務規程の記載事項)

第五十条 法第六十一条第一項の総務省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

(試験事務規程の認可の申請)

第五十一条 指定試験機関は、法第六十一条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第六十一条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(事業計画等の認可の申請)

第五十二条 指定試験機関は、法第六十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第六十二条第一項後段の規定による認可を

けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第五十三条 法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。

3 (略)

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第五十五条 指定試験機関は、法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(試験事務の引継ぎ)

第五十六条 法第八十五条第三項に規定する総務大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行う場合の必要な事項は、次の各号に掲げる

受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第五十三条 法第六十三条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

2 法第六十三条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。

3 (略)

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第五十五条 指定試験機関は、法第六十五条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(試験事務の引継ぎ)

第五十六条 法第六十七条第三項に規定する総務大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行う場合の必要な事項は、次の各号に掲げる

ものとする。

一〇三 (略)

(公示)

第五十七条 法第七十四条第三項、法第八十三条第二項、法第八十四条第三項及び法第八十五条第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(書類の提出)

第五十八条 (略)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

第一章に規定する事項	電気通信事業者の住所
(略)	(略)

ものとする。

一〇三 (略)

(公示)

第五十七条 法第五十六条第三項、法第六十五条第二項、法第六十六条第三項及び法第六十七条第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(書類の提出)

第五十八条 (略)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

第一章に規定する事項	第一種電気通信事業者又は特別第一種電気通信事業者の住所
(略)	(略)

電気通信主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

総務大臣殿

住所
氏名

印

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

次のとおり電気通信主任技術者の選任又は解任をしたので、電気通信事業法第45条第2項の規定により届け出ます。

長

電気通信主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	
氏名及び生年月日	
住 所	
電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号	
電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務内容	
電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の概要	
選 任 年 月 日	
氏名及び生年月日	
住 所	
電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号	
解 任 年 月 日	
信主任技術者 解任した電気通	

辺

短 辺

（日本工業規格A列4番）

注 届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した電気通信主任技術者又は選任した電気通信主任技術者の欄を斜線により削除すること。

電気通信主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

総務大臣殿

住所
氏名

印

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

次のとおり電気通信主任技術者の選任又は解任をしたので、電気通信事業法第44条第2項の規定により届け出ます。

長

電気通信主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	
氏名及び生年月日	
住 所	
電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号	
電気通信主任技術者が電気通信主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務内容	
電気通信主任技術者の監督に係る電気通信設備の概要	
選 任 年 月 日	
氏名及び生年月日	
住 所	
電気通信主任技術者資格者証の種類及び番号	
解 任 年 月 日	
信主任技術者 解任した電気通	

辺

短 辺

（日本工業規格A列4番）

注 届出の内容が選任又は解任に限られるときは、それぞれ解任した電気通信主任技術者又は選任した電気通信主任技術者の欄を斜線により削除すること。

別表第二号（第 10 条関係）

免除する試験科目		伝送交換主任技術者資格者証に係るもの				線路主任技術者資格者証に係るもの			
		電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び設備管理	法規	電気通信システム	専門的能力	線路設備及び設備管理	法規
科目合格している試験科目	伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	電気通信システム							
		専門的能力							
		伝送交換設備及び設備管理							
		法規							
科目合格している試験科目	線路主任技術者資格者証に係るもの	電気通信システム							
		専門的能力							
		線路設備及び設備管理							
		法規							

注 免除する科目は、 印を付したものとする。

別表第二号（第 10 条関係）

免除する試験科目		第一種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの				第二種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの				線路主任技術者資格者証に係るもの			
		電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び設備管理	法規	電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び設備管理	法規	電気通信システム	専門的能力	線路設備及び設備管理	法規
科目合格している試験科目	第一種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	電気通信システム				—							
		専門的能力					—						
		伝送交換設備及び設備管理						—					
		法規							—				
科目合格している試験科目	第二種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	電気通信システム	—			—			—				
		専門的能力		—			—						
		伝送交換設備及び設備管理						—					
		法規							—				
科目合格している試験科目	線路主任技術者資格者証に係るもの	電気通信システム				—							
		専門的能力											
		線路設備及び設備管理											
		法規							—				

注 免除する科目は、 印を付したものとする。

別表第三号（第十一条第一項関係）

受験する試験の種類	区分		免除する試験科目				
	伝送交換主任技術者資格者証	線路主任技術者資格者証	法規	線路設備及び設備管理	伝送交換設備及び設備管理	専門的能力	電気通信システム
	受験者が現に交付を受けている資格者証の種類						

注 受験する試験の種類及び免除する試験科目は、受験者が交付を受けている資格者証の種類ごとにそれぞれ 印を付したものとす。

別表第三号（第十一条第一項関係）

受験する試験の種類	区分		免除する試験科目				
	第一種伝送交換主任技術者資格者証	第二種伝送交換主任技術者資格者証	法規	線路設備及び設備管理	伝送交換設備及び設備管理	専門的能力	電気通信システム
	受験者が現に交付を受けている資格者証の種類						

注 受験する試験の種類及び免除する試験科目は、受験者が交付を受けている資格者証の種類ごとにそれぞれ 印を付したものとす。

別表第四号（第十一条第二項関係）

受験する試験の種類	免除する試験科目					受験者が現に有する資格
	法規	線路設備及び設備管理	伝送交換設備及び設備管理	専門的能力	電気通信システム	
伝送交換主任技術者資格者証に係るもの						工事担任者アナログ 第二種及びデジタル 第一種を除く
線路主任技術者資格者証に係るもの						
第一種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの						第一級陸上無線 技術士
第二種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの						
第一級総合無線 通信士、第一級海上 無線通信士及び 第二級陸上無線 技術士						

注 受験する資格及び免除する試験科目は受験者が現に有する資格ごとにそれぞれ印を付したものとす。

別表第四号（第十一条第二項関係）

受験する試験の種類	免除する試験科目					受験者が現に有する資格
	法規	線路設備及び設備管理	伝送交換設備及び設備管理	専門的能力	電気通信システム	
第一種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの						工事担任者アナログ 第二種及びデジタル 第一種を除く
第二種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの						
線路主任技術者資格者証に係るもの						第一級陸上無線 技術士
電気通信システム						
第一級総合無線 通信士、第一級海上 無線通信士及び 第二級陸上無線 技術士						

注 受験する資格及び免除する試験科目は受験者が現に有する資格ごとにそれぞれ印を付したものとす。

別表第五号（第十二条第一項関係）

受験者が現に交付を受けている資格者の種類	受験する試験の種類	受験者の経歴	免除する試験科目					
			電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理	法規	
伝送交換主任技術者資格者証	線路主任技術者資格者証に係るもの	線路設備に二年以上						
線路主任技術者資格者証	伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	線路設備に四年以上（指導監督の実務経験一年以上を含む。） 伝送交換設備に二年以上						

注一 免除する試験科目は、印を付したものとする。
注二 印を付した科目は、別表第三号の規定によるものの再掲である。

別表第五号（第十二条第一項関係）

受験者が現に交付を受けている資格者の種類	受験する試験の種類	受験者の経歴	免除する試験科目					
			電気通信システム	専門的能力	伝送交換設備及び設備管理	線路設備及び設備管理	法規	
第一種伝送交換主任技術者資格者証	線路主任技術者資格者証に係るもの	線路設備に二年以上						
第二種伝送交換主任技術者資格者証	第一種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	線路設備に四年以上（指導監督の実務経験一年以上を含む。） 第一種電気通信事業の用に供する伝送交換設備に二年以上						
線路主任技術者資格者証	第一種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの	第一種電気通信事業の用に供する伝送交換設備に四年以上（指導監督の実務経験一年以上を含む。） 第二種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの						

注一 免除する試験科目は、印を付したものとする。
注二 印を付した科目は、別表第三号の規定によるものの再掲である。

別表第六号（第十二条第二項関係）

区分	受験者の経歴	受験する試験の種類	免除する試験科目						
			電気通信	専門的能	伝送	線路	法規	その他	その他
学歴	電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	電気通信設備に卒業後一年以上 伝送交換設備に卒業後三年以上 伝送交換設備に卒業後五年以上 （指導監督の実務経験一年以上を含む。）	電気通信	専門的能	伝送	線路	法規		
	学校教育法若しくは旧大学令による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又はこれと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に關する学科を修めて卒業した者							
	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者	電気通信設備に卒業後一年以上 伝送交換設備に卒業後十年以上							
	伝送交換設備に卒業後十六年以上（指導監督の実務経験一年以上を含む。）								

別表第六号（第十二条第二項関係）

区分	受験者の経歴	受験する試験の種類	免除する試験科目						
			電気通信	専門的能	伝送	線路	法規	その他	その他
学歴	第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する卒業後の実務経験年数	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又はこれと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者	電気通信	専門的能	伝送	線路	法規		
	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者							
	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者	電気通信設備に卒業後一年以上 第一種電気通信事業の用に供する伝送交換設備に卒業後十年以上							
	第一種電気通信事業者の用に供する伝送交換設備に卒業後十六年以上（指導監督の実務経験一年以上を含む。）								

第二種伝送交換主任技術者資格者証に係るもの								
学校教育法若しくは旧大学令による大学又はこれと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者			学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者			学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者		
電気通信設備に卒業後一年以上	伝送交換設備に卒業後三年以上	伝送交換設備に卒業後五年以上(指導監督的実務経験一年以上を含む。)	電気通信設備に卒業後一年以上	伝送交換設備に卒業後五年以上	伝送交換設備に卒業後八年以上(指導監督的実務経験一年以上を含む。)	電気通信設備に卒業後四年以上	伝送交換設備に卒業後九年以上	伝送交換設備に卒業後十四年以上(指導監督的実務経験一年以上を含む。)

別表第十号（第二十七条第六号関係）

養成課程の種別		授業科目		授業時間	
伝送交換主任技術者養成課程		電気通信システム	三百時間以上	専門的能力	三百時間以上
		伝送交換設備及び設備管理	三百時間以上	法規	八十時間以上
		法規	八十時間以上	電気通信システム	三百時間以上
線路主任技術者養成課程		専門的能力	三百時間以上	線路設備及び設備管理	三百時間以上
		線路設備及び設備管理	三百時間以上	法規	八十時間以上

別表第十号（第二十七条第六号関係）

養成課程の種別		授業科目		授業時間	
第一種伝送交換主任技術者養成課程		電気通信システム	三百時間以上	専門的能力	三百時間以上
		伝送交換設備及び設備管理	三百時間以上	法規	八十時間以上
		法規	八十時間以上	電気通信システム	三百時間以上
第二種伝送交換主任技術者養成課程		専門的能力	三百時間以上	伝送交換設備及び設備管理	二百時間以上
		伝送交換設備及び設備管理	二百時間以上	法規	六十時間以上
		法規	六十時間以上	電気通信システム	三百時間以上
線路主任技術者養成課程		専門的能力	三百時間以上	線路設備及び設備管理	三百時間以上
		線路設備及び設備管理	三百時間以上	法規	八十時間以上

別表第十一号(第二十七条第七号関係)

養成課程の種類	担当科目	資格者証の種類
別		
伝送交換主任技術者養成課程	電気通信システム	伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	専門的能力	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
	伝送交換設備及び設備管理	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
	法規	伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	電気通信システム	伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	専門的能力	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	線路設備及び設備管理	伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	法規	伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

別表第十一号(第二十七条第七号関係)

養成課程の種類	担当科目	資格者証の種類
第一種伝送交換主任技術者養成課程	電気通信システム	第一種伝送交換主任技術者資格者証、第二種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	専門的能力	第一種伝送交換主任技術者資格者証又は第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
	伝送交換設備及び設備管理	第一種伝送交換主任技術者資格者証又は第二種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
	法規	第一種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	電気通信システム	第一種伝送交換主任技術者資格者証、第二種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	専門的能力	第一種伝送交換主任技術者資格者証、第二種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	伝送交換設備及び設備管理	第一種伝送交換主任技術者資格者証、第二種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	法規	第一種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
線路主任技術者養成課程	電気通信システム	第一種伝送交換主任技術者資格者証、第二種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	専門的能力	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	線路設備及び設備管理	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
	法規	第一種伝送交換主任技術者資格者証又は線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

注 1 氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名との間に空欄を 1 枠設けること。

(記載例)

(フリガナ)	スズキ タロウ									
氏 名	鈴	木	太	郎						

2 生年月日は、次により記載すること。

(1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。

(2) 年月日のいずれかの数字が1けたの場合は、当該1けたの数字の前に0を付して2けたにして記入すること。

(記載例)

生 年 月 日	S	2	1	0	1	0	9
---------	---	---	---	---	---	---	---

3 住民票コードの欄は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の二第三項又は同法三十条の三四項の規定により市町村長から通知された住民票コードを記入すること。住民票コードを記入しない場合は、氏名および生年月日を証明する書類を添付すること。

4 申請資格の欄は、該当する資格の記号1つを で囲むこと。

5 申請の区分の欄は、該当する区分の記号1つを で囲み、必要事項を記入すること。

6 専門的能力の種別の欄は、該当する種別の記号1つを で囲むこと。

7 添付書類の欄は、該当する事項の数字を で囲むこと。

注 1 氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名との間に空欄を 1 枠設けること。

(記載例)

(フリガナ)	スズキ タロウ									
氏 名	鈴	木	太	郎						

2 生年月日は、次により記載すること。

(1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHと記入すること。

(2) 年月日のいずれかの数字が1けたの場合は、当該1けたの数字の前に0を付して2けたにして記入すること。

(記載例)

生 年 月 日	S	2	1	0	1	0	9
---------	---	---	---	---	---	---	---

3 住民票コードの欄は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の二第三項又は同法三十条の三四項の規定により市町村長から通知された住民票コードを記入すること。住民票コードを記入しない場合は、氏名および生年月日を証明する書類を添付すること。

4 申請資格の欄は、該当する資格の記号1つを で囲むこと。

5 申請の区分の欄は、該当する区分の記号1つを で囲み、必要事項を記入すること。

6 専門的能力の種別の欄は、該当する種別の記号1つを で囲むこと。

7 添付書類の欄は、該当する事項の数字を で囲むこと。

電気通信主任技術者資格者証

第 号

氏 名

生年月日

長

電気通信事業法第 46 条の規定により、主任技術者資

格者証を交付する。

辺

年 月 日

総務大臣 印

短 辺 （日本工業規格 A 列 4 番）

電気通信主任技術者資格者証

第 号

氏 名

生年月日

長

電気通信事業法第 45 条の規定により、主任技術者資

格者証を交付する。

辺

年 月 日

総務大臣 印

短 辺 （日本工業規格 A 列 4 番）

附 則

(施行期日)

第 条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第 条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下「旧規則」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる資格（以下「旧資格」という。）の資格者証を受けている者は、この省令の施行の日に、それぞれこの省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下「新規則」という。）の規定による同表の下欄に掲げる資格（以下「新資格」という。）の資格者証を受けたものとみなす。

旧 資 格	新 資 格
第一種伝送交換主任技術者	伝送交換主任技術者

第二種伝送交換主任技術者

第 条 前項の規定により新資格を受けたものとみなされた者のうち、第二種伝送交換主任技術者の旧資格を受けたものに係る電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の範囲は、新規則第六条の規定にかかわらず音声伝送役務（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いて電気通信役務を提供するものを除く。）、データ伝送役務及び専用役務を提供する電気通信の事業の用に供する伝送交換設備及びこれらに附属する設備の工事、維持及び運用とする。

第 条 旧規則の規定により交付された資格者証であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、新規則別表第十三号様式によるものとみなす。

第 条 この省令の施行の際現に旧規則の規定による電気通信主任技術者試験（以下この項において「旧試験」という。）に合格している者若しくは旧法の規定による電気通信主任技術者資格の養成課程（以下こ

の項において「旧養成課程」という。）を修了している者が旧資格についての旧規則の規定による資格者証の交付の申請をしている場合又は現に旧試験に合格している者若しくは現に旧養成課程を修了している者であつて旧資格についての資格者証の交付の申請をしていないものが当該旧試験に合格した日若しくは当該旧養成課程を修了した日から起算して三月以内に新規則の規定による資格者証の交付の申請をした場合においては、電気通信事業法第四十六条の規定により資格者証の交付を行わない場合を除き、旧資格に相当する新資格の資格者証を与えるものとする。

第 条 この省令の施行の際現にこの省令による旧規則第十条の規定により試験科目の試験の免除を受けることのできる者は、新規則第十条の規定により旧規則により試験科目の試験の免除を受けることができる者とみなす。この場合において、試験科目の試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される試験（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該免除に係る試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年を経過した後において最初に行われる試験）に限り行うものとする。

第 条 前項に規定する場合のほか、この省令の施行前に旧規則又は旧法に基づく命令の規定により総務大臣がした処分、手続その他の行為は、それぞれ新規則又は新規則に基づく命令の規定により総務大臣がしたものとみなし、この規則の施行前に旧規則又は旧規則に基づく命令の規定により総務大臣に対してした申請、届出その他の行為は、それぞれ新規則又は新規則に基づく命令の規定により総務大臣に対してしたものとみなす。

○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

表中の太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等（<u>第三条の二―第十六条</u>）</p> <p>第二款 <u>その他の電気通信回線設備（<u>第十六条の二―第十六条の六</u>）</u></p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備（<u>第三十五条の二―第三十五条の七</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策（<u>第四条―<u>第十六条</u></u>）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五節 音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設備</p> <p>第一款（略）</p>

第三款 その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の五）

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節（略）

第二節 秘密の保持（第四十九条）

第三節（略）

第四節（略）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条・第五十三条）

第五章（略）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六

第二款 その他の音声伝送用設備（第三十五条の二―第三十条の六）

第六節 専用設備（第三十六条）

第三章 第一種電気通信事業の用に供する端末設備（第三十七条）

第四章 特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節（略）

第二節 秘密の保持（第四十八条の二・第四十九条）

第三節（略）

第四節（略）

第五節 アナログ電話用設備（第五十二条）

第六節 その他の音声伝送用設備（第五十三条）

第五章（略）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六

号。以下「法」という。(第四十一条第一項及び第二項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章はすべての事業用電気通信設備に対し、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち電気通信回線設備に対し、第三章は同項に規定する電気通信設備のうち端末設備に対し、第四章は同条第二項に規定する電気通信設備に対し、それぞれ適用する。

(定義)

第三条 (略)

- 2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
 - 一 「事業用電気通信回線設備」とは、法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち、電気通信回線設備をいう。
 - 二 「音声伝送役務」とは、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二条第二項第一号に規定する音声伝送役務をいう。

三 「専用役務」とは、電気通信事業法施行規則第二条第二項第

号。以下「法」という。(第四十一条第一項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第二条 この規則のうち、第一章及び第五章はすべての事業用電気通信設備に対し、第二章は第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備に対し、第三章は第一種電気通信事業の用に供する端末設備に対し、第四章は特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備に対し、それぞれ適用する。

(定義)

第三条 (略)

- 2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
 - 一 「事業用電気通信回線設備」とは、第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備をいう。

三号に規定する専用役務をいう。

四 「アナログ電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び
法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備
又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続
する点においてアナログ信号を入出力するものであつて、主と
して音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の提供の用に供
するものをいう。

五 「総合デジタル通信用設備」とは、事業用電気通信回線設備
のうち、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信
号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合
して伝送交換することを目的とする電気通信役務の提供の用に
供するものをいう。

六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気
通信回線設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコル
を使用してパケット交換網に接続するものであつて、音声伝送
役務の提供の用に供するものをいう。

七 「携帯電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備のうち、
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第
七条第九項に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供
の用に供するものをいう。

二 「アナログ電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備（特
別第二種電気通信事業にあつては、事業用電気通信設備）のう
ち、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナ
ログ信号を入出力するものであつて、主として音声の
伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

八 「直流回路」とは、電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

九 (略)

第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策

第一款 アナログ電話用設備等

(適用の範囲)

第三条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下同じ）。（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備に対して適用する。）

三 「直流回路」とは、電気通信回線設備に接続して第一種電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

四 (略)

第二章 第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備

第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策

(予備機器等)

第四条 通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「故障等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。

一 端末回線（端末設備等と交換設備との間の電気通信回線をいう。以下同じ。）を当該交換設備に接続するための機器

二 (略)

2 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

一 (略)

二 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電

(予備機器等)

第四条 通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「故障等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。

一 端末回線（端末設備又は自営電気通信設備と交換設備との間の電気通信回線をいう。以下同じ。）を当該交換設備に接続するための機器

二 (略)

2 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

一 (略)

二 有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。）の線路（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電

気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同
一の線路のうち端末設備等と専用設備（専用役務の提供の用に
供する事業用電気通信回線設備をいう。以下同じ。）を収容す
る建築物（第十五条の建築物をいう。）との間において使用す
るもの

三 (略)

3・4 (略)

(事業用電気通信回線設備の防護措置)

第六条 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業
者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電
気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電気通
信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気
通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログ
ラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければな
らない。

(有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業
用電気通信回線設備)

第十五条の二 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使

気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。）と同
一の線路のうち端末設備又は自営電気通信設備と専用設備（専
用役務の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。以下同じ
。）を収容する建築物（第十五条の建築物をいう。）との間に
おいて使用するもの

三 (略)

3・4 (略)

(電子計算機の防護措置)

第六条 端末設備又は自営電気通信設備から受信したプログラムに
より動作する第一種電気通信事業の用に供する電子計算機は、当
該プログラムの実行により他の利用者に対する電気通信役務の提
供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の
制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業
用電気通信回線設備)

第十五条の二 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使

用する事業用電気通信回線設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 利用者が端末設備等を接続する点と有線テレビジョン放送施設を受信者端子(有線テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年郵政省令第四十号)第二条第五号の受信者端子をいう。以下同じ。)との間の分離度は二五デシベル以上であること。ただし、これらが同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内にある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第十六条 第四条、第八条、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2・3 (略)

第二款 その他の電気通信回線設備

用する事業用電気通信回線設備は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 利用者が端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)を接続する点と有線テレビジョン放送施設を受信者端子(有線テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年郵政省令第四十号)第二条第五号の受信者端子をいう。以下同じ。)との間の分離度は二五デシベル以上であること。ただし、これらが同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内にある場合は、この限りでない。

(適用除外)

第十六条 第四条、第八条、第十条第二項及び第十一条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2・3 (略)

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備以外の事業用電気通信回線設備に対して適用する。

(故障等の対策)

第十六条の三 事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な復旧機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

(耐震対策等)

第十六条の四 事業用電気通信回線設備の設置に当たっては、次に掲げる措置が講じられなければならない。ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該事業用電気通信回線設備の故障等の発生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備

の事業用電気通信回線設備の設置その他これに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

一 当該事業用電気通信回線設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するための床への緊結その他の耐震措置

二 通常想定される規模の地震による当該事業用電気通信回線設備の構成部品の接触不良及び脱落を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置

三 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条及び第十五条の二の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備以外の事業用電気通信回線設備について準用する。

(適用除外)

第十六条の六 前条において準用する第八条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。

2 第十六条の四並びに前条において準用する第五条、第八条及び第十四条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信回線設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

(通信内容の秘匿措置)

第十七条 事業用電気通信回線設備は、利用者が端末設備等を接続する点において、他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

2 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、電気通信事業者が、有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線テレビジョン放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な秘匿措置が講じられなければならない。

第二節 秘密の保持

(漏話対策)

第十七条 事業用電気通信回線設備は、利用者が端末設備等を接続する点において、了解性漏話（他の通信の内容が電気通信設備の通常の使用の状態で判読できる漏えいをいう。以下同じ。）がなないように必要な措置が講じられなければならない。

2 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する事業用電気通信回線設備は、第一種電気通信事業者が、有線テレビジョン放送の受信設備を接続する点において、通信の内容が有線テレビジョン放送の受信設備の通常の使用の状態で判読できないように必要な措置が講じられなければならない。

(蓄積情報保護)

第十八条 事業用電気通信回線設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該事業用電気通信回線設備は、当該利用者以外の者が端末設備等を用いて容易にその情報を取得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみに与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備（以下「接続設備」という。）を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは光出力により送出するものであつてはならない。

(機能障害の防止)

第二十条 事業用電気通信回線設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号又は光信号を送出するものであつてはならない。

(蓄積情報保護)

第十八条 事業用電気通信回線設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該事業用電気通信回線設備は、当該利用者以外の者が端末設備又は自営電気通信設備を用いて容易にその情報を取得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみにも与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

(損傷防止)

第十九条 事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備（以下「接続設備」という。）を損傷するおそれのある電力、電圧又は電流を送出するものであつてはならない。

(機能障害の防止)

第二十条 事業用電気通信回線設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号を送出するものであつてはならない。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設

備

第一款 アナログ電話用設備

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条、第三十五条の六、第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならぬ。

2 (略)

(接続品質)

第五節 音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設

備

第一款 アナログ電話用設備

(通話品質)

第三十四条 事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第二条第二項第三号に規定するアナログ電話端末であつて、総務大臣が別に告示する送話ラウドネス定格及び受話ラウドネス定格に適合するもの（以下この条及び第三十五条の四第一項において「アナログ電話端末」という。）を接続した場合の通話品質は、アナログ電話端末と端末回線に接続される交換設備との間の送話ラウドネス定格は一五デシベル以下であり、かつ、受話ラウドネス定格は六デシベル以下でなければならぬ。

2 (略)

(接続品質)

第三十五条 事業用電気通信回線設備の接続品質は、基礎トラヒック（一日のうち、一年間を平均して呼量（一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したもの）をいう。以下同じ。）が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。）について、次の各号に適合しなければならない。

- 一 (略)
- 二 事業用電気通信回線設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。
- 三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、事業用電気通信回線設備が選択信号を受信した後、国際中継回線（国際交換設備（本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。）と本邦外の場所の交換設備相互間の電気通信回線をいう。以下同じ。）を捕捉するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。
- 四 本邦外の場所からの着信を行う場合は、事業用電気通信回線

第三十五条 事業用電気通信回線設備の接続品質は、基礎トラヒック（一日のうち、一年間を平均して呼量（一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したもの）をいう。以下同じ。）が最大となる連続した一時間について一年間の呼量及び呼数の最大のものから順に三〇日分の呼量及び呼数を抜き取ってそれぞれ平均した呼量及び呼数又はその予測呼量及び予測呼数をいう。以下同じ。）について、次の各号に適合しなければならない。

- 一 (略)
- 二 事業用電気通信回線設備が選択信号を受信した後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の第一種電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。
- 三 本邦外の場所に対して発信を行う場合にあつては、事業用電気通信回線設備が選択信号を受信した後、国際中継回線（国際交換設備（本邦外の場所への発信又は本邦外からの着信を行う機能を有する交換設備をいう。以下同じ。）と本邦外の場所の交換設備相互間の電気通信回線をいう。以下同じ。）を捕捉するまでの間に一の第一種電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が〇・一以下であること。

設備が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が〇・一一以下であること。

五 事業用電気通信回線設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないこととの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

第二款 アナログ電話相当の機能を有する固定電話用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二 この款の規定(第三十五条の五第二項を除く。)

は、総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に対して適用する。ただし、総合

四 本邦外の場所からの着信を行う場合は、事業用電気通信回線設備が着信を受け付けた後、着信側の端末設備等に着信するまでの間に一の第一種電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備により呼が損失となる確率が〇・一一以下であること。

五 事業用電気通信回線設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないこととの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の第一種電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

デジタル通信用設備については次条第五号、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備については第三十五条の四の規定は、適用しない。

(基本機能)

第三十五条の三 事業用電気通信回線設備の機能は、次の各号に適合しなければならない。

- 一 発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。
- 二 電気通信番号を認識すること。
- 三 着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。
- 四 通信の終了を認識すること。
- 五 ファクシミリによる送受信が正常に行えること。

(通話品質)

第三十五条の四 事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第九号に規定する総合デジタル通信端末を接続した場合の通話品質

質は、総合デジタル通信端末と端末回線に接続される交換設備と
の間の送話ラウドネス定格は十一デシベル以下であり、かつ、受
話ラウドネス定格は五デシベル以下でなければならない。

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備又
は電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用い
て電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備
の接続品質についてそれぞれ準用する。この場合において、第三
十五条第一号から第三号まで及び第五号中「選択信号」とあるの
は、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を
接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設
備と総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則第九条第一号
に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインタ
ーネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信回線設
備の接続品質についてそれぞれ準用する。この場合において、第
三十五条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業
用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の
接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号

及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に關して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

(安定品質)

第三十五条の七 事業用電気通信回線設備は、当該事業用電気通信回線設備を介して提供される音声伝送役務がアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定性が確保されるよう必要な措置が講じられなければならない。

第三款 その他の音声伝送用設備

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第二項を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を除く。)に対して適用する。

(基本機能)

第三十六条の二 (略)

(通話品質)

第三十六条の三 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等(電気通信番号規則第十条第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に接続するものを除く。次条において同じ。)相互間の通話(アナログ電話端末

第二款 その他の音声伝送用設備

(適用の範囲)

第三十五条の二 この款の規定(第三十五条の五第二項を除く。)は、電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第三条第二項の音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設備(事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。)に対して適用する。

(基本機能)

第三十五条の三 (略)

(通話品質)

第三十五条の四 第一種電気通信事業者は、当該第一種電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等(専ら通話を目的とするものであり、パケット交換網に接続するものを除く。次条において同じ。)相互間の通話(アナログ電話端末との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ

との間の通話を含む。)における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 (略)

(接続品質)

第三十六条の四 第三十五条(第一号を除く。)の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備以外の事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とその他の音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」

基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 (略)

(接続品質)

第三十五条の五 第三十五条の規定(第一号を除く。)は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備以外の事業用電気通信回線設備の接続品質に準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備とその他の音声伝送役務の用に供する事業用電気通信回線設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質に準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二

と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十六条の五 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に關して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 (略)

号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

(総合品質)

第三十五条の六 第一種電気通信事業者は、当該第一種電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（パケット交換網に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に關して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 (略)

第六節 専用設備

(伝送品質)

第三十六条 第一種電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い主要な専用設備の伝送品質に關し、あらかじめ基準を

定め、その基準を維持するように努めなければならない。

2 前項の基準については、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

第三章 電気通信事業の用に供する端末設備

(端末設備)

第三十七条 端末規則第四条から第三十五条までの規定は、法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち端末設備について準用する。この場合において、第四条から第六条まで及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備」と、第八条中「利用者」とあり、並びに第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(端末設備)

第三十七条 端末規則第四条から第三十五条までの規定は、第一種電気通信事業の用に供する端末設備について準用する。この場合において、第四条、第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備」と、第八条中「利用者」とあり、並びに第十三条第一項及び第三十五条中「第一種電気通信事業者」とあるのは「当該第一種電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第四章 特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(事業用電気通信設備の防護措置)

第三十九条の二 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないように当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。

(異常ふくそう対策)

第四十一条 交換設備は、異常ふくそうが発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならぬ。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

(停電対策)

第四十四条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよ

(異常ふくそう対策)

第四十一条 交換設備は、異常ふくそうが発生した場合に、当該交換設備を維持し、又は運用する者がこれを認識することができ、かつ、通信の集中の規制又はこれと同等の処置が講ぜられるものでなければならぬ。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。

(停電対策)

第四十四条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼす

う自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置）が講じられていなければならない。

（適用除外）

第四十八条 第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条及び第四十五条から前条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第三十八条及び第四十三条第二項の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

（秘密の保持）

第四十九条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備に限る。以下「基礎的電

ことのないよう蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていなければならない。

（適用除外）

第四十八条 第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条、第四十五条から前条までの規定は、利用者の建築物若しくは船舶、航空機その他の移動体又はこれらに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第三十八条、第四十三条第二項、第四十四条及び前条の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

（漏話対策）

第四十八条の二 事業用電気通信設備は、利用者が端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において、了解性漏話がないように必要な措置が講じられなければならない。

「気通信設備」という。）について準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

（他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止）

第五十条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第十九条、第二十条及び第二十一条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

（蓄積情報保護）

第四十九条 事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあつては、当該事業用電気通信設備は、当該利用者以外の者が端末設備又は自営電気通信設備を用いて容易にその情報を取得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみに与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

（他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止）

第五十条 第十九条から第二十二条までの規定は、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備について準用する。この場合において、第十九条から第二十一条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(他の電気通信設備との責任の分界)

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第二十三条及び第二十四条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第五節 アナログ電話用設備

(接続品質)

第五十二条 アナログ電話用設備の接続品質は、基礎トラヒックについて、次の各号に適合しなければならない。

- 一 アナログ電話用設備が発呼信号を受信した後、選択信号を受信可能となるまでの時間が三秒以上となる確率が〇・〇一以下であること。

- 二 アナログ電話用設備が選択信号を受信した後、着信側の端末

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

(他の電気通信設備との責任の分界)

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備について準用する。この場合において、第二十三条及び第二十四条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第五節 アナログ電話用設備

(接続品質)

第五十二条 特別第二種電気通信事業者が設置するアナログ電話用設備は、利用者の使用に係る端末設備又は当該特別第二種電気通信事業者以外の設置する電気通信設備（以下この条において「電気通信設備等」という。）から選択信号を受信した後、他の一端が電気通信設備等に接続される電気通信回線を捕捉するまでの間に、基礎トラヒックについて、当該アナログ電話用設備により呼

設備等に着信するまでの間に当該アナログ電話用設備により呼が損失となる確率が〇・一五以下であること。

三 アナログ電話用設備が選択信号送出終了を検出した後、発信側の端末設備等に対して着信側の端末設備等を呼び出し中であること又は着信側の端末設備等が着信可能な状態でないこととの通知までの時間が三〇秒以下であること。ただし、二以上の電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備を介する通信を行う場合及び本邦外の場所との間の通信を行う場合は、この限りでない。

(準用)

第五十三条 第二十七条から第三十三条の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に限る。）について準用する。この場合において、第二十七条から第三十三条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十六条の二の規定は、基礎的電気通信設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備を除く。）について準用する。この

が損失となる確率が〇・一五以下でなければならない。

場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(特例措置)

第五十四条 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特別の理由によりこの規則に定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この規則に定めるところによらないで電気通信設備をその事業の用に供することができる。

第六節 その他の音声伝送用設備

(総合品質)

第五十三条 第三十五条の六第一項の規定は、特別第二種電気通信事業者に準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(特例措置)

第五十四条 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、特別の理由によりこの規則に定めるところによることが困難である場合は、総務大臣の承認を受けて、この規則に定めるところによらないで電気通信設備をその事業の用に供することができる。

附 則

(施行期日)

第〇条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第 二条（以下「改正法」という。）の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第〇条 この省令の施行の際現に改正法の規定による改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第二十一条第二項に規定する一般 第二種電気通信事業の用に供している電気通信設備については、この省令の施行の日から一年間は、この省令による改正後の事業用電気 通信設備規則（以下「新規則」という。）の規定は適用しない。ただし、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者が、改正法の施行 の日以後に電気通信設備の概要を変更した場合は、この限りではない。

第〇条 この省令の施行の際現に旧法第十二条第四項（同法第十四条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の技術基準に適合 することについて確認を受けている事業用電気通信設備（以下「確認設備」という。）については、この省令の施行の日から一年間は、 新規則第六条及び第十七条第一項の規定は、適用せず、かつ、この省令による改正前の事業用電気通信設備規則（以下「旧規則」という ）第六条及び第十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

第〇条 確認設備のうち総合デジタル通信用設備については、この省令の施行の日から一年間は、新規則第三十五条の四の規定は、適用せ ず、かつ、旧規則第三十五条の四の規定は、なおその効力を有する。

改正案

現行

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

二 四半期 四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各期間をいう。

三 中継電話 他の電気通信事業者との相互接続点相互間の通信を媒介する音声伝送役務であつて、IP電話以外のものをいう。

四 IP電話 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。

五 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。

六 F T T Hアクセスサービス そのすべての区間（共同住宅等の区間を除く。）に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（I P V P Nサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

七 D S Lアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

八 F W Aアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベ

トエフォート型であるもの（IP VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

九 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備（そのすべての区間）共同住宅等の区間を除く。）に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるものを除く。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（IP VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

十 携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。

十一 携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝

送路設備（その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務であつて、その伝送方式にパケット伝送方式を用いるものをいう。

十二 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務をいう。

十三 IP VPNサービス インターネットプロトコルによるパケットを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十四 広域イーサネットサービス イーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十五 国際電話等 国際電話及び国際総合デジタル通信サービスをいう。

十六 契約約款等 契約約款その他の電気通信役務に関する料金その他の提供条件を定めるものをいう。

第一条 国内電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者は、次の表の上欄の報告事項、中欄の様式番号及び下欄の報告期限に掲げるところに従い、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるものであつて次の表の上欄の報告事項を確実に記録することができるもの（以下「書面等」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

報告事項	様式番号	報告期限
一 電気通信役務 通信量等状況報 告	様式第一	毎事業年度経過後三月以 内
二 電気通信役務 契約等状況報告	様式第二	毎事業年度経過後二月以 内
三 伝送路設備設 置状況報告	様式第三	毎事業年度経過後二月以 内

2 国際電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者は、電気通信役務通信量等の状況について様式第四により、年度報告については毎事業年度経過後六月以内に、四半期報告については当該四半期経

過後一月以内に書面等を総務大臣に提出しなければならない。

第二条 第二種電気通信事業者（音声伝送役務（本邦外の場所との間で、音声の内容を蓄積することなく通信を行うものであつて、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）を提供する者に限る。）は、次の表の上欄の報告事項、中欄の様式番号及び下欄の報告期限に掲げるところに従い、書面等を総務大臣に提出しなければならない。

報告事項	様式番号	報告期限
一 電気通信役務 通信量等状況報告	様式第五	毎四半期経過後 二月以内
二 電気通信役務 収入状況報告	様式第六	毎事業年度経過 後二月以内

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、そ

れぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後二

月以内（様式第一、様式第二及び様式第四によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一、様式第二及び様式第四によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第一及び様式第四
総合デジタル通信サービス	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	様式第一
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	様式第二
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携	様式第三

	<p>帯電話を提供する電気通信事業者</p>	<p>及び様式 第四</p>
<p>P H S</p>	<p>電気通信回線設備を設置してP H Sを提供する電気通信事業者</p>	
<p>I P 電話（当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九條第一号又は第十條第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。）</p>	<p>I P 電話を提供する電気通信事業者であつて、I P 電話の提供のために電気通信番号規則第九條第一号又は第十條第二号に規定する電気通信番号の指定を受けたもの</p>	<p>様式第五</p>
<p>I n t e r n e t 接続サービス（携帯電話・P</p>	<p>I n t e r n e t 接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネ</p>	<p>様式第六</p>

<p>HS 端末インターネット接続サービスであるものを除く。）</p>	<p>ツト接続サービス（携帯電話・P HS 端末インターネット接続サ ービスであるものを除く。）の契 約数が五万以上であるもの</p>	
<p>FTTH アクセスサービス</p>	<p>すべての区間に光信号伝送用の 端末系伝送路設備を用いるFT TH アクセスサービスにあつて は、当該設備を設置してFTTH アクセスサービスを提供する電 気通信事業者及び他の電気通信 事業者が設置した光信号用の端 末系伝送路設備と自らの電気通 信設備を接続してFTTH アク セスサービスを提供する電気通 信事業者、共同住宅等の区間に光 信号伝送用以外の端末系伝送路 設備を用いるFTTH アクセス サービスにあつては、共同住宅等 内にVDSL 設備その他の電気</p>	<p>様式第七</p>

	<p>通信設備を設置して共同住宅等 内にF T T Hアクセスサービス を提供する電気通信事業者</p>	
<p>D S Lアクセス サービス</p>	<p>デジタル加入者回線アクセス多 重化装置を設置してD S Lア クセスサービスを提供する電気通 信事業者</p>	<p>様式第八</p>
<p>F W Aアクセス サービス</p>	<p>無線設備により構成される端末 系伝送路設備を設置してF W A アクセスサービスを提供する電 気通信事業者</p>	
<p>C A T Vアクセ スサービス</p>	<p>有線テレビジョン放送施設の線 路と同一の線路を使用する電気 通信設備を設置してC A T Vア クセスサービスを提供する電気 通信事業者</p>	
<p>携帯電話・P H S 端末インター</p>	<p>基地局を設置して携帯電話・P H S 端末インターネット接続サー</p>	<p>様式第九</p>

ネット接続サービス	電気通信事業者	
携帯電話・PHS	基地局を設置して携帯電話・PHS	
Sパケット通信	Sパケット通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	
アクセスサービス		
ス		
公衆無線LAN	基地局を設置して公衆無線LAN	様式第十
アクセスサービス	Nアクセスサービスを提供する電気通信事業者	
ス		
IP VPNサービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十
サービス		
広域イーサネット		
サービス		

2 | 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ

同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十 二
総合デジタル通信サービス	端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	
中継電話	電気通信設備を設置して中継電話を提供する電気通信事業者	
公衆電話	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十 二（第五 表を除く。）
PHS	電気通信回線設備を設置してPHSを提供する電気通信事業者	く。）
IP電話（当該	IP電話を提供する電気通信	様式第十

<p>IP電話の提供のために電気通信番号規則第九条第一号又は第十条第二号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。）</p>	<p>事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則第九条第一号又は第十条第二号に規定する電気通信番号の指定を受けたもの</p>	<p>二（第一表に限る。）</p>
<p>専用役務（国内電気通信役務であるものに限る。）</p>	<p>電気通信回線設備を設置して専用役務（国内電気通信役務であるものに限る。）を提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十 三</p>

3 |

次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ

同表の様式番号の欄に掲げる様式により、様式第十四及び様式第

十六によるものについては毎報告年度経過後六月以内に、様式第十

五によるものについては毎四半期経過後二月以内に、同表の報告対

象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度又は当該四

半期の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しな

ければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
国際電話等	電気通信設備を設置して国際電話等を提供する電気通信事業者	様式第十 四及び様 式第十五
専用役務（国際 電気通信役務で あるものに限 る。）	電気通信回線設備を設置して専 用役務（国際電気通信役務である ものに限る。）を提供する電気通 信事業者	様式第十 四及び様 式第十六

（伝送路設備設置状況報告等）

第二条 固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第十七により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の当該報告年度末の設置状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならぬ。

2 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、様式第十八により、毎報告年度経過後二月以内に、当該伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備の数について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告)

第四条 電気通信事業法第三十四条第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第十九により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(外国政府等との協定等の報告)

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、様式第二十により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国法人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第三条 電気通信事業法第三十八条の三第一項に規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、当該業務に係る収益について、様式第七により、毎事業年度経過後三月以内に書面等を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅する法人の同項に規定する収益について、様式第八により、当該合併があつた日の属する事業年度経過後三月以内に書面等を総務大臣に提出しなければならない。

ならない。

(認定電気通信事業者の会計報告)

第六条 認定電気通信事業者(電気通信事業会計規則(昭和六十年郵政省令第二十六号)第二条に規定する事業者(次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。))を除く。は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十一の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外の電気通信事業を行っているものは、様式第二十一により、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(緊急通報の取扱いに関する報告)

第七条 電気通信事業者は、一一〇の電気通信番号を用いた警察機関への通報、一一八の電気通信番号を用いた海上保安機関への通報又は一一九の電気通信番号を用いた消防機関への通報(以下「緊急通

報」という。)の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに
関する事項について、様式第二十二により、その実施前に書面等に
より総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更する
とき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様と
する。

(電気通信番号に関する使用状況報告)

第八条 電気通信番号規則第九条各号又は第十条各号に規定する電気
通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、様式第二十三により、
毎報告年度経過後三月以内に、当該指定を受けた電気通信番号の当
該報告年度末の使用状況について、書面等により総務大臣に提出し
なければならない。

(集計結果の公表)

第九条 総務大臣は、第二条及び前条の規定により提出された書面等
に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表する
ものとする。

附
則

附
則

<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、電気通信事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第一種電気通信事業者で特別の事情があるものは、本則の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、この省令に定める様式によらないで報告書を提出することができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第 条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第 条 平成十六年三月三十一日以前の事項に関する報告（この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新規則」という。）第六条の規定による報告を除く。）は、なお従前の例による。ただし、新規則第二条第一項については、報告期限がこの省令の施行の日以後である報告から適用する。

第 条 この省令の施行前に開始した緊急通報の取扱いに関する新規則第七条の規定の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「省令（平成十六年総務省令第 号）【本改正省令の名称】の施行の日から三月以内」とする。

第 条 電気通信事業者で特別な事情があるものは、平成十六年九月末までにその旨を総務大臣に届け出て、平成十六年六月末の状況に係る新規則第二条第一項の規定による報告をしないことができる。

電気通信事業報告規則新旧対照表（様式関係）

改 正 案	現 行																																	
<p>様式第1（第2条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">電気通信役務契約等状況報告 都道府県別単位料金区域別契約数</p> <p style="text-align: right;">_____年 3月31日現在</p> <p>サービスの種類 <u>（総合デジタル通信サービスのインタフェースの種類）</u></p> <p style="text-align: right;">事業者名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">都 道 府 県</th> <th style="width: 40%;">単位料金区域</th> <th style="width: 40%;">契 約 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">小 計</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">小 計</td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td style="text-align: center;">小 計</td><td> </td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注1 <u>加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別業とすること。</u> 注2 <u>総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェースの種類ごとに別業とすること。</u> 注3 <u>「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、単位料金区域ごとに上段に事務用、中段に住宅用、下段に契約数の合計を記載すること。</u> 注4 <u>「都道府県」及び「単位料金区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。</u></p>	都 道 府 県	単位料金区域	契 約 数								小 計									小 計									小 計		合 計			
都 道 府 県	単位料金区域	契 約 数																																
	小 計																																	
	小 計																																	
	小 計																																	
合 計																																		

改正案

現行

様式第2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別設置台数

年 3月31日現在

サービスの種類 (細区分)

事業者名

都 道 府 県	設 置 台 数
合 計	

注1 契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とすること。

2 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第3 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 (細区分)

事業者名

都 道 府 県	契 約 数
合 計	

注1 携帯電話及びPHSごと (契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと) に別葉とすること。

2 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第4 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別優先電話契約数

年 3月31日現在

サービスの種類

機関の種類

事業者名

都 道 府 県	契 約 数
合 計	

注1 優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、携帯電話又はPHSをいう。）について記載すること。

2 電気通信事業法施行規則第56条第1号に掲げる機関の種類ごとに別葉とすること。

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第5（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年 月 日現在

サービスの種類 IP電話

事業者名

利 用 数

注1 IP電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第6 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名

プラン	契約数
随時接続型	
常時接続型	
企業向け	
その他	
合計	
参考事項	

注1 随時接続型とは、加入電話、総合デジタル通信サービス、携帯電話又はPHSからの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、従量制料金のもをいう。

2 常時接続型とは、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス、CATVアクセスサービス、総合デジタル通信サービス（定額制料金のものに限る。）、携帯電話（定額制料金のものに限る。）又はPHS（定額制料金のものに限る。）からの接続に対応したインターネット接続サービスであつて、定額制料金のもをいう。

3 企業向けとは、専用役務、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他通常個人の利用者が提供を受けることのないサービスからの接続に対応したインターネット接続サービス及びインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が設置する電気通信設備に直接その利用者の専用に属する接続用のポートを設定して提供するインターネット接続サービスをいう。

4 「その他」の欄は、随時接続型、常時接続型又は企業向けのいずれにも属さないインターネット接続サービスの契約数を記載すること。この場合には、「参考事項」の欄にそのサービスの概要を記載すること。

5 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約数は記載しないこと。

6 例えば一の常時接続型の契約により随時接続が可能な場合のように、一のプランを契約することにより他のプランと同等の利用が可能な場合にはその契約者数は当該一のプランのみに計上すること。

7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第7（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告 態様別最大速度別契約数							
サービスの種類 <u>F T T Hアクセスサービス</u>							
事業者名							
態 様	すべての区間に光信号伝送用の 端末系伝送路設備を用いるもの			共同住宅等の区間に光信号伝送 用以外の端末系伝送路設備を用 いるもの			合 計
	最大速度		小 計			小 計	
契約数							
参考事項							

- 注1 6月末、9月末及び12月末の状況について記載すること。
 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 4 「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別態様別最大速度別契約数							
サービスの種類 <u>F T T Hアクセスサービス</u>							
事業者名							
態 様	すべての区間に光信号伝送用の 端末系伝送路設備を用いるもの			共同住宅等の区間に光信号伝送 用以外の端末系伝送路設備を用 いるもの			合 計
	最大速度		小 計			小 計	
都道府県							
合 計							
参考事項							

- 注1 3月末の状況について記載すること。
 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 4 「都道府県」及び「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第8（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告 最大速度別契約数					
サービスの種類					年 月 日現在
					事業者名
最大速度					合計
契約数					
参考事項					

- 注1 6月末、9月末及び12月末の状況について記載すること。
- 2 DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス及びCATVアクセスサービスごとに別葉とすること。
- 3 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別最大速度別契約数					
サービスの種類					年 3月31日現在
					事業者名
都道府県	最大速度				合計
	合計				
	参考事項				

- 注1 3月末の状況について記載すること。
- 2 DSLアクセスサービス、FWAアクセスサービス及びCATVアクセスサービスごとに別葉とすること。
- 3 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」及び「最大速度」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案

現 行

様式第9（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告		
契約数		
____年 ____月 ____日現在		
サービスの種類 <u>携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス及び</u> <u>携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス</u>		
事業者名		
サービスの種類	<u>携帯電話・PHS端末</u> <u>インターネット接続サービス</u>	<u>携帯電話・PHSパケット通信</u> <u>アクセスサービス</u>
契約数		
参考事項		

- 注1 6月末、9月末及び12月末の状況について記載すること。
 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告		
都道府県別契約数		
____年 3月31日現在		
サービスの種類 <u>携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス及び</u> <u>携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス</u>		
事業者名		
サービス の種類	<u>携帯電話・PHS端末</u> <u>インターネット接続サービス</u>	<u>携帯電話・PHSパケット通信</u> <u>アクセスサービス</u>
都道府県		
合 計		
参考事項		

- 注1 3月末の状況について記載すること。
 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
 3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第10（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類	公衆無線LANアクセスサービス
事業者名	
契 約 数	
参考事項	

- 注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。
- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 11 (第 2 条第 1 項関係)

第 1 表

電気通信役務契約等状況報告 端末回線数	
_____年 ____月 ____日現在	
サービスの種類 _____	事業者名 _____
国内端末回線数 _____	国際端末回線数 _____
()	()
参考事項	

- 注 1 6 月末、9 月末及び 1 2 月末の状況について記載すること。
- 2 IP-VPN サービス及び広域イーサネットサービスごとに別葉とすること。
- 3 括弧内には、他者の IP-VPN サービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務である端末回線数を再掲すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第 2 表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別端末回線数		
_____年 3 月 3 1 日現在		
サービスの種類 _____	事業者名 _____	
都道府県	国内端末回線数	国際端末回線数
合 計	()	()
参考事項		

- 注 1 3 月末の状況について記載すること。
- 2 IP-VPN サービス及び広域イーサネットサービスごとに別葉とすること。
- 3 括弧内には、他者の IP-VPN サービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務である端末回線数を再掲すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第12（第2条第2項関係）

第1表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別収入、通信回数、通信量

年 4月 1日から
年 3月 31日まで

サービスの種類（細区分）

（総合デジタル通信サービスのインタフェース及び通信モードの種類）

発信・着信の別

事業者名

距離段階	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合計				

注1 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2 IP電話については、国内電気通信役務であるものについて記載すること。

3 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、IP電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

4 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

7 IP電話については、「収入」の欄は記載しないこと。

8 「収入」、「通信回数」及び「通信量」の各欄は、千を単位として記載すること。この場合に

現行

様式第1

第1表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別収入、通信回数、通信量

年度分

電気通信役務の種類

サービスの種類

事業者名

距離段階	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合計				

注1 音声伝送役務（加入電話、中継電話（相互接続協定により接続する他の電気通信事業者との相互接続点間のみを自らの提供する役務の範囲とする音声伝送役務であつて当該他の電気通信事業者の提供する国内電気通信役務の範囲も含めて自ら利用者が支払うべき料金を設定するものをいう。以下同じ。）、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信（文言を伝送交換するための電気通信設備（50ビット毎秒の速度で伝送交換するものに限る。）を用いて文言のみを対象とする通信を行うデータ伝送役務に限る。以下同じ。）及び無線呼出し（無線によつて携帯受信設備の携帯者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うデータ伝送役務をいう。以下同じ。）を除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款又は料金表（以下「契約約款等」という。）において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。

4 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

6 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。

7 「収入」、「通信回数」及び「通信量」の各欄は、千を単位として記載すること。この場合に

において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

9 通信量については、時間によつて記載すること。

10 「平均通信量」の欄には、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

11 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

12 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

13 「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

14 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。

8 「平均通信量」の欄には、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別通信回数、通信時間

年度分

サービスの種類

事業者名

取扱対地	通 信 回 数				通 信 時 間			
	発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (1)-(2)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (3)-(4)
合計								

注1 音声伝送役務（相互接続協定により接続する他の電気通信事業者の提供する国際電気通信役務の範囲も含めて自ら利用者が支払うべき料金を設定するものに限る。）について記載することとし、契約約款等に規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 「取扱対地」は、契約約款等に表示する全取扱対地を記載すること。

3 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改正案

第2表

電気通信役務通信量等状況報告 通信量区分別通信回数										
										年 4月 1日から 年 3月31日まで
サービスの種類（細区分） (総合デジタル通信サービスのインタフェース及び通信モードの種類) 発信・着信の別										
										事業者名
通信量区分										合計
通信回数										

注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

- 2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。
- 3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別業とすること。
- 4 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別業とすること。
- 5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 6 通信量の区分は、最初3分まで10秒ごと、3分から6分まで30秒ごと、6分から10分まで1分ごと、10分を超える場合は10分超過分の累計とすること。
- 7 「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 8 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 9 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

現行

第3表

電気通信役務通信量等状況報告 通信量別通信回数										
										年度分
電気通信役務の種類 サービスの種類										
										事業者名
通信量区分										合計
通信回数										

注1 音声伝送役務（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別業とすること。

- 2 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別業とすること。
- 3 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 4 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別業とすること。
- 5 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別業とすること。
- 6 「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。
- 7 回線交換方式における通信量の区分は、最初3分まで10秒ごと、3分から6分まで30秒ごと、6分から10分まで1分ごと、10分を超える場合は10分超過分の累計とすること。
- 8 蓄積交換方式における通信量の区分は、最初百課金単位まで十課金単位ごと、百課金単位から千課金単位までは百課金単位ごと、千課金単位を超える場合は千課金単位超過分の累計とすること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改正案

第3表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別時間帯別通信回数、通信量

年 4月 1日から
年 3月 31日まで

サービスの種類（細区分）
(総合デジタル通信サービスのインタフェース及び通信モードの種類)
発信・着信の別
通信回数・通信量の別

事業者名

時間帯 距離 段階	事業者名																								合計
	0 1 時	1 2 時	2 3 時	3 4 時	4 5 時	5 6 時	6 7 時	7 8 時	8 9 時	9 10 時	10 11 時	11 12 時	12 13 時	13 14 時	14 15 時	15 16 時	16 17 時	17 18 時	18 19 時	19 20 時	20 21 時	21 22 時	22 23 時	23 24 時	
合計																									

注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

- 2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別業とすること。
- 3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別業とすること。
- 4 通信回数及び通信量のそれぞれについて別業に記載すること。
- 5 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。
- 7 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。
- 8 通信量については、時間によつて記載すること。
- 9 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別業に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 10 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記する

現行

第4表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別時間帯別通信回数、通信量

年度分

電気通信役務の種類
サービスの種類

通信回線又は通信量の別

事業者名

時間帯 距離 段階	事業者名																								合計
	0 1 時	1 2 時	2 3 時	3 4 時	4 5 時	5 6 時	6 7 時	7 8 時	8 9 時	9 10 時	10 11 時	11 12 時	12 13 時	13 14 時	14 15 時	15 16 時	16 17 時	17 18 時	18 19 時	19 20 時	20 21 時	21 22 時	22 23 時	23 24 時	
合計																									

注1 通信回数及び通信量のそれぞれについて別業に記載すること。

- 2 音声伝送役務（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別業とすること。
- 3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別業とすること。
- 4 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別業とすること。
- 6 距離段階は、契約約款等に定める区分によること。
- 7 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。
- 8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。

こと。

11 「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

12 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

第4表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別通信回数、通信量

年 4月 1日から
年 3月 31日まで

サービスの種類（細区分）
(総合デジタル通信サービスのインタフェース及び通信モードの種類)
発信・着信の別
通信回数・通信量の別

事業者名

都道府県 (発信)	事業者名					合計
	都道府県 (着信)					
合計						

注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

- 2 発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話、携帯電話及びPHSごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。
- 3 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
- 4 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する都道府県間の通信として記載すること。
- 5 通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。
- 6 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 7 通信量については、時間によつて記載すること。
- 8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

現行

第5表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別通信回数、通信量

年度分

電気通信役務の種類
サービスの種類

通信回数又は通信量の別

事業者名

都道府県 (発信)	事業者名					合計
	都道府県 (着信)					
合計						

注1 通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。

- 2 音声伝送役務（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、従量制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。
- 3 音声伝送役務について記載する場合は、発信及び着信のそれぞれに関し、音声伝送役務の種類（加入電話、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービス）ごとに別葉とすること。
- 4 加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。
- 5 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェース及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。
- 6 データ伝送役務のうち、あらかじめ発信と着信の間の通信路の設定を行わずに通信を行う形態のサービスについては、発信の通信量のみを記載すること。
- 7 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。
- 8 「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載するものとする。
- 9 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所

9 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

10 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

11 「都道府県」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

在する都道府県間の通信として記載すること。

10 都道府県の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

改正案

第5表

電気通信役務通信量等状況報告
単位料金区域間別通信回数、通信量

年 4月 1日から
年 3月31日まで

サービスの種類

発信単位料金区域番号

発信単位料金区域名

事業者名

着信単位料金 区域番号	着信単位料金 区域名	通信回数	通信時間
合 計			

- 注1 国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。
- 2 加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話ごとに別葉とすること。
- 3 発信単位料金区域ごとに別葉とすること。
- 4 他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。
- 5 「通信回数」の欄には百を、「通信時間」の欄には十を単位とし、それぞれ通信回数又は通信時間を記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載すること。
- 6 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 7 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。
- 8 「発信単位料金区域番号」及び「着信単位料金区域名」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

現 行

第6表

電気通信役務通信量等状況報告
単位料金区域間別通信回数、通信時間

年度分

サービスの種類

事業者名

発信単位料金 区域番号	着信単位料金 区域番号	発信単位料金 区域名	着信単位料金 区域名	通信回数	通信時間
合 計					

- 注1 発信単位料金区域ごとに別葉とすること。
- 2 音声伝送役務（加入電話、中継電話及び公衆電話に限る。）について記載すること。
- 3 「発信単位料金区域番号」、「着信単位料金区域番号」、「発信単位料金区域名」及び「着信単位料金区域名」の各欄にはその番号及び名称を記載すること。「通信回数」の欄には百を、「通信時間」の欄には十を単位とし、それぞれ通信回数又は通信時間を記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載するものとする。
- 4 他の事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。
- 5 着信単位料金区域の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

改正案

様式第13（第2条第2項関係）

第1表

電気通信役務通信量等状況報告
品目別距離段階別回線数

年 3月31日現在

サービスの種類（細区分）

伝送方式の種類

事業者名

品目				合計
距離段階				
合計				

注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

2 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

3 専用役務のうち主に映像の伝送を行うもの（以下「映像伝送専用」という。）及び人工衛星に開設する無線局を用いて行うもの（以下「衛星通信専用」という。）については、契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに、契約数の合計を報告すること。

4 品目及び距離段階は、契約約款等に定める区分によることとし、対応する回線数を記載すること。

5 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

6 接続専用回線については、別葉に再掲すること。

7 「距離段階」及び「品目」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現行

第7表

電気通信役務通信量等状況報告
品目別距離段階別回線数

年度分

電気通信役務の種類

サービスの種類

事業者名

品目				合計
距離段階				
合計				

注1 専用役務（データ通信（データ通信設備（電気通信回線及びこれに接続する電子計算機等（電子計算機の本体又は入出力装置その他の機器をいう。）からなる電気通信設備をいう。）を他人の通信の用に供する専用役務をいう。以下同じ。）を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。ただし、専用役務のうち主に映像の伝送を行うもの（以下「映像伝送」という。）及び人工衛星に開設する無線局を用いて行うもの（以下「衛星通信専用」という。）については、契約約款等で定めるサービスの種類ごとに、契約数の合計を報告すること。

2 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

3 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。

4 品目及び距離段階は、契約約款等に定める区分によることとし、対応する回線数を記載すること。

5 接続専用回線は再掲すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数
年 3月31日現在

サービスの種類（細区分）

伝送方式の種類

品目

事業者名

都道府県					合計
都道府県					

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。

- 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
- 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
- 4 品目ごとに別葉とすること。
- 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
- 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 7 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
- 8 「都道府県」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

現行

第8表

電気通信役務通信量等状況報告
品目別都道府県間別回線数
年度分

電気通信役務の種類

サービスの種類

品目

事業者名

都道府県					合計
都道府県					
合計					

注1 専用役務（映像伝送、衛星通信専用及びデータ通信を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

- 2 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
- 3 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
- 4 データ伝送役務のうち、あらかじめ発信と着信の間の通信路の設定を行わずに通信を行う形態のサービスについては、発信の回線数のみを記載すること。
- 5 各欄には発信及び着信の都道府県名を記載することとし、対応する回線数を記載すること。
- 6 接続専用回線は再掲すること。
- 7 他の事業者の回線と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
- 8 都道府県の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

改 正 案

第3表

電気通信役務通信量等状況報告
 単位料金区域間別回線数
 _____年 3月31日現在

サービスの種類（細区分）

 伝送方式の種類

 品目

事業者名

単位 料金区域	単位料金 区域							合 計

- 注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
- 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
 - 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
 - 4 品目ごとに別葉とすること。
 - 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する単位料金区域間で設定されたものとして記載すること。
 - 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 - 7 接続専用回線については、別葉に再掲すること。
 - 8 「単位料金区域」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

現 行

第9表

電気通信役務通信量等状況報告
 品目別単位料金区域間別回線数
 _____年度分

電気通信役務の種類

 サービスの種類

品 目

事業者名

単位 料金区域	単位料金 区域							合 計
合 計								

- 注1 専用役務（映像伝送、衛星通信専用及びデータ通信を除く。）及びデータ伝送役務（電信及び無線呼出しを除き、定額制料金のものに限る。）について記載することとし、契約約款等において規定するサービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。
- 2 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 - 3 専用役務について記載する場合は、伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
 - 4 各欄には発信及び着信の単位料金区域名を記載することとし、対応する回線数を記載すること。
 - 5 接続専用回線は再掲すること。
 - 6 他の事業者の回線と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する単位料金区域間で設定されたものとして記載すること。
 - 7 単位料金区域の項及び欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

様式第 2

電気通信役務契約等状況報告

____年度末現在

電気通信役務の種類 _____

サービスの種類 _____

事業者名 _____

都 道 府 県	単 位 料 金 区 域	契 約 数
合 計		

注 1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び総合デジタル通信サービスに限る。）及びデータ伝送役務（電信、ファクシミリ装置を用いて通信を行うデータ伝送役務並びにキャプテン及び総合デジタル通信サービスに係るデータ伝送役務を除き、パケット単位で課金するデータ伝送役務については移動電気通信役務に係るものに限る。）について記載することとし、サービスの種類（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分）ごとに別葉とすること。

2 携帯電話及びPHSに係るデータ伝送役務については、専らデータ伝送役務の用に供する携帯電話及びPHSの契約数を再掲すること。

3 音声伝送役務については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に定める事項を内容とする通信をいう。）を優先的に取扱うこととした加入電話、携帯電話又はPHS（以下「優先電話」という。）について、当該機関ごとに別葉に再掲すること。

4 「都道府県」の欄は音声伝送役務及びデータ伝送役務について記載すること。「単位料金区域」の欄は、加入電話について記載すること。ただし、別葉に再掲する優先電話については、記載を要しない。

5 「契約数」の欄は、契約約款等において事務用及び住宅用の区別がある場合には、単位料金区域ごとに上段に事務用、中段に住宅用、下段に契約数の合計を記載することとし、公衆電話の場合には、設置台数を記載すること。

6 総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インタフェースの種類ごとに別葉とすること。

7 都道府県の欄は、その必要に応じ、適宜増減しても差し支えない。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第3
第1表

伝送路設備設置状況報告					
区域別回線数					
_____年度末現在					
事業者名 _____					
区域 \ 回路の種類			有線		無線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他	
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()

- 注1 その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備（専用役務を提供するために用いられる電気通信回線（64キロビット毎秒以上の伝送速度の回線に限る。）及び音声伝送役務（総合デジタル通信サービスに限る。）を提供するために用いられる電気通信回線を除く。）であって自ら設置しているものについて記載すること。
- 2 回線数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一として記載すること。括弧内には自ら伝送速度の制御を行わないものの回線数を再掲すること。
- 3 区域は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の2第2項に規定する都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）により記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

伝送路設備設置状況報告
区域別周波数帯域・伝送速度別回線数

年度末現在

回線の種類

事業者名

周波数帯域・ 伝送速度	事業者名												
区域													
合 計													

- 注1 その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備（専用役務を提供するために用いられる電気通信回線（64 キロビット毎秒以上の伝送速度の回線に限る。）及び音声伝送役務（総合デジタル通信サービスに限る。）を提供するために用いられる電気通信回線に限る。）であつて自ら設置しているものについて記載すること。
- 2 専用役務を提供するために用いられる電気通信回線、音声伝送役務を提供するために用いられる電気通信回線の別により別葉として記載すること。
- 3 区域は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 23 条の 2 第 2 項に規定する都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）に準じた区域により記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 14 (第 2 条第 3 項関係)

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別通信回数、通信量

年 4 月 1 日から
年 3 月 3 1 日まで

サービスの種類 (細区分)
(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方 電気通信 事業者	通 信 回 数 (回)				通 信 量 (分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (2)-(1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (4)-(3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 国際電話等及び専用役務 (国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディーリング情報伝送サービス及び国際テレビ会議サービスに限る。) について記載すること。

2 国際電話等について記載する場合は、国際電話 (国際総合デジタル通信サービスの通話モードを含める。) 及び国際総合デジタル通信サービス (通話モードを除く。) ごとに別葉とすること。

3 専用役務について記載する場合は、国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディーリング情報伝送サービス及び国際テレビ会議サービスごとに記載すること。

4 国際電話等に自動通話及び非自動通話の区別がある場合には、その区別ごとに別葉とすること。

5 取扱対地については、全対地を記載すること。

6 括弧内には、本邦発信については外国電気通信事業者が料金を収納する通信回数及び通信量を、本邦着信については本邦電気通信事業者が料金を収納する通信回数及び通信量を再掲すること。

現 行

様式第 4

第 1 表

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別通信回数、通信量

役務の種類

年度分

事業者名

取扱対地	相手方 電気通信 事業者	通 信 回 数 (回)				通 信 量 (分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (2)-(1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (4)-(3)
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 音声伝送役務 (電話及び国際総合デジタル通信サービスに限る。)、専用役務 (国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディーリング情報伝送サービス及び国際テレビ会議サービスに限る。)、電信以外のデータ伝送役務 (デジタルデータ伝送及び従量制料金のサービスに限る。) について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類 (契約約款において、細区分がある場合には、その細区分) ごとに別葉とする (国際総合デジタル通信サービスの通話モードについては電話に含める。) こと。音声伝送役務に自動通話及び非自動通話の区別がある場合には、その区別ごとに記載し、音声伝送役務に係る報告書に添付すること。

2 取扱対地については、通信量の発信、着信の合計の多い順に 30 対地まで (音声伝送役務については全対地) 記載すること。

3 通信量については、回線交換方式にあつては時間によつて、蓄積交換方式にあつてはその課金単位によつて記載すること。

4 音声伝送役務については、括弧内に、本邦発信については外国電気通信事業者が料金を収納する通信量を、本邦着信については本邦電気通信事業者が料金を収納する通信量を再掲すること。

7 報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

8 報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

9 「取扱対地」及び「相手方電気通信事業者」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改正案

様式第 15 (第 2 条第 3 項関係)

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別通信回数、通信量

年 月分

サービスの種類 国際電話等
(自動通話・非自動通話の別)

事業者名

取扱対地	相手方 電気通信 事業者	通 信 回 数 (回)				通 信 量 (分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (2)-(1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (4)-(3)
	小 計								
	小 計								
合 計									

注 1 各四半期の月ごとの状況を記載すること。

2 国際電話及び国際総合デジタル通信サービス(通話モードに限る。)について記載すること。

3 自動通話及び非自動通話の区別がある場合には、その区別ごとに別葉とすること。

4 取扱対地については、全対地を記載すること。

5 月の途中において他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

6 月の途中において他の電気通信事業者の電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

7 「取扱対地」及び「相手方電気通信事業者」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現 行

第 2 表

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別通信回数、通信量

年度 第 四半期 月分

事業者名

取扱対地	相手方 電気通信 事業者	通 信 回 数 (回)				通 信 量 (分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (2)-(1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (4)-(3)
合 計									

注 1 各四半期の月ごとの状況を記載すること。

2 音声伝送役務(電話及び国際総合デジタル通信サービスの通話モードに限る。)について記載することとし、契約約款において、細区分がある場合には、その細区分ごとに別葉とする(国際総合デジタル通信サービスの通話モードについては電話に含める。)とともに、自動通話及び非自動通話の区別がある場合には、その区別ごとに記載し、音声伝送役務に係る報告書に添付すること。

3 取扱対地については、全対地を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

様式第 16 (第 2 条第 3 項関係)

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別品目別回線数

年 3 月 3 1 日現在

サービスの種類 (細区分)

事業者名

品目					合計
取扱対地					
その他					
合計					

注 1 専用役務 (国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディール
ング情報伝送サービス及び国際テレビ会議サービスを除く。) について記載すること。

- 2 契約約款等において定めるサービスの細区分ごとに別葉とすること。
- 3 品目は、契約約款等において定める区分によること。
- 4 取扱対地については、回線数の合計の多い順に 50 対地まで記載し、それ以外の取扱対地
については、その他として一括して記載すること。
- 5 「取扱対地」及び「品目」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

現行

第 3 表

電気通信役務通信量等状況報告
取扱対地別品目別回線数

年度末現在

役務の種類

事業者名

品目			合計
取扱対地			
その他			
合計			

注 1 データ通信、国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディール
ング情報伝送サービス、国際テレビ会議サービス以外の専用役務及びデータ伝送役務 (デジ
タルデータ伝送及び定額制料金のサービスに限る。) について記載することとし、契約約款
等において、役務の種類を区分している場合にはその区分ごとに別葉とすること。

- 2 品目は、契約約款に定める区分によること。
- 3 取扱対地については、回線数の合計の多い順に 50 対地まで記載すること。
- 4 接続専用回線については、再掲すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 17 (第 3 条第 1 項関係)

伝送路設備設置状況報告
 単位指定区域別種類別回線数

年 3 月 3 1 日現在

事業者名

種類 単位 指定区域	有 線				無 線
	二線式	同軸	光信号 伝送用	その他	
合 計					

- 注 1 固定端末系伝送路設備であつて自ら設置しているものについて記載すること。
- 2 回線数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度等にかかわらず、一の回線につき一として記載すること。
- 3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 18 (第 3 条第 2 項関係)

特定移動端末設備状況報告
都道府県別特定移動端末設備数
_____年 3月31日現在
事業者名

都 道 府 県	特 定 移 動 端 末 設 備 数
合 計	

- 注 1 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 5

電気通信役務通信量等状況報告 取扱対地別通信回数、通信量									
年度 第 四半期 月分									
事業者名									
取扱対地	相手方 電気通信 事業者	通 信 回 数 (回)				通 信 量 (分)			
		発信 (1)	着信 (2)	合計 (1)+(2)	差 (2)-(1)	発信 (3)	着信 (4)	合計 (3)+(4)	差 (4)-(3)
その他									
合 計									

- 注 1 各四半期の月ごとの状況を記載すること。
- 2 音声伝送役務（本邦外の場所との間で、音声の内容を蓄積することなく通信を行うものであつて、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款がない場合には、その提供するサービスの種類）ごとに別葉とすること。
- 3 取扱対地については、他の対地を経由することなく取扱対地へ発信する場合の当該取扱対地（以下「直通対地」という。）についてのみ、通信量の発信、着信の合計の多い順に全対地記載すること。ただし、国内の他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる本邦外の場所との間での通信については、取扱対地について記載することを要しない。
- 4 相手方電気通信事業者については、当該電気通信役務の提供に関して提携する外国政府又は外国人若しくは外国法人ごとに記載すること。ただし、国内の他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる本邦外の場所との間での通信については、自己の電気通信設備を接続する電気通信設備に係る他の電気通信事業者ごと又はその利用者として電気通信役務の提供を受ける他の電気通信事業者ごとに記載すれば足りる。
- 5 通信回数及び通信量については、直通対地を経由してそれ以外の取扱対地へ発信する場合及び直通対地以外の取扱対地から直通対地を経由して着信する場合は、直通対地への発信及び直通対地からの着信に係る通信回数及び通信量に含めて記載すること。なお、国際総合デジタル通信サービスについては、音声の伝送に係るもののみを記載することとし、それが困難な場合は音声の伝送に係るものを含む必要最小限の範囲で記載すること。
- 6 報告の時点における全取扱対地の内訳及び各取扱対地の直通対地又は第三國中継対地（直通対地を経由してそれ以外の取扱対地へ発信する場合の当該取扱対地のことをいう。以下同じ。）の別について適宜の様式で記載したものを報告書に添付すること。ただし、国内の他の電気通信事業者の電気通信設備を介して本邦外の場所との間で発信を行う場合は、各取扱対地の直通対地又は第三國中継対地の別について記載することを要しない。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第6

電気通信役務収入状況報告

____年度分

事業者名

収 入 (千円)

注1 音声伝送役務（本邦外の場所との間で、音声の内容を蓄積することなく通信を行うものであつて、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）について記載することとし、契約約款において規定するサービスの種類（契約約款がない場合には、その提供するサービスの種類）ごとに別葉とすること。

2 収入については、事業者が利用者から収納する料金の当該事業年度の合計を記載すること。なお、国際総合デジタル通信サービスについては、音声の伝送に係るもののみを記載することとし、それが困難な場合は音声の伝送に係るものを含む必要最小限の範囲で記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案

現行

様式第 19 (第 4 条関係)

様式第 7

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の業務に係る収益報告

年 4 月 1 日から
年 3 月 3 1 日まで
事業者名

(単位 円)

電気通信事業営業収益	
附帯事業営業収益	
合計	

注 1 「附帯事業営業収益」の欄には、端末販売収入等特定移動端末設備に係る収入について項目ごとに記載すること。

2 報告年度中に他の電気通信事業者の特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

3 報告年度中に他の電気通信事業者に特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる
電気通信役務の業務に係る収益報告

年 月 日から
年 月 日まで
事業者名
()
(単位 円)

電気通信事業営業収益	
音声伝送	
データ伝送	
附帯事業営業収益	

注 1 「附帯事業営業収益」の欄には、端末販売収入等特定移動端末設備に係る収入について項目ごとに記載すること。

2 合併があつたときは、合併により消滅する法人の名称を () 内に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 20 (第 5 条関係)

外国政府等との協定等の報告

年 4 月 1 日から

年 3 月 3 1 日まで

事業者名

国名	外国政府又は外国人 若しくは外国法人	協定等締結日	精算料金等

注 1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。

2 「精算料金等」の欄には、サービスの種類、対地、精算料金（国際計算料金を含む。）、保障通信時間、協定又は契約の有効期間、その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件について記載すること。

3 「国名」及び「外国政府又は外国人若しくは外国法人」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

改正案

現行

様式第 21 (第 6 条関係)

電気通信事業損益報告

年 月 日から
年 月 日まで
事業者名

(単位 円)

事業の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
電気通信事業				
電気通信事業以外の事業				
合計				

- 注 1 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、電気通信事業会計規則第 16 条の規定を準用する。
- 2 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに共用される固定資産については、電気通信事業会計規則第 11 条の規定を準用する。
- 3 認定電気通信事業以外の電気通信事業を行つている場合は、認定電気通信事業についてその営業収益、営業費用及び営業利益を摘要欄に記載すること。この場合において、認定電気通信事業と認定電気通信事業以外の電気通信事業とに関連する収益及び費用については、電気通信事業会計規則第 16 条の規定を準用する。
- 4 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

様式第 22 (第 7 条関係)

緊急通報の取扱い開始報告

年 月 日

取扱いを開始する緊急通報の種類

事業者名

緊急通報の取扱いを開始する年月日	
緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲	
緊急通報の取扱いの実施の方法	

- 注 1 取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別葉とすること。
- 2 「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話（～に限る。）」又は「IP電話（～を除く。）」のように、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。
- 3 「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信役務の提供を受ける者が緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機関に接続されるまでの手順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。
- 4 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 23 (第 8 条関係)

第 1 表

電気通信番号の使用状況報告 (0AB~J 番号)

____年 3 月 3 1 日現在

事業者名 _____

番号 区画	番号使用数					番号 未使用 数	番号 休止 数	合計
	うち アナログ 電話	うち 総合 デジタル 通信 サービス	うち I P 電話	うち ダイヤル イン番号 使用数	うち 番号 ポータ ビリティ 使用数			
合計								

- 注 1 電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号について記載すること。
- 2 「番号区画」の欄は、総務大臣が告示で定める番号区画ごとの区分に従い記載すること。
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与したものの数を記載すること。
- 4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与した電気通信番号の数を記載すること。
- 5 「うち番号ポータビリティ使用数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で用いられている電気通信番号の数を記載すること。
- 6 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与されていないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与を行っていないものの数を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

改正案

現行

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）

年 3月31日現在

事業者名

電気通信番号 の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	合計
合計				

注1 電気通信番号規則第9条第2号から第6号まで及び第10条各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「080/090」、「070」、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「OAB0」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているものの数を記載すること。

4 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与されていないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

5 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与を行っていないものの数を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

表中の太字部分は今回、情報通信審議会に諮問する事項

改正案	現行
<p>（<u>電気通信事業者の電気通信回線設備等を識別するための電気通信番号</u>）</p> <p>第五条 <u>法第四十一条第一項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備（第七条の信号用伝送装置並びに第九条及び第十二条の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号（第十条及び第十三条の電気通信番号を除く。）は、別表第一一号に定めるものとする。ただし、利用者の利便性の確保の観点から総務大臣が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。第九条第二号において同じ。）を識別するための電気通信番号は、別表</u></p>	<p>（<u>第一種電気通信事業者の電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</u>）</p> <p>第五条 <u>第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備（第七条の信号用伝送装置並びに第九条及び第十二条の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号（第十条及び第十三条の電気通信番号を除く。）は、別表第一一号に定めるものとする。ただし、利用者の利便性の確保の観点から総務大臣が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。</u></p>

第一第二号に定めるものとする。

第六条 削除

(信号用伝送装置を識別するための電気通信番号)

第七条 信号用伝送装置(国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式に基づくものに限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第二号に定めるものとする。

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を

(第二種電気通信事業者の電気通信設備を識別するための電気通信番号)

第六条 第二種電気通信事業者の電気通信設備(中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される第二種電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。以下同じ。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第二号に定めるものとする。

(信号用伝送装置を識別するための電気通信番号)

第七条 国際電気通信役務の制御に係る信号用伝送装置(国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式に基づくものに限る。)を識別するための電気通信番号は、別表第一第二号に定めるものとする。

(端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号)

第九条 端末系伝送路設備(第十二条に規定するものを除く。)を

識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

一（略）

二 第五条第二項に規定する電気通信事業者の電気通信設備にその一端が接続される端末系伝送路設備であつて他の一端が当該電気通信事業者の利用者（電気通信事業者を除く。次条において同じ。）の使用に係る端末設備に接続されるものを識別するための電気通信番号は、別表第一第五号に定めるものとする。

三 六（略）

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

一（略）

二 第二種電気通信事業者の電気通信設備にその一端が接続される端末系伝送路設備であつて他の一端が当該第二種電気通信事業者の利用者の使用に係る端末設備に接続されるものを識別するための電気通信番号は、別表第一第五号に定めるものとする。

三 六（略）

（電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号）

第十条 電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号は、次のとおりとする。

一 第一種電気通信事業者が利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務を識別するための電気通信番号は、別表第一第十号に定めるものとする。

- 二 端末系伝送路設備（無線呼出しの役務に係るものを除く。）から利用者の使用に係る端末設備等（インターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続されるものに限る。）に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第十一号に定めるものとする。

三（略）

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号）は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 国内プレフィックス（第九条（第六号を除く。）又は第十条第一号若しくは第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇とする。

- 二 端末系伝送路設備（無線呼出しの役務に係るものを除く。）から利用者の使用に係る端末設備等（パケット交換網に接続されるものに限る。）に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号は、別表第十一号に定めるものとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、前条第一号の規定を適用することができる。

三（略）

（プレフィックス）

第十四条 プレフィックス（特定の電気通信番号に前置する電気通信番号）は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 国内プレフィックス（第九条（第六号を除く。）又は第十条第一号若しくは第十条第二号に定める電気通信番号又は総務大臣が別に告示する電気通信番号に前置する電気通信番号）は、〇とする。

(電気通信番号の指定の申請)

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 電気通信番号を必要とする理由

二 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み

三 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画

四 電気通信番号を管理する方法

五 ネットワーク構成図(他の電気通信事業者との分界点その他電気通信番号を使用する場合に必要な電気通信設備を明示した

ものをいふ。)

(電気通信番号の指定の申請)

第十五条 電気通信番号の指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第一の申請書に、必要とする電気通信番号の数、電気通信番号を必要とする理由並びにその根拠となる需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

六 別表第二に規定する要件を確認できる事項（第十一条に規定する電気通信番号の指定を受けようとする場合を除く。）。

七 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号の指定のため特に必要な事項

3 前項各号に掲げる事項について変更する場合は、様式第二により、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、別表第三に規定する軽微な変更については、この限りでない。

（電気通信番号の使用の廃止）

第十八条 第十六条の規定に基づき電気通信番号の指定を受けた者は、第十五条第二項第三号に掲げる電気通信役務の提供の計画に従って当該電気通信番号を使用しないとき又は当該電気通信番号の使用を廃止したときは、その旨を様式第三の届出書により、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

（指定した電気通信番号の取消し）

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相

（電気通信番号の使用の廃止）

第十八条 第十六条の規定に基づき電気通信番号の指定を受けた者は、第十五条に掲げる電気通信役務の提供の計画に従って当該電気通信番号を使用しないとき又は当該電気通信番号の使用を廃止したときは、その旨を様式第二の届出書により、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

（指定した電気通信番号の取消し）

第二十条 総務大臣は、第十六条の指定を受けた電気通信事業者が

<p>当の期間を定めて、<u>第十六条の指定を取り消すことができる。</u></p> <p>一 <u>第十六条の指定を受けた電気通信事業者について、当該指定に係る電気通信番号を第四条に規定する基準に従って使用していないと認められるとき又は別表第二に規定する要件を満たさなくなつたとき。</u></p> <p>二 <u>この規則に基づき命令に従わなかつたとき。</u></p> <p>三 <u>前条の規定による報告をしなかつたとき又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により第十六条の指定を取り消された電気通信事業者は、遅滞なく、総務大臣に電気通信番号指定証を返納しなければならぬ。</u></p>	<p><u>ら前条の規定による報告がないとき若しくは虚偽の報告がされたとき又は当該報告から第四条に規定される基準に従って使用されていないと認められるときは、相当の期限を定めて、第十六条の指定を取り消すことができる。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

第 条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成一五年法律第二百二十五号）（第二条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第 条 この省令の施行の際現に指定されている電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の規定により指定されたものとみなす。

第 条 この省令の施行の際現に電気通信番号の指定を受けており、かつ、この省令による改正後の電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十五条第二項各号に掲げる事項に変更がある電気通信事業者については、同条第三項の規定に基づき届出をしたものとみなす。

改正案	現 行
<p>別表第一 第一号 (第5条第1項関係)</p> <p>00X₁X₂ (X₁は0,2及び9を除く。)又は002Y₁Y₂ ただし、X₁X₂及びY₁Y₂は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。</p> <p>第二号 (第5条第2項関係)</p> <p>0091N₁N₂ ただし、N₁N₂は、総務大臣の指定により第5条第2項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。</p> <p>第四号 (第8条関係)</p> <p>44M₁M₂M₃から始まる15けたを超えない十進数字 ただし、M₁M₂M₃は、総務大臣の指定により電気通信回線設備を設置する電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。</p> <p>第五号 (第9条第2号関係)</p> <p>91CDEから始まる13けたを超えない十進数字 ただし、CDEは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p>	<p>別表第一 第一号 (第5条関係)</p> <p>00X₁X₂ (X₁は0,2及び9を除く。)又は002Y₁Y₂ ただし、X₁X₂及びY₁Y₂は、総務大臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。</p> <p>第二号 (第6条関係)</p> <p>0091N₁N₂ ただし、N₁N₂は、総務大臣の指定により第二種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。</p> <p>第四号 (第8条関係)</p> <p>44M₁M₂M₃から始まる15けたを超えない十進数字 ただし、M₁M₂M₃は、総務大臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字に添字を付したものは、十進数字とする。</p> <p>第五号 (第9条第2号関係)</p> <p>91CDEから始まる13けたを超えない十進数字 ただし、CDEは、総務大臣の指定により第二種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p>

第六号 (第9条第3号関係)

80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により電気通信回線設備
を設置する電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第4号関係)

70CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により電気通信回線設備
を設置する電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第5号関係)

20CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により電気通信回線設備
を設置する電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第九号 (第9条第6号関係)

881 から始まる 15 けたを超えない十進数字
ただし、881 に続く 1 けた以上 4 けた以下の数字は、総務大
臣の指定により電気通信回線設備を設置する電気通信事
業者ごとに定められる数字とする。

第六号 (第9条第3号関係)

80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により第一種電気通信
事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第4号関係)

70CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により第一種電気通信
事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第八号 (第9条第5号関係)

20CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により第一種電気通信
事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第九号 (第9条第6号関係)

881 から始まる 15 けたを超えない十進数字
ただし、881 に続く 1 けた以上 4 けた以下の数字は、総務大
臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる
数字とする。

第十号 (第 10 条第 1 号関係)

60CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第十号 (第 10 条第 1 号関係)

60CDEFGHJK(Cは0を除く。)
ただし、CDEは、総務大臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

改正案

現行

別表第二（第15条第2項関係）

電気通信番号の種別	要件
1 第5条第1項に規定するもの	1 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備(注1)と網間信号接続(中継系伝送路設備を用いて接続するものをいう。以下同じ。)を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 2 第5条第1項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。 3 第5条第1項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。
2 第5条第2項に規定するもの	1 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 2 第5条第2項に規定する電気通信番号により識別される交換設備を設置すること。 3 第5条第2項に規定する電気通信番号の指定を受けていないこと。
3 第7条に規定するもの	1 国際信号網における信号局の機能を有する設備を設置すること。(注2) 2 1の電気通信設備が海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網で接続され、運用されること。
4 第8条に規定するもの	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
5 第9条第1号に規定するもの(注3)	1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。 2 第9条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するための電気通信設備が技術基準適合維持義務の対象であり、法第42条に規定する技術基準適合確認を行っていること。(注4) 3 第9条第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講じること。 4 指定を受けようとする番号区画について相当程度の需要が見込まれ、そのための電気通信役務の提供計画に確実性があること。 5 緊急通報が利用可能であること(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 6 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 7 上記1から6までを満足させるための機能を端末設備に委ねている場合には、最終利用者(最終的に電気通信役務の提供を受ける者であって、電気通信事業者以外の者をいう。)が自ら端末設備の設定を変更することを無効とする技術的措置等を講じること。 8 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用(他の電気通信事業者の端末系伝送路設備と接続される場合を含む。)して電気通信役務を提供する場合において、上記1から7までに關して電気通信事業者間における取決めを行うこと。
6 第9条第2号に規定するもの	法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)
7 第9条第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

別表第二

第一号 (第9条第3号関係)

A0CDEFGHJ
 ただし、A及びCDは、総務大臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第二号 (第9条第4号関係)

A0CDEFGHJ
 ただし、A及びCDは、総務大臣の指定により第一種電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

8 第9条第4号に規定するもの	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>
9 第9条第5号に規定するもの	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>
10 第9条第6号に規定するもの	電波法施行規則第4条第1項第20号の10に規定する人工衛星局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。
11 第10条第1号に規定するもの	<p>1 サービス制御機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p> <p>3 国際電気通信連合条約に基づく勧告(F.850,F.851)に規定する内容に準拠すること。</p>
12 第10条第2号に規定するもの	<p>1 呼制御機能を有する設備を設置すること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。</p> <p>3 総務大臣が別に告示する総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5に規定するものをいう。以下4において同じ。)を満たすこと。(注4)</p> <p>4 総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置を講ずること。</p>
13 第10条第3号に規定するもの	<p>1 サービス制御機能を有する設備を設置すること(総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。)</p> <p>2 電気通信役務の提供のための機能を有する設備を設置すること(総務大臣が別に告示する電気通信番号に限る。)</p> <p>3 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと(ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)</p>
14 第12条に規定するもの	パケット交換によるデータ通信を行うための設備を設置すること。
15 第13条に規定するもの	メッセージ交換を行う機能を有する設備を設置すること。

- 注 1 第一種指定電気通信設備のうち、アナログ信号伝送用の電気通信回線に限る。以下同じ。
- 2 国際信号網は、国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式の信号情報を転送するための信号網であって、メッセージ転送部において国際信号局コードを用いる場合に限る。
- 3 無線呼出しに係る指定については、「要件」の欄の5及び6を除く。
- 4 総合品質の測定については、TTC 標準 JJ201.01 以上の測定方法に基づいて測定されたものであること。

別表第三（第15条第3項関係）

軽微な事項	適用の条件
1 第15条第2項(第6号を除く。)に規定する事項のうち次に掲げるもの	
(1) 第2号に規定する需要の見込み	必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要について下回ることとなる場合に限る。
(2) 第4号に規定する電気通信番号を管理する方法	電気通信番号を管理する方法を変更する場合。(ただし、管理体制に変更を生じる場合を除く。)
(3) 第5号に規定するネットワーク構成図	ネットワーク構成図の一部について改める場合に限る。(ただし、当該端末系伝送路について新たに追加又は変更する場合を除く。)
2 別表第二の要件のうち次に掲げるもの	
(1) 1、2の2に関する事項	第5条第1項又は2項に規定する電気通信番号により識別される交換設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(2) 3の1に関する事項	国際信号網における信号局の機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(3) 5の1に関する事項	固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(4) 5の2に関する事項	法第42条第2項において準用する同条第1項の確認を行うこととなる場合を除く。
(5) 5の3に関する事項	第9条第1号に規定する電気通信番号の示す地理的識別地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置の変更内容が軽微であること。
(6) 5の4に関する事項	指定を受けようとする番号区画について相当程度の需要の見込みについて変更を生じること。(変更後において当初の見込みを下回る場合に限る。)
(7) 5の5に関する事項	緊急通報に関する電気通信役務の提供内容に変更を生じる場合を除く。
(8) 11の1に関する事項	サービス制御機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(9) 12の1に関する事項	呼制御機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(10) 12の3に関する事項	総務大臣が別に告示する総合品質(事業用電気通信設備規則第36条の5に規定するものをいう。以下同じ。)について変更する場合(総合品質に関する数値を劣化させることとなる場合を除く。)
(11) 12の4に関する事項	総合品質を満足しない形での端末設備の接続がなされないような措置について変更を生じることとなる場合を除く。
(12) 13の1に関する事項	サービス制御機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(13) 13の2に関する事項	電気通信役務の提供のための機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(14) 14に関する事項	パケット交換によるデータ通信を行うための設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。
(15) 15に関する事項	メッセージ交換を行う機能を有する設備の全部又は一部について改める場合又は追加する場合。

--	--

様式第一 電気通信番号申請書の様式（第15条第1項関係）

電気通信番号申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
登録又は届出の番号及び年月日

電気通信番号の指定を受けたいので、電気通信番号規則第15条第1項の規定に基づき申請します。

事項書

- 1 電気通信番号を必要とする理由
- 2 必要とする電気通信番号の数及びその根拠となる需要の見込み
- 3 必要とする電気通信番号の数に係る電気通信役務の提供の計画
- 4 電気通信番号を管理する方法
- 5 ネットワーク構成図
- 6 別表第二に規定する要件を確認できる事項
- 7 その他電気通信番号の指定のため特に必要な事項

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略でき

様式第一 電気通信番号申請書の様式（第15条関係）

電気通信番号申請書

年 月 日

長 総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
許可又は登録の番号及び年月日

短 辺 電気通信番号の指定を受けたいので、電気通信番号規則第15条の規定に基づき申請します。

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。

- る。
- 2 電気通信番号を必要とする理由は、電気通信番号を必要とする具体的理由及び当該電気通信番号を規定している電気通信番号規則の条項について記載すること。
 - 3 必要とする電気通信番号の数及び根拠となる需要の見込みは、必要とする電気通信番号の数(需要の見込みを含む)及び使用予定年月日を記載すること。
 - 4 提供を計画している役務の内容は、提供する電気通信役務について具体的に記載すること。
 - 5 電気通信番号を管理する方法は、電気通信番号の管理に関する具体的方法について記載すること。
 - 6 ネットワーク構成図は、電気通信番号の関係する通信経路、第15条第2項で規定する必要な電気通信設備の所在(所在する市町村名を含む。)、分界点がわかるように明確に記載すること。
 - 7 別表第二に規定する要件を確認できるものは、同表に規定する要件について明確に記載すること。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二 電気通信番号変更届出書の様式（第15条第3項関係）

電気通信番号指定に関する変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
登録又は届出の番号及び年月日

電気通信番号の申請の内容を次のとおり変更するので、電気通信番号規則第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

変更事項		
変更内容	変更前	変更後
変更年月日		

- 注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる
- 2 変更事項は、電気通信番号の申請の際に提出した内容について変更を生じる事項について具体的内容を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第三 電気通信番号廃止届出書の様式（第18条関係）

電気通信番号廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
登録又は届出の番号及び年月日

指定を受けていた電気通信番号 を使用しない ので、
の使用を廃止した

電気通信番号規則第18条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

廃止した電気通信番号	
電気通信番号の廃止年月日	

注 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人
にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること
とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略でき
る。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二 電気通信番号廃止届出書の様式（第18条関係）

電気通信番号廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
許可又は登録の番号及び年月日

指定を受けていた電気通信番号 を使用しない ので、
の使用を廃止した

電気通信番号規則第18条の規定に基づき次のとおり届け出
ます。

廃止した電気通信番号	
電気通信番号の廃止年月日	

短 辺 （日本工業規格A列4番）

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあ
つては、その名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表
者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性基準</p>	<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性基準</p>
<p>第1（略）</p> <p>第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、<u>電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項又は第2項に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする電気通信事業の用に供する情報通信ネットワークをいう。</u></p> <p>4 「その他の電気通信事業用ネットワーク」とは、<u>電気通信回線設備事業用ネットワーク以外の電気通信事業用ネットワークをいう。</u></p>	<p>第1（略）</p> <p>第2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 「<u>第一種電気通信事業用ネットワーク</u>」とは、<u>電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第6条第2項に規定する第一種電気通信事業の用に供する情報通信ネットワークをいう。</u></p> <p>4 「<u>特別第二種電気通信事業用ネットワーク</u>」とは、<u>電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第21条第3項に規定する特別第二種電気通信事業の用に供する情報通信ネットワークをいう。</u></p> <p>5 「<u>その他の第二種電気通信事業用ネットワーク</u>」とは、<u>第一種電気通信事業用ネットワーク及び特別第二種電気通信事業用ネットワーク以外の電気通信事業用ネットワークをいう。</u></p>

- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

第3～第5 (略)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に昭和62年郵政省告示第74号（情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程）第8条の規定による登録を受けている情報通信ネットワークについては、その登録の有効期間までは、なお従前の例による。

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第3～第5 (略)

別表第1 設備等基準

項目	対策	実施 指針			
		電気通 信回線 設備事 業用ネ ットワ ーク	その他 の電気 通信事 業用ネ ットワ ーク	自営情 報通信 ネット ワーク	コーザ ネット ワーク
第1 設備基準 1 一般基準					
(1) 通信センター の分散	ア (略)	—	—	(略)	(略)
(2) 代替接続系統 の設定	イ (略)	—	—	(略)	(略)
(3) 異経路伝送路 設備の設置	ア (略)	—	—	(略)	(略)
(4) 電気通信回線 の分散収容	イ (略)	—	—	(略)	(略)
(5) 主パイルイン ターネット接続 サービスにおけ る設備の分散等	(略)	—	—	(略)	(略)
(6) 主パイルイン ターネット接続 サービスにおけ る設備容量の確 保	(略)	— *	—	(略)	(略)
(7) 電子メールに よる一方的な広 告・宣伝等への 対策	(略)	—	—	(略)	(略)
(8) 予備の電気通 信回線の設定等	ア (略)	—	—	(略)	(略)
(9) 情報通信ネッ トワークの動作 状況の監視等	イア (略)	—	—	(略)	(略)
	イウエオ (略)	—	—	(略)	(略)

別表第1 設備等基準

項目	対策	実施 指針			
		第一種 電気通 信事業 用ネッ トワ ーク	特別第 二種電 気通信 事業用 ネット ワーク	その他 の第二 種電気 通信事 業用ネ ットワ ーク	自営情 報通信 ネット ワーク
第1 設備基準 1 一般基準					
(1) 通信センター の分散	ア (略)	—	—	—	(略)
(2) 代替接続系統 の設定	イ (略)	—	—	—	(略)
(3) 異経路伝送路 設備の設置	ア (略)	—	—	—	(略)
(4) 電気通信回線 の分散収容	イ (略)	—	—	—	(略)
(5) 主パイルイン ターネット接続 サービスにおけ る設備の分散等	(略)	—	—	—	(略)
(6) 主パイルイン ターネット接続 サービスにおけ る設備容量の確 保	(略)	— *	—	—	(略)
(7) 電子メールに よる一方的な広 告・宣伝等への 対策	(略)	—	—	—	(略)
(8) 予備の電気通 信回線の設定等	ア (略)	—	—	—	(略)
(9) 情報通信ネッ トワークの動作 状況の監視等	イア (略)	—	—	—	(略)
	イウエオ (略)	—	—	—	(略)

(4) 火災対策	(略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 耐水等の対策	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 水害対策	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 凍結対策	(略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 塩害等対策	(略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 高温・低温対策	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 高湿度対策	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 高信頼度	(略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) 第三者の接触防止	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13) 故障等の検知、通報	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(14) 子備機器等の配備	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 通信ケーブルの地中化	(略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 屋内設備									
(1) 地震対策	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 雷害対策	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 火災対策	ウ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 高信頼度	(略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 故障等の検知、通報	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 試験機器の配備	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 子備機器等の配備	ウ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 電源設備									
(1) 電力の供給条件	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 地震対策	イ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 雷害対策	ウ (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 火災対策	ア (略)	—	—	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 火災の検知、 消火	イ エ オ ア	(略) (略) (略) (略)	— — — —	— — — —	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
3 空気調和設備 (1) 空気調和設備 の設置	ア イ ウ	(略) (略) (略)	— — —	— — —	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
(2) 空気調和設備 室への入出制限	イ ウ	(略) (略)	— —	— —	(略) (略)	(略) (略)
(3) 空気調和の条 件	ア イ ウ エ オ	(略) (略) (略) (略) (略)	— — — — —	— — — — —	(略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)
(4) 凍結防止	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(5) 漏水防止	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(6) 有毒ガス等	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(7) 故障等の検知 、通報	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(8) 火災の検知、 消火	ア イ	(略) (略)	— —	— —	(略) (略)	(略) (略)

- 注 1 (略)
 2 (略)
 3 その他の電気通信事業用ネットワーク及びユーザーネットワークのそれぞれの集線センター（主として情報通信ネットワークの利用者の端末と通信センターとの間の電気通信回線を集線する機能を有する小規模なセンターをいう。）に係る次の対策についての実施指針は、「 」と読み替える。
 1～3 (略)

(6) 火災の検知、 消火	イ エ オ ア	(略) (略) (略) (略)	— — — —	— — — —	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)
3 空気調和設備 (1) 空気調和設備 の設置	ア イ ウ	(略) (略) (略)	— — —	— — —	(略) (略) (略)	(略) (略) (略)
(2) 空気調和設備 室への入出制限	イ ウ	(略) (略)	— —	— —	(略) (略)	(略) (略)
(3) 空気調和の条 件	ア イ ウ エ オ	(略) (略) (略) (略) (略)	— — — — —	— — — — —	(略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略) (略)
(4) 凍結防止	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(5) 漏水防止	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(6) 有毒ガス等	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(7) 故障等の検知 、通報	イ	(略)	—	—	(略)	(略)
(8) 火災の検知、 消火	ア イ	(略) (略)	— —	— —	(略) (略)	(略) (略)

- 注 1 (略)
 2 (略)
 3 特別第二種電気通信事業用ネットワーク、その他の第二種電気通信事業用ネットワーク及びユーザーネットワークのそれぞれの集線センター（主として当該情報通信ネットワークの利用者の端末と当該センターとの間の電気通信回線を集線する機能を有する小規模なセンターをいう。）に係る次の対策についての実施指針は、「 」と読み替える。
 1～3 (略)

	(8) 情報の収集	(略)			(略)			(略)	(略)
	(9) ふくそう対策	(略)			(略)			(略)	(略)
	ア	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
4	設備の変更・移転管理								
	(1) 体制の明確化	(略)			(略)			(略)	(略)
	(2) 作業工程の明確化等	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)
5	情報セキュリティ管理								
	(1) 情報セキュリティポリシーの策定	(略)			(略)			(略)	(略)
	(2) 危機管理計画の策定	(略)			(略)			(略)	(略)
	(3) 情報セキュリティ監査の実施	(略)			(略)			(略)	(略)
	ア	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)
6	データ管理								
	(1) 体制の明確化	(略)			(略)			(略)	(略)
	(2) 基準の設定	(略)			(略)			(略)	(略)
	(3) 作業の手順化	(略)			(略)			(略)	(略)
	(4) データの記録物の管理	(略)			(略)			(略)	(略)
	ア	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)
7	環境管理								
	(1) 建築物の保全	(略)			(略)			(略)	(略)
	(2) 空気調和設備の保全	(略)			(略)			(略)	(略)
8	防犯管理								
	(1) 体制の明確化	(略)			(略)			(略)	(略)
	ア	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)
	イ	(略)			(略)			(略)	(略)
	ウ	(略)			(略)			(略)	(略)

9 非常事態への対応	(2) 復旧対策の 順化	(略)	—	—	(略)	(略)	
	(1) 体制の明確化	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
		ウ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
10 教育・訓練	(2) 教育・訓練の 内容	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	
	ウ	(略)	—	(略)	(略)	(略)	
	エ	(略)	—	(略)	(略)	(略)	
11 現状の調査・分析 及び改善	(1) 体制の明確化 (2) 基準の設定 (3) 作業の手順化 (4) 改善	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	
		ウ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
		エ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
12 安全・信頼性の確 保等の情報公開	(1) ネットワーク の安全・信頼性 の確保に係る取 組状況	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	
注 (略)	(2) ネットワーク の事故・障害の 状況	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	

9 非常事態への対応	(2) 復旧対策の 順化	(略)	—	—	(略)	(略)	
	(1) 体制の明確化	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
		ウ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
10 教育・訓練	(2) 教育・訓練の 内容	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	
	ウ	(略)	—	(略)	(略)	(略)	
	エ	(略)	—	(略)	(略)	(略)	
11 現状の調査・分析 及び改善	(1) 体制の明確化 (2) 基準の設定 (3) 作業の手順化 (4) 改善	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	
		ウ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
		エ	(略)	—	(略)	(略)	(略)
注 (略)	(2) ネットワーク の事故・障害の 状況	ア	(略)	—	(略)	(略)	
		イ	(略)	—	(略)	(略)	

注 (略)
別表第3 情報セキュリティポリシー策定のための指針 (略)
別表第4 危機管理計画策定のための指針 (略)

別表第3 情報セキュリティポリシー策定のための指針 (略)

別表第4 危機管理計画策定のための指針 (略)

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程の一部を改正する件

情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程 （適用範囲）</p> <p>第3条 この規程は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第41条第1項又は第2項に規定する電気通信設備以外の電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする電気通信事業の用に供する情報通信ネットワーク（利用者の建築物又はこれに類するところに設置する設備を除く。）について適用する。</p> <p>（登録の種類）</p> <p>第4条 総務大臣が行う情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施の登録の種類は、<u>総合種及びセキュリティ種</u>とする。</p> <p>（登録の基準）</p> <p>第5条 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施の登録の基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合種</u>にあつては、安全・信頼性の確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1及び別表第2における実施指針の<u>その他の電気通信事業用ネットワーク</u>の欄の に対応する対</p>	<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程 （適用範囲）</p> <p>第3条 この規程は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第3項に規定する<u>第二種電気通信事業の用に供する情報通信ネットワーク</u>（利用者の建築物又はこれに類するところに設置する設備を除く。）について適用する。</p> <p>（登録の種類）</p> <p>第4条 総務大臣が行う情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施の登録の種類は、<u>A種、B種及びC種</u>とする。</p> <p>（登録の基準）</p> <p>第5条 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施の登録の基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>A種</u>にあつては、安全・信頼性の確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1及び別表第2における実施指針の<u>特別第二種電気通信事業用ネットワーク</u>の欄の に対応する対</p>

策を実施し、かつ、同欄の * に対応する対策を段階的に実施していること又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。

(2) セキュリティ種にあつては、安全・信頼性にかかわる情報セキュリティの確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1の第1の1のⅢのアからシまで及びト及び第2の1の(3)、2の(4)及び2の(5)のア及びイ並びに別表第2の5、6の(1)から(4)まで、8の(1)から(5)まで及び10の(2)のキにおける実施指針のその他の電気通信事業用ネットワークの欄の * に対応する対策を実施し、かつ、同欄の * に対応する対策を段階的に実施していること、又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。

策を実施し、かつ、同欄の * に対応する対策を段階的に実施していること又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。

(2) B種にあつては、安全・信頼性の確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1及び別表第2における実施指針のその他の第二種電気通信事業用ネットワークの欄の * に対応する対策を実施し、かつ、同欄の * に対応する対策を段階的に実施していること又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。

(3) C種にあつては、安全・信頼性にかかわる情報セキュリティの確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1の第1の1の⑨のアからシまで及びト及び第2の1の(3)、2の(4)及び2の(5)のア及びイ並びに別表第2の5、6の(1)から(4)まで、8の(1)から(5)まで及び10の(2)のキにおける実施指針の特別第二種電気通信事業用ネットワーク若しくはその他の第二種電気通信事業用ネットワークの欄の * に対応する対策を実施し、かつ、同欄の * に対応する対策を段階的に実施していること、又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から実施する。
- 2 この規程の施行の際現に昭和62年郵政省告示第74号（情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程）第8条の規程による登録を受けている情報通信ネットワークについては、その登録の有効期間までは、なお従前の例による。

様式第 1 (第 6 条第 1 項関係)

注 2 (略)

別記 1

情報通信ネットワークの概要

1 電気通信役務の種類

注 電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第 2 条第 2 項に規定する種類を記載すること。

様式第 1 (第 6 条第 1 項関係)

注 2 (略)

別記 1

情報通信ネットワークの概要

1 電気通信役務の種類

注 電気通信事業法施行規則 (昭和60年郵政省令第25号) 第35条第 2 項に規定する種類を記載すること。